

平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月31日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算考査	議 員 控 室	
9月1日(金)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
	午 後 1 時			議員決算審査資料要求締切
9月2日(土)				
9月3日(日)				
9月4日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会終了後	I C T推進特別委員会	全員協議会室	
	委員会終了後	中学校給食調査研究特別委員会	全員協議会室	
9月5日(火)				
9月6日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月7日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
	午 後 1 時			総務課決算審査資料提出締切
9月8日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
9月9日(土)				
9月10日(日)				
9月11日(月)				
9月12日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
9月13日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月14日(木)	午 前 1 0 時	佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
9月15日(金)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
9月16日(土)				
9月17日(日)				
9月18日(月)				敬老の日
9月19日(火)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	議会運営委員会	第一委員会室	
9月20日(水)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月21日(木)				
9月22日(金)				
9月23日(土)				秋分の日
9月24日(日)				
9月25日(月)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
9月26日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	議会運営委員会	全員協議会室	

平成29年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月31日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	43

◎ 第2日（9月4日再開）

1. 議事日程	45
2. 出席議員	45
3. 欠席議員	45
4. 出席説明員	45
5. 出席事務局職員	46
再 開	49
散 会	58

◎ 第3日（9月12日再開）

1. 議事日程	59
2. 出席議員	61
3. 欠席議員	61
4. 出席説明員	61
5. 出席事務局職員	61
再 開	62
散 会	139

◎ 第4日（9月13日再開）

1. 議事日程	141
2. 出席議員	143
3. 欠席議員	143
4. 出席説明員	143

5. 出席事務局職員	144
再 開	145
散 会	227

◎ 第5日（9月26日再開）

1. 議 事 日 程	229
2. 出 席 議 員	230
3. 欠 席 議 員	230
4. 出 席 説 明 員	230
5. 出席事務局職員	231
再 開	232
閉 会	278

◎ 審議結果

1. 審議結果	281
2. 諸般の報告	284

1 議 事 日 程（初日）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年8月31日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第9 | 議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 認定第1号 平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第5号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第6号 平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第7号 平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第19 | 認定第8号 平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第20 | 報告第6号 平成28年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第21 | 報告第7号 平成28年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第22 | 報告第8号 平成28年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |

日程第23 報告第9号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について

日程第24 報告第10号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について

日程第25 報告第11号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛 議員	2番	船越 隆之 議員
3番	木村 彰人 議員	4番	森田 正嗣 議員
5番	有吉 重幸 議員	6番	入江 寿 議員
7番	笠 利 毅 議員	8番	徳永 洋介 議員
9番	宮原 伸一 議員	10番	上 疆 議員
11番	神武 綾 議員	12番	小 畠 真由美 議員
13番	陶山 良尚 議員	14番	長谷川 公成 議員
15番	藤井 雅之 議員	16番	門田 直樹 議員
17番	村山 弘行 議員	18番	橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

12番	小 畠 真由美 議員	13番	陶山 良尚 議員
-----	------------	-----	----------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	芦 刈 茂	教 育 長	木 村 甚 治
総 務 部 長	石 田 宏 二	市民生活部長	友 田 浩
総 務 部 理 事	原 口 信 行	都市整備部長	井 浦 真須己
健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕	観光経済部長	藤 田 彰
教 育 部 長	緒 方 扶 美	都 市 整 備 部 公営企業担当部長 総務課長併 選管書記長	今 村 巧 児
教 育 部 理 事	江 口 尋 信	管 財 課 長	田 中 縁
経営企画課長	高 原 清	福 祉 課 長	小 柳 憲 次
市 民 課 長	行 武 佐 江	社 会 教 育 課 長	友 添 浩 一
都市計画課長	木 村 昌 春	観 光 推 進 課 長 兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	中 山 和 彦
上下水道課長	古 賀 良 平	監査委員事務局長	木 村 幸代志
国際・交流課長	寺 崎 嘉 典		渡 辺 美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	斉 藤 正 弘	書 記	高 原 真理子
書 記	力 丸 克 弥		

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

12番、小島真由美議員

13番、陶山 良尚議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 行政報告

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「行政報告」を議題とします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多用な中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たり、まず最初に行政報告をさせていただきます。内容は2点であります。

1点目は、平成29年6月19日、太宰府市議会において可決されました私への問責決議に対する見解についてご説明いたします。

問責決議に対する私の基本姿勢は、決議後の意見表明にあるとおりです。なお、広報8月号にも掲載いたしております。不適切な文書を作成した責任と、その監督責任、あるいはその後の一連の経緯について、市長給与の10%1カ月の減給を行うことにより、襟を正し、責任をとることといたしております。

2点目は、平成29年8月25日付で行いました副市長の解職について、その理由と経過をご説明いたします。

8月25日、地方自治法第163条に基づき、富田副市長を解職いたしました。富田さんは立派なコメントを残され、その潔さに感服いたしております。私としましては、彼のことを考慮し、冷静に事を運びたいところですが、以下の事実について議員の皆様、市民の皆様に明らかにしなければなりません。

8月23日、議長と議会運営委員長が私のところに来られ、副市長の解職の撤回を求められました。その際、私は、解職理由を以下のようにお伝えしました。

1、6月議会の問責決議の後、大事な9月議会にどのように動くのか提案がなかった。

2、報告、連絡、相談がない。PDCAサイクルの実現も図らなかった。

3、市役所改革に否定的だった。地場企業を育成するのが市役所の仕事であるとし、入札の改革に取り組まなかった。

4、4月17日の経営会議の直前に、中学校給食は費用の面で難しいと突然言い出された。

5、機構改革を副市長が主導し、文化・スポーツ部門を教育部に移したが、受け入れの体制がなく、宙に浮いている文化・スポーツの課題がある。

6、6月30日、職員労働組合との交渉の前に、太宰府東小学校の給食体制を民間委託すれば、人件費が年間2,000万円から1,000万円に減額できるので、区切りのいい時期から民間委託するよう副市長から提案があり、私もそれを了承し、交渉の場で組合側に伝えました。7月10日ごろ、副市長は私に次のように言いました。某議員の顔を立てて、今までどおり直営方式でいくことはできないか。これに対して、私は次のように言いました。それは全体で3,000万円から5,000万円財政負担するようになる。

以上のことから、このままでは改革は進まないと考え、副市長を解職することを私は決定いたしました。このことを議長と議会運営委員長に伝えました。私が伝えた内容は、議員の皆様に伝わっているのでしょうか。

また、今回解職を撤回しなければ不信任案を出すこともあるとも言われました。これは議員の皆様の総意でしょうか。

過去にも平成28年3月議会に市長給与削減案を提案しようとしていたところ、出しても通りませんよ、通しませんよ、それでも出しますかと議長と副議長から言われました。当時、これは議員の皆様の総意だったのでしょうか。このような申し入れは、市長の人事権、予算提出権、議案提出権への明確な侵害ではないのでしょうか。

「変えよう太宰府」を掲げ、市長に就任して2年と5カ月。市役所内の大きな流れの中で、このままでは変わらないと考え、政治生命をかけ今回の決意になった次第でございます。

山積する諸課題の中で、職員諸君の尽力で、各分野で新たな方向性が出てきています。都市計画マスタープラン、太宰府館の運営、松川施設の今後、佐野東地区の計画、いきいき情報センターと西鉄五条駅等々のまちづくりについてです。来年3月議会までに議員の皆様に説明し、取り組みの方向性を打ち出していきたいと考えています。また、行政改革、中学校給食問題への取り組みも、今議会において明らかにしたいと考えています。

議員の皆様や市民の皆様に、今回の人心を一新し、新たな改革に取り組もうとする私の決意をご理解いただきたいと考えております。

以上で私の行政報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 8月26日読売新聞の記事に、「芦刈市長は、6月定例会前にも富田氏に辞表を出すように求めた。今回は富田氏に加え、木村甚治教育長に対しても、教育長から外す意向を伝えたという。」と載っていました。これは事実ですか。事実だとすれば、議会の報告もなく、先に新聞になぜ載ったのか、説明してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 教育長の問題については、今発表できるものはございません。今までどおりです。

○議長（橋本 健議員） 質問に答えてください。

市長。

○市長（芦刈 茂） なぜ新聞に載ったかということですが、当時、私は教育長の問題は発表できる段階にありませんというふうに申し上げました。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） いや、ちょっと想像してなかった回答が返ってきたので。事実確認だけです。教育長がいらっしゃって、そのまま続けられると。だから、教育長にもやめられるように口頭で言われたかどうかを確認したかったんですけれども、それにしても副市長についても、なかなか決まらない中で、議会で市長が推薦されて、議会が了承して承認して、教育長とか特に新教育委員会制度にとってまだ1年もたっていない。余りにも議会軽視というか、任命責任がないというか、ちょっとこの判断はどうかと、自分としては理解ができません。

8月26日西日本新聞、「実は今年の6月議会前から内部情報が副市長段階でとまり、市長室に上がってこない」と懸念を深めていた芦刈市長は、辞表提出を求めた。」と載っていました。これもまた事実ですか。なぜ市長に情報が上がってこなかったと思いますか。副市長が古い体質の背負った方からなのか、なぜ情報が上がらなかったと市長はお考えなのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その新聞記事は、私はそういうことは発表しておりませんので、周りのところで取材された記事だろうと思っておりますが、事実をお伝えしますと、私は今年度の平成29年度予算策定の問題で、いろいろと私の考えることと違った予算編成になったり、私がこういう形でいこうということを見捨てられたり、副市長に対しては平成29年度の予算策定のところから私は疑問を持っていました。それで、5月17日の日に、いろいろな問題で引いてくれないかと言いました。5月23日に議長と副議長が来られました。その話が議長と副議長に伝わったんだろうと思います。やめさせるなということで話がありました。そういう事実があったことは明らかにしたいというふうに思います。

それともう一つ、なかなか決まらない中で、確かに平成26年8月議会、臨時議会を開いていただいて、皆様の全員のご承認で副市長を任命していただいたことには誠に感謝しておりますし、そのことの気持ちは今でも変わりません。ところが、私としまして2年、とりわけここ1年、いろいろなことの中で、こういう形に私が考え至ったということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） もう一つ、8月25日朝日新聞、「市長は富田氏についていろいろな指示を出したが、報告、連絡、相談もなく進んだと話した。一方、市議会は、6月、改革の方向性をなかなか出せない市長の政治姿勢をめぐり、問責決議を全会一致で可決。結果が出せないことや副市長や部長の責任にするのは言語道断などの激しい言葉が並んだ。」と載っていました。

本当に市長の言うように報告、相談、連絡なかったのか、これはやっぱり第三者委員会でもつくって、本当に執行部の方との、その市長の言い分が正しいのか、ちょっと検証する必要がある。

あるんじゃないかなと思うんですけども、6月議会、全会一致の問責決議の意味が市長はわかっていないような気がします。余りにも議会を軽視しているような。

9月議会に中学校給食に対する請願が提出されています。太宰府市の子どもたちのために、働く保護者のために出された請願です。私はもちろん賛成しようと思っています。しかし、市長の言う中学校給食は、前に出たロードマップでわかるように、デリバリー方式に決めたこと、実施期間が9月、学校現場が忙しいときに、4月に行えば9月にすること、明らかに選挙公約を果たすための中学校給食です。そういうことに気がついてほしいから、今までの2年間の市長の言動に対する問責決議だったんですけども、非常に残念に思います。

太宰府市の財政力、中学校の校舎の状況、中学生とその保護者の生活実態、高齢者の方の生活実態、万が一の災害に対する市民の食の確保など総合的に考えて、計画と方向性を示すのが市長の役割ではないかと思います。

8月25日毎日新聞に、「芦刈市長は、これで風通しはよくなると思う。市内部の人心を一新して課題に取り組みたいとし、行革、渋滞解消、協働のまちづくりなどを上げるが、前途は多難だ。」と載っていました。行革、渋滞解消、協働のまちづくり、新聞に載っているんですけども、課題を上げるのは誰にでもできると思います。市長の考える各課題にしての具体的な政策を、簡単でいいですから、ここにいる議員が納得するように、新聞に載った以上は具体的な政策があると思いますので、述べていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今、私申し上げました。新聞記事に一々のコメントする立場にはありません。ただ、先ほどの行政報告の中で申し上げました。今までおっしゃったようないろいろな課題については、来年、いろいろな課題について整理されてきている部分もあるので、来年3月議会までに議員の皆様の説明し、取り組みの方向性を打ち出したいということを申し上げておりますので、この9月議会の中でも出ることがあるでしょうし、いろいろな形で議員の皆様にも説明する機会があると思いますので、ここでのそういう説明というのは、9月議会あるいは今後の議会で明らかにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今、行政報告という形で、副市長の解職と給与減額のこともお伺いしましたが、ざっとお話聞いただけでも、まず市長給与の減額、これは追加議案等々あるいは付託されるようですから、その中でしっかり議論をしたいと思いますが、何点か具体的に解職理由を上げておられますけれども、まず1点目の6月議会の問責決議の後、9月議会にどのように動くのか提案がなかったと言うけれども、これ問責受けたのは市長ですよ。これ市長が考えないかのじゃなかろうかなと思うんですよ。助言を受けることはあるにしても、本来どうあるべきかというのはご本人が考えんと仕方ないことで、それを副市長のせいといいますか、

しなかったからというのは、これはちょっと理解ができませんね。

2、3、4とありますけれども、あとざっと文言を見ても、5の機構改革を副市長が主導し云々と、教育部に移したがというけれども、これは議会で1回否決されたわけですね。それをもう一度議案を調整というか変えまして、そして市長が出されたわけですね、新しいこの機構改革というのは。そして、それから議会の同意を得たわけですね。それがいまだに課題が云々ということをごこの時点で強くおっしゃられるので、ちょっとあきれるといいますか、驚いております。

6番目の東小学校の給食体制のことですが、削減に関しまして具体的な数字が出ていますけれども、この根拠に関して非常に曖昧なものを感じる。3,000万円から5,000万円と大きな違いがあるんですけれども、きちんと精査されたかこれも疑問ですが、これはここではなくて、きちんとした議会本会議あるいは委員会の中で見ていきたい。

また、「以上のことから」以下の中に、過去にも平成28年3月議会で給与の削減案ですね、これに関して議長と副議長が行ったといいますが、助言をされたのかもしれない。詳しいことはご本人から聞けなわかりませんが、そもそもこの平成28年の後にまた提案されましたね。私も一般質問しましたが、それは議会が反対した。なぜ反対したかという、公約と全く違う額だからですよ。そうでしょう。公約と全く違う。今回追加提案されるという話の10%も、公約とはほど遠い額です。であるからして、議会は反対をしている。

そういったふうな中でいろいろ思いを込めてあるのかもしれないけれども、戻りまして、いわゆる富田前副市長の解任の理由につきまして、理由はコミュニケーションがとれない、報・連・相がなかったとおっしゃっておりますけれども、我々が知る限りそういう方ではない、そういうことはなかったと認識します。

富田さんは長年市役所に勤められて、いろいろな役職を歴任してこられたんですが、私も昔から知っておりますが、非常に進取の精神といいますか、頭がかたい方ではない。そして、行政全般に当然詳しく、バランス感覚を持っておられると考えております。

この中で市長が、記事等にもありますけれども、再三言っておられる古い体質とは、具体的にどのようなことを指すか、まずはこの1点お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、3月議会に向けての予算の審議の中で、具体的に太宰府館の問題を取り上げました。清掃委託費に530万円、警備費に四百何十万円、合わせて約1,000万円のお金がかかっている。500万円の収入に対して総額3,000万円で運営されている。清掃委託費と警備費だけで約1,000万円とあるという現実というのは、大体差額は市民サービスだということで説明を受けておりましたが、私はそのとき、この減額は何とかならないのかということを行いました。市役所は地場企業を育成する責任がある、そして立派な仕事をしてもらって、それが回り回って法人市民税という形ではね返ってくるということを言われました。

ところが、現実に出されている仕事というのは、太宰府の業者でないという問題があった

り、そもそもいろいろな市役所改革の中で、補助金とか委託金とかいろいろな問題を一つ一つ見直し、市民の皆様から預かったお金をどのように運営するのかというのが、私たちにとって大きな責任で、その中で意味のある、効率ある成果を残さなきゃいけないけれども、そういうふうな発言の中に、私はそういうものを見たということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今お聞きすると、それは個人の問題でなくて体制の問題のように聞こえました。そして、その一つ一つは、例えば入札の問題であるとか業者の選定であるとか、そもそもその3,000万円というのは昔からですよ、市民サービスあるいは観光の進展というふうなことで、さまざまな議論があったけれども、現にそれがあるわけです。

そうすると、これは太宰府館そのものの存続の是非あるいは今後の管理体制等々の議論があって、それがしかるべきですよ。その中の一つ一つの、小さくはありませんけれども、一つ一つの事象、事例ということをして市長がそういうふうに言われるのはいいけれども、そうすればその全体を考える体制を考えるべきだと。そして、それは、今このいただいた先ほどの説明の中では、富田副市長がそれだというふうなことを基本的に言ってあるけれども、富田副市長がそういったことを全て一人で具現されたのか。それに対して、市長として、一番権力、力を持ってあるあなたが一体どういうことをされてきたのか。つまり、人のことを言ったり、体制に対するそういうふうな批判とかを言われるけれども、それは単に周りのせいになっているだけで、あなたがどういうふうな考えと行動をそれに対して伴ったかという理解には及びません。

2点目にお伺いします。2点目というか2項目め、2つあるんですが、市長は2年ちょっと前に初当選されました。市議会議員を1期、私も4年間重なりましたが、それを務めた以外は特に行政経験もないのではないかと思います。たしか自治会長はしばらくされたように記憶しておりますが、そういった中で、新市長として業務をサポートしてくれる副市長という存在は必須のものであったと考えます。これに関して間違いないのが1点目。

それから、ところがこの人選は非常に難航いたしました。前任者の任期等々を含めましても、決まったのは8月だと。4月に選挙があつて、8月によりやく決まったと。伝え聞くところでは、富田さんは、このままでは太宰府のためによくないと、あえて複雑な思いで市長の申し出を受諾されたというふう聞いております。このときに市長は礼を尽くして、恐らく頭を下げてお願いしたのではないのでしょうか。それが任期半ばで、先ほどの言葉ですね、改革が進まないことを全部、全部とは言いませんが副市長のせいにして、情報を上げない、古い体質、風通しがよくなるなどと公言しているのは全く理解できません。2点目として、その選任の責任、先ほど徳永議員も聞きましたけれども、もう一度この辺も答えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げました。副市長に手を挙げてくださったこと、あるいは議

会での全員での臨時議会を開いてくださっての賛成ということについては感謝しておりますが、2年のうちの後半1年のことに対して、私はいろいろなことを指示いたしました、だんだん私の指示を受け入れなくなるというふうなことがずっと続いてきておりました。

そんな中で、私は地方自治法第163条に、市長は副市長を解職できるということがあるわけですが、その運用の規定の中に、副市長は市長と一心同体でなければならないという言葉があるわけですが、現実的な動きの中で一心同体というふうにはなかなかとりづらいものがありましたので、今回の解職というふうに私が判断した次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） あのですね、市長が決裁しないと何も進まないんですよ。本当にそれが事実として、伝えない、言うことを聞かないのであれば、市長が直接指示すればいいと思います、まずは。そういったことをされたような形跡は少しも見えない。わからない、知らない、教えないとかというふうにしか聞こえてきません。先ほどの回答もそうです。

最後になりますけれども、この件は橋本議長が言われるように、明確な理由がない、不条理、不透明な解職です。市長は後任人事を9月議会に提案されるように伺っておりますけれども、議会としてはその方が基本的に誰であれ、こういった異常な状況のもとで解職されたことに関しての同意については、慎重にならざるを得ません。

また、議会としてやっぱり聞いておきたいのが、この前回の問責決議を超えた意思表示をしなければならないと考えておるんですが、こういった一連の事情、状況というものを、意中の方といいますか、提案される予定の方は熟知されておられるのか、最後にこれを聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 申し上げた理由が明確でないとおっしゃいますが、私は明確であると思うし、判断するのは私の立場でございます。市政運営をしっかりリーダーシップを持って行っていかなければいけない私の責任として、今回のこういう形になっておるということは、何度も繰り返しておりますが、説明しておきたいというふうに思っております。

前回の問責決議を受けまして、私は一番大きなきっかけは、やはり体育館の監査請求の問題での一転してつくると言ったりつくらなかったりといった問題が、私自身あると思いますので、それについてはみずから厳しい処分を下すという形で動いております。

今ご質問の、こういう状態の中で、新しい方はお受けになる気があるのかということをご質問されたんですね。

（16番門田直樹議員「知っているか知っていないか」と呼ぶ）

○市長（芦刈 茂） それはもう十分に知っておりますし、そういうことの確認の上で、私は今後の人事案件を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 市長の行政報告というふうなことで私たちに今報告がございましたが、こういった行政報告では全くなく、個人の恨み節をつづってあるような行政報告は初めてございまして、どう理解していいか今戸惑っている次第でございます。

細かいことは一般質問でお聞きはいたしますけれども、まずお聞きいたしたいのは、10%の削減というのをなぜ当初から入れなかったのかということをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと、10%というのは何の分のことを言っているんですか。

（12番小島真由美議員「市長給与の10%」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 市長給与の10%削減について。

○市長（芦刈 茂） 体育館建設問題をめぐっての問題ですね。監査請求に関連してのことですか。

（12番小島真由美議員「ご自身が出されたんですよね」と呼ぶ）

○市長（芦刈 茂） 今回の分ですね。それについては、庁内の議論がいろいろありました。結果的に時間がかかって、今議会冒頭に出せる時間的なものはなかったけれども、私は必要なことだと。私が私に対して文書戒告とか厳重注意とかというのはあり得ないわけですから、私はこういう形で襟を正し、責任をとるという形にした次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

○12番（小島真由美議員） 答えになっていません。最初からなぜ出さなかったんですかとお聞きをいたしております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当初というのは何を指してあるのかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、9月議会の議案書には間に合わなかった、だけれどもちゃんとした形でこの9月議会には出しますということを言っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 供託金についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 供託金についてはいかがでしょうかというご質問です。

○12番（小島真由美議員） 以前そういった発言がございましたけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今年3月議会に出しました給与削減案は否決されておりますので、給与削減

分の10%は供託しております。

それと、お聞きになりたいのは、この私の行政報告でしました処分案が否決されたとき、どうするのかということをお聞きになりたいんですか。

○議長（橋本 健議員） 要するに供託金はどうなって、供託金についてはどういうふうに今されているか。

○市長（芦刈 茂） いやいや、だから供託金を給与削減分を供託をしております。そして、給与削減分のことを言っているんですか。給与削減分については、給与と賞与分については供託しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほど小島議員から質問がありました部分、まず1点、ちょっと関連するところでもありますけれども、行政報告の1ページにあります今回の市長給与の10%1カ月の減給を行うことで襟を正すというのは、これはあくまでも一連の住民監査請求の部分の文書のことに対する襟を正すという意味で理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もっと幅広く考えております。体育館建設問題をめぐる監査請求の中で、不適切な文書を市役所内部の職員がつくったという問題。これはその後、文書作成については職員はいろいろなことを気をつけ、きちんとするという文書作成上の指導というのを内部的にはしておりますが、その後、私自身がそういう文書が監査委員に回り、そして私が第三者委員会をつくらと言い、結果的に一転してつくらないというふうになったという事実について、そこまで含んでの私自身の襟を正すという内容でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 幅広くといいますか、結局1つの一連の動きですよ。文書の問題があって、そういう市長の言動の部分では、私は幅広くなく、1つの事象であるというふうに思いますけれども、要は市長が減給、襟を正すというのはわかるんですけれども、これ職員の方にとっては懲戒事案に当たるような内容のことではないですよ。

そういった部分で、これは提案されてからまたお伺いしますけれども、その点の整合性がとれないということだけは、私はちょっと、また後日提案されたときにお伺いするかもしれませんので、その点だけは述べさせていただいて、この点の回答は結構ですけれども、次に2点目にお伺いしたいのは、先ほどの門田議員の質問の中で、答弁の中で言われたのかな、地場企業育成の日ごろの言動といいますか、そういったことがあったということで、今回2ページにも市役所改革に否定的だったということで、地場企業を育成するのが市役所の仕事であるという

ようなことを述べられておりますが、じゃあ市長は、地場企業の育成については否定的だというふうに理解しておいてよろしいですか。少なくとも、先ほどその答弁の中で言われた地場企業を育成して、それがめぐりめぐって循環をして、循環の機能があるというその機能自体も市長は否定なさるというお考えなのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、あなたのおっしゃった地場、いろいろなお金の問題をやはり精査するという必要があるということを言いたいわけでございまして、やはり民間の企業については、やはり頑張っているわけですし、いろいろな形でつながりを持ち、立派な市役所の仕事をしていただかなければいけない、あるいは市政にも貢献していただかないといけないという意識はあるということでございます。

ですから、そういういろいろな問題について、入札の問題を含めていろいろな見直しが必要なのではないかというふうに考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） だとしたら、今副市長の解職の理由を、ここの行政報告の中で2ページから⑥までありますけれども、少なくとも、次これどなたを提案されるのかまだわかりませんけれども、提案される方というのが、ここにあるような、2番とかは別としても、少なくとも何か地場企業の育成を否定といいますか、そういったことを否定的な方が提案されるのかというのが、これは懸念してしまいますし、少なくともその点だけは、これはちょっと注視をしていきたいということを述べまして、私の質疑は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 質疑ですから3回しかできませんので、基本的には一般質問でちょっと話をしていきたいというふうに思っておりますが、まず芦刈市長のこの行政報告、これは先ほど意見がありましたように、行政報告というよりも恨み節、自分の感情を書いとるだけ。

それからもう一つ、副市長が手を挙げてくれたというふうに答弁をされましたけれどもね、あなたが頼み込んで副市長はなってくれたんでも何でもない。第三者が動いてくれて、あなたが副市長ができないから何とかならんかということで、第三者が働いて汗かいて副市長をつくって、あなたはそれからお願いに行っただけだから、本人が手を挙げたなんていうのはうそです。いいですか。

それから、指示を受け入れなかったというふうにさっき言われましたけれども、あなたの間違えた指示だったから受け入れなかったんじゃないんですか。つまり、あなたは、今までがそうであるように、今ここに書いてある行政報告も、読んでみますと、あなたの都合のいいところだけ切り張りをして、それをつなぎ合わせて出した行政報告なんですよ、あなたは。肝心なところは全然抜けている。

例えば先ほど徳永議員が聞いたように、木村教育長についても解任をしませんでしたかと言ったときには答えない。あなたは明確に木村教育長に、8月31日でやめてくれと、8月末でやめてくれと言ったら、木村教育長は8月31日ですかと聞いたら、8月31日は議会の初日だから、30日でやめてくれというふうに言っとる、あなたは。それをもう全然ここには書いていない。

それからもう一つ、これは事実かどうかははっきりしなさい。

それからもう一つ、本人が手を挙げてからあなたのところに私が副市長になったか、これはどうか。そうじゃないでしょう。あなたはここの副市長になるまでに、副市長が、富田さんが8月の臨時議会で副市長に就任するまで、4月から数カ月あった間、富田さんに日参してお願いしたのか。してないでしょう、あなた。これもどうか、正確に答えなさい。

それから、問責決議について、あなたは8月1日のこの市長からのメッセージの中で、殊勝なことを書いています。これは誠に不徳のいたすところである。また、今回の富田副市長の解任について、富田副市長は立派な潔い文章を書いておられる。そしてあなたは、人が見ているところでは、非常に自分が反省をしたような殊勝な気持ちを言っとるけれども、あなたがいみじくも書いているように、8月23日に私と議長と、問責決議から以降どういうふうになったかという議員全員の意思を持ってあなたのところに伺ったところに、あなたは何と言ったか。

6月の問責決議、この中のとりわけ下から3行、ここに書いてあるから読みます。これまでに改革あるいは公約がうまくいかなかったことを部下のせいにする発言もされているが、報告が出ないことを副市長や部長あるいは職員のせいにするのは言語道断である。このようなことは紛れもなく市長の責任であるというふうにこの文章に書いてある。あなたは議長と私が行ったときに、到底この問責決議のこの文章は受け入れられないとあなたは言ったよ。

だから、問責決議のこの下の部分はここにあるんですよ、ここに。あなたは今でもそう。副市長がどうだ、教育長がどうだ、改革ができない、全て他人のせいにする。だからあなたのこの問責決議ができた。ところが、これをあなたは到底受け入れることができないと私と議長に言った。ところが、8月1日のメッセージなどで殊勝なこういう回答を求めると言っている。私は改革をしたいんですよ、改革をしたいんですよと言うけれども、あなたが言うのは改革ではなくてわがまま、利己主義、身勝手、それ以外の何物でもない。

まず、教育長に対してやめろと言ったことは事実かどうか、それから富田副市長が手を挙げたかどうか、正確に答えなさい。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長の就任に当たりましては、いろいろな形で動いたわけですが、彼が、誰もしないなら私がしていいよということを言っていたいたという事実はあります。その後、2度、3度と会って、私も初めて会って……。

（17番村山弘行議員「（聴取不能）」と呼ぶ）

○市長（芦刈 茂） あなたに対して答えているんです。

(17番村山弘行議員「その前の話も聞いとるじゃないか、答えろ」と呼ぶ)

○市長（芦刈 茂） 本人が手を挙げたかどうかということを言っているんでしょう。

あなたは私に、本人が手を挙げたかどうかということと、教育長の問題を2つを答えてくださいと言われたんですよね。だから1番目に、その経緯について、本人が手を挙げた、平成26年6月、7月のお話をしておるわけです。

ですから、今言いましたように、誰もしないなら私がしていいという申し出がありました。ところが、私は存じ上げなかったものですから、いろいろな話を何回かさせていただいて、なっていたかどうかということを決めたという事実でございます。

2番目、教育長の問題ですが、いろいろなことがあります、今のところ発表することはございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） まだあなたは手を抜きよう。具体的にじゃあ言いましょうか。あなたは7月末に私のところに来て、ロイヤルホストで、副市長ができんから、村山さん、何とかつくってくれんかと言ったやないか。そのこと第三者の人にお世話になった、そういう努力のあって、本人が受けていいという内諾を得たから、あなたが頼みに行ってきたんやろうが。

あなたは何か、私が聞いたのは、あなたは副市長は自分から手を挙げたんじゃなくて、それまであなた、じゃあ日参して富田さんを口説きましたかと、口説いどらんでしょうと。あたかも何か自分が手を挙げて副市長になったように言うけれども、その前にいろいろな人が努力をしていませんかということです。しとるでしょうが。だから副市長が、太宰府市全体のことを考えれば受けざるを得ないということで、副市長は受けようという腹を決めたんですよ。

それから、ここで発表するかどうかではなくて、私が聞いたのは、木村教育長に、あなたも8月末でやめてくれと言ったかどうかを聞いているんですよ。あなたが答えんなら、木村教育長、言われたかどうか答弁してください。

○議長（橋本 健議員） 教育長、できますか。

市長。

(17番村山弘行議員「市長答えろよ」と呼ぶ)

○議長（橋本 健議員） 市長、言ったかどうか。教育長にやめてくれと言ったかどうか、はっきりしてください。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げましたように、発表できることはございません、私のほうからは。

(17番村山弘行議員「議長、そういう不誠実な回答では議会されません」と呼ぶ)

○議長（橋本 健議員） どうして答えることができないんですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと待ってください。

○議長（橋本 健議員） いや、言ったかどうかですよ。

○市長（芦刈 茂） それはあなたの質問ですか。

○議長（橋本 健議員） いや、村山議員からの質問ですから、それに答えてないんで、促しているんです。

（15番藤井雅之議員「議長」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ちょっと事態が整理するために、一旦休憩に落としていただいて整理していただく必要があると思いますが、休憩の動議提案いたします。ちょっと整理を。

○議長（橋本 健議員） 今休憩の動議が出ましたけれども、賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど問責決議は受け入れがたいという村山議員の質問に対して答えをいただいておりますので、市長、回答をよろしくお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） ご理解いただきたいのは、市政の責任者は私でございます。私でございますが、いろいろな決定は市役所全体の議論としての決定でございます。1カ月間、問責決議以降1カ月間、市役所内部で動きがぴたっととまりました。悪いのは市長だと、いろいろな動きがぴたっととまりました。2カ月目、今度は対外的なところで、太宰府市は一体どんなふうになっているのか、いろいろな形で、それはきっかけをつくったのは私ですが、問責決議という形ではございますが、一体太宰府市、行政、議会も含めて太宰府市は一体どんなふうになっているのかということで大きな問題になりました。対外的にいろいろな形で進んでおりました民間、いろいろな団体等の動きが2カ月目にはもうすばっととまって、今3カ月目を迎えているということでございます。

問責決議とその後のこの内容を考えていただくと、私は私なりに、やはりあなたのわがままではないか、利己主義ではないかと言われましたが、私は2年間、やはり今までどおりの太宰府でいいという流れの中で、なかなか私の方向を打ち出しましたが、実現できないというふうな中で、これでいいのかということを考え、問責決議の中にありました説明責任とリーダーシップを発揮するということで、今回こういうような形になっているということをご理解いただきたいというふうに思っておりますし、そういう意味では、冒頭言いましたように、私一人の

責任の部分もありますが、市役所全体のやはり会議を経て決まっているわけですからということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

（17番村山弘行議員「回答、回答を求める。受け入れがたいと言うたことに対する回答を私は求めている」と呼ぶ）

（市長芦刈 茂「私は回答したつもりです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

17番村山弘行議員。冷静に、穏やかに質問をよろしくお願いします。

○17番（村山弘行議員） 回答になっておりません。私は先ほどの質問で、ここの下の4行について、あなたは私と議長が行ったときに、到底これは受け入れがたいと、そう発言されたんでしょう。そのことを確認をしたかったんです。

なぜならば、あなたは対外的には殊勝な回答をしている。8月1日のメッセージだとか、あるいは記者会見では。しかしながら、人がいないところ、議長室で、市長室で、私と議長で行ったときに、こういうことだから問責決議が出るんですよと言ったら、あなたは、この下の4行は、どういうことかこの4行に集約されているんですよ、問責決議がなぜ出たかということ。この4行をあなたは受け入れがたいと、こう言うんですよ。ということは、問責決議そのものを受け入れられないということに等しいと私は理解しているんですよ、ねえ。

だから、あなたはこの4行を受け入れがたいと言ったかどうかを、私がうそをついているみたいに思われたら困るから、あなたはこれは受け入れられないと、私と議長で行ったとき言ったでしょうという回答を求めているんです。ほかのことは求めていますよ。

それから、一般質問でまたやりますけれども、もう中身は言いませんが、あなたは6月30日に団体交渉と言いますが、6月30日には団体交渉はやっておりません。団体交渉をしたのは6月20日です。

そして、そのときに副市長から、東小学校については民間委託をしたほうがいいと言われたが、その間のことは消されている。そして、7月の何日かに、某議員の顔を立てて直営がいい、その間のやりとりがあったんです。そこをあなたは省いている。

具体的なことを言えば、いろいろな議論をしてきました。副市長とも組合とも、その合い中をとって。その経過は、これまた7月、あなたと2人で会ったときに、こういう経過があるからと言ったら、あなたは何と言ったかといったら、この件については村山さん、引き続き協議をしましょうと言うて別れたんですよ。これはあなたと私と2人やから。じゃあ引き続き協議をしようねという話をしました。つまり、省いているんですよ、都合の悪いところは。

そのことについてはもう回答はしなくてもいいけれども、再度聞きます。問責決議を下の4行をあなたは到底受け入れがたいと、私と議長が行ったときにそういうふうに言うたが、その事実はあったかどうか、言ったか言わないか、それだけです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど説明しましたように、1カ月目で市役所内部の動きがとまった、2カ月目でこうだったという事実を申し上げて、そういう客観的な事実がある中で、そういうことは言いました、間違いなく。

そしてまた、今も言いましたように、ひとり市長の決定ではなくて、いろいろなこの処分を出している問題については、私自身の責任はありますし、全ての責任は私にありますが、市役所として決まった内容もあるわけですから、その点を申し上げたということでございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 6月議会で芦刈市長に対する問責決議が全会一致で可決をされ、その後、芦刈市長は、市政運営責任者としてこのことについて重く受けとめ、反省をし、今後さらなるリーダーシップを発揮し、山積みする課題への解決に向けて、議員の皆様、また市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、全存在をかけて尽力していくというふうに述べられました。

芦刈市長に2点伺います。

1点目、コミュニケーションを図って問題解決に取り組むと述べていながら、副市長を解職しています。今の市長のさまざまな回答の中から、市役所内部がとまったというような発言がありましたけれども、富田元副市長は退任の理由として、副市長として努力をしてきたが、市長の目指すまちづくりに届かなかったというふうにコメントを残されています。芦刈市長の目指すまちづくりとは何なんでしょうか。市民の皆さんは新聞の報道を見られて、副市長を解職されたことに驚いていますし、またさらに、芦刈市長は何を目指しているのかわからないというような声も聞かれています。芦刈市長の目指すまちづくりとは何なのか、市民の皆さんがわかるように簡潔にお答えください。

2点目、もう既に何人かの議員さんが質疑をされましたが、木村教育長に対しての新聞報道についてですが、これについては芦刈市長は今のところ答えられないスタンスをとっておられますが、教育長は市長が解任することはできません。教育委員会の同意が必要なので、市長が外れてくれと言っても、それは通らないことであります。

9月議会が開会に当たって、本日教育長は出席をされていますが、このような報道があっている中で、芦刈市長が進めようとしている学校給食、まちづくり、行政改革、木村教育長は教育部門になりますけれども、一緒に進めていくことができるのかどうか、その部分を確認したいと思います。2点お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） お答えします。

かなり広い分野になりますので。ですが、何を目指していくのか。基本的に第五次総合計画

というのがあるわけですから、それに基づいて、まちづくりの理念としての協働のまちづくりと太宰府らしさを生かしたまちづくりということをしていくというのは、誰が市長であってもしていかなければいけないということはありますが、今回行政報告の中で掲げておりますいろいろな問題が、いろいろなことについてこういう方向性というのが出てきておりますので、それはまちづくりの分野はまちづくりの分野として、やはり20年後、30年後あるいは50年後のことを考えながらしっかり議論しているところがありますので、まちづくりの分野では出していきたいというふうに考えております。

私が推薦してくれた、あるいは推してくれたというか、私が市長になったやはりことを考えますと、今までの太宰府でいいのかということを市民が考え、私を市長に押し上げてくれたというふうに考えておりますので、私はそれを受けて、やはり今までと違う新しい、市民のためによりよいいろいろな施策ということを考えていく必要がある、実行していく必要がある、市役所内部でつくっていく必要があるというふうに考えておりますので、そういう方向性を持ってまちづくり、市役所内部はもちろんです、議員の皆さん、市民の皆様とそういうことについて今後の方向性というのを、大きな今後の大事なことでございますので、しっかり責任を持ってやっていきたいというふうに考えております。

木村教育長とももっともっと話をしながら、給食問題や学校のことについて私は話を進めて、そういう意味での教育の改革というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） もう一度確認しますが、新聞に報道されていた教育長に外れていただきたいというふうに発言されたことについては、コメントを差し控えていらっしゃるけれども、新聞に載っていること自体が、先ほど事実と違うというふうなお話もされました。このことについては、新聞報道されますと、市民の皆さんがやはりそれを見て、そんなことがあっているのか、教育行政は大丈夫なのかというふうな、子どもたちの学習環境をこれからどうしていくのかというようなこともとても不安な感じになります。この新聞報道については、市長は今後どのように対応されるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 新聞報道について、それぞれがそれぞれの取材等々されてありますので、一つ一つについてコメントする立場にはありません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私たち議会が6月議会に問責決議を出してから、市長のこれからの姿勢を見守ってきたわけですが、今までこの1カ月目は市役所内部がとまった、2カ月目

には市長につながっている団体、市長というか市役所にかかわっている団体との関係がとまったというふうにおっしゃっていました。

さまざまな議員さんが、市長が実際に進められないことについて、他人のせいにはしているというようなお話もちょっとありましたけれども、中学校給食につきまして私たち特別委員会を組んでいますが、9月議会を始めるに当たって、今の進捗状況を確認をいたしました。その中で部長と理事との話の中で、私委員長と徳永副委員長で話を聞いたわけですが、市役所内部ではワーキンググループも会議を2回行ったというふうに聞いておりますし、今業者との話も進めているというようなことで、一定進んでいるというふうに聞いております。芦刈市長がまだまだ市役所の中で、副市長がいたから進まなかったというような発言ではなく、やはり積極的に市の職員とかかわりながら市政を動かしていく、そのような姿勢を今後見せていただきたいと思います。

この9月議会ですさまざまな質疑、一般質問等もあると思います。市長が回答される発言は、議員を通して市民が聞いているということを肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

○11番（神武 綾議員） お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当に問責決議のところに対する私の回答のところの、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題の解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図りますという姿勢はいろいろな形で進めてきておりますし、ご指摘のように、積極的にかかわりながら進めていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 1点伺います。

市長は先ほど来から、マスコミの報道についてコメントする立場にはないというふうにおっしゃっております。しかし、もともとこの問責決議が出た経緯というのは、5月の下旬にいきなり、入札問題に関する監査委員への文書提出について虚偽文書の疑惑が生じたと、それについて第三者委員会を設置するとご自身が公言された。ところが、その後何日かして、それをすぐ撤回をなさったと。この市長としての発言の軽率さについて、私どもは問題にしたいんです。

それから、中学校給食につきましても、ご自身のいろいろ内部事情をる述べていらっしゃいますけれども、正直申し上げて、ご自身が中学校給食ということで公約でお出しになった段階から、中学校関係について、これだけの陣容で正式に中学校給食を実施すればどれほどの予算がかかるのだということは、どなたにお聞きにならなくても、ちょっとしたことでわかるはずなんです。それを直近の12月あるいは4月という段階になって、いきなり実行部隊のほうでそれを検討していないから、したがって非常な私に対する不当な扱いがあったというふうな

形で、これを撤回するというご発言がないました。

しかし、これは市民の目から見ると、既に2年前の4月に就任された段階から、市長ご自身として給食問題に対する概要というのは当然検討してしかるべきだったろうと、こういうふう to 考えます。

そうしますと、市長がマスコミをたびたびご利用になって発言をし、撤回をし、発言をし、撤回をするというのは、これは私たちにとっても市民にとっても、全く議会との間のコミュニケーションも成り立たないままに、ご自身が暴走されているというふうに判断されても仕方のないことだったわけですよ。

この点で、市長が今回この行政報告の中で出されたこの1ページ目の下から3行目、不適切な文書を作成した責任とその監督責任あるいはその後の一連の経緯について、市長給与の10% 1カ月の減給を行うことにより、襟を正し、責任をとることにいたしますと、これ全く的外れじゃありませんか。私どもが問責したのはこういったことではありません。ご自身のいわゆるマスコミに対する発表と撤回ということが余りにも軽率、そのことについては一切ここでは触れられておりません。このことについてどうお考えなのか、この1点だけについて質問をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな経験の中で、議会に発表してないことはマスコミに発表しないというか、順番として議会の発表があってマスコミの発表があるというふうな形で進めておりまして、私はマスコミの方は、それぞれがそれぞれの考え方で、それぞれの方に取材し、いろいろな考え方の中でされてありますので、私がマスコミを操作するなんていうのはできませんし、到底そんなことさえも考えておりませんので、それぞれがそれぞれの新聞を私読みながら、ここは違うよなということはあるながらも、違っていればここは違うよということはあることはあります。が、マスコミを使ってどうのこうの、操作をしているということはございません。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

○4番（森田正嗣議員） 質問の趣旨を取り違えていらっしゃるようですので、改めて申し上げますけれども、私どもはマスコミを操作することについての云々ということで質問をしたわけではございません。マスコミを使った発表と撤回ということが、そうそう簡単に行われてよろしいのかということを伺っているわけです。それが太宰府市の代表者としての権威を失墜させたことにならないのか、あるいは一般市民に対する間違った情報を提供させたことになっていないのか、そのことを伺っているわけです。それだけお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 体育館の監査問題でのごことをお聞きになっているということで理解してご回答しますが、よろしいですか。

（4番森田正嗣議員「違います」と呼ぶ）



○市長（芦刈 茂） ちょっと質問をもう一回私がお聞きするということで、第2質問ということでどうぞ。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私が申し上げているのは、単にこの間のいわゆる文書の偽造といいますか、ねつ造といいますか、その問題だけではありません。その後も給食問題で、やると言っていて、またやらないと言っていてという形で、何度か重要事項を表に出していらっしゃる。それはもちろん、実際は単に情報の提供かもしれませんが、しかし、その情報提供そのものが、非常に重大な情報提供をお出しになっているからこそ、そここのところは簡単に出して簡単に撤回できるという筋合いのものではないんじゃないですかというふうにお伺いを立てているわけです。いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） 給食問題について、たしか6月2日だったですか、行政報告の中で発表をした後、マスコミ等々が書かれたという理解をしております、マスコミが書いた後、議会で行政報告をしたということではないと思います。

○議長（橋本 健議員） 再々質問ありますか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） この件につきましては、もう一般質問にて検討させていただきます。結構です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 質問ではございませんけれども、一言申し入れさせていただきたいと思っております。

先ほど正副議長、市長給与削減の件で正副議長という形で出ましたけれども、市長のほうからこの件について、出しても通しませんよと、議会が正副で圧力をかけたような、あたかもそういう捉え方をしておりますけれども、決して、アドバイスはしましたけれども、決してそういう事実はございません。こういうふうな勝手な、自分を正当化するような解釈はやめていただきたいことを申し入れたいと思っておりますし、また副市長解任等々については一般質問の中でさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 通しませんよ、通りませんよというのは、おっしゃった言葉をそのまま書いております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） ちょっと今のは聞き捨てならないんですけれども、そういうことは一切しておりません。今までも最初の市長給与削減についても、結局市長は明確な理由がないま

ま提案されました。また、今度出すということで、私どもはもう少ししっかりと考えていただいて、明確な理由、またその分の使い方等々をしっかりと考えていただいて提案していただけないというアドバイスはさせていただきましたけれども、あたかも議会の総意、またそういうふうな形で正副議長が言ったということはございませんので、改めてまた申し上げたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回の一連のことについて、私は政治生命をかけております。やはり私が市長になった意味は何なのか、やはりいろいろなところでいろいろな問題を私はしっかり頑張って市民のために努力することが私は責任だというふうにして、今回ずっと気持ちの中では踏み切れずにおったわけですが、今回こういうような形のいろいろな動きをしている次第でございます。当然私は、この言われた、2年目出そうとしておった3月議会の前の話なんです。通りませんよ、通しませんよと言われたのは間違いのない事実でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 幾ら言っても切りがないと思いますので、またそれは一般質問等々でお尋ねしますけれども、先ほど政治生命をかけるということで話がありました。それならば、一連こういう問題を責任とられて、市長をやめるべきだと私は思いますが、それはまた改めて、質疑ですのでそこまで言いませんけれども、その件をしっかりと考えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

（13番陶山良尚議員「いや」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） いいですか、回答は。

○市長（芦刈 茂） 私は私の立場で頑張りたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） まず確認なんです、市長は議会発表後に、森田議員の質疑の中で、議会発表後にマスコミに発表しているというふうにおっしゃられたんですが、私は副市長の今回の解職については、ネットニュースで見たんですね。これ議会発表後じゃないですよ。先にマスコミに流れた後、私たちが確認していると、そういうふう思うんですが、市長、どういったお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 8月25日9時に副市長に来ていただきまして、解職という形の通知をいたしました。そして、10時にそういうことにした、あるいはなったということを部長会で説明いたしました。その上で11時に記者会見をしたということでございまして、確かにおっしゃるよう

に、議会での報告というのは今日になったわけですが、私は23日、議長と村山議運委員長が来られたときに、8月25日、私はそういう方向については撤回はいたしませんということはお伝えしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 答弁になってないですね。議会発表は今日ですよ。今日発表した後、マスコミ発表されるならわかるけれども、25日にもう先にマスコミに発表してあるわけですよ。私、そこを聞いているんですよ。だから全然矛盾していますよね、さっきおっしゃっていたことと、今答弁されたことは。まあ、それはいいんですが。

もう一点、副市長を任命されたのは市長ですよ。その任命責任があると思うんですが、それはどのようにお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 任命責任は当然ありますが、地方自治法第163条にあるように、市長を、任期中であっても副市長を解職できるという項目があります。なおかつ、先ほども申し上げましたが、その運用の中でという言葉の中に、一心同体でやはり副市長は市長となければならないと、補助機関として、市長の最高の補助機関としてという言葉がありますが、そういうふうになってないという判断を2年間の歩みの中でしまして、今回のこういう決定になっているということを何度も発表している、お伝えしているとおりでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今おっしゃったように一心同体であれば、副市長が解職されたのであれば、市長もやめるべきだと私は考えます。市長のご見解を最後をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申しました。私は、いろいろな問題がある中で、しっかりとした市長の仕事をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番舩越隆之議員。

○2番（舩越隆之議員） 今までの市長の答弁聞いていて、もう何かいつものごとく、のらりくらりと何か逃げの口上が多過ぎて、こちらの議員が言うたことに対しては言われましたと。副市長に関しても、解任は言いました。でも、教育長に対しての解任を言ったということは、私たちみんな、市民も知っているんです。そのことに関しては全然答えてない。それは大体どういうことですか。それはうそついているということですか。そういうふう to 受け取っていいな

ら、それでいいですけれども。答えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、このことについては発表あるいはコメントすることはございません。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

2 番船越隆之議員。

○2 番（船越隆之議員） コメントすることがないということは、何でそのコメントできないことを言ってしまったんですか。普通、コメントできないことは言えないんじゃないですか。皆からそういうふうに質問されるということはわかっていることですよ。それを自分が言ってしまった上で答えられませんというのは、おかしくないですか。

いつもそうでしょう。私は言っていない、部下が悪いです、あり得んじゃないですか。市長としてのもう少し、トップとしての責任を持たなきゃいけないですよ、言葉では。それをできないのに人のことばかり言うたって、誰が信用しますか。おかしくないですか。もうちょっとこちらの答えもちゃんと誠実に答えてくださいよ。それが市長の役目でしょうが。違いますか。

もう一回答えてください。教育長に言ったのか言っていないのか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） のらりくらりと回答はしておりません。かなり率直に回答しておるつもりでございます。今回のいろいろなことについては、私がトップとしての責任を果たすということで決意して臨んでおるといことはお伝えすると同時に、繰り返しになりますが、教育長の問題についてはコメントいたしません。

○議長（橋本 健議員） 再々質問ありますか。

2 番船越隆之議員。

○2 番（船越隆之議員） 最後にします。

市長は施政方針の中でいろいろ言われていますけれども、その道筋が全然見えてきません。今度の一般質問でちゃんと自分の方向性を示した上で、こういうふうに太宰府市をやっていくんだと、立て直すんだという気持ちがあるんだったら、ちゃんとその方向性をはっきり言ってください。ごちゃごちゃ言わないで、自分の道筋をはっきり言ってください。そうしないとみんな納得しませんので。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。きちっとした形で、ただ、今出せる部分と出せない部分があることはご理解いただきたいと思います。いろいろなことについてはここ行政報告でさせていただいておりますように、3 月議会までにいろいろなことについては出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 副市長の解職理由を6項目上げて回答されましたけれども、この6項目、このままでは改革が進まないと考え、副市長を解職すると私は決定したと。この6項目なんですけれども、これそのまま副市長の責任という形でなっていますが、今となっては副市長に確認することもできない、市長の側からの発言しかないんですけれども、この6項目、これ芦刈市長が主体的に動いて何とかすべきことのように私は思うんですけれども、これについての具体的な市長の改革に向けての責任、進まない責任についてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私はいろいろな形で指示してきておりますが、引き続きいろいろな改革に向けての指示、あるいは改革という大げさな言葉ではなくて、やはりもっとよくなることについて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 富田副市長を排除すれば改革が進むと、風通しがよくなるというふうにこれ聞こえてきたわけなんですけれども、市の執行部内部、市役所の職員との間のチャンネルが副市長だけであると、そこが障害であるから進まないというふうに私聞こえてしまうんですけれども、今マスコミの報道では、市長と議会の対立という構図で報道されていますけれども、本当の問題の核心は、市長と市の幹部の間、副市長だけじゃないですよ、市の幹部の方、部長さん、課長さんの間のコミュニケーションとか連携とかという問題が非常にあるんじゃないかと思っています。一番の核心はそこだと思っています。それがあつての今日のこの議会での市長と議会の一応対峙している状態になっていますけれども、市長として、副市長だけじゃないですよ。ほかの幹部の職員の皆さんとしっかりコミュニケーション、連携がとれて、市役所、執行部をコントロールしているのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もうとにかく市政の最高責任者として、いろいろなことは間違いなく私の責任であります。それは間違いありません。それはもう本当に十分認識しております。いろいろな形で、今までいろいろな議論が副市長のところとまって、私のところに上がってこないこととかいろいろあったわけでして、いろいろな形で今後のコミュニケーションというのは、しっかり図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

3 番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと明確なお答えじゃなかったと思いますが、やはり市のトップの方、副市長一本のチャンネルじゃなくて、しっかり部長さんと市の幹部の方と多元的にチャンネルを設けながら市政を執行していくのが、僕は普通だと思うんですけども、今出席していらっしゃる部長さんにどうですかと聞いてもいいんですけども、そういうことにはなりませんから、市長のご発言しかないんですけども、もっと具体的に、市の執行部、市役所職員としっかり連携をとって進めることが肝要だと思っています。

具体的には、方策についてせめて回答してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1年目、三役会議というのはありませんでした。2年目、それをするようになりました。2年目の後半から、私は部長会に傍聴に出て、いろいろなことを、やはり私に知らないこともあるわけですから、部長会に出ていろいろな情報もその場で聞くという形での改革を進めております。

去年の12月に、市役所内部に何で1カ月の月間スケジュールがないのかと。各部が1カ月何をする、1カ月審議会どういうのがある、1カ月どういうイベントがあるという月間予定表は市役所内部にありませんでした。これは私は、それ自身が問題だと。つまり、縦割りでいろいろな業務がそれぞれの分野に任せられてある、それが横の連携がとれていない。そして、それがどう月の中で反映しているのか、そしてそれをそこまでいきましたが、月間の年間のスケジュールがないんです。つまり、こういう審議会でこういう答申が出てきて、この分野はこうこう、こうこう、こういう形でやって、3月末までにはここまでくるという年間のスケジュールがないということをつくれと申し上げて、市役所内部で言っております。

そういうことを図りながら、いろいろなことは進めていきたいと思いますし、私が決裁上がってきてもわからないことは、部長なり課長なり来てもらっていろいろな説明を受け、今決裁しているということで、自分自身かなり改善してきているというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今日の行政報告は、大きく内容的に2点ということでしたけれども、1つは問責に対する見解、もう一つは副市長の解職について。副市長の解職についての議論がここまで割合としては多かったかと思うんですけども、問責を受けた後のこととして、その後、市役所がとまってしまったということを芦刈市長は何回か今日述べられています。

問責決議の私は前半部のことでお聞きしたいんですけども、問責の決議、改めて全文は読みませんが、住民監査請求に関することに関しては、議会から出した決議の中にはなぜということが入っているんですね。なぜそういうふうになったのか。

中学校完全給食に関する経緯についても、なぜ方向転換をせざるを得なかったのかと。そのことについて誠実な対応をしていただきたいという内容が入っていたかと思います。

先ほどの話からすると、その後このなぜという部分に対して、当然議会として疑問が残っているという形での問責ですから、それに対して、じゃあそれについては明確に、どうしてこうなったか、あるいは今後明確にこういうふうにしていくということを出していくというのが、市長としての責任の部分になってくると私は考えているんですけども、ところが今回、とまってしまったということをもって副市長の解任の一つの理由にしているという形になっています。

この「なぜ」に対する責任のとり方としては、10%の減給を1カ月するというものがあるんですけども、これはその事態の改善には何らつながるものではないのであって、責任のとり方としてはあるかもしれませんが。

1つだけお聞きしたいんですけども、完全給食の実施に関すること、もしくは入札をめぐる、もしくは住民監査請求に対する対応の仕方についてのその後、今後どのようにしていくかと。市長は市役所がとまったと言いましたけれども、これについてはこういう方向で市役所としてやっていこうと幹部の方に呼びかけるなり、もしくは相談するなり、そういうことをしてこの議会に臨んでいるのか、その点だけお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） 1カ月、市役所内部でとまったことは、私は副市長のせいにはしておりません。それはちょっと違っているなと思っております。

誠実な対応ということで、私は給食問題についての保護者の説明会を早くしたいと、今6月議会の中で、学校給食法に基づく全員喫食というのが、費用の問題で難しいということで、これは断念という言葉は何か使われておりますけれども、断念しておるわけではありません。費用的に難しいということを言っているわけで、そして希望される生徒さんには全員にランチサービスを充実して提供したいと言っとるわけでして、そのあたりについての問責決議にある納得いく誠実な対応をしていただきたいということでございますので、学校での保護者の説明会を早急に実現したいということをずっと前から申し上げております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 何人かの議員さんがおっしゃったことと重なることなので、これは回答は求めず、今の答弁に対する感想といいますか、それを述べるだけにとどめますけれども、誠実な対応ということは、説明ももちろんなんですけれども、監査請求に関することもしくは入札に関すること、あるいは中学校給食に関すること、これは事案が具体的なので、これについて市長のみならず、市役所としてどのように今後していくかということを明確に示すことですね。

6月の議会で、昨年12月のロードマップがさらに、ちょっと言葉が悪いですけども、リセ

ットという表現でしたかね、リセットになりますという言い方がありましたけれども、リセットされたということは、その後道筋が今はないという状態のまま来てしまっているということであって、今後の道筋をはっきりつくるということが、今市長のみならず市役所には期待されることだと思いますし、私もそれを期待しています。

市長が今日累々、繰り返しも含めてさまざまなことを言われましたけれども、とにかく政策を具体的に提示できるように、部下とのコミュニケーションももちろんですけども、さまざまなことをすることで問責に答えていただきたいと、何よりもそう思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。一般質問でもいろいろな質問出るとお思いますので、今まで以上にその回答をする会議で、やはりこの分野についてはどうする、この分野についてはどうするという議論を市役所内部で議論しまして、回答としてお示ししていきたいというふうに考えているということを言わせていただいて、お答えにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第11まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、7月5日から6日にかけて発生いたしました平成29年7月九州北部豪雨において被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

また、現在も被災地において昼夜を問わず被災者支援に、また災害復旧対策にとご尽力いただいております関係者の皆様方に敬意と感謝の意を表します。

太宰府市といたしましても、被災された皆様のお役に立てますように、市民の皆様にご協力をいただき義援金の受け入れを行い、また市といたしましても見舞金をお送りしております。さらに、7月19日から8月24日にかけて被災地へ職員の派遣を延べ63名行い、避難所運営支援や災害ごみの搬入運営等支援、被災者の健康チェックや健康相談支援などの各支援を行っております。

今後におきましてもさまざまな形で被災者の皆様のお役に立てるよう、各種支援を実施したいと考えております。

被災地の皆様におかれましては、一日も早くふだんの生活に戻れますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、本日提案申し上げます案件は、条例の一部改正2件、条例の制定1件、補正予算4件、決算認定8件、各種報告案件6件の合わせて21件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、早速内容の説明を申し上げます。

議案第50号から議案第56号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用する事務として、地域生活支援事業の実施に関する事務及び心身障がい者扶養共済制度掛金助成に関する事務等を追加するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第1条により介護保険法が改正され、介護保険条例の過料に係る対象者が「第1号被保険者」から「被保険者」へ見直されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

建築基準法第85条の2の規定に基づき、太宰府天満宮参道景観保全地区内において、付け底などがある参道景観を保全する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5億5,695万7,000円を追加し、予算総額を239億4,791万8,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、市役所改革を念頭に、第5次行政改革大綱の策定に向けた行政改革推進委員に係る費用を計上させていただくとともに、早急な課題であります中学校給食にかかわる専門委員を配置する費用を計上させていただいております。

あわせて、太宰府西小学校の屋内運動場大規模改造及び太宰府中学校校舎の大規模改造工事に向けた設計業務委託費や、平成28年度に実施した空き家等調査の結果を踏まえ、空き家等対策計画策定業務委託費を計上するとともに、社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度の活用、充実のため、国庫補助金の交付を受け、既存の基幹業務システムを改修するための委託費、東観世下にございます旧山ノ井池の排水施設であります斜樋の改修工事が必要なことから、県補助金を活用した排水施設改修工事費を計上させていただいております。

その他の内容としましては、毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費、普通交付税及びそれに伴う臨時財政対策債の額が確定したことによる歳入額の補正などを計上させていただいております。

また、平成28年度決算における剰余金を財源としまして、財政調整資金、公共施設整備基金、地域福祉基金への積み立てを計上させていただいております。

あわせて、新年度に特別支援授業が必要な児童が入学する予定である太宰府南小学校において、学習の充実を図るためには、既存の教室数では不足するため、それに対応するために仮設校舎賃借料の債務負担行為を含めて、債務負担行為の追加を5件、地方債において限度額の変更を1件計上させていただいております。

次に、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ11万5,000円を追加し、予算総額を92億6,596万9,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、平成30年度の国保運営の広域化に伴うシステムの構築及び運用に関する費用でございます。

財源となります歳入につきましては、県補助金として交付される国民健康保険共同運営準備事業費補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

次に、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに8,872万7,000円を追加し、予算総額を49億4,799万4,000円とするものでございます。

主な内容としましては、平成28年度の国庫、県費支出金及び支払基金交付金の確定による介

護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の精算返還金及び第7期介護保険事業計画策定に係る介護保険運営協議会開催の回数増に伴う歳出増及び今年度4月からの機構改革に伴う職員体制の見直しにより、地域支援事業交付金の対象経費が増加したことによる国県支出金等の歳入増の補正計上となっております。

次に、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,615万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,666万6,000円にお願いするものでございます。

これは平成28年度決算において約1,615万1,000円の余剰金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積み立てを計上したものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月4日の本会議で行います。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第19まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第19、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 認定第1号から認定第8号までを一括してご説明申し上げます。

最初に認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度一般会計決算額は、歳入が258億9,585万7,216円、歳出が249億8,467万7,590円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は3億7,016万6,108円、1.4%の増、歳出は9億6,473万8,981円、4.0%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億

1,117万9,626円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源2億8,110万3,400円を差し引いた実質収支は、6億3,007万6,226円の黒字決算とすることができました。

平成28年度は、前年度より個人市民税や固定資産税の増収で市税全体で増額となり、あわせて年金生活者等支援臨時福祉給付金を初めとする扶助費に対する国庫支出金や県支出金が増額されたこともあり、歳入全体で比べると、昨年度より増額となりました。

一方で、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、事業の遂行に当たっては、国、県の補助金あるいは市債を積極的に活用するなど、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、限られた予算の中で総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めてきたところでございますが、臨時福祉給付金などの扶助費の増加や小・中学校の大規模改造工事に伴う工事費の増加に伴い、歳出も昨年度より増額となりました。

今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画後期基本計画の具現化に向けて、職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様を初め市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度は、歳入総額88億3,203万2,203円、歳出総額90億5,386万6,445円で、対前年度比では歳入は0.4%、3,530万8,726円の減、歳出は5.4%、5億1,237万3,079円の減となっており、歳入歳出差し引き残額は2億2,183万4,242円の赤字決算となっております。本歳入不足額につきましては、平成28年度補正予算としまして、平成29年5月31日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

歳入は、国民健康保険税につきましては、対前年度比0.02%、31万8,430円の増、国庫支出金に対前年度比2.9%、4,975万8,094円の減、共同事業交付金に対前年度比1.0%、1,710万7,066円の増となっております。

一方、歳出は、歳出総額の55.7%を占めます保険給付費が対前年度比0.4%、2,099万9,166円の減、共同事業拠出金に対前年度比1.0%、1,965万9,567円の減、前年度繰上充用金に対前年度比33.84%、3億5,748万3,881円の減となっております。

本市としましては、平成30年度からの福岡県との共同運営に向けて準備を進めながら、保険者として国保財政の安定化に向け健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が11億5,395万7,851円、歳出総額が11億76万5,685円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は1,200万8,400円、1.1%の増、歳出は1,487万5,138円、1.4%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は5,319万2,166円の黒字決算となっております。

次に、認定第４号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度は、保険事業勘定の歳入総額47億56万1,952円、歳出総額46億1,007万4,669円で、前年度と比較しますと歳入2.3%、歳出1.6%の増となっております。なお、歳入歳出差し引き残額は9,048万7,283円となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費43億4,029万482円で、歳出総額の94.1%を占めており、前年度より1.1%増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額5,303万4,192円、歳出総額3,449万7,980円で、歳入歳出差し引き残額は1,853万6,212円となっております。

本市では高齢化率が26%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努めてまいります。

次に、認定第５号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成28年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が2,823万7,696円、歳出が1,208万5,911円となっております。歳入歳出差し引き1,615万1,785円の繰り越しとなっております。対前年度比では歳入で1,633万6,782円の増額、歳出では1,049万4,758円の増額となっております。

歳入が増額になりました主な理由は、県の償還推進助成金と繰越金の増にあるものでございます。また、歳出が増額になりました主な理由は、滞納整理における県の住宅貸し付けの法律相談を受けてある弁護士への相談委託料と、積立金への繰り出しの増によるものです。

次に、認定第６号「平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

この特別会計は、太宰府市が事務局担当市となっております平成28年、平成29年度の２年間に限り設けている特別会計でございます。

歳入歳出決算総額は6,055万3,942円となっております。

歳出の主な内容としましては、認定審査会委員の報酬、費用弁償3,714万6,600円、審査会事務局職員２名分の人件費負担金1,340万3,402円となっております。

歳入の主な内容としましては、介護認定審査会運営のために筑紫地区４市１町が負担する共同設置負担金5,919万1,462円となっております。

今後も筑紫地区介護認定審査会の円滑な運営と公正な審査に努めてまいります。

次に、認定第７号「平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成28年度末における給水人口は、前年度に比べ0.4%増の５万9,744人で、普及率は83.4%となっております。また、年間給水量は559万9,850㎥で、前年度に比べて0.3%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で3億5,012万39円を投じ、配水管の新設工事及び布設がえ工事等を行いました。

次に、経理面ではありますが、収益合計13億6,132万9,588円に対し、費用合計は11億1,249万9,885円で、差し引き2億4,882万9,703円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、1億7,040万1,757円を資本金に組み入れ、残り7,842万7,946円を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額676万800円に対し、支出総額は4億6,745万7,330円となっております。差し引き4億6,069万6,530円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上が平成28年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

次に、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成28年度末における水洗化人口は、前年度比0.3%増の6万9,368人で、水洗化人口普及率は96.8%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.3%増の631万3,049m³となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め、総額で5億4,546万7,592円を投じ、北谷、内山、大佐野地区の汚水枝線工事及び五条、向佐野、国分、陣ノ尾、芝原雨水整備に取り組んでおります。

次に、経理面ではありますが、収益合計17億6,771万5,032円に対し、費用合計は13億8,546万2,017円で、差し引き3億8,225万3,015円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、2億6,353万5,415円を資本金に組み入れ、残り1億1,871万7,600円を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額5億9,840万4,300円に対し、支出総額は14億6,917万860円で、8億7,076万6,560円の不足が生じたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が平成28年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第19までの平成28年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に長谷川公成議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月19日及び9月20日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月21日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月1日金曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後及び9月1日の午前10時からと9月15日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20から日程第25まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第20、報告第6号「平成28年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第25、報告第11号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 報告第6号から報告第11号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第6号「平成28年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の平成28年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較しますと0.2ポイント下がり0.2%となりました。

将来負担比率につきましては、前年度に続き算定上マイナスになるため、比率の表示がありません。

したがって、太宰府市の財政状況は全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率のご報告といたします。

次に、報告第7号「平成28年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

本年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市下水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第9号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成28年度の事業及び決算並びに平成29年度の事業計画及び予算について報告するものでございます。

まず、平成28年度の事業及び決算についてご報告いたします。

公有地取得事業につきましては、事業の執行はございません。また、公有地の処分につきましても、平成25年度までに全てを処分していることから、事業の執行はございません。

決算につきましては、収益的収入1万8,809円に対しまして、収益的支出は240万290円となり、差し引き238万1,481円の当期純損失を生じております。

次に、平成29年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では、予定外の買い取り申し出分といたしまして、政庁前駐車場整備事業用地の一部の取得について依頼がある予定になっております。



以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第10号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つを柱として事業を展開しております。

まず、平成28年度の事業及び決算についてご報告いたします。

平成28年度に実施いたしました事業でございますが、協会の総会を兼ねた市民と外国人との交流を図るためのフレンズベル倶楽部メンバーのつどい、市内大学の講師を迎えての世界文化体験講座、太宰府市民政庁まつりでの協会PR活動、アフリカで医療活動に携わった医師による国際理解講演会、協会事業等の広報、市内小学校等の自主的国際交流活動への支援、国際交流団体が実施する事業への助成や後援等を実施いたしました。

また、外国人学生や在住外国人との支援事業といたしまして、日本文化体験講座としてそば打ち体験を通じての市民との交流、留学生フォーラム、日本語の教室、生活情報ガイドブックの平成29年度の改訂に向けた留学生との意見交換を行いました。

平成28年度の決算でございますが、収益につきましては、太宰府市からの補助金、会費等を合わせまして606万6,343円となっております。費用につきましては、事業費支出367万2,805円、管理費支出245万6,994円、合わせまして612万9,799円となっております。

次に、平成29年度の事業計画と収支予算でございます。

今年度の事業につきましては、本協会の設立から25年を迎えることを記念し、市民の皆様にも参加を呼びかけ、留学生に日本の運動会を体験いただく講座の開催を予定しております。

また、その他の事業につきましても、平成28年度に実施いたしました事業をさらに充実させ、積極的に展開していく予定です。

平成29年度の収支予算につきましては、収益として市からの補助金、会費等を合わせて818万円を見込み、費用としましては、事業費、管理費合わせて875万円とし、当期計上増減額をマイナス57万円と見込んでおります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第11号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成28年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め9つの施設の管理運営と、文化スポーツの振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など293事業を開催いたしまして、団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

また、昨年は新たに財団本体として2つの文化事業、2つのスポーツ事業を実施し、好評を得たところでございます。

この結果、財団が管理運営している施設におきましては、60万5,000人の方にご利用をいただきました。

今後多様化する市民ニーズに応えますために、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して利用できる施設の管理運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、主な収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金等を合わせまして、当期経常収益計3億80万9,226円となっております。

経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして合計2億9,220万6,933円となり、当期計上増減額は860万2,293円となっております。

これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き一般正味財産期末残高は8,918万3,441円となっております。

次に、平成29年度の事業計画と予算についてでございます。

公益財団法人に移行し5年目に当たり、事業につきましては生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベント等を、いきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計299の事業を予定しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益等を合わせまして、収支予算として経常収益2億9,910万8,000円、経常費用計が3億2,309万円で、当期計上増減額はマイナス2,398万2,000円となります。

一般正味財産期首残高は、基本財産を除き7,465万3,848円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は5,067万1,848円となります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況をご報告いたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第10号について通告があつていますので、これを許可しま

す。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 国際交流協会の予算に関して質問いたします。

国際交流協会の予算ないしは決算は、催し事の開催時期等によってさまざまな変動があるということは、たしか昨年もあったかと思うんですけども、これは事業の性質上、継続的、安定的に活動が続き、事業が定着していくことは大切なことではないかと考えています。

そのつもりで平成29年度の予算、予算書の12ページになりますけれども、見てみましたが、国際理解講座、広報啓発事業、ホストファミリー、日本文化体験講座などは前年度と比べて大きな変化があります。しかし、事業報告と事業計画を読み比べてみましたが、どこに大きな違いがあるのかがはっきりわかりませんでしたので、説明をお願いしたいと思います。それが1点。

また、先ほど主要な3本の柱という形で言われたうちの2つですけれども、外国人学生あるいは在住外国人の支援事業ですけれども、福岡市のような大きなところであれば、1つの町で全て担うことができるかと思いますが、私たちの町のような規模ですと、ここで目指される日本での生活上の相談事であるとか、あるいは文化や言語の理解等は、隣接する市町との協力や情報交換などあったほうが、実際この町に暮らす学生さん、外国人の皆さんにとってもいいのではないかという気がします。日本人の私も、いろいろな用事で隣町まで行って用を果たすぐらいですから。

そこで、今までについてでもいいですし、今後についてでもいいんですけども、この町に暮らす外国の人のために、よその町、特に隣町ですね、との協力であるとかあるいは情報交換のあり方等、どのような状況なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 1点目でございますが、太宰府市国際交流協会の設立25周年記念事業として実施いたします日本文化体験講座、冬の大運動会の一部財源といたしまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金200万円の交付が決定され、さきの6月議会にて歳入歳出予算の増額をご承認いただいたことによる変動でございます。そのため、収益、費用ともに、前年度と比較して開きが大きくなっているものでございます。

通告いただきました各事業でございますが、国際理解講座は、市民や協会賛助会員の外国文化や価値観を理解していただく講座、広報啓発事業は、協会の活動の充実と協会を知っていただくための広報活動、ホストファミリーは、他団体が主催するホストファミリー事業があった場合、募集等を賛助会員に紹介するもの、日本文化体験講座は、外国人学生に日本文化を体験していただくための講座でございます。

2点目でございますが、他市町の国際交流団体等との連携についてでございますが、協定等を締結するようなものではありませんが、近隣市で実施しています外国人学生の生活支援や日本での就職支援などの情報提供、他市町の団体等が開催しています日本語教室の開催曜日が重

複しないように、在住なさる外国人市民が通いやすい日本語講座を紹介するなど、連携は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ご回答に対する確認のようなことですが、つまり国際理解講座、広報啓発事業等の配分が変わるのは、その年によって催す事業の性質の位置づけを変えているので、確かに足し算すると結構近い数字になるとは思っていたんですが、内容によって振り分けているからだということで理解していいのかと思います。それで一応よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 財源の状況ですね、増減についてもう少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

国際理解講座が今回23万3,000円減額になっておりますが、これは昨年は「風に立つライオン」、このモデルになりました医師柴田氏の講演会を実施いたしました。今回はこの額を冬の大運動会のほうに回したと、再配分したものでございます。

また、広報啓発事業の増についてでございますけれども、今年市民まつりがいない分、あちらのほうでの予算を今回広報啓発事業のほうに合わせて合算した部分でございます。

また、ホストファミリーにつきましては、以前は対面式のホストファミリーの対面式というのを行っておったところでございますが、今回は行っていないということで、もちろんホームステイの希望等、事業等があれば、積極的に協会としては関与をするということではございませんけれども、そういう形で今休止状態でございます。

あと大きくなりますのは、日本文化体験講座。昨年はそば打ち体験でございましたが、今回は先ほど申しましたように助成金がついたことから、冬の大運動会というものを実施するということで、かなりの増額ということでございます。

一応大きな内訳としては以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。質問というわけではありませんので、回答は要りませんけれども、期待している成果が得られるように、隣町との連携も含めて進められることを希望しています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第11号について通告があつていますので、これを許可しま

す。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 文化スポーツ振興財団の予算に関してです。今年の予算書の 1 ページですね。事業収益の予算の見込みということになるかと思うんですけども、軒並み△がついて減少なんですね、一部プラスもありますけれども。ところが、全体的な経費はやや増えているぐらいであり、だと思います。これも昨年に比べて何をしようということについては、大きな変化は、少なくともあらかじめいただいていた資料を見た限りではちょっと読み取れなかったんですけども、懸念したのは、全体的に縮小傾向にあるのではないかという心配を持ちました。

そこで、このような減額が、収益見込みが減額でほとんど並ぶような予算組みとなった、そうした判断がされた背景、どのようなものがあるのか説明をいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） お尋ねの太宰府市文化スポーツ振興財団平成29年度収支予算書 1 ページの事業収益の減と事業の増についてご回答申し上げます。

まず、事業収益の減1,043万1,000円につきましては、市が財団に払う 7 施設分の指定管理料が952万5,000円減額したこと。次に、受託事業収益につきましては、平成28年度の文化ふれあい館20周年事業の50万円が減額したこと、全施設における事業見直しにおいて、自主事業収益が72万2,000円減額したことが主な理由でございます。

また、事業費504万2,000円の増につきましては、指定管理料の減額がありましたが、公益認定の事業における収支相償の規定により、平成27年度までの剰余金を解消する必要があり、平成29年度事業に反映させております。

予算書の事業費におきましては、財団職員の給与改正により給与手当58万4,000円、賃金105万3,000円、給与改正に伴う社会保険や厚生年金及び事務服貸与による福利厚生費208万6,000円、市民への還元事業の委託料として266万5,000円等が主な増額の理由となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 指定管理料が減っているということが最大の要因であるということは、これは見てわかっていたんですけども、文化スポーツ振興財団の大きな収益がもたらされること、こう言うては何ですけども、性質のものではなかなかないかとは思いますが、若干気がかりを覚えたので聞いた次第です。

財団にもさまざまな目が向けられる時代になってこようかとは思いますが、可能であれば収益等は増える方向で予算が組められるようになっていけばなと、これについては期待をして終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○7番（笠利 毅議員） はい、結構です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 通告しておりませんので、わかる範囲の回答で結構です。事業報告書の56ページを見ますと、平成29年3月31日現在の役員及び評議員名簿が載っておりますけれども、代表理事理事長のところが解職をされました富田前副市長の名前が載っておりますけれども、現状においては代表理事理事長は不在であるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） これについては、財団のほうの理事会のほうに諮って決定するということとなりますので、ちょっとこちらのほうではわかりません。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月4日午前10時から再開をいたします。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後1時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年9月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願
- 日程第10 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 堺 剛 議員     | 2番  | 船 越 隆 之 議員 |
| 3番  | 木 村 彰 人 議員 | 4番  | 森 田 正 嗣 議員 |
| 5番  | 有 吉 重 幸 議員 | 6番  | 入 江 寿 議員   |
| 7番  | 笠 利 毅 議員   | 8番  | 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番  | 宮 原 伸 一 議員 | 10番 | 上 疆 議員     |
| 11番 | 神 武 綾 議員   | 12番 | 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 | 陶 山 良 尚 議員 | 14番 | 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 | 藤 井 雅 之 議員 | 16番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 | 村 山 弘 行 議員 | 18番 | 橋 本 健 議員   |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 芦 刈 茂   | 教 育 長  | 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長 | 石 田 宏 二 | 市民生活部長 | 友 田 浩   |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 総務部理事             | 原 口 信 行 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 教育部長              | 緒 方 扶 美 |
| 教育部理事             | 江 口 尋 信 |
| 経営企画課長            | 高 原 清   |
| 市民課長              | 行 武 佐 江 |
| 都市計画課長            | 木 村 昌 春 |
| 上下水道課長            | 古 賀 良 平 |
| 監査委員事務局長          | 渡 辺 美知子 |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 都市整備部長                        | 井 浦 真須己 |
| 観光経済部長                        | 藤 田 彰   |
| 都市整備部<br>公営企業担当部長             | 今 村 巧 児 |
| 総務課長併<br>選管書記長                | 田 中 縁   |
| 管財課長                          | 小 柳 憲 次 |
| 福祉課長                          | 友 添 浩 一 |
| 社会教育課長                        | 中 山 和 彦 |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化複合<br>施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 |
| 書記     | 斉 藤 正 弘 |
| 書記     | 力 丸 克 弥 |

|      |         |
|------|---------|
| 議事課長 | 花 田 善 祐 |
| 書記   | 高 原 真理子 |



再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第50号及び議案第51号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号及び議案第51号は環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第3 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は建設経済常任委員会に付託をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第4 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 2点についてお尋ねしますが、まず議案第53号の一般会計の関係です。

1点目は、歳出15ページ、3款3項1目の001職員給与費の1,603万円の内容について説明をしてください。

2点目は、同じく歳出17ページの10款1項2目の150学校教育運営費、1節報酬、学校給食専門委員120万円の内容について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）」の3款3項1目生活保護総務費の細目001職員給与費の1,603万円の内容についてご説明申し上げます。

これにつきましては、おおむね2名分の給与902万4,000円、職員手当等472万円、共済組合負担金228万6,000円でございます。

職員給与費等の人件費につきましては、予算編成時には新年度の人員配置が未定でございますので、当年度当初予算に人事院勧告等の要素を加味し予算要求をいたします。その後、新年度4月の定期人事異動が確定した後に、例年12月議会におきまして調整をさせていただいておるところでございますが、今回は本年4月の機構改革におきまして生活支援課を新設いたしまして、1係増えましたことで生活保護総務費の枠で給与を支給する人数が増え、12月の時点で不足が生じることが見込まれましたので、この時期に増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） もう一点ありましたね。

市長。

○市長（芦刈 茂） 2問目の質問に回答いたします。

歳出17ページ、10款1項2目の150学校教育運営費、01節報酬、学校給食専門委員120万円の内容説明についてお答えいたします。

学校給食にかかわる専門委員を登用するための報酬で、月20万円の6カ月の1人分という内容です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目はもう結構です。

2点目のこの学校給食専門委員のことについてですが、今市長が言われましたけれども、金額だけしか言われておりませんから、学校給食専門委員さんはどういうことをするのかということを説明してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食問題についての見識がある方で、この間のいろいろな議論を専門的見地から検証していただきながら、片一方でやはり保護者の説明会が必要だと思っておりますので、そこに関連していろいろな形でアドバイスあるいは検証等をしていきたいというふうに考えておりますので、そういう人をお願いするということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 内容がよくわからないということが1つ問題があるんですけども、これはもう仕方ないということですが、問題は、前副市長が、今終わっておられますけれども、その副市長と部長レベルの形で、この学校給食のことについてはいろいろと協議をさせていただいておったわけですが、そのこととこの学校給食専門委員としての部分との、合わせ方と言やあおかしいんですけども、その辺がうまくいけることになっておるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ワーキンググループでいろいろな給食問題について検討してきたわけですが、そういう内容についても専門的見地からアドバイス等をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第7、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号から議案第56号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第8、議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第3回定例会2日目を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の制定1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

太宰府市体育複合施設新築工事の入札に関して、平成28年6月に行われました住民監査請求に対する不適切な文書作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について、私みずからの責任を明確にするため、報酬額の削減を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 付託を総務にされるのかもしれませんが、やっぱりここで最初に聞いておきたいことがありまして、今日初めてこのお話聞いたんですが、再三この質問、一般質問なんかでも何度もお答えになってありますが、要は問題ないということを何度も言っているわけですね。問題がないというところに、しかし報酬の減額と責任をとるということをおっしゃってあるけれども、そうすると、やはり該当のその職員に、法に従った処分なりがあって、そして今度は市長ということにせんと、やっぱり理屈が合わんと思うんですよね。そういうことをどうお考えかが1点。

もう一点が、そもそもこの1カ月1割、10%ですね、1カ月だけということで、多いか少ないか、なかなかこれは議会も判断が難しいんですが、どういった根拠でこういった数字を上げてこられたのか。まず、この2点お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 体育館建設問題における監査委員の文書問題でございますが、基本的に偽造と、あるいは改造というふうには当たらないけれども、やはり文書表現が不適切であったという事実はありますので、その事実についての問題と、その文書をつくった、あるいはそのつくるに当たっての監督責任、あるいはありましたように第三者委員会をつくる、つくらないとい

うような形での問題について、自分の責任を明らかにするために、こういう形の提案をさせていただいております。

2番目、その根拠ですが、私自身が私自身に対する厳重注意なんていうのはあり得ないわけですから、やはりこの点においてこういう形での給与削減ということをするこゝでもっての責任をとりたいということでのご提案でございます。

それと関連して、内部的な問題も片一方で考えているということでございます。

以上です。

(16番門田直樹議員「金額の根拠をお尋ねしています」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 根拠というのはなかなか難しいわけですが、私としては相当な妥当な額ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) 委員会で質疑、市長も何か出席されるというふうに聞いておりますので、その中でしっかり聞かせてもらいたいと思いますが、やはり問題がないというところに責任をとられるというのが、どうしても理屈の上では合わないと思う。

それと、相当な額と言いますけれども、やはり何らかの根拠ですね、対比するものが示されないと、それが妥当であるかどうかわかりません。

そして、最後のほうにもおっしゃっていましたが、全体の責任をとるということであれば、大変な混乱を生じました。それはやはり、もう辞職するしかないと思います。しかし、給与という形で結論をつけられるということであれば、やはり公約であるところの給与、トータルな給与等の関連ですね、それだけは聞いておきたい。こんな金額じゃないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 3月議会に提案した削減案が否決されるということでもって、実際には5月から私自身の給与、供託しておりますので、それはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

(16番門田直樹議員「公約とは違いますが」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 市長、答えてください。公約とは違うという。

市長。

○市長(芦刈 茂) その問題については、もう3月議会でもお答えしましたし、その後こういう形で供託もしているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

（16番門田直樹議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 提案説明の市長のご発言の中で、みずからの責任を明確にするために、報酬額の削減を行うというくだりなんですけれども、みずからの責任を明確にするというのは、それと給与削減が非常に結びつかないんですけれども、みずからの責任を明確にするには、具体的なそれこそ指示なり制度をつくるなり、そういうことが必要だと思うんですけれども、安直にご自身の給与削減という形で終わってしまう可能性があると思います。

これは具体的にみずからの責任を具体的にどうするかということが大事だと思うんですけれども、どういうふうにその具体的な責任のとり方をお考えでしょうか。給与削減じゃなくて、こういうことを二度と繰り返さないためにですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） それにつきましては、職員に対して、今回問題が起こったような文書作成上の指導というのを、2回にわたって職員に対しては指導しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） そうような、今回あったことに対する対処的な措置じゃなくて、継続的に制度的に、何かこういうことが二度と起こらないような形での仕組みをつくるべきだと思うんですけれども、その10% 1 カ月という根拠もよくわからないんですけれども、まずは安直に給与削減という形で幕引きじゃなくて、しっかり、職員を指導しただけじゃなくて、二度と起こらないための制度をしっかりつくらなきゃいけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 全くそのとおりでございまして、いろいろなことは、2回にわたって職員に対する文書作成に当たってということの指導をしておりますし、直属上司がやっぱりきちっと把握する等々のいろいろな形での仕事の仕方というのは、もう一回確認されるべきだと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 市長は、結局この文書作成過程のことが自分の責任を負うという形で、10% 1 カ月の報酬とおっしゃっていますけれども、この事件を見る限りは、これは3つぐらい側面があるんですよね。第1に、新聞記事全体で見ますと、明らかにあの時点で第三者委員会

を設置すると言って、その後すぐ撤回されたという事実。それから、ご自身がこの文書作成の過程そのものをいわゆる見過ごしたといいますか、見逃したという事実。そして最後に、今おっしゃっている、いわゆる市の職員がこういう文書を作成したということに対する文書責任、ご自身の責任だとおっしゃっているわけです。

確認いたしますけれども、10% 1 カ月というのは、どの部分の責任の話なんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 提案理由で申し上げましたように、今言われた3つの問題全部含んでというふうに私は考えております。

もう一回繰り返しますと、住民監査請求に対する不適切な文書作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応についてということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） これも総務文教のほうの常任委員会のほうに付託されると伺っておりますので、そこではっきり伺わさせていただきますけれども、今のお答えの内容では、10% 1 カ月はとても評価できない減額だと私自身は判断いたします。お答えは結構です。

○議長（橋本 健議員） いいですか。回答はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 今の質問と答弁を聞いていて、少し感じるどころ、思うところがあるんですけども、市長は今回のことについて、文書を作成したことであるとか、第三者委員会をつくると言ったけれども、それをひっくり返したことであるとか、言ってみれば文字もしくは言葉の問題だけで、そこに問題を見て責任を表明しているというふうにしか思えないのですが、しかし第三者委員会に初めて言及したときには、まだ監査の意見を聞いておらず、したがって文書に問題がないということ、わかってなかったといいますか、問題はわかっていたと思いますけれども、監査にそれは影響を及ぼしたかどうか分からないということだったと思うんですね。

だとすれば、市長が第三者委員会を必要だと考えたのは、監査との関係だけにおいて第三者委員会が必要だと考えたのか、それとも建設工事や入札に関する事柄そのことについて第三者委員会の必要というものを感じて、第三者委員会に言及したのか、そこがはっきりわからない。

今森田議員が、言葉を撤回したことについて問題点があるとおっしゃいましたけれども、その言葉が何を指していたかによって、処分をどの程度に引き受けるかわ変わってくると思うんですね。果たして言葉だけの問題なのか、文書だけの問題なのか、それとも本当は建設過程そのものが問題があると感じての発言だったのか。どのような意味で最初に第三者委員会を必要だと考えたのか、改めてそれを聞いておかないと、この数字の評価もしかねるかと思うので、そ

の点だけちょっとお聞かせください。なぜ第三者委員会というものを初め言及せざるを得なかったのか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、体育館建設そのものについて、私自身が当時反対してきたわけですから、いろいろな思いはありますが、ただ第三者委員会をつくるに当たっては、やはり文書作成というか、大きな問題があるからそういうことに言及したわけですが、本来的にやはり監査委員の方の意見を聞いた上で動かなければいけなかったにもかかわらず、私自身が文書作成の問題を指摘されて、当日、監査委員の方がいらっしゃらなかったのも、打ち合わせせずに発言したということでございます。ですから、体育館そのものについてどうのこうのということの第三者委員会をつくるということではございませんでした。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 私が聞きたかったのは、体育館の建設そのものではなくて、体育館建設の過程に至る手続の進み方ですね。もうつくことは決まっていたことなので、それについては言いませんけれども、果たして手続がどのようなであったのかということまで念頭に置いて、第三者委員会に言及したのかということです。

というのは、ここで問題とされている文書というものが、手続そのものを説明するものから、つくり方だけが問題なのか、そういう内容のものがつくられてしまったことが問題なのか、もしくはつくる必要があったことが問題なのかということです。体育館建設そのものについては問うていません。手続について何か念頭に置いて、第三者委員会を言及したのかという点に答えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 非常にちょっと理解しにくいところがあるわけですが、先ほども申しましたように、体育館建設そのものというよりも、今言いましたように、文書、正しい文書ではなかったということと、それをめぐる一連の第三者委員会をつくる、つくらないという形でのことについての責任ということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

ほかに質疑はありますか。

12 番小畠真由美議員。

○12 番（小畠真由美議員） まず、2 点お伺いいたします。

1 点が、早々からマスコミ等、また記者会見等で発表されているにもかかわらず、なぜ初日からの提案にならなかったのかということが 1 点。

それから、先ほど門田議員の質問にも関連いたしますが、供託を 5 月からと先ほど市長はお



っしやいましたが、たしか新聞紙上では4月からということで公言されていたのではないでしようか。供託についても非常に曖昧な点がございませけれども、きちんと4月から幾らずつ、それから賞与も何%納めたかということもご明言ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 初日に提案できなかったのは、このことについての庁内の議論が定まらなかったからでございます。しかし、このまま過ぎすわけにはいかないというふうに私考えまして、提案させていただきました。ということで、初日に提案できなかった理由というのは、庁内でもどうということにするかということの結論が出なかったけれども、私がやはり責任をとるという意味で、こういう形にさせていただいたということでございます。

供託していることについては、また別途、明細明らかにしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第57号は総務文教常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願

○議長（橋本 健議員） 日程第9、請願第1号「中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番小畠真由美議員。

〔12番 小畠真由美議員 登壇〕

○12番（小畠真由美議員） 中学校完全給食の実施を求める請願。

本文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。なお、請願者は、中学校給食を考える市民の会代表世話人大藤和美様、紹介議員、小畠真由美、神武綾議員でございます。

中学校完全給食の実施を求める請願。

1、要旨。太宰府市立中学校における学校給食法に基づく全員喫食による完全給食を、多くの保護者・市民が望んでいることをご理解賜り、実施していただきますようお願いいたします。

2、理由。基本的に、中学校の給食はどうあるべきかの理念に基づき考えるべきです。学校給食法第1条に学校給食の重要性は明白に述べられ、学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることを目的としてこの法律は定められています、食の教育は、学校教育の責務であるとともに、生徒の健全な育成を図る上で、給食の果たす役割は重要です。

このため、多くの自治体で、相応の費用を要しても学校給食法に基づく完全給食に取り組ん

でいます。

太宰府市における完全給食の実施の必要性については、太宰府市教育委員会の「望ましい中学校給食のあり方について」並びに太宰府市議会特別委員会の「中学校給食の今後のあり方についての要望書」において明言されています。

もちろん、母親の負担軽減と子どもの貧困対策は極めて重要です。それとともに、生徒に対する教育の一環として完全給食は実現されるべきです。

確かに財源の確保が最大の問題点ですが、このことをもって完全給食を断念してはならないと考えます。今後に予定される公共施設の建てかえ、改築整備及び市民の安全に直結する交通対策などの必要不可欠な施策に対しては、優先的に行われるべきであることは十分に理解します。

これらのことを配慮しながら、限られた財源の中で完全給食を目指すためには、可能な限り早く保護者・市民説明会を行い、市民の意見が反映される検討委員会を立ち上げて、費用負担の精査、調理方法の再検討などの議論を進めることを求めます。

中学校の完全給食の実現には、十分な調査をもとに討議を重ね、議論を尽くして、財源の確保や実施可能時期などの合意形成を図るべきと考えます。

なお、実現までの当面の間は、現行のランチサービスの充実を図ることで対処されることには異論なきことを申し添えます。

以上でございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第10、意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 意見書第3号を提案させていただきます。

今福岡県では、義務教育ではあり得ない教員不足が起きています。教科の授業が実施されて

いない学校や、担任不在の学校があるのです。また、子どもたちの生活環境と教育環境は、大きく二極化しています。その解決のためにも、多くの地方議会から国に対して意見書を提出することが必要と考えています。

意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」。太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案理由の説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

現在、障がいのある子ども、日本語指導が必要な子ども、不登校の子ども、経済的援助を受けている家庭の子どもなど特別な配慮を必要とする子どもたちが増加しています。こうした複雑化、困難化してきている状況の中で、教員は全ての子どもたちの自立と社会参加を目指すために、多様な子どもたち一人一人に対するきめ細かな対応が必要となっています。

教職員配置については、過去に7次にわたる計画的な職員定数改善が進められてきました。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年9月12日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 門 田 直 樹<br>(16)          | <p>1. 水害発生時の流木対策について</p> <p>本市における過去の大雨災害では四王寺、宝満の山腹が崩落し農地や住宅街を襲ったが、土石とともに流木が被害を大きくしている。</p> <p>報道によると九州北部豪雨において、流木がなかった場合に比べ氾濫被害域が3.7倍になったというシミュレーション結果が伝えられ、人工林のもろさを指摘し防災の観点で森林整備を進める必要が説かれている。</p> <p>また、本市は毎年史跡地を買い上げているが、その面積の大部分は山林であり、災害時の流木の影響については市に大きな責任が生じると思料する。</p> <p>これらのことから本市において土石流はもちろん、流木についての対策、また防災の観点での森林整備が必要と考えるが、見解を伺う。</p> |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(14)          | <p>1. 中学校完全給食について</p> <p>(1) 中学校完全給食断念後、市民への説明会を開催したか伺う。</p> <p>(2) 今後の市長の考えについて伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3  | 堺 剛<br>(1)               | <p>1. 地域防災の取り組みについて</p> <p>(1) 災害時における避難所や施設等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進について伺う。</p> <p>(2) 被災者支援システムの経過について伺う。</p> <p>(3) 防災行動計画（タイムライン）の策定について伺う。</p> <p>(4) 本市の過去の災害データをふまえた現状調査について伺う。</p>                                                                                                                                                               |
| 4  | 村 山 弘 行<br>(17)          | <p>1. 太宰府東小学校の給食調理業務について</p> <p>太宰府東小学校の給食調理業務について、今後の方向性を伺う。</p> <p>2. 副市長及び教育長について</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

|   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                | <p>(1) 副市長解職の経過について</p> <p>市長は、副市長を8月25日に、大きな理由もなく解任した。突然職を奪うことは許されないことと思うが、その経過について詳細に伺う。</p> <p>(2) 教育長解任の動きについて</p> <p>市長は、教育長に対しても権限がないのに、8月末で辞めるように伝えているが、その理由について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 5 | 木村 彰 人<br>(3)  | <p>1. 太宰府市の行政改革について</p> <p>本市の行政改革に関して2点伺う。</p> <p>(1) 第4次太宰府市行政改革の総括</p> <p>直近の行革計画である第4次太宰府市行政改革大綱における、主要な改革項目の達成状況と課題について</p> <p>(2) 第4次行革以降の行政改革の進捗状況</p> <p>第4次行革の総括を踏まえて、これに続く行政改革の取組みと進捗状況について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 6 | 森 田 正 嗣<br>(4) | <p>1. 「問責決議」に対する市長の姿勢を伺う。</p> <p>先の6月議会において市長に対し「問責決議」を全会一致で可決した。その際、市長も議場にて反省の弁と決意を述べられたが、今9月議会直前になって副市長の解職、教育長の解職が伝えられ、学校給食専門委員の設置、虚偽文書問題の引責として減給10%（1ヶ月）を提案された。市政の混乱の早期終結を願った議会の意向を無視したものとなっている。市長の姿勢をたずぬ。</p> <p>2. 体育館とびうめアリーナの使用状況について伺う。</p> <p>(1) 10ヶ月経過したが利用状況の想定と結果は。</p> <p>(2) 総合施設としての機能を追加する必要性はないか。</p> <p>① 土足禁止利用の解消</p> <p>② ジムの開設計画は</p> <p>(3) 夏のプール利用者の横断問題状況</p> <p>(4) 障がい者への配慮（交通問題）</p> <p>3. 介護保険法平成29年4月施行の「生活支援コーディネータ」「協議会」の創設・稼働についての状況を伺う。</p> <p>(1) 現在の進捗状況について</p> <p>(2) 近隣市との比較について</p> <p>(3) 包括支援センターとの連携について</p> |
| 7 | 上 疆<br>(10)    | <p>1. 太宰府市地域包括支援センターについて</p> <p>現在、太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内1階の高齢者支援課内に1箇所しか設置されていないため、これまで多くの市民の皆様から最低でも西の方に1箇所は設置</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|  |  |                                                       |
|--|--|-------------------------------------------------------|
|  |  | <p>する必要があると、何年も要望されていますが、どのように考えておられるのか、市長の所見を伺う。</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------|

## 2 出席議員は次のとおりである（１８名）

|      |      |    |    |      |         |      |
|------|------|----|----|------|---------|------|
| 1 番  | 堺    | 剛  | 議員 | 2 番  | 船越隆之    | 議員   |
| 3 番  | 木村彰人 | 議員 |    | 4 番  | 森田正嗣    | 議員   |
| 5 番  | 有吉重幸 | 議員 |    | 6 番  | 入江寿     | 議員   |
| 7 番  | 笠利毅  | 議員 |    | 8 番  | 徳永洋介    | 議員   |
| 9 番  | 宮原伸一 | 議員 |    | 10 番 | 上       | 疆 議員 |
| 11 番 | 神武綾  | 議員 |    | 12 番 | 小 畠 真由美 | 議員   |
| 13 番 | 陶山良尚 | 議員 |    | 14 番 | 長谷川 公 成 | 議員   |
| 15 番 | 藤井雅之 | 議員 |    | 16 番 | 門田直樹    | 議員   |
| 17 番 | 村山弘行 | 議員 |    | 18 番 | 橋本 健    | 議員   |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（２８名）

|                      |         |                               |         |
|----------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長                  | 芦 刈 茂   | 教 育 長                         | 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長              | 石 田 宏 二 | 市民生活部長                        | 友 田 浩   |
| 総 務 部 理 事            | 原 口 信 行 | 都市整備部長                        | 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長    | 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長                        | 藤 田 彰   |
| 教 育 部 長              | 緒 方 扶 美 | 都 市 整 備 部<br>公営企業担当部長         | 今 村 巧 児 |
| 教 育 部 理 事            | 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併<br>選 管 書 記 長        | 田 中 縁   |
| 経営企画課長               | 高 原 清   | 管 財 課 長                       | 小 柳 憲 次 |
| 防災安全課長               | 齋 藤 実貴男 | スポーツ課長                        | 安 恒 洋 一 |
| 環 境 課 長              | 川 谷 豊   | 市 民 課 長                       | 行 武 佐 江 |
| 福 祉 課 長              | 友 添 浩 一 | 高齢者支援課長                       | 川 崎 純 一 |
| 都市計画課長               | 木 村 昌 春 | 社会教育課長                        | 中 山 和 彦 |
| 学校教育課長               | 森 木 清 二 | 文化財課長                         | 城 戸 康 利 |
| 上下水道課長               | 古 賀 良 平 | 観光推進課長兼<br>地域活性化複合<br>施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 |
| 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長 | 中 島 康 秀 | 監査委員事務局長                      | 渡 辺 美知子 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記    | 斉 藤 正 弘 | 書 記     | 高 原 真理子 |
| 書 記    | 力 丸 克 弥 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出をされております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日12日7人、13日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

水害発生時の流木対策についてお尋ねします。

平成15年の大雨災害では、四王寺、宝満の山腹が至るところで崩落し、農地や住宅街を襲いました。この被害を大きくした原因に流木があります。

8月18日の西日本新聞朝刊では、九州北部豪雨の朝倉市について、流木がなかった場合に比べ、氾濫被害域が3.7倍になったというシミュレーション結果を伝えています。また、数回にわたる記事で、人工林のもろさを指摘し、防災の観点で森林整備を行う必要があると訴えています。

朝倉市と東峰村の流木量は20万tを超え、大きな被害につながりました。本市も同様に、外材——輸入材ですね——の自由化、木造住宅の需要低下などで国産材の価格が低迷して林業従事者が減り、結果として間伐が十分でないことや、伐採期を迎えた木が放置されることもあると考えます。

種子から育った木に比べて、挿し木は根が浅く密度も低いと言われ、将来的には根が強く丈夫な広葉樹を中心とした自然林を育てていくことが重要です。

また、本市は毎年史跡地を買い上げていますが、その面積の大部分は山林です。当然、災害時の流木の影響については、市に大きな責任が生じると考えます。

これらのことから、本市におきましても土石流はもちろん、流木についての対策、また防災の観点での森林整備が必要と考えますので、ご見解をお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。



○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 水害発生時の流木対策についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、本市の森林整備の状況についてでございますが、本市の森林面積は約1,181ha、市域面積の約40％を占めており、森林整備計画の対象面積は、国有林を除く1,057haとなっております。そのうち杉、ヒノキなどの人工林は583haであり、市有林等を除く376haについて、県の補助により実施いたします荒廃森林再生事業により調査を行い、森林内の植生が消滅するなど早急に手入れを必要とする222haを荒廃森林として指定し、平成28年度までに所有者と協定が締結できました137haにおいて、本事業により間伐を実施しているところでございます。この間伐を実施することにより、健全な森林への再生を図り、地すべりや土砂流出の危険性を軽減できると考えております。

なお、荒廃森林再生事業につきましては、県の森林環境税を活用して平成20年度から実施され、本年度までの10年間の事業となっております、今後の計画については県において現在検討中と伺っております。本年7月に公表された福岡県森林環境税検討委員会報告書においても、今後の施策として、森林の有する公益的機能を長期的に発揮させる取り組みが必要とされております。

また、森林の維持、造成を図ることを目的として設置されております治山事業につきましては、県事業であるために、危険箇所現地調査や地元協議を県と一緒にを行い、事業要望をいたしておるところでございます。平成15年度以降平成28年度までに、治山ダム39カ所が完成しておるところでございます。

次に、土砂災害の防止や流出土砂の調整を目的として設置されております砂防事業につきましては、治山事業と同じく県事業であります。平成15年度以降平成28年度までに砂防ダム9カ所が完成しており、平成32年度から内山、三条で1カ所ずつ、平成34年度から内山に2カ所の計4カ所が計画され、着工に向け地元協議や文化財試掘協議、測量設計協議を、県だけではなく市も一緒に行っているところでございます。

治山ダム、砂防ダムはそれぞれ目的、役割が異なるため、所轄官庁が異なっておりますが、両方をうまく配置していくことが肝要であると思っております。今後も地元自治会や県と協議しながら、災害に備えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

水害発生時の流木対策についてのご質問に、私からもご回答申し上げます。

7月に発生をいたしました九州北部豪雨では、森林、特に杉、ヒノキなどの人工林が覆う山腹の崩落による土砂とその人工林の流出により、甚大な被害が発生をいたしました。太宰府市におきましても、過去の豪雨災害では、流木と土砂により家屋の倒壊や水路が埋まるなど被害が発生をいたしております。

市では、梅雨前に、土砂崩れなど住宅に直接影響いたします災害危険箇所を、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関と確認をいたしまして、情報の共有を図っておるところでございます。

災害危険箇所の大部分は、急傾斜地の崩落、土石流の危険がある場所でございます。樹木も繁茂をいたしておりますので、梅雨時には、監視をするなど状況の把握に努めておるところでございます。また、土石流の危険箇所をハザードマップにより周知をいたしております。

なお、自然災害においては、まず個人の行動が重要になることから、日ごろの備えや災害時に注意することなどについて、機会あるごとに市民の方に周知をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。今日ちょっとお聞きしたいのは、大変な雨量が今後も考えられますので、丘陵地の上のほうまで家が本市はあるわけですね。その森林についてもやはり対策が必要ということで質問しております。

その前に、新聞等にもありますけれども、雨量がここ数十年で非常に伸びてきていると。これも報道ですけれども、1時間に50mm以上の大雨が降る頻度が、七、八十年代に比べ3割程度増加したと。具体的な年平均が232回と、多いときには300回を超えるぐらいの年もあったということで、日本全国では3日に2日はどこかで大雨が降っているということであります。

この7月の5日、6日ですね、九州豪雨ですけれども、朝倉市で1時間に129.5mmが降ったということで、記憶では本市で、私が市会議員になったその年の平成15年に大雨で99mm、後から訂正といいますか、正確には101mmだったというふうに記憶しております。

ところで、その50mm以上80mm未満が非常に激しい雨で、80mm以上を猛烈な滝のように降る雨ということですが、じゃあ130mmというのは一体どういう雨なのかと。壱岐ですね、島の壱岐では140mmもあったというふうにたしか記憶がありますが、とにかく想像を絶するような雨が現実に降っていると。しかも、災害が忘れたころじゃなくて、忘れないうちに次々と来ているわけですね。

そういった中で、いわゆる防災に関しまして、30年基準とか50年基準とか一般的に我々も聞いております。そういったものがどうなのか、本市の防災においてですね。先ほど部長のほうから、治山であるとか治水、砂防であるとか、ダムですね、そういったものも整備する、あるいは森林においては間伐を行っている。

そもそもこの事業、県の事業ですね、基本的はこれ間伐をやるんですよ。主に森林等を業としてやっているような広い地域がありますけれども、そういったところで高齢化あるいは林業従事者の減少等で、なかなか回っていかんところをやろうというふうなことでやっとなんですが、この森林環境税についてはもう少し後で聞きますけれども、本市においてそういうふうなことがどこに力を注げばいいかというのを、今日お尋ねしたいわけです。

そういうことで、まずその雨水と防災ということで、まず落石や流木対策、恐らくはもう一緒というふうな感覚でされてあるかもしれませんが、そういった工事箇所がどのあたりにあるか。治山と砂防のほうはちょっと今聞きましたが、大体何カ所ぐらいあるのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

今のご質問は、都市整備部のほうが砂防事業をさせていただいていますので、砂防事業の箇所であれば、一応17カ所ですね。平成15年以降は9カ所設置を県のほうにさせていただきましたけれども、それ以前も含めて17カ所で、砂防事業を行う際には、砂防地域の指定というものがございまして、それも17カ所させていただいて、指定をさせていただいたところに砂防ダムといいますが、今砂防ダムというのが私ども言っていましたけれども、最近では砂防の堰堤ということで、名前が少し変わりつつありますけれども、については17カ所ということで私どもとしては把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 砂防が17カ所、治山は先ほどの答えありましたかね。治山が39カ所ですね。

それぞれ何といいますが、目的が若干違うようで、一般市民からすれば似たような、規模が違うかなぐらいしか見かけ上なかなかわかりづらくて、治水とか利水とか違った概念も入ってくるのかもしれませんが、具体的にはどっちかというと宝満山系から四王寺の東側ですかね、割と大規模な流れのところにそういうふうな砂防であって、住宅地の上は治山で山が崩壊するのを防いでいるという感覚ではあります。

具体的に、私がまだ高校生やったんですが、昭和47年だったでしょうか、大雨がありまして、私が住んでいる国分というところの四丁目のほうで、たしか4人の方が亡くなられたと。大変な惨事でありましたというか、私はまだよくわかりませんでしたが。

その後、砂防1カ所、治山2カ所、そしていわゆる大谷川の整備ですね。それらがありまして、その後、私が議員になった平成15年、その後の平成19年、平成21年も大雨がありましたね。それらのときには、大雨は降ったんだけど、具体的な被害はありませんでした、その部分では。

やはり役に立つんだと思うのと同時に、実際上に上がってみると、もう完全に埋まってるわけですね。埋まりながらも、そこに流木がひっかっているという感じで、今のところ大丈夫と。市民からはしゅんせつを求めるとい声は強いんですけど、まずは水は仕方ないにしても、そういうふうな土石、流木がそこでとまっているというのは、まず評価できる。

しかしながら、今言った部分というのは割と傾斜が緩やかなんですよね。いわゆる傾の面積は大きいから水は多いんだけど、割と緩やかと。そういうことでひっかかっているような

気がしますが、先ほど来ちょっとおっしゃいますようなこういう大雨が短時間に振ると、丘陵地の上のほうまで住宅がありますね。その上のほうが崩れたら、これはまた全然話が違って行くので、どちらかというと、そういうふうな小規模でもいいので治山あるいは崩落防止ネットでありますとか、そういったものが必要だというふうに考えておるんですが、具体的にはいわゆるストーンガード、名前はいろいろあるみたいですが、そういったものの設置箇所というのは、大体どれぐらいあるのか。それぞれの大体丘陵地の住宅というのはあちこちあるんですが、その上には大体そういうものが設置されているのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この回答につきましても、私のほうから回答させていただきます。

今議員ご指摘のストーンガードとか、工法につきましては、例えば土どめ工とか水路工とか呼び方をさせていただいたり、あと落石防止ということでネットを張ったりとか、そういう工法はあるんですが、申しわけございません、市内でストーンガード等をされた箇所が何カ所ということの、済みません、数字まで、ちょっと私がつかんでおりませんが、ただ市の工事につきましては、どうしても砂防だけではなくて林道とかもございますので、そういうところに一応災害が起こった後の災害復旧という形でそういう工事をするというのが、基本ではございませんが、そういうことが多くございます。

先に、本当に危険箇所ということで危ない場合は、予防という形でもさせていただく場合はございますけれども、どうしても、これはお叱り受けるかもしれませんが、どうしても災害が少しちょっと起こったときに、きちっと将来を見据えて防護というか防御するという形の事業を、今どうしても太宰府市だけではなくて、この砂防事業は県事業ということもございますので、県と現場を確認したり、県のほうも国からの補助をいただきながらということもあるので、その辺を現地をつぶさに確認はしているつもりでございますけれども、済みません、箇所の数につきましては今手元にはございませんので、後ほどわかり次第お知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） その辺は置いときましても、ダムですね、ダムのほうが金額が大きいので、先ほどお聞きしました治山の39カ所と砂防の17カ所についての地元負担というのは、大体どれぐらいなのか。大体決まったルールがあるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 砂防事業につきましては、前年度の砂防事業に対する負担金として、県のほうには砂防協会という協会がございます。その砂防協会のほうに負担金として前年度、例えば今平成29年度ですから、平成28年度分の砂防事業をされた事業の1000分の1.6、ですからわかりやすく言うと、1億円の事業をしていただければ、16万円の負担を次の年度に砂

防協会へその事業費と、あと正会員費といいまして、10万人以下の市に対しては1万2,000円の人口割のですね、それとあわせて砂防協会のほうに負担金としてお支払いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。金額からいえば、どんどんつくっていただきたいけれども、なかなかそういうわけにはいかんのも承知しておりますが、非常に先ほども言いましたけれども、この治山、砂防、有効だということはもう間違いありませんので、積極的な働きかけをお願いします。

そこで、今度は森林の中身といいますか、植生について少しお話を聞きたいんですけども、先ほど来から森林税、福岡県の森林環境税のことがありましたけれども、大体おおむね個人が500円で、あと事業所もそれぞれ金額が決まっております、その集まったお金を何に使うかですけども、これが何かいま一つ見えてこないような気がいたします。

本市はやはり背中に一杯森林抱えておりまして、そこら辺にこういった市民と事業所から集まったお金が幾らぐらいか、そしてそれがどういった、還元という表現もおかしいですけども、具体的に何か使われているのか、その辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 森林環境税でございますが、こちらは個人の県税負担額ですね、均等割が課税されている方に年500円課税をされているものでございまして、法人であれば年1,000円から4万円の間で納税しているというところでございまして、太宰府では約3万3,000人の方が納税をされているということになります。

使い道でございますが、まず荒廃森林再生事業、先ほど申しました荒廃森林、人工林である荒廃森林に対して間伐を行い、元気な木を育てるとともに、間伐材は防災の観点から2本の根っこの間に木を横倒しにして、小さな砂防といいますか、治山といいますか、土がもし流れ込んでも、そこに倒れた木のほうで受けとめるような工法で今敷設をしているということを伺っております。

あと、広葉樹の植林、下草刈り、作業路の開設ということも、この森林環境税で使われているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今ちょっとお話聞くと、切った間伐材ですね、間伐をして、それは基本的に搬出はせずにそこに置くと、腐らせるということですね。

実は、平成15年の水害のときも、非常に地元から出た声が、いわゆる具体的に言うと送電線の工事のときに周りの木を切って、切りっ放しにして置いとったのが、今部長がおっしゃったような形でミニダムみたいな形になって、そこに土石がたまって水がたまって、また森林自

体、針葉樹高いですよ、モーメントもかかるし、それが原因で一気に崩れて崩落したというふうなことを、結局はそうじゃないという、事業者のほうはそう言いますし、曖昧になったんですが、そういうふうな方法でいいのかなと。

少なくとも時期を考えないと、例えば年末からそういうふうな事業をもしやったら、ちょうど梅雨の時期ですね、大雨の時期にそういうふうなダムがいっぱいできることが、逆にいいのかなという疑問はあるわけですよ。

それは今、これは県の事業ですから、部長にそれが是か非かということは問いませんが、ただ、いわゆる間伐だけでいいのかというふうなことが大きな疑問なんです。

それで、間伐した後の問題、それから結局間伐は何のためにするかというと、いわゆる植生の環境改善だけではなくて、基本的には出荷するためにするわけですよ。出荷をするのかせんの。今、市の山林で、将来的にいわゆる伐採の適齢期になったときに、伐採をされるのか、その辺は把握されていますか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 太宰府市には今林業従事者というのはほとんどおりませんで、森林組合も今太宰府にはございません。そういったところから、今もうちょうどヒノキ、杉が出荷の適齢期を迎えているところもございますけれども、そのままになっているということで、今後の出荷の予定は聞いておりません。それが今荒廃森林につながっているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 農事、水利とかそういう組合はありますけれども、森林組合というのは、いわゆる公的な届け出をしたようなものではなくて、その延長として、山を持っている人たちがそういうふうな表現をされていることもあるみたいですが、特に活動はないということでお伺いしました。

そこで、ちょっと話かえて、外国はどうかというと、実は私、以前会社勤めしとったときに、外材、いわゆる輸入材の仕事を結構長いことかかわっておりまして、外材といってもいろいろありまして、南洋材とかソ連、今ソ連と言いませんけれども、とか米材ですね、北米材であるとかカナダであるとかニュージーランドであるとか、いろいろなところから日本中に入ってくるわけですね。

それで、先ほど部長のほうからもありましたけれども、そういうふうな外国のほうが安いと、そして、おまけにそういうふうないろいろな需要が低下して云々ということがありましたけれども、実際そのとおりで、もう物すごい量なんですよ。

日本はこういうふうな急傾斜の中に、要するに植えるのはまだいいけれども、でかくなったのを切り出すのが大変なわけですね。それで、切り出す費用ですね、コストパフォーマンスですかね。その費用対効果というのは、利益がもう余りないような状況で、どうしても価格が下

がった上にそこまでできないということですが、外国なんか、例えば米材なんかでいいですよ、簡単に言えばもう福岡県とか県レベルの畑があると思ってもらったらいい。大きくなったら刈って、植えて、今度は別のところが大きくなったら刈って、そういうのを転作といいますか、やっている、その規模なんですよ。だから、もう到底量と価格では太刀打ちができないと思う。南洋材とかはまた全然種類が違ったり、ソ連材は違うんですが。

そういった中で、現実問題として、ただちょっと一言言いますと、国産は国産材で、実は非常に特徴があって、風土に合ったよさがあるんですよ。だから一緒にくたには比べられません、そういった中で、将来的に営利を目的とした植林事業というのが続けられないのであるならば、やはり自然林に返すべきじゃないかと。自然林、少なくともまざった状態ですね、できれば広葉樹。

先ほども言いましたけれども、いわゆる挿し木は弱いらしいですね。そうでない、例えば屋久島というのはあれだけの雨が降ったって1,000年生えとるわけでしょう、崩れもせずに。

だから、そういう自然に生えた針葉樹というのは強いけれども、植林はどうしても弱いと、管理も難しいということで、でき得ることならそういうふうな広葉樹にやっていければと思いますが、先ほどのこの県の事業ですけれども、この税のまた対象でもあるんですけれども、これの中では荒廃森林の再生の必要性というものを述べられてあって、これ何か前の平成12年もそうでしたし、今度の今年平成29年7月のこの報告でもそうですけれども、その中に荒廃森林再生事業としまして、もちろん間伐を引き続き最優先に進めていくという、ここが気になるんですが、これ現実には先ほど言いましたような、いわゆる今度の被災されましたような広範囲にそういうふうな植林をされてあるところを対象にしてあると思いますが、同時に手入りが軽減できる針広混交林への誘導、いわゆる針葉樹、広葉樹をまぜて、もうそこは将来的な伐採というのはもうしないという前提だと思います。そうやって自然に返していくということが、もうここで既に述べられておられます、県の事業としてですね。

市としてもそういうふうな方向でいくべきで、市自体が動くとかということじゃなくて、市も当然そういうふうな納税をしている自治体でもありますから、何か意見というものは言えると思うんですが、今後そういうふうな、少なくともその針広混交樹林への移行というのはどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 本市は森林の市有地化を図っております。その公有地化を図る前に、この荒廃森林整備事業を使いながら間伐を行っておるところでございすけれども、このまま市有地が増えますと、当然手入りが行き届かなくなるということが目に見えている部分ではあるかと思います。

ちょうど20年間放置するとか、この荒廃森林整備事業を行うと、20年間は伐採をしてはいけないよとか、個人として売買できないよというふうになっておりますけれども、そこはそれとして、今後20年、特に出荷時期を迎えた木、これからますます老いていくような木

もでございます。

そういう中で、新たな、実際に今後こういう針葉樹林だけではなく、いろいろな木を植えていくということも当然考えていかなければならないと思っておりますが、まだ実際にその整備計画としては起きてはおりませんけれども、今現在そういう話をしながら、今後の森林整備のあり方について、まず当課で協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） お願いします。その20年間もいろいろと議論があるようでございますけれども、ところで今市が買い上げているというお話もありましたが、冒頭登壇の中でも言いましたけれども、いわゆる史跡地の買い上げですね、これ山林が大きな面積占めておりまして、この部分に関しては、いわゆる単なる民間の場所ではありませんので、そういうふうな災害時の流木等に対しては、より大きな責任があると思います。

その辺の対策について具体的に何かお考えがあったら、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 公有化している部分というのは、ほとんど四王寺山腹になろうかと思えますけれども、あちらもやはり人工林が多うございまして、公有化する前に、やはりこの整備事業を使って一定間伐を行って、その後公有化していくと、こういう作業をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） なかなか答えが出ないようなことを聞いていますからね、その辺のことは今後の大きな宿題だと思うわけですよ。

いろいろなことを言われて、何が原因かと。例えば先ほど国分のことを言いましたけれども、三条も同じところが30年間の間お二人亡くなられています。その原因は、結局大雨が降ったと、予想もできない大雨ですというふうにずっと行政は説明しとるわけですよ。ところが、もう予想できる雨なんですよ、これは。

いろいろな原因が、上の林道を切ってからそこから崩れたとか、あるいは植林のことであるとか、いろいろなことを言われていますよね。人工物が原因という話もある。そういったところのことを考えて、やはり国、県と協力して対策を、前もって前もってやらないかないということを考えます。

ところで、最後の項になりますけれども、防災設備等々の必要性ということで、予算もかかると思うんですが、少しちょっと話がかわりまして、昔、昔というのはそう遠い昔じゃないんですけれども、大雨で福岡市が冠水しましたよね。亡くなられた方もおられた。その後、福岡市と那珂川等の流域ですね、上流の市町、太宰府市も入っていた、間違いなく入っていましたが、話をして、どういうふうにするか。どういうふうにするかというのは簡単で、要するに急激に水を流してくれるなという話だったと思います。要するに一遍に流されると川があふれ



て、あふれるのはもう結局福岡のほうになるから。

ということになると、水をためる必要があるんですけども、今だんだん離農される方も多くて、いわゆるため池もなかなかその管理が難しくなってくる。ため池にためる、あるいは田んぼそのものが少なくなって、いわゆる湛水ですね、これが大変な大きなボリューム占めるんだけれども、そういうのも少なくなってくる。

だから、そうするとやっぱり水があふれたら困るから、雨水路をつくってと、雨水路の整備はどんどんやっていますよね。これはこれでいいけれども、そうすると一気に川があふれると。

確かにあそこの御笠川、鷺田川、あの合流からずっと水城から大野城にかけて、たしか県費等々で200億円ぐらいかけて拡幅して、今は大丈夫になったと思いますが、その先はどうなるのかと。その先はよくわかりませんが、また福岡市のほうはどうなのかということを含めて、何かギブ・ギブの形ができんのかと。

簡単に言いますと、例えば1 m<sup>3</sup>でもじゃあ水をためようと。水をためること自体は、いわゆる遊水地の確保としても、市街地でも一気に流れたら困りますからね、そういうふうなものは維持せないかと、そういうふうなこと。でも、今言いましたように、大事な市内にたくさんあるため池というのは、管理が難しい。

そういったところの話は、いきなりですけども、あったのかなかったのか、ちょっとお聞かせください。昔の話やけれども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員おっしゃっていただいたのは、1つは御笠川整備促進協議会というものがございまして、これは筑紫野市と太宰府が中心になってやっている協議会がございしますが、その中では水をためるというよりも、まずやはり水害にならないように、もうご存じだと思いますけれども、何年か前に二日市の商店街のところが浸水して、非常に大きな被害をもたらしたということもございしますので、今あそこの高尾川のいわゆる改修工事を、大体平成32年ごろまでを目途にやっているということがございます。

それともう一点、それが終わりますと、今度水城ですね、太宰府市の水城周辺がまだ河川改修が終わってございませんで、そこの改修をして、もちろん川幅と、あと川底の整備等々をして、いわゆる流域面積というか、流量を、大きな雨にもたえられるような整備をやっているということで、今県のほうで、これも県事業でございしますが、県のほうで整備を計画をしていただいているという状況でございます。

あと一方、高雄の交差点、ちょうどバイパスの高雄交差点が、市のほうではすぐにいわゆる冠水するという箇所でもございますので、その辺の整備も高雄川の整備とあわせて、それとあと市のほうとしては、やはり調整池とかそういうことの必要性も考えながら整備をやっているかなきゃいけないということで、今建設課等と話を今しているところでございます。

ですから、今具体的にこうやっていますということではございませんけれども、こういう計

画がありますということでの回答になります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今度の災害に先立つ平成12年ですね、平成12年の九州北部の豪雨の後、いわゆる筑後川流域の自治体、久留米市であるとか朝倉市や日田市などで、水源保全推進協議会の設立を目指していろいろやってあったんですよね。その中で、保全計画をまずは策定されて、その中の幾つか項目があるんですけども、頭の1と2を言いますと、管理できない森林を基金で買い上げる森林トラスト制度の設立、2が、しっかり根を張る広葉樹の拡大等々あるんですよね。

平成14年度から10年かけて取り組む予定だったけれども、なかなか流域自治体全部、48市町村、4県があって、なかなかやっぱり費用の問題で、現実に危険と背中合わせの自治体と、少し離れたところ、流域だけれども今はまだ安全だろうというところで、少し温度差があったみたいで、結局予算関係の問題でこれはできなかったようですが、この中でもやはり広葉樹の拡大ということは言われておりまして、やはりこれはもうやろうと思っても急にはできないし、やはり将来見据えて、20年、30年先にそういうふうな、そして自然環境もよくなるんですよね、やはり広葉樹というのは。そういうふうなことをお考えいただきたいと思います。

最後にもう一度、ストーンガードやリングネット、特にリングネットというのは割と安く、崩落防止に役に立つということは、もう一度ご確認ください。実際に何度かその後、大水は出たけれども、崩落は防いだという実績が随所であるようでございますので、その辺のことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） まずは、このたびの九州北部豪雨災害により被災された皆様にお見舞いを申し上げ、この災害によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。一日でも早く元気な町に復興されることを心より願います。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校完全給食についてお伺いいたします。

芦刈市長は、中学校完全給食を公約とされ市長選を戦い、当選されました。当選後、中学校完全給食については、あらゆるところで挨拶をされる際に、進めていく、実現をというふうに

おっしゃられておられました。しかし、この数カ月で事態は一変し、6月議会の中でいきなり方針転換が行われ、「太宰府市中学給食を断念」や「太宰府市長完全給食を断念」という文字が新聞紙面に掲載され、市民の皆さんを困惑させました。

市民の皆さんは、中学校完全給食実現に向けて期待されていたと感ずますし、私も事あるごとに、給食になるんですよねと多くの方々から聞かれておりました。

この件に関しましては、公約違反だと思いますし、多くの市民への裏切り行為だとも思います。中学校完全給食実現に向けた公約を掲げ当選されたわけですから、一度市長の任を辞され、もう一度民意に委ねられたらいかがでしょうか。それぐらい責任は重大だと思います。

質問に入ります。

中学校完全給食を断念され3カ月がたちました。その後、どのような形で保護者説明会等を実施されたのか伺います。

次に、9月定例会に給食専門委員という項目で補正予算が計上されてありますが、断念をされた今、なぜこのような専門委員が必要なのか疑問に感ずます。市長は今後、中学校完全給食についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

以上、1件2項目について質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

長谷川議員のご質問にご回答いたします。

中学校完全給食についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの市民への説明会を開催したかについてであります。現在のところ開催しておりません。

次に、2項目めの今後の市長の考えについてご回答申し上げます。

私の考えといたしましては、6月議会の行政報告において、学校給食法にのっとり提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明いたしました。

その背景には、副市長が4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられたことがございます。

しかし私は、中学校の完全給食は、実現されなければならない将来的な課題だと考えております。今回、給食専門委員を設置し、専門的な外部からの視点を取り入れ、経緯や金額について見直し、検討したいと考えております。

また、中学校給食の実現と行財政改革は切り離しては考えられません。行財政改革を行い、無駄を省き効率的な運営をする中で、給食実現のための財源をつくり出していきたいと考えております。そのためにも、行政改革推進委員と給食専門委員の提案をしておりますことをご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、市民への説明会の開催ですね。大きな開催はされてないと思うんですが、例えば断念以降、例えば来賓等の挨拶でされる際に、断念することになりましたとか、そういった文言を使われて挨拶されたことがありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、6月の定例会での行政報告の中で、次のように言っております。省きますが、現在の市の財政状況では実現が難しいという結論に至った。このことから、これまでの方針を見直し、現在のランチサービスに求められている改善点、質の向上、注文システムの改善、就学援助を含む提供単価の検討を十分に踏まえ、今後は多くの生徒の皆さんに提供できるランチサービスとして検討を進めていきたいと。

私は、見直しをするという言葉は使っておりますが、決して断念という言葉は、新聞報道ではされておりますが、見直しをするということを新聞では断念というふうに理解したんだと思いますが、見直しという言葉は使いましたが、断念という言葉は私は一度も使っていないというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、中学校の完全給食というのは、今は難しくても、やはり実現されるべき課題だと考えておりますので、そういう趣旨からして断念という言葉は使っておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私は、いろいろ来賓等で挨拶される際に、そういったことを言われましたかと。例えば市長、給食実現、実現とって、例えばいろいろなおところでおっしゃられたと思うんですね。記憶にございますかね。

そしたら、見直しでもいいんですよ、見直しすることになりましたと、そういつて言うのであれば、やっぱり同じように市民の皆さんにそういったところで説明していくのは、私、説明責任だと思っているんですね。さっき全然答弁になってないんですね。

ですから、そういったところでされましたかというのをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市民説明会を、今の質問は、市民説明会をしたのかどうかということでございますが、市民説明会については現在のところ回答しておりませんが、私としては、もう問責決議の後、方針変換について、問責決議の中でも市民に対する説明というのは必要だということを言われておりますし、私ももう当然必要なことだと考えておりましたので、教育部に対して再三、市民説明会を夏休み前にしたいということは申ししておりました。

が、実際に教育委員会とのお話できたのは7月14日でございますが、総合教育会議がそのときに行われ、夏休み前の説明会というのは実現できてなかったということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ちょっとかみ合っていないみたいなんですが、市長、公務の行事の中で挨拶の中に、そういう自分の訂正を入れられたかどうかという質問なんですが。いろいろなイベント事業がございますよね。その挨拶の中でお答えになりましたかと。

市長。

○市長（芦刈 茂） 当然いろいろな挨拶の中で、方針が変わるまでは学校給食は実現していきたいという話は当然しております。ところが、方針が変わってからは、方針が変わっておるわけですから、そういうふうなことは、実現するということは言えませんので、言っておりません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 実現じゃなくて、だけん訂正されましたかということを行っているんです。質問の仕方が悪いですかね。

行っていない理由は、今度は教育部に質問しますけれども、夏休み前だったので時間がないということで行っていないというふうにおっしゃられたんですが、これ先ほどご答弁で述べられました、まず断念、見直しという、4月17日の経営会議の直前に、中学校給食は費用的に難しいというふうに、そういうふうに副市長に言われたとおっしゃいましたね。

だったら、夏休み前まではまだ期間があると思うんですね。最低でも3カ月ぐらいはあると思うんです。それで、その間じゃあ市民説明会を早くしないといけないということで、それでは段取りは、市長が例えばじゃあ教育部に投げかけて、やってくれというふうにはおっしゃられたんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと夏休みまでののはあれですが、4月にやはり内部の議論として、財政的に難しいということになり、ところが5月までの経営会議でそのような方針を内部で決めたということがございます。そして、6月議会でそのような私の行政報告をさせていただいたということがございますが、私としては、その後教育部に対して、学校説明会をとにかく早急にしたいと、夏休みまでにしたいということは再三お伝えしておりました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） じゃあ、教育部にお伺いします。

なぜその説明会実現しなかったのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 6月議会後に、保護者説明会をするという指示は受けました。6月議会で、中学校の完全給食からランチサービスの充実へと方針を変更するに当たっては、教育委員さんのほうに相談とか報告がなかったので、まずは市長のほうから教育委員さんに報告をするという総合教育会議が必要だということで、先ほど言われた7月14日ですね、この日に開催することができました。

実質言えば、その7月14日というのは、もう20日が夏休み前の最後の登校日ですので、現実的には難しい日程でしたが、まずはきちんと教育委員さんに報告をするというのが必要だということがあったんだろうというふうに思います。

それで、その会議の中での教育委員さんのご意見としては、ランチサービスの充実について、もう繰り返しませんが、3点ですね、その3点から、充実するというのは予定にすぎないのではないかと。

要するにもう、ちょっと抽象的で、ある程度具体的な内容を持って説明会に行くべきではないかというご意見とか、それから、じゃあその充実を図ったランチサービスがいつから始まるのかというようなことなどもきちんと伝えないと、保護者の方が来られたときに、いわゆる方針を変更しますという内容だけでは、説明会として成り立たないのではないかということですね。

それと、その具体的な内容を調整する際には、教育委員さんたちにも参画とまでは言わないけれども、せめて報告を事前にいただきたいというようなこともありましたので、その会の終わりのまとめとしては、方針を変更したという報告に加えて、そういった具体的な案というものを持って報告会には臨むべきだと、それがきちんとした責任という面から、きちんとした責任のとり方ではないかということで会議がまとまりましたので、その具体的な案を持っていきたいというふうに思いました。

現在のところ、まだ報告会はできておりませんが、その具体的な案ができ次第、報告会は適切な時期に行いたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今で納得はしました。具体案を持って、それができればいいんですけども、市民説明会といっても漠然としていると思うんですね。一体どういった形でやるべきなのか。じゃあ時間はいつというふうな、箇所は何カ所ぐらいなのか、そういった今もう何か案みたいのがあれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 具体的に箇所とか、それから時間帯とかということについて、まだ協議はしておりません。一時、協議としては、各中学校ごとという話は出ましたけれども、それはあくまでも案の段階でありまして、実際にどのようにするかということは、教育委員会の中でまだ話し合いはしておりません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） もう、市長は見直して、でも新聞紙上では断念というふうに書いてあるんで、どっちが正しいのかわからないですけども、でも市民の皆さんは、どう見たってあの新聞しか見てないわけですから、断念、要するにやらないっちゃねというふうにしかな受け取れないですよ。

ですから、やはり市民説明会はやっぱり早目にすると、市長、よく聞いてください。だから、挨拶等で今までずっと中学校給食やりますというふうにおっしゃっていたんですよ、どういったところでも。でも、いきなり断念でも見直しでもいいですよ。やっぱり説明、そういった挨拶の中でも説明すべきだと私は思うんですね。

中学校完全給食については、今まで実現の方向で向かっていたんですが、このたび見直しするようになりましたとかですね。そういったことを一言もおっしゃらないじゃないですか。市民、新聞紙上でしかわからないですよ。何でそうなったのかとか。ですから、私、そこ責任が物すごく不足していると思うんですね。

あなたの公約ですよ。それで皆さん、あなたに投票したというふうにおっしゃっています。そういった説明責任が全くなっていないんですよ。市長、そのことをどうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 会議にはいろいろな性格がありますので、必ずしも保護者の方だとか、そのあたりことを考えながら発言しております。

私としては、やはり学校ごとの保護者の説明会はすべきであるし、しなければいけない。大きく方針が変わったわけですから、その方針を伝えるだけでも、学校の保護者説明会で、関係する子どもさんがいらっしゃる方には説明する責任があるということはずっと言っております。そして、今でもそれは変わりませんし、いろいろなことをなるべく早くという気持ちであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ですから、説明会以外に本当はもっと市民の皆さんに周知していくのが、私は当たり前の当然のことだと思うんですね。

例えば、もう簡単に具体的に言いますけれども、過去にずっと夏祭りとかに来られたときに、中学校給食実現しますとずっとおっしゃっていたんですよ。今回、私、2回か3回聞きましたけれども、そういったことに一切触れませんでしたよね。ですから、そういったところでやっぱりきちっと自分の考えとかを述べて、見直しましたとか言うべきだと私は思うんですね。

市長、それ以降一切言っていないんですよ。それがちょっと我慢ならないんですよ。やる時だけは、どんどんやる、やる、やる、実現します、実現しますと言って、見直しとか今度断念したときには一切言わないと。新聞みんな見てない人はわかりません。まだ中学校給食、継続してやれるもんだと思っていますよ。ですから、その市長の説明責任が全く果たされてないわけですよ。私、そのことを言っているんですよ。ですから、今後はやっぱりきちっと言うべきだと思います。

過去にも私、中学校給食で何度も何度も質問をしてきたんですが、なぜこの今年度の4月17日の経営会議で、私ははっきり言いますけれども、断念したのか、なぜこの時期にそういっ

た、もうできないというふうに判断されたのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もちろん大きな問題ですから、4月だけの経営会議ではなくて、この問題は5月まで継続論議になって、正式に決まったのは5月の経営会議でございました。

やはりいろいろな意味で、1億6,000万円の初期投資がかかり、毎年毎年1億8,000万円の維持運営費がかかるということの財政の重さということを経営会議で議論し、そういう方向に落ちつき、6月議会で報告させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） もう公約ですから、早目にもうそういった試算を出して、早目に実現すべきだと考えていたんですね。過去にも質問した際に、これが迅速な行動ですかというふうに伺ったら、いや、迅速ではない、ちょっと遅れておりますみたいな答弁されたことがあるんです、私の質問のときに。

もっと早目にそういった試算ができるはずですよ。なぜ、だから平成29年4月、5月、今回で前回の6月議会に報告になったのか。例えばもっと1年前にできなかったのかとか、半年前にできなかったのか、そういうことを考えるわけですよ。今まで実現する、実現するとずっとおっしゃっていたわけですから。私、そのことを聞いているんですよ。市長、ご答弁できますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食をめぐる議論の中で、学校給食法という問題が出てきたり、そのためには全員喫食のためには、スチームコンベクションということが出てきたり、3月以降、新たな視点でいろいろなことを見直す必要が出てきてまして、ワーキンググループ等々でそのようなことを積み上げてきたという形でございますが、去年の早い時期では6,000万円、8,000万円という金額が出てきておりましたが、具体的に学校給食法に基づく全員喫食ということについては、3月ぐらいから大体1億8,000万円ぐらいかかるのではないかと数字が出てきており、その数字の検討をした結果が、そういう決定になったということでございます。

すぐ決めたことでなくて、かなりの議論をした結果として出てきているということとはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 学校給食法、まずそういった法律にのっとって、それを遵守しながら進めていくというのが、普通は当たり前のことだと思うんですけども、その後に出てくるというのが、私は全く理解ができないんですね。本当にどういったことで給食のことを進めてきたのか、本当に真剣にやる気があったのかですね。

ちょっと教育部にお伺いいたしますけれども、まず何かをやる際には、きちっと法律に基づ

いて、それを遵守しながらやらないといけないんですけれども、そういうのが今年度というか、3月とか4月ぐらいにわかって初めて試算したらこうなったという、そういうことがあり得るんですか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学校給食法にのっとらなければならないということを考えたのは、3月とかではありません。もっと以前に学校給食法自体は、当然私たちは小学校の給食もやっておりますし、中学校についても調査する中でそういったことはわかっておりますので、新たにそこで私たちが意識したということではございません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 市長と理事の答弁がちょっとかみ合っていないところがあれなんですけれども、市長の学校給食法とか見直したら、改めてそういった問題が出てきたというふうに、私はそのようにしかとれないんですよ。

1項目めなので、ちょっともう終わりますけれども、早急にやはりランチサービスの充実を図り、そういった案を持って、早目に保護者説明会等を行うようにお願いしたいと思います。

次、2項目めなんですけど、まずやはり中学校給食を進めていく際に、ランチサービスの充実というふうにおっしゃったんで、どういったことを充実させていきたいのか。今わかる範囲でいいので、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。理事、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3点ごとにちょっと考えられることです。実際にできるかどうかということも含めて、考えられることでお答えしたいと思います。

まず、就学援助ですね。これは学校給食法にのっとった給食をする場合には、就学援助の対象としなければならないということです。ただ、ランチサービスの充実となると、学校給食法にはのっとるということではないんですが、市独自の判断で、就学援助の対象にできないかという検討をするというのが1点あります。

それから、注文方法の利便性を図るという面でいくと、現在、本市の注文方法でいくと、かなり前から注文しなくてはいけないということがあります。他市町の例を挙げますと、もう例えば直前等に注文する方法もあります。そうなってくると、当然その辺の部分の予算等も必要になってきますが、どこぐらいまでをもって注文できるようにするかと。なるべく注文しやすいような方法です。例えば紙で注文なのか、今はもうスマホ等で注文するという方法もあるそうですので、そういった方法も含めて検討することはできると思います。

一番難しいのは、多分質の向上という部分がいつも難しいということでお尋ねになりますけど、質の向上というのは、幾つか項目があるんですけれども、例で言いますと例えば食材ですね。食材を例えばこちらのほうから指定するということもありますし、それから献立です。献立について、業者が組んだ献立で全てするというのではなくて、幾つかこちらのほうの意見も入れてもらうと。完全に入れてもらうのは難しいかもしれませんが、そこに参与して

いくという部分も考えられると思います。

それから、例えばそれぞれの食には季節があったりとか、それから行事と関連したのも当然考えられます。そういったふうに行事食とか季節食等も献立の中に入れてもらうとか、そういったことは考えられると思います。

一体どういった内容ができるのかということは、今後業者の選定もあわせて考えていかなければならない課題だというふうに捉えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） きついことを言うようですが、私、去年の11月、12月、1月、前年度のですね、にかけて、子ども会を中心にちょっと保護者といろいろ意見交換会したんですよ。そうしたら、ランチサービスを給食にするというふうに望まれる方はほとんどいませんでした。正直言いますよ。ですから、今のランチサービスをなぜ注文しないかという、こういった、ちょっと価格が似ているんであれなんですけれども、弁当方式だったら、自分たちでつくって持たせますというふうにおっしゃられました。

できたらあったかいものを食べさせてやりたいと、小学校の自校方式。まあまあ、自校方式が厳しいんだったら、せめて親子方式とか、いろいろな方式がある中で、やっぱりあったかいものを食べさせてやりたいというふうにおっしゃっていたんで、ランチサービス例えば充実したとしても、注文率が上がるかというのは、私は正直言って疑問に思いますね。

ですから、そこをもう一回、利便性を図るというふうな目標はいいとは思いますが、きちんとやっぱり説明会の中で説明をして、例えばそこでアンケート調査をとるとか、そういったことが大事になってくると思うんですね。

それと、やはり中学校ではなく、これから食べていくのは小学校の高学年、低学年もです、かわってきますので、やっぱり幅広い視野でアンケート調査を行っていかないと、中学校2年生、3年生はもう、もう3年生はまず食べられません。2年生においてもぎりぎりかもしれません。ですので、そういったところでやっぱり実施していつていただきたいと思います。

次に、市長の答弁の中であったんですが、給食専門委員さんを今回置くようにしたいというふうな補正予算で上がっていましたがけれども、この給食専門委員さんはどのようなお仕事をされるのか、市長、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食やいろいろな形の食品をめぐる形についての見識を持った方で、いろいろな形での今までの議論等を見直し、専門的な分野から、どういう形のあり方がいいのか、外からアドバイスをしていただくということで考えておりますし、やはり私たちが気がつかなかったご指摘なんかもいただけるのではないかとというふうに思っておりますし、そういう外からの専門的な知識を持った方のご意見を聞くという形で考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） こういった給食専門委員さんというのは、ほかの自治体を参考にされて、今回設置しようと考えられたんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、やはりいろいろな形で、外で専門的な知識を持った方のアドバイスなり、学識、経験からのいろいろな検討というのは必要だと思いますので、別によそのところでどうしているということではなくて、やはり専門的なところでの検討というのををしていただきたくて、そういうことで考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） いや、ですから聞いているのは、ほかの自治体にそういった給食専門委員さんという方がおられて、例えばほかの自治体にですよ、そういう方がいらっしゃるの、じゃあその専門委員さんというのはこういうふうな、何か例えば免許があるとか、こういった見識がある方をうちにも置こうということで呼ばれるんですかというふうに聞いているんですよ。例はあるんですか、例は。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そういうよその町を見て、そこにこういうのがあるから、そういう人を入れようということを参考にしているわけではありません。やはりいろいろなことで必要なこととして、私が提案しているわけで、ほかの町の例はここにこういう例があるというふうなことは把握しておりません。私が必要ではないかと思ったから、提案しているんです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ですから、その専門委員さんというふうになれば、やはり専門ですから、給食に関することによですよ。どういった、私は余り聞いたことないですけども、知識や見識。例えばほかの自治体にそういった方がいらっしゃって、例えば小・中学校は給食専門委員さんを中心として幅広くやっているというんであればわかるんですけども、そういった自治体の例もなく、いきなり市長が給食専門委員というふうに連れてこられても、研究検討委員会等々、外部の意見も大事だと思うんですが、困惑するような気がするんですよ。ましてや1人でしょう。どういった立場でお仕事されるのかわからないですし、まだ補正予算通ったわけではありませんので、議員各位納得するかどうかわかりませんけれども。

今後、専門委員さんを置いて、市長のお考えでは、先ほど第1答にご答弁された無駄を省きとか、何かそういったことなんですが、結局中学校給食どうしたいんですか、市長のお考えとしては。ご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、先ほど言いましたように、大きな方向性として、やはり中学校給食は実現されなければいけないということは考えております。これはもう大きな方向性として、今すぐ、費用の問題等々ありますので難しいとしても、大きな方向性としてそれは目指して進めて

いかなきゃいけない。大きな学校教育の課題としても、いろいろな分野から必要なものだというふうに私は考えておりますが、費用的に今は難しいという形になっておりますので、説明会をしながら、保護者説明会をしながら、ランチサービスの充実ということと、いろいろなものの改善を図りながら、頼んでもらう注文の比率を増やしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） さっきも言いましたけれども、ランチサービス本当に、ランチサービス注文するなら自分たちでつくるって、それが保護者の意見ですよ。充実させたところでどうでしょうかね、果たして。利便性がよくなったとしても、上がるかどうかわかりませんよ。

じゃあ市長、ランチサービス充実、充実とおっしゃいますけれども、ランチサービスどのパーセントで市長は満足されるんですか。100%ですか、50%ですか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） かなり今ランチサービスについてのご意見あるようですので、私としては、今のランチサービスが決してそういうものではないというあたりのところを教育部のほうから、決して評判は悪くはないんだというあたりを言ってほしいと思うんです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、今も議員がおっしゃったように、非常に評判が悪いということではなくて、いろいろな形で改善を図って、ランチサービスを注文していただくようにしてほしいというふうに思っておりますが、私、かつて50%というふうなことは言ったことがあります、やはり決して今のランチサービスがおいくないとか、冷えているということは決してないと思いますし、あったかいですし、おいしいものだというふうに思っておりますし、やはり目標とすべきものは、やっぱり今10%以下のような形ですが、やっぱりそれを少しずつ上げながらやっていく中で、大きな方向を見出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私は評判が悪いなんて一言も言っていませんから。もう、どういうふうに聞こえているんですかね。注文率が低いから、どうしたいんですかということを知っているわけです。市長の考えとして、何%まで持っていきたいのかです。全員喫食にしたいなら100%が目標でしょう。そのためにランチサービスを充実させるんじゃないんですか。50%でいいんですか、半分でもいいんですか。それで満足なんですか。

ですから、ランチサービスは注文率が低いから、中学校給食を改善して、研究委員会立ち上げて、できたら例えばいろいろな方式ありますよね、市長は一回もその方式述べられませんけれども。もう本当、だからランチサービスを給食にすればいいぐらいに思っているから、結局何でも給食にしまえばいいぐらいのお考えしかないんですね。それが不思議でたまらんの

ですよ。

だから私は、ランチサービスは余り、ランチサービスを注文するぐらいなら、私は自分で弁当をつくるという意見が多かったですよというふうに言っているんです。

だから、保護者の意見としては、やっぱり小学校のように自校方式にしてもらいたいと、圧倒的です。それなのに市長は、ランチサービスに持っていこう、持っていこうとしているんです。市民や保護者の意見、全く聞こうとしてないですよ。それで果たしてランチサービス充実したからといって、注文率が高くなるとお思いですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 長谷川議員は自校方式に随分こだわってありますが、自校方式、親子方式、給食センター方式、ランチサービスという大まかにいうと4つの方向性があるわけですが、給食改善委員会から庁舎内で出てきた方向性というのも、一つのランチサービスという方向でした。

また、議会のほうも、給食問題の委員会が出てきた要望書の中に書いてあったのも、私は自校方式ということではなくて、当面はランチサービスの充実を図り、全員喫食を目指すべきだというふうに私は書いてあったというふうに理解いたしております。

ですから、もう話としては、いろいろな検討はされておりますが、そういう形の結論になって、それで検討して進んできておるとい状況ではないかと私は理解をしております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 要望書の件は、ちょっと何かまた理解不足かなというふうに思うんですけれどもね。ランチサービスを給食にすれなんて書いてありましたか。そんな要望書、神武委員長おるんであれやけれども、出てないと思うんですけれどもね。

ですから、何か私の質問に対しての答弁もあれですけれども、何かどういった理解をされておっしゃられているのか、ちょっと非常に困っています。今度どう質問していいのかわからないですね。どういうふうにすれば市長に伝わるのかですね。

今後も一応検討、検討というか、進めていくおつもりであれば、最初から言っていますけれども、やはり基金等を積み立てて、将来大きく進めていくお考えであれば、やはり基金等を積み立てて、それは今すぐはできないと思いますよ。

私、前期も質問したとき、やはり費用の面で大分かかるというふうに言われたんで、ちょっと諦めていたところあったんですけれども、芦刈市長になられて、公約で完全給食やると言うもんですから、またちょっと私も火がついて、こういったやり方もあるというふうにずっと、アドバイスではないけれども、送ってきたつもりなんですけれども、全くそれを聞き入れられず、何か全然ほかの方向に進んでいるというのが現実ですね。ましてや保護者等々が望んでない方向に進んでいるというのがですね。

ですから、今後本当に実現したいのであれば、将来のことを考えるのであれば、もう一回言っていますけれども、基金を積み立ててやはり進めていくべきだと思いますが、市長のご見解をお

伺いたいします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） どういう形式、様式、方法にするかによって、建設費用がかかるか、業務委託料になるのかということがありますので、基金ということになれば、恐らく設備を自校でするという、あるいは親子方式なり給食センター方式なり、設備をするということが前提の上の基金だろうというふうに思いますが、いずれにしてもお金がかかることでございますので、その費用は全体の中で出していかなきゃいけないというふうな形の財政の問題がありますので、そこはしっかり検討していきたいということで、今回、行政改革という方向性を出しておるわけでございまして、いずれにしても費用の問題というのはとても大きい問題だし、それがちゃんと裏づけできるものを持っていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ちょっともう時間もあれなんですけれども、最後になりますけれども、やはり将来を見据えた上でというのは、今市長は何かランチサービス方式だと費用がかからない、建設費はかからないみたいな感じで、だから言っていないけれども、僕はそういうふうに理解したんです。おっしゃられた、結局お金はかかるわけですよ。ですから、将来的なことを考えて、積み立ててしたほうがいいですよということを私言っているんですね。それが理解できないんなら、もうこれ以上何を言っても理解されないと思います。

やはり中学校給食に関しては、市長の公約ですよ。今度どのように、市長がどのように説明会を行っていくのかわかりませんが、大変なことになると思いますので、これは覚悟しておいたほうがいいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔1 番 堺剛議員 登壇〕

○1 番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 件目として、本市における地域防災の取り組みに対し、以下4項目についてお伺いします。

1 項目めの災害時における避難所や施設などでのお湯など飲料の確保のための災害協定の推進について伺います。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年に関東・東北豪雨、そして今年7月5日、6日にかけて九州北部豪雨災害など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風などによる風水害など多くの災害が発生しています。このような経験から、国を初め各自治体では防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。

そのような中、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要ですが、近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があります。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理などにおいて大きなメリットがあると言われています。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されています。

また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣された災害派遣医療チーム——いわゆるDMATですが——の方からも、お湯の提供は大変に助かったとの声も出ています。

そこで、本市においても、このように災害時に避難所や病院などにおいて、お湯など飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討するべきであると思いますが、市長、所管の見解をお聞かせください。

次に、2項目めとして、災害後の対応に有効的な対策として、被災者支援システムの導入について、昨年の9月議会において一般質問させていただいておりました。その後の経過について、所管及び市長のご見解をお願いします。

次に、3項目めとして、昨年8月に国土交通省より「防災行動計画策定・活用指針」が出されています。この指針は、防災行動計画、いわゆるタイムラインですが、災害の発生を前提に、防災関係機関などが連携して災害発生状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動と実施機関・団体などを時系列で整理した計画で、災害対応力の向上を目指すものです。

これにより被害の最小化を図るもので、太宰府市においてもハザードマップが対象とする災害などを基本に、他地域において被害が甚大であった事例等を参考としてタイムラインを検討する必要があると思いますが、所管及び市長のご見解をお伺いします。

次に、4項目めとして、太宰府市の過去の災害データを踏まえた本市の現状調査について伺います。

昭和48年筑紫豪雨を初め風水害だけでも十数回起きています。また、本市も平成15年の風水害、土砂災害では、特定地域に甚大な被害を受けています。そして、今年の九州北部豪雨災害では、福岡県で33名の死者を出し、朝倉市で5人の行方不明者と痛ましい災害が発生している現状を考慮すると、太宰府市が今なすべきことは、四王寺山、宝満山に関係する地域や御笠川河川沿いに隣接する地域の方々へ、市民と情報共有するとともに、今後の防災対策を協議していただきたいと思いますが、所管及び市長のご見解をお聞かせください。

以上、1件4項目についてご回答をお願い申し上げます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 地域防災の取り組みについてご回答申し上げます。

毎年のように、とうとい命が犠牲になる自然災害が全国各地で発生しています。本市におきましても、過去において豪雨災害を経験していますが、近年の災害状況を考慮しますと、防災・減災に向けた取り組みを多方面から強化しなければならないと考えております。

防災・減災においては、自助、共助、公助の取り組みが重要ですので、市として自助の重要性の周知、共助に係る支援や助言を今後とも進めていくとともに、公助においては、防災・減災に有効な手法や備えを推進してまいります。

なお、詳細につきましては担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目めの災害時における避難所や施設等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進についてでございますけれども、現在、市内公共施設内には50台を超える自動販売機を設置いたしております。自動販売機で災害時、お湯、水の提供ができることは、飲料水の確保といたしまして補完的な役割を果たすと考えられます。災害時に避難所となる施設の既存の自動販売機の契約内容でありますとか、そういったものを調査するとともに、導入に際しての条件、こういったものを調査研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めの被災者支援システムの経過についてでございますが、災害発生時におきまして、このシステムを活用することのメリットは十分に認識をいたしております。住民情報の連携の改修を含め、今後導入の検討を行ってまいります。

次に、3項目めの防災行動計画、タイムラインの策定についてでございますけれども、平成28年8月に国のほうから「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」が示されてございます。まず、太宰府市地域防災計画や災害向けマニュアル、作成中の業務継続計画、BCPでございますね、などとの整合性を確認いたしまして、運用方法を確認していきたいというふうに考えてございます。

最後でございますけれども、4項目めでございますが、本市の過去の災害データを踏まえた



調査についてでございますが、福岡県が過去の豪雨災害を参考に、その基準に基づき、土砂災害警戒区域、また特別警戒区域を指定して、危険箇所をハザードマップで明示をいたしております。現状調査につきましては、災害想定や調査内容、費用などについて、今後調査検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。項目が4項目ございますので、1項目ごとに精査していきたいと思います。

最初のこの1項目めですけれども、これは内閣府が公表した避難所の運営ガイドラインの中に、市長にこれ知っておっていただきたいことなんですけれども、結局平時において、災害対策本部体制というのは平時はありませんので、避難所の対策は防災課とか防災担当の方が一任されているということが現状で、ほかの自治体もそうなんです、そういうことが浮き彫りになっております。

平時からの対応でできるところの対応策というものを、具体的に全庁体制でもう少し太宰府市もやっていかないといけないんでないかと、このガイドラインを見て私もそう思いました。

それと、本来は避難ということでありますと、その地域の住民の方が主体的に避難をされるわけでございますが、我々行政の役割としてそれをバックアップする体制の確立というのは、市町村の災害対応業務の根幹の一つというふうに、このガイドラインの中にもございます。

私が申し上げたいのは、今回のこの設置することによって、避難所のこの良好な災害後の対応として、生活環境の確保に向けた取り組みの一環として質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

今回このカップ式の自販機につきましては、東日本大震災の実情を見ますと、これは平成23年3月11日に大震災が起きたわけですが、その後、宮城県内で6カ所の避難所で計8台設置をされまして、延べ127日間、合計35万杯という実績がございます。

そういった中で、利用された市民、住民、また関係者の方のお声の中で主だったところを言いますと、状況としては飲料の支援物は各方面から届きます。ですが、ほとんどがペットボトルなんですね。なので、そこでお湯が欲しいというとき、特に東日本大震災では3月でございまして、まだまだ寒い状況の中で、お湯が必要とされる方に提供ができなかったという実例がございます。

それと、実際にこれを使用された方は、温かい飲料があつて大変に助かったという声はかなり上がっております。

それと、ボランティアで来られた方もおられますけれども、そういった方々もカップラーメンとか準備されていかれます。食事、自分の分をですね。そのときにお湯があるというのは非常に助かるということを言われていました。

じゃあ、大きなメリットとして、お湯がじゃあどういふのがあふのかというふ、先ほども申し上げましたけれども、粉ミルクの調乳でございます。やっぱりお子さん育てのまだ乳幼児に對しての対応ですね。それと、あとアルファ米。これは長期保存のきくお米ですが、1回水かお湯で戻さないといけないというところと、あとフリーズドライ、こういったものにしっかりとメリットとしてお湯の活用がされている。

それと、紙コップのこの利点でございます。紙コップというのふ、1つは衛生的である。常時ずっと置かれてあつた品物ではなく、紙コップですから衛生的であるというのふ、哺乳瓶がないときでも紙コップに適量入れて調乳すれば、紙コップは変形して赤ちゃんに飲ませることが出来ます。それと、あと紙コップでございますので、廃棄するときにかさばらない。いざとなつたら、寒かつたら燃やすことも出来る。こういうメリットもでございます。

そういった中で、ほかの自治体の活用事例を見てみますと、山梨の豪雪のとき、5日間で550杯、徳島のほうで、これは平成26年8月の豪雨のときなんですけど、延べ20日間で1,150杯、広島土砂災害のときも1カ月間で7,200杯等々、たくさん事例がございます。

そういった実績を踏まえて、今、これはちょっと古いデータで大変恐縮なんですけど、2015年8月末現在では、52の病院に64台、36自治体に65台、総計235件の295台設置をされている現実がございます。

こういう効果的な災害後の取り組みについて、市長にここにお伺いしたいと思いますが、私はこの災害型の自販機の設置についての向けての協定は、もうこれは太宰府としてやらないといけない状況だと私は認識しておりますが、市長のご見解を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議員ご指摘の災害対応型の紙コップ式の自販機、本当にお話聞かせていただきまして、いろいろな意味で、カップラーメンや粉ミルクをつくるなり、またアルファ米の調理等において、非常に意義深いものがあると思いますし、災害時、いろいろな形で活用ができると思いますので、非常に有効なものではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 市長ありがとうございます。前向きなご検討で捉えさせていただきます。

それでは、所管のほうに確認させていただきたいんですが、先ほど50台からの本市におけるいろいろな設置台数の中で、いろいろな契約状況があるというふうには先ほど述べられておりましたが、今後この対応検討というのふ、実施可能な検討で方向性を向けてご回答いただけるのかどうか、その点確認させてください。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内の公共施設の中には、議員おっしゃるように災害対応型、議員が今

回提案のカップ式ではございませんけれども、松川運動公園のグラウンドに自動販売機1台が、この災害対応型自販機を設置をしているところでございます。

あと、避難所となる施設での導入ということでございますけれども、実際その避難所となる施設自体が、その管理運営を指定管理者で行っているところもございます。そういった現在の自動販売機の契約内容の確認、先ほどもちょっと答弁いたしましたように、そういったところのまずは確認でありますとか、あとその導入する際のいろいろな条件ございましょうから、そこら辺の協定内容の検討をまずもってさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） じゃあ、この件につきましては終わりたいと思いますが、市長、とびうめアリーナとか中央公民館、プラム・カルコアとかいきいき情報センターとか、多く市民の方がお集まりになる場所、まずそこから設置いただける方向性でご検討いただければと思います。

では続きまして、2 項目めの被災者支援システムの導入についてでございますけれども、これも前回も申し上げましたが、これ被災者支援システムの一番の大きな特徴は、家屋被害とかではなくて、被災者を中心に考えてのこの事務事業の支援システムになっておりますので、これは災害対策基本法の第90条の3 第1 項において、市町村の長が作成できることとされておりますということでありました。市長におかれまして、この件についてしっかりと責任ある迅速な対応の成果を求めるものでございますけれども、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 被災者支援システムについてのご質問でございますが、議員ご指摘のように、数多くの被災者や家屋の損壊を招く災害が発生した場合、必要な物資の確保や被災証明の発行、仮設住宅の確保など、支援者への支援を迅速に取り組む必要があることから、情報を一元化して管理運用することが重要になりますので、このシステムは極めて有効だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） じゃあ、所管のほうに再度確認なんですけど、この被災者支援システムのほうも導入の方向性で、具体的に活用していく方向性で検討しているという捉え方でよろしかったでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど市長の答弁にもありましたが、被災証明書の発行でありますとか、支援金、義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退居とか、あと被災者支援に必要な情報を一元的に管理できるメリットは十分に認識しておりますので、現在はその住民情

報の、あと連携の課題がございますので、その連携の改修を含めて導入を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 所管に方に、これは済みません、附則事項ですけれども、これは講師派遣が、国のほうも地方公共団体情報システム機構のほうから派遣が行われております。所管のほうには情報提供の資料をお渡ししていますので、しっかりと活用していただいて、今回のシステム導入に当たって寄与していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、時間が迫りますので、3 項目めに移ります。

3 項目めのタイムラインの作成についてでございますけれども、この分につきましては、災害対策基本法の第50条を参照として、国土交通省が活用指針を昨年8月に出された内容でございます。この全国取り組みとして、570市町村——これは去年の7月現在ですが——で作成されております。

本市の現状の取り組みとして、自然災害による被害を軽減するために、堤防とかインフラ整備とか先ほどからご説明いただいておりますが、そういった予防対策は確かに大事なことでございます。

ただ、この予防対策も設備の分に関しましては、やっぱり時間が要する、相当な時間を要していくのではないかなと私は思いますので、そこで大事なことは、今、門田議員も言われたように、線状降水帯を初めとする今は予想外の降水量を増していく、いわゆる施設の設計外力を上回る災害が予想されている今、施設だけでは防ぎ切れない災害が発生するという考えに立つことが大事ではないかと。

そのための備えという考え方をまず基軸にさせていただければと思いますし、今地域防災計画書は確かに太宰府にはあります。防災委員の方も一冊一冊お持ちになって、毎回会議されているというふうに私も伺っておりますし、ここへきめ細かく書いてありますけれども、実際に災害が起きたときに、いつ、誰が、どのように動くのか、これが平時においてはなかなか見えてこない。そういった意味合いを込めて、今回タイムラインを構築する重要性というのは、私は物すごく大きなものがあると思います。

効果として上げさせていただければ、4点あるんですけれども、先読みを生かした早目の行動ができるということ。それと、防災機関のいわゆる自分の担当エリア、責任区域が明確になるということ。それと、防災行動の抜け、漏れ、落ち、これが削減されるということ。それとあと、顔の見える関係ですね。

本来、私、ここで申し上げたのは、本庁の中のタイムラインと言っていますけれども、将来的には国、県、本市、各防災関係機関、そして各種団体、最後は一番大事な住民の皆様、市民の皆様、これを時系列としてタイムラインの作成を積み上げていく、まず本庁の体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

これを積み上げることで大事なところは、やっぱり振り返りができるんですね。防災訓練するために気づく点、改良しないといけない点が出てきます。その都度、このタイムラインというのは充実を図られることができるということでございます。

それと、これは参考までに申し上げておきますが、関東・東北豪雨における避難勧告の発令割合、これが、これは平成27年の分なんですけれども、タイムラインを策定していたその地域が、タイムラインをつくっていた地域は、7割がもう勧告を早目にぽんと出しているんです。実際タイムラインを策定していなかった自治体は、避難勧告を発令するタイミングをちょっと逸したのが33%。

これは何を意味するかと申しますと、タイムラインがあることで、早目に行動ができるということが大きなメリットでございます。

遅れるというのは何なのかといたら、最後、市長、責任あるお方が判断するときに、ぎりぎりまで待つんです、災害の。だから遅れる。

大変恐縮ですが、前回太宰府市で平成15年7月ですか、豪雨災害があったときに、ちょっと議事録見させてもらいました。その中にあったのは、避難のその状況で、まず遅れたというのを書いてありました。それが事実かどうかわかりませんが、議事録ではそう書いてありましたし、市の対応についてもいろいろ要望が具体的に上がってきていました。

それはもう今日は時間がないので割愛いたしますけれども、以上のことを踏まえて、本市の今後のタイムラインを作成して、そしていつ、どこで、誰が動くという見える化をしっかりとつくり上げて、公表できる段階まで持っていただければと思いますが、このことについて所管のほうのご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まさに今堀議員がおっしゃるように、このタイムラインは、地域防災計画の見える化というような形で、早目の行動、先を見越した早目の行動、また責任エリアの明確化でありますとか、防災行動の抜けがないかとかというようなことで、まず全体のタイムラインとなりますと、相当な時間等もかかってこようかと思っておりますので、まずは内部マニュアルとしての位置づけといいますか、まずはそういった検討から始めさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、BCPですね、業務継続計画、これとの関係課も密接でございますので、そういったものとあわせて今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堀剛議員。

○1 番（堀 剛議員） 最後の4項目に移りたいと思います。ぜひ所管の方につきましては、タイムラインの作成をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、市民との情報共有という観点でございますけれども、この今一番大事なことは、専門家の方のいろいろな意見を見聞きしておりますと、一番大事なものは、やっぱり

脆弱な地域、特に平成15年のこの太宰府市の災害においても、特定した時期がありました。議事録にも載っていました。

その件も具体的には申しませんけれども、やっぱり山ですね、あと川。これについても、近隣の住人の方に地域特性をしっかりと認識していただくことが大事なんではないかと思います。避難するところも大事なんですけれども、まず逃げるという行為のもとに意識を特に地元住民の方に持っていただきたい、このような思いから、今回4項目に入れさせていただいております。

特に、この間、私も敬老会に参加させていただいて、人生の先輩である70代以上の方がたくさん参加されてありましたが、この先輩たちの元気なお姿を見て、私も安堵はしたんですけれども、中にはやっぱり介助が必要な方が数名いらっしゃいました。

そういったことを見ると、やっぱり地域特性をしっかりと地元住民と意見交換を交わしていただいて、特に災害弱者といわれる高齢者とか障がいをお持ちの方々に対して、周知を改めてつくって作り込みをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

市長、そのあたりの点について答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今議員ご指摘のように、いろいろな形で太宰府市内の地域地域にいろいろな特性、あるいは今までの被害の経験ありますので、そのあたりをいろいろな形の計画等に織り込みながら、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） じゃあ、これで終わりますけれども、市長、そのあたりしっかりとよろしくお願いいたします。もう災害はいつ来てもおかしくないという状況です。

本市においても、市長が言われていますように、安心・安全なまちづくりと日ごろから言われていますが、それは反面、災害に強いまちづくりが求められているということだとも思います。

防災・減災対策を初め事前準備の段階で、私たちも含めて本市の役割責任というのは重大なものと、ここが大事な点だと思いますので、災害対策に対して市長が今後しっかり意識を持って、全庁で事前な対策を取り組まれますよう強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、太宰府東小学校の給食調理業務の件についてであります。

本市の7つの小学校調理業務は、太宰府小学校を皮切りに次々と民間に委託をされてきました。平成13年ごろだったと思いますが、市当局と市職員労働組合との交渉の中で、組合は直営自校方式を3校残すべきだと主張しました。当局は2校の直営自校を残すということで、お互いに主張をしながら、結果的に交渉の妥結点として2校、東小学校と南小学校の給食調理業務を直営自校方式にて残すという結論に達したという経過がございます。

東小学校と南小学校の給食調理業務を直営自校方式で残すという結論に達した経過がありますが、直営自校方式で2校を残すという理由について、私の平成13年12月議会での執行部の答弁の中でも回答がなされておりますが、危機管理上から必要と判断した結果と思われる。

その際、直営自校であるので、職員の退職後は職員で補充すべきという私の質問に対し、市当局は職員で補充しますと回答をされております。しかし、現実には、正規職員はおろか、嘱託職員すら補充をしておられません。議会での回答をほごにしていると言えないと思います。

自然減を意識的に狙ったのではないかと思われるように、南小学校の調理業務を民間に委託をされました。そして今、唯一直営自校で残っておるのが東小学校であります。この東小学校の給食調理業務を民間に委託をしようとする動きがあります。

6月20日、芦刈市長は市職労との交渉で、東小学校の給食調理業務を民間に委託すると一方的に通告をされましたが、これは余りにも経緯を無視したものであると思います。見解を求めるものであります。

さらに、議会答弁で2校を残す理由として、先ほど申し上げましたように危機管理上からと回答をされております。2校を残し、職員の退職後は職員で補充すると回答し、補充もしていない。今回、東小学校の調理業務を突然民間に委託するというのは、極めて理不尽であり、その見解を求めるものであります。

次に、副市長及び教育長への解任及び解任の動きについてであります。

まず、副市長解任の理由についてであります。本会議初日、市長は行政報告とそれに対する質疑の中で、副市長は古い体質を持っていた人であり、改革の意思が希薄であった、あるいは入札についても取り組みがなかった、あるいは取り組まなかった、また先ほどの東小学校の民間委託についてでございますが、取り組みが突然に変わったなどと解任の理由を述べられておりますが、いずれも事実を歪曲しているものであります。改めて副市長の解任の理由を伺います。

さらに、教育長についても解任の通告あるいは通知をしたのかについても伺います。

市長の行政報告に対し私は、教育長の解任通告をしたか質問をしましたが、答えるべきではない、ここでは控えさせていただくというふうに回答されましたが、その理由についても伺いをしておきたいと思います。

以下、再質問については議員発言席で行いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 村山議員の質問にお答えいたします。

1 件目の太宰府東小学校の給食調理業務について、教育長からの回答ということでございましたが、大きな市の方針についてのご質問でございますので、私のほうから回答させていただきます。

小学校給食調理業務の民間委託につきましては、平成6年の太宰府小学校から順次進めてまいりまして、平成25年の太宰府南小学校の委託をもちまして6校目となり、今に至っております。

直営は現在太宰府東小学校1校ですが、第4次行政改革大綱で全面委託の方針を打ち出しているところであり、既に委託している6校については、受託業者が栄養価と安全性を確保した給食を提供している実績があること、また現在勤務されている任期付職員の任用期限が迫ってまいりましたことなどから、太宰府東小学校につきましても、行政改革大綱の方針に沿って、市長として経営的に判断したところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 冒頭申し上げましたように、平成13年の12月の議会の答弁では、2校を直営で残していく、そして2校を直営で残していった、職員が退職した後は職員で賄うと、これがなされていない。自然に退職する分をもって後補充をしないで、自然に南小学校も民間を、調理業務が退職されて、その後に補充をしないので減っていった、そして今東小学校が残っておる。

これは南小学校が議会回答のとおり補充をされておれば、そういうふうになっていなかったと思いますが、なぜ補充をしなかったのか。議会回答では、補充は職員で補充をするというふうに回答をされておりますが、なぜ補充をされなかったのかお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その後、平成25年にも同じように村山議員のほうから民間委託についての一般質問があったやに思っておりますけれども、そのときにも副市長の回答といたしましても、任期付職員ないし、また正職の任用を満了をもって今後は考えていくというような、そのような、最終的にはどこで民間委託をするのかということを協議し続けていきたいというような回答であったやに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 平成25年1月の市長の、当時は井上市長でしたけれども、2校になって、平成19年ごろから具体的な協議をすべきところでありましたが、労働組合との協議をしていなかったという中身的には確認書の協議が出されております。太宰府総務部の183号で、平成25年1月23日付で、労使交渉については速やかに具現化を図るというふうになっているにもかかわらず、されてない結果が、このようになってきたというふうに思います。

それと、危機管理ということで、当局側は2校を残すというので、例えば会社側が倒産をしたりだとか、契約しとる会社がうまくいかなかったようなそういうようなことも含めて、危機管理上、2校は直営自校で残していこうということで妥協がされ、整理をされたというふうに思う。

その2校の職員すらも採用されてなくて、今般東小学校の任期付職員さんが本年度をもって期限が切れると。この際、民間に移行しようとするのは、これまでの経過を私は無視したものであるような気がしてなりません。

やはりここは職員で採用して、そして少なくとも1校は直営自校で残すべきというふうに思います。それが危機管理であるという主要な執行部の回答にも沿うようなことでありますので、これは直営自校で残すべきだというふうに思います。行政改革大綱方針は出ておりますが、全てが沿うというふうには思いません。だから、これはぜひ1校は直営自校で残すべきだというふうに思います。

財政面からだけでなくして、これはかつて太宰府小学校が民間委託に最初なったときに、給食は教育だと、その一環である給食を民間の営利業者に委託することは問題ではないかという議論を相当しました、今から二十数年前に。芦刈市長も、言うならば今回東小学校を民間に委託にするということは、お金の問題を優先をされると、こういうことなのかどうかをもう一度伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

執行部の中で、6月20日の組合の団体交渉に対してどういう回答をするのかということで、かなりの議論をいたしました。その結果として、やはり区切りのいいところで、今の現状は金額的に2,000万円かかっているけれども、ほかの学校の現状を見ると、1,000万円あるいはそれ以下で運営されているということは、とても大きな問題であり、執行部で打ち合わせした上で、こういう形の回答をしようと打ち合わせをして、団体交渉の中でその旨を発表した次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 団体交渉の中で協議をしたというふうに言われますが、協議はしてないですね。言うなら民間に移行するというので打ち切っとるはずですが、この件については。

その件について、組合がああだこうだというふうに協議はしていないというふうに私は承知しています。市長が平成30年4月1日から東小学校については民間委託にするという提案があって、それについて協議をしたというふうには私は承知しておりません。協議をしていますか、一方通行的な通知だったのですか、そこを聞きます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6時から7時から始まり、11時近くになりました。3時間ほど同じ主張が繰り返され、組合とは団体交渉をしましたが、大きな方向性を打ち出した上で、協議ということではなくて、もう最終的に11時前後、こういう形で考えておりますということを表明して席を立ったということでございます。ですから、組合の方とは話し合いはしましたけれども、協議という形にはなっていないというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 6月20日、市長の行政報告では6月30日と書いてありますが、これは単なる日にちのミスかなと思いますが、6月20日その件がありまして、以降、極めて非公式でありますけれども、この件について私と市長は話し合いをしたというふうに思いますが、それは覚えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 記憶はあります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 仮に2人、任期が満了になりますね。そしたら、お一人の方はまだ任期が1年残られるというふうに思います。したがって、東小学校の職員も、現在職員が1名、仮に3月いっぱい職員がやめられた後に、1人の方が職員として残られます。

この人の労働条件というものは、当然労使で協議されるというふうに思いますが、この東小学校の給食業務の民間委託にかかわる残された職員の労働条件あるいは民間委託にする含めて、労働組合と協議をし、そして整理をされてからということになろうかと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 確かに今村山議員おっしゃいますように、任期付職員の方が3名いらっしゃって、そのうちの2名が平成29年度で、3年プラス2年の更新任期を迎えられるという形になります。お一人、任期付職員の方が、3年プラスの2年でありますと、平成30年度まで、平成31年3月いっぱいまでは任期があるという方がいらっしゃいますけれども、そこら辺のところの職員さんとの、実際このお一人残った形でどうされるのかというのは、これからだというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 東小学校の民間委託については、現在対立したままというふうに思います、労使では。執行部側は行政改革大綱に基づいて、全校民間委託にしたいと。しかしなが

ら、3校残せ、2校残せという主張の中の妥協点として2校残すようになって、現在1校になっているわけですから、これをゼロにするということは、当然職員の職場がなくなるわけでありますから、それも含めて、これはちょっと市長にお伺いをしておきたいと思いますが、労使の問題でありますから。労使で整理をして、いずれにしても整理をしてから進めていくようなふうにあるべきという、これが近代的労使関係だろうというふうに思いますので、一方的に行わない、労使で協議し、合意を図ってから、移行するなら移行する、そういうふうにするべきというふうにと思いますが、市長の見解を再度お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、先ほど申し上げましたように、こちらの全面委託の方針を打ち出しておりますので、今総務部長が申しましたことについては、どうするかということは、話し合いをしなきゃいけないかと思いますが、大きな方針としてはそういう形で委託するという方向で考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今までの6月の議会での質問につきましても、これは徳永議員の質問に対する回答の中でもそうではありますが、協議をし、これは芦刈市長の答弁です、今後の方向性につきましては、職員組合とも十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに回答しておられます。これは今年の6月議会です。それから平成13年の私の質問に対してもそのように回答しておられますので、そのように理解をしておきたいと思います。

この東小学校の民間委託については、6月議会の回答どおり、今後とも職員組合との協議を図って、十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに回答しておられますので、そのように理解をしてよろしいですね。再度確認します。どちらからでも結構です、市長でも総務部長でも。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6月20日の組合交渉ではそういう話をしております。ですから、それについて私としては、附属した問題の話をする必要はあるかと思いますが、大きな方向性としては、もうそういう形で報告あるいはしておりますので、そういう形で臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 執行部の提案はもう20日の日にされているわけですよ、ね。民間委託にしたいということで。だから、残された人の労働条件もそうだし、あるいは民間委託についても了解をしているわけでもない。が、3校のとき、3校を残していこう、あるいは2校を残していこうというとき、もっとさかのぼれば、太宰府小学校の民間委託についても、強硬にはやってないです。最終的には労使の合意もしているわけですから。

そういう意味で、6月の議会の回答どおりに、何度も同じことを言うんですが、今後の方向

性については労使協議を行うというのは、これは当たり前の話です。その当たり前の話をここで明言されないが、どうしても民間委託をやりたい、それに附属すると、附属する部分の労働条件であること、労働条件は労働条件ですから、それに伴う労働条件については交渉するということについてはよろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど申し上げましたように、附属した労働条件については、事前協議なりいろいろな打ち合わせの中で進めていければと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私は、直営自校方式が子どもの食生活についても一番いいというふうに思っていますし、今までそういうふうに主張をしてきました、議会でも。太宰府小学校が最初に民間委託になるときにも、相当訴えをしたわけでありますから。

そういう意味では、私はこの件については、ぜひとも東小学校は直営自校で、そして期限つき職員じゃなくして正職を来年の4月1日付で採用する。そして、いろいろな学校の給食の展示会だとか協議会などにも、優秀な成績を太宰府小学校は調理業務は行ってきたわけですから、これはぜひとも東小学校については直営自校で残していつてもらいたい。このことをまずこの1項についてはお願いをして、次に回答をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の副市長及び教育長についてご回答いたします。

まず、1項目めの副市長解職の経過につきましては、初日の行政報告で申し上げたとおりでございます。

改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として、経験豊かで、市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらおうと考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまいう事案があり、報告や相談が少なくなってまいりました。

副市長は4月17日の経営会議直前に、中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が、概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明するに至りました。私の公約を実現するのとは反対の方向でございました。

行政改革についても、今までどおりでよいと、改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこの方では、市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものでございます。

次に、2項目めの教育長解任の動きについてでございますが、確かに私は8月18日に木村教

育長に対して、引いてくれないかと申し上げました。その際、教育長はわかりましたと答えられましたが、みずから辞表は出されないということでした。したがって、現在も教育長の職にありますので、今後もしっかりと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） いろいろお聞きしたいことはあるんですが、今の回答の中で、政治姿勢が異なっているという、じゃあそういう人を何であなたは副市長に提案したんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 確かに任命責任はそういう意味ではあると思いますが、2年間の歩みの中で、1年目はそうなかったんですが、2年目になって、私の指示になかなか従ってもらえなかったということがあったということが積み重なって、今回こういう形になった次第でございます。これは私の判断でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） いろいろ市長は言われております。行政報告の中でもね。この文章を今の回答でいきますと、中学校の給食については、4月17日の経営会議の前に、中学校給食はこんなにお金がかかるからだめだと、ここで初めて何か1億数千万円かかるというような話を聞いたのだと。これも解任の理由の一つになっているんですが、市長は4月17日の経営会議まで、中学校の給食を現実に行えば、これだけの財政がかかりますという話は、これまで一度も聞かれたことがなかったのかどうか。あるいは、前までは、私どもが聞いたのは何千万円という金額を聞いていたんですけども、1億8,000万円というお金は、この4月の経営会議のときに初めて聞かれたのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 中学校給食プロジェクトチームの会議の報告書はあります。学校給食法に基づく比較検討等を去年から行っておりますが、その去年の末までの段階で1億8,000万円という数字は出ておりました。ですから、知らなかったということではなくて、むしろそれを実現することが困難であるということ副市長が言われたということです。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長は副市長に対して、古い体質を持った人であったと、こういうふうに言われております。しかし私は、非常に良識的な、そして行政経験も豊富な人であるがゆえに、これはここで市長の言うように中学校の給食を実現をしたら、2年、3年はもつかもされないけれども、5年以降したら市の財政が破綻をしてしまう。そうすると、自治会やあるいはまほろば号やいろいろな問題もカットしなきゃならんと、市の財政が大変になると、こういうことがわかったので、市長、ここは中学校の給食については断念せざるを得ませんよと。ところが市長は、今までの話からすると、私の公約の実現ができなかった、それを阻んだというふうにずっと回答されています。行政報告の中でも。

例えば副市長は、入札についても見直しをするようにしたけれども、全く見直しがされていなかったと、こういうふうに報告をされています。市の財政を真剣に考えるからこそ、今は中学校の給食は行うことはできません、まさに身を挺して市長に進言をしたと思うんです。それが解任の理由の一つにもなっています。

さらに、入札の件もそうです。全く芦刈市長就任して、入札などが見直されていなかったのかどうなのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、去年から市役所改革と、市役所改革元年ということを書いてまいりました。入札の問題、外郭団体の問題、補助金の問題、いろいろなものを私として見直そうということで取り組み、内部的にプロジェクトチームをつくり、その中でいろいろな議論をしたいということでした。してきたわけですが、具体的に予算編成あるいは入札、いろいろな過程の中で、私としてはとにかく今までどおりだということに進んでいるなということで、私が進めようという、いろいろな改革を進めようということについて、残念ですが取り組んでいただける形にはなっていなかったということで、私がそのように判断したわけでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） あのね、この9月議会の初日に、市長は、入札についても全然見直してないと、こういう報告をされましたが、これを聞いていた職員はがっかりしています。見直しをしているでしょう。十分かどうかは別にして。あなたの思うとおりになっているかどうかは別にして。

市長の思うとおりに、入札なんていうのはいきなり完全に変わってしまうなどというのは、業者の関係、地元の業者の関係だとか説明だとかあるから、徐々にではあるかもしれんけれども、入札の契約制度については何点か見直しをしてきているという事実があるでしょう。それはご存じありませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 基準になる金額を、1億5,000万円を1億円にしたという事実はあります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これは入札制度の見直しをやったということであつたことなんです。でも、9月議会の初日では、入札制度も全く見直してない。だから、これ見直しをしているんです。2億円以上の一般競争入札を1億5,000万円に変えたり、工費を90日分の前払い、そして中間ではまた2割払うというような、いうなら工事が適切に行われるようにということで、そういう見直しもやっけてきている。ところが、市長の行政報告からいくと、何にもしていない、こういうふうに言われました。

また、行政報告の中で、東小学校の民間委託をすれば年間1,000万円違うと、先ほど言われたようにね。3年間したら3,000万円違う。その文章も3,000万円とか5,000万円とか書いてあ

ります。これも解任の理由、ある日突然に某議員の顔を立てて、直営がいいと言われたと。

先ほど私は、小学校の調理業務の民間委託の質問のときに、この件について私と話したことがあるでしょうと言ったら、記憶にありますと市長は言われました。それはあるはずです。7月の件ですから。

6月20日の日に労使交渉をして、そしてうまくいかなかったので、何とか東小学校の給食調理業務については、労使が妥協するような方法がないかということで、私も組合からの相談も受けました。富田副市長も何とか模索をしてということで、今までの議事録を市長室で副市長はあなたに見せて、そして村山議員とも協議を非公式にしたいという話をあなたにされているはずです。その場には教育長もおられました。議事録を持って、そして芦刈市長は、私にも村山さんから何度か電話がかかっているということで、富田副市長は私と会うことを市長に報告をして、私と協議をした。非公式ですよ、もっとも。

そういう話をした後、富田副市長は、市長はかたくなだから、市長と直接話をしませんかということで、私とあなたは7月に協議をしたんです。覚えておられるでしょう。

そして、この財政面について市長は述べられた。3年間に3,000万円違います、期限つき任期が5年になれば5,000万円違いますと、お金のことで判断するんですかという話をしたでしょう。そのときにあなたは、この問題については別途非公式に話をしましょうね、というふうに言われた。だから、そうしましょうということで話をして、社会福祉協議会の保育園の落成式のときに、あなたと会う日程を調整しましょうと言うたら、あなたも落成式の式にしましょうねと。お盆明けにしましょうというて私が電話したら、あなたは何と言ったか。村山さん、先に断る必要があるでしょう。私はこの間も言ったように、何ですかと言ったら、6月に問責決議を出したことですよ、社会通念上、おわびするのが当たり前でしょう、と私に言われた。

つまり、富田副市長をやめさせるというあなたの理由というのは、自分の公約が実現できないと、それは財政上からじっくり説明されたはずです。したがって、中学校の給食は財政上とてもできないからということをあなたも納得をして、そして6月の議会の中で、中学校の給食は断念をされたと思います。こういう流れがある。

ところが、あなたの報告書見たら、全て端折って書かれておる。これでいくと、この回答書だけでいけば、副市長が4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に厳しいと言われ、その方向でまとめられていると。しかし、それまでに、あなたも今言われたように、財政事情の説明は受けられているはず。そして、入札の改革もされているんです。だから、理由がない。あるいは先ほど言いましたように、1年たって、あるいは1年たつころから、富田副市長と、言うなら私と政治姿勢が合わなかった、こんな話にはならないでしょう、副市長の件は。

だから、理由がないまま、私は副市長を解任したと。自分の公約が優先する、市の財政がどうなってもいい、5年、6年後にどうなってもいい、公約さえ実現できればいいというあなたの思いが強いから、邪魔だった副市長については解任をした。

同じように、教育長についてもやめてくれと。正確に言うなら、8月いっぱいやめてくれとあなたは言われています。教育長が、じゃあ8月31日ですねと聞いたら、8月31日は9月議会の初日だから、その前にやめてくれというふうにあなたは教育長に言っています。やめてくれと通知しているんです。

ところが、あなたのさっきの回答では、辞任をしないとされたからと。それは木村教育長にしたら辞任をする理由がないでしょう。

この回答は、私の質問に対する回答ではないんです。私の質問は、期限どおり執行部に対して出した質問は、教育長に対して権限がないのに、8月末でやめるように伝えているが、その理由を問うというふうに私はしていますよ。

最後は何と言われたので、一緒に取り組んでいきたいと、こういうふうにあなたは回答されている。やめれ、おまえは要らんと言われた人と一緒に、今後はしっかりと一緒に取り組んでいきたいと。そんな気持ちになるわけじゃないですか、人間として。

解雇通知をしているんですよ。ただ、法上の解雇はできなかっただけで、横におる人に今後とも一緒にやっていきたいと。そういうのが一般的な感情として成り立ちますか。立たんでしょう。

もう一回聞きます。理由。私は理由を求めている、解任の、あるいは解任しようとした。理由は回答の中に載っていません。今後とも一緒に取り組んでいきたいと。なぜ木村教育長に8月末でやめてくれと言ったのか、その理由を私は聞いているんです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 最初の副市長の件についてお答えいたします。

私は、自分の公約が最優先ということではなくて、いろいろな形での改革を進めなきゃいけない、いろいろな具体的な事実を一つ一つ見ると、やはり一つ一つのことについて、これはどうなのかということを検討されなければいけない数多くの事案があるのではないかというふうに思い、そのためのこれはこう、これはこうということでのいろいろなことをしました。

その中で、しかしながら一つ一つについて全体的に進むというふうな結論にはならなかったものですから、全体的なやはり市民から預かったお金をどう使うかというのはとても大事なことでございます。そういうことについて、いろいろな形での去年から市役所改革元年ということで打ち出して、そういうところをやろうとしてきましたが、進まないなというふうに思っ、私は副市長についてはそういう形の解職という形の手続をしたわけで、このままでは改革が進まないと私は判断したということでございます。

教育長については、そこ書いとるとおりでございまして、理由はというふうなことを言われますと、現実的に教育長としておられるわけですから、そのあたりのところははばかりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとこれ以上質問をする気になりません。なぜかといえば、本人がおろうがおるまいが、本人に伝えておるわけですよ、やめてくれって。本人には何も通知してないと思いますよ。

一般質問を私は締め切りまでに出しました、原稿も。原稿も出して、それで第1答目の回答をいただきました。質問の中身によって市長が回答をしない、はばかるというようなことが通るのであれば、一般質問も中身によっては回答しませんというのがまかり通ることになるでしょう。もう質問されんでしょう、今後の人。ああ、これとこれはしたくない、これとこれは問題があるからしたくない、そんなのが通るんだったら、一般質問の通告も何も要らんでしょう。市長のそんなしゃくで回答ができたりできなかったり、そんなことを議会が認めたら、議会は成り立たんでしょう。

本人がおられようがおられまいが、ご本人にあなたは言うたんでしょう、やめてくれって。本人がおるから回答を拒むということであるなら、これ以上質問できんでしょう。今からまだ木村教育長の件で僕は聞こうと思っていますよ、あと18分ありますから。これ以上聞かれんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 現実的にこういう形で教育長はおられますので、そのことについて発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 何度も同じこと言わんでください。

私は一般質問の通告しているんですよ、解任の理由は何かって。本会議場ですから、教育長がおられますのはわかっていますよ、やめておられませんから。理由を聞いているんです、理由を。理由が答えられないということであれば、一般質問の通告の中身によっては答えなくてもいいというのがまかり通るでしょう、今後。これを認めるわけにはいかんと私は言っているんですよ。

これが例えば、ほかの例えば教育部長だとかいろいろな問題で、教育部長がどうだこうだになったとき、教育部長がおられるから答えれませんか、あるいは何かの都合で、市長の都合で答えないということが通っていいですか。これは議長にお尋ねします。こういうことが許されるなら、一般質問の通告制度というのも意味ないです。いいかげんになります。

○議長（橋本 健議員） 市長、解職の理由を答えてください。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、この場で発言した内容は、そのことについてのこの場での発言は、一般的な意味での通告というのとかなり、いろいろな意味での機微にわたるところがありますので、発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長、通告書にちゃんと理由を問うというふうに書かれていますので、

今も再々理由を尋ねておられますので、答えていただくようにお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げますが、理由を問うということについて、いろいろな関係で控えたいというのも一つの答えだというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） だから、そういう前例をつくってしまうといかんということを言われているんですよ。

市長。

○市長（芦刈 茂） かといって、ここで私は答えません。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長、あなたが言ったんですよ。あなたが教育長に、やめてくれと。やめてくれとあなたが言ってないなら、そんなことを私は聞きませんよ。やめてくれと言ったから、その理由は何ですかと、まさに議会に關することですよ。教育長は、副市長もそうですけれども、承認したんですから、議会で。ただ、教育長は別やけれども、副市長は議会の承認も何も要らなくて解任をできたから解任して、今ここにおられませんけれども。

あなたはやめてくれと言ったけれども、法律上、市長にその権限がないから、今教育長おられるんです。おられようがおられまいが、解任したいというんなら、その理由を聞くのは当たり前でしょう、議員として。議員は承認しているわけですから。それにどうしても答えられないというのであれば、あなたは一般質問成り立たんでしょう。違いますか。どうですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 教育基本法、教育長についての解職についての規定があります。その中の4番目に、教育長が辞表を出し、それを市長、教育委員会が認めたときと……。

（「認められんやろう」と呼ぶ者あり）

○市長（芦刈 茂） ということがあるわけです。ですから、私が引いてくれないかということで言いましたが、教育長はわかりましたとおっしゃいましたが、辞表は出さないということなので、その4番目の理由にはならないということになるわけです。

○議長（橋本 健議員） ちょっと回答になっていませんので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私もちょっと熱くなりまして、冷静さを欠いておりましたけれども、おわび申し上げます。

ただいまの村山議員の質問に対して市長が答えられないという、これは私の認識不足でございまして、答えられないものは答えなくていいというふうになっているようでございますので、答えがないというのが答えでございますけれども、そのようにおさめさせていただきたいというふうに思います。

（「議会軽視」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 村山議員はまた角度を変えてご質問をお願いしたいと思いますが。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 角度の変え方を知りません。これは理由を問うという質問ですから、角度を変えて聞いたり、そういうテクニックは私は持ち合わせておりません。

私は、今議長が言われましたけれども、議長は市長に一般質問の質問ですから答えてくださいと言われたけれども、市長は答えられなかったという事実だけを残しておきたいというふうに思います。

なぜかといえば、例えば飲酒運転をしたらとか、破廉恥行為をしたということであれば、こういうことが理由があるからやめてくれと言ったというふうに言われると思う、多分、そういうことであれば。市長はね。

そういうことがない、つまりさしたる問題はないと。にもかかわらず、木村教育長にやめてくれと言ったというのは、自分の思うとおりにならんからやめてもらったと、やめてくれというふうに言ったというふうに理解せざるを得ない。さしたる理由はないけれども、自分が気に入らないから、木村教育長もやめてくれというふうに言ったら、こういうふうに理解をせざるを得ません。

それから、先ほど私は改革を進めたいと、こういうふうに言われました。あたかも市議会あるいは執行部が改革に反対をしているかのような、そういうイメージを植えつけられようとしているのかもしれませんが、改革などというものは一朝一夕にできるものではありません。入札制度についても、担当者は入札制度の改革も行っているんです。

そして、これはまた初日の日にも言うたかもしれませんが、富田副市長は古い体質を持ったと言うけれども、昨年の12月の行政改革のときにも、富田市長は市長の意を受けて、何とか機構改革を成立をさせたいということで、私は入院をしていましたけれども、いい知恵はなかろうかということで、私の病院までこられた。そういう努力を副市長はされている。あるいは、入札制度についても努力をされている。

そういうところをあなたは見ないで、学校給食の民間委託を突然に某議員で顔を立ててなどという話を持ってくる。改革などというものは一朝一夕にはできないということをはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

本当に太宰府市の財政を真剣に思うがゆえに、私はあなたの公約そのものの中学校の給食については、当面は財政上できない。これが先のことを考えないなら、ああ、市長そうしましょう、市長そうしましょうと言うかもしれないけれども、そうはならないというふうに真剣に副市長は思われたがゆえに、思いとどまらせるような話を私は市長にしたと思います。そういう真剣さを、あなたは全く酌み取ってやろうとしない。自分の改革に反対だと。

これは前回も申し上げましたように、市の職員ならば誰でも財政は大事なんです、真剣に考えるんです。あなたは先ほど市民のお金は大事に使わなきゃいかん、こう口で言われましたけ

れども、大事に使うがゆえに、中学校の給食についてはこれだけのお金がある、必要だということと言われた。財政のことを考えるなら、誰だって市民のお金は大事に使わなきゃいかんというのは、あなたから言われる前にみんなわかっています。

ここで言うときと随分違う一例を31日の初日に言いました。問責決議についてどう思うかと言うたら、市長あなたは、市長からのメッセージの中で、これは誠に不徳のいたすところであります、市政運営の責任者として重く受けとめておりますというふうに、あなたは広報のメッセージの中で言われましたけれども、ここで言うところと、私と議長と8月23日に伺ったときは全然違う。到底受け入れがたいというふうに言われた。

つまり、議会の意思あるいは市民の意思というもののよりも、あなたは自分の公約をどうしても優先させる。だから自治法やあるいは規則や細則などを飛び越して、自分の感情を先に持ってくる。したがって、木村教育長に、権限もないのにやめてくれなどということをする。そういう意味では、全くわがままで利己主義だと私は前回言いましたが、全く変わっていない。このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました太宰府市の行政改革について質問いたします。

まず1点目、第4次太宰府市行政改革の総括についてです。

改めて行政改革とは何かを考えてみますと、行政機関において、その組織や運営を内外の変化に適応したものに変えることであり、行政組織の効率化と経費削減を目的としています。

行政改革の一つ一つの取り組みは決して難しいものではありませんが、行革全体で成果を上げるのはなかなか難しい。そのためには組織全体、特に職員一人一人がみずから考え、積極的に取り組むことが必要です。

本市の行政改革は、昭和63年度の第1次行政改革に始まり、4次にわたる行政改革を断行してきました。そこで、直近の第4次太宰府市行政改革の内容を見てみると、行革の方針として、次の5つの事項を掲げています。

1、財政の健全化を目指した市政運営を進める、2、市民参画の市政運営を目指す、3、簡素で効率的な市政運営を目指す、4、より質の高い市民サービスの提供に努める、5、広域行政を推進するといった5つの方針です。

さらに改革の方向性として、これまでの国、県に依存した横並び行政、予算消化主義による事業執行、行政主導の行政運営から、これからは地方自治体として自律意識を持ち、効果・効率性を重視する成果主義、地域への分権という視点を持ちながら市民と協働する行政経営へと、市役所が変わっていくことが必要であると宣言しています。

そこで、第4次太宰府市行政改革の総括として、第4次行革における主要項目の達成状況と課題について伺います。

次に2点目、第4次行革以降の行政改革の進捗状況についてです。

第4次行革の計画期間は、平成17年度から平成23年度までの7年間でしたが、残念ながらそれに続く第5次行政改革計画が策定されずに今日に至っています。

太宰府市を取り巻く環境は、第4次計画策定当時よりも一層厳しさを増しています。何より第5次計画を策定することが急務と考えますが、個別に進められている行革の取り組みもあろうかと思います。

そこで、第4次行革以降の行政改革の進捗状況について、第4次行革の総括を踏まえて、その後の行革の取り組みと進捗状況について伺います。

以上、2点お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 太宰府市の行政改革について、市長からということでございますが、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの第4次太宰府市行政改革の総括についてでございますが、期間内である平成17年度から平成23年度にかけまして、小学校調理業務民間委託や保育所運営民間移譲・委託等の推進、補助金等検討委員会による補助金交付の適正化等及び本市の独自財源であります歴史と文化の環境税の収入等によりまして、経常収支比率が98.6%から90.9%に、また実質公債費比率が14.1%から6.7%に改善するなど、財政の健全化を目指した市政運営を行ってまいりました。

また、市民参画の市政運営を行うため、ボランティア支援センターを設置し、NPO法人取得のための情報提供の実施及び自治会制度、校区自治協議会を発足させるなど、市民団体の活動支援と住民自治意識の醸成を図りました。

そのほか、事務事業評価の実施による事務事業の見直し、改善とあわせまして、団塊世代の大量退職に伴い、再任用制度を活用しながら定員管理を行うことにより、職員を375人から335人とするなど、簡素で効率的な市政運営を行ってきたところでございます。

このように第4次太宰府市行政改革では、一定の成果を上げてきたものと判断をいたしておりますが、課題といたしましては、行政改革推進本部の総括にもありますように、20代、30代の若年層に行政改革に対する認知度が低いこと、業務改善提案や自主研究活動などを行った職員が少なかったことなど、職員が率先して自発的に改善、改革に取り組むことができる組織風土の構築が必要ということが上げられます。

次に、2項目めの第4次行革以降の行政改革の進捗状況についてでございますが、これらの課題を踏まえた上で、具体的な大綱を策定することなく、既存制度の活用を図りながら、行政サービスの向上に努めることを前提とした改善改革運動を組織内部で展開をいたしており、人材改革、仕事改革、財政改革を3本の柱といたしております。

まず、職員の意識改革による市民サービスの向上を目指し、職員がどう考え、どう行動したらいいかを定めるため、職員行動理念を定めました。この職員行動理念は、職員が常に名札の裏に入れて携行いたすようにいたしておりまして、毎日目にすることで意識づけを行い、人材改革を行っております。

次に、職員が自発的に改善に取り組むきっかけとして、仕事、予算、時間のスクラップアイデアの募集を行い、270件のアイデアが提出され、そのうちの幾つかのアイデアについては担当課で検討し実現に至るなど、仕事改革も図っております。また、このアイデアについては、今後も業務改善の基礎資料といたしましての活用を検討いたしております。

また、外部評価委員会を、平成28年度からでございますけれども設置し、事務事業の外部評価を取り入れる等、業務の見直しを行い、改善への取り組みを行っております。

その他、ふるさと太宰府応援寄附につきましては、平成28年12月19日より返礼品付きの制度を開始をいたしまして、平成28年度は約2,000万円の寄附をいただくなど、歳入増加を図り、財政改革を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。第4次太宰府市行政改革では、一定の成果を上げてきたというご回答でしたけれども、もうちょっと詳しく、一個一個をちょっと見ていきたいと思うんですけれども、まず最初に、財政の健全化を目指した市政運営を目指すというところで、財政指標を提示されてご回答をいただきました。

それによりますと、経常収支比率については98.6%から90.9%の右肩下がりという形で改善できた。それと、実質公債費率についても、14.1%から6.7%にこれも下げることができた、これは一定の成果だと私も理解します。

これに関しまして、ちょっと直近のデータですね、9月は決算ということで直近の財政指標も出ています。それによりますと、第4次行政改革では、順次その数字を下げることもできた、改善できたんですけれども、これ平成28年度の数字ですね、ちなみに経常収支比率については、さらに平成27年度は下がっていますよね。90%を割っています。87.5%。これも行政改革、財政改革の結果だと思うんですけれども、それが平成28年度は90.4%、2.9%増えているんですね。

経常収支比率については70%台が比較的適正だと、80%台になるとやや苦しいと、90%になるとさらに硬直化が進むということで、それこそ政策的な事業ができなくなるという領域に、またちょっと戻っている形なんですね。

関連しまして、実質公債費比率の推移についても、ずっと右肩下がりでも下がってきたんですけれども、とりあえず平成28年度までは下がっていますが、それこそ総合体育館とかごじょう保育所の償還が本格的に始まるとなると、こちらのほうももしかしたらまた上がるということもあるんじゃないかと思っています。

あわせて、これからの現状と見込みをご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員ご指摘のように、実質公債費率も、大型なプロジェクト等によりまして起債を打ったということで、今後は少しちょっと上がっていくような感じにはなっているかと思いますが、これまでずっと改善してきて、なぜ経常収支比率が平成28年度は前年度に比較いたしまして2.9ポイントですかね、上昇したかということでございますけれども、これはその経常収支比率を出す分母となります経常一般財源ですね、ここに大きく原因があるわけがございますけれども、その分母となる経常一般財源の中でも、特に地方消費税交付金、これが大幅な減額となっています。

それで、その年その年の要因が影響してくることもございますけれども、そういったものと、また先ほどのその償還の分については、子育て支援センター等の新たな公債費の償還が発生した要因ということで分析をいたしているところでございます。

経常収支比率の今後の具体的な目標値等は、具体的なものはちょっと設定はいたしておりませんが、経常収支比率につきましては90%を超えると、財政の硬直化が進んでいるということになりますので、その90%ラインを超えないような形でというふうなことは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この財政状況なんですけれども、給食の問題もそうですね。それこそ太宰府市の今の財政状況、これからの財政状況を考えると、簡単には完全給食のほうに踏み込めないという判断、それで断念という形になったんですけれども、改めて行政改革、財政改革、特に財政改革のほうですね、これについてはしっかり取り組んでいかなきゃいけないと思っています。

引き続きまして、民間委託等の推進についてちょっとお伺いします。

こちらのほうも第4次行政改革の中では、指定管理者制度の導入を進めますというふうに書いてあります。現実的にとびうめアリーナも指定管理者になっています。この導入状況をご報告いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在市内には、86施設のうち37施設で指定管理者制度を運用しているというような状況でございます。その37施設のうち、公募が17施設というふうになってございまして、評価の状況といたしましては、新たに平成29年度に運営評価シートの様式を改正いたし

まして、新たに労働環境チェックシートとか財務諸表のチェックシートを作成をいたしておるところでございます。これらによりまして、今までより詳細に管理状況の評価を実施していくということにいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私のちょっと気になっていたのが、指定管理者をどのように評価しているのかというところが、非常にこれからの課題と思っていました。そしたら、もう評価制度というのがようやく始まったということで、ちょっと安心したところなんですけれども、86施設中37施設が指定管理者になってきたということなんですけれども、これは大きく経費の節減と市民サービスの向上を目的にしていると思いますけれども、現時点での経費節減、市民サービスの向上の状況をちょっと簡単にご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 明らかに直営による部分と比較いたしますと、指定管理者制度を導入したことによって経費の削減はできている部分もありますし、逆にできてないといえますか、同等の部分もあるということでございまして、今ちょっと手元に詳細な資料がございませんので、回答はこれぐらいということでございます。失礼いたします。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 次は、市政情報の公開、提供という項目でお聞きしたいと思います。

市政情報の発信、共有が図れたかというところで、今のところ太宰府市の情報発信としては、ホームページと広報紙というところで、それが市政情報発信の道具、手段になっているんですけれども、今のところ市民アンケートの結果なんですけれども、まず市民と行政の情報共有がなされていると感じる市民の割合のほうですね、これが平成28年度はわずか31%です。広報「だざいふ」を読んでいる割合については、これはもう比較的高いです、82.4%。市の公式ホームページを見ている市民の割合、これはもうずっと継続して低いんですけれども、28.6%ということです。

今のところ市民に対する情報発信の手段としては、ホームページと広報紙ということなんですけれども、これで特にホームページリニューアルしましたけれども、こちらの情報発信の率を向上させなきゃいけないと思います。

また、この広報紙とホームページ以外にも、最近はSNSとかいろいろありますから、そういう新しい手段の取り組みについてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市政情報の発信につきましては、今議員おっしゃいますように広報紙、ホームページで行っています。そのほかSNSでいいますとフェイスブック、ツイッター等も活用させていただいて、広く周知に努めているところでございますけれども、ホームページにつきましては、議員がおっしゃったように平成28年度にリニューアルをさせていただいていま

す。

以前よりシンプルに、いろいろな生活は生活、文化財は文化財、観光は観光といったような扉を設けて、よりわかりやすい表示にはなっておるように思っておるところでございますけれども、この情報発信につきましては、内容等を随時見直しながら、今後とも広く、一番はタイムリーに情報が出せるように情報発信を行いまして、市政運営にご理解をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひいろいろな手段を使って、太宰府のいい情報を市民の皆さんにしっかり伝えていっていただきたいと思います。

続きまして、簡素で効率的な市政運営を目指すというところで、事務事業評価制度の確立ということがあると思います。こちらのほうが平成17年に事務事業評価を始めて、今の書式になったと思うんですけども、この制度なんですけれども、どのように予算や政策のほうに反映しているのかをお聞きしたいと思います。

今回の決算でも、事務事業評価の書類をいただいたんですけども、なかなか書式が難しい表現されているんで、実際にこの施策がうまくいっているのかというのが非常にわかりにくい状況だと思うんですね。これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事務事業評価につきましては、平成12年から2年間の試行を経まして、平成14年から始めたところでございます。これまでの間にそういった評価の方法とか様式の見直し、また予算項目との整合性、改善を図りながら、現在に至っているところでございますけれども、さらに施策評価へとつなげ、その結果を公表し、検証しているということでございます。

予算のほうにどのように反映しているかということでございますけれども、当然この事務事業評価、施策評価等を予算審査のときにも活用させていただいているようなところでございます。

また、平成28年度から外部評価委員会等も設置をいたしておりますので、そういった外部評価委員会が出た意見等も今後は参考にしていきながら、予算のほうに反映をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この評価シートなんですけれども、市民への情報発信の方法としては、ホームページに掲載しているという形だと思うんですが、なかなか難解だと思います。もうちょっとわかりやすい情報発信の仕方があっていいのかなと思っています。

続きまして、定員管理についてお伺いしたいんですけども、先ほどのご回答では、職員数が375人から335人に削減することができましたということで、こちらのほうも定数的にはしっ

かり行政改革の努力があらわれているのかなとは思いますが、まず太宰府市の定員規模としては、類似団体76団体中4位ということです。少ないほうから4位です。かなり定員については絞り込んであると思っています。

しかしながら、年齢別の職員数です、そのバランスについては20歳代が多いですね。30歳代が少ない。40歳代後半から50歳代が多いという形で、アルファベットのMみたいなものです。真ん中のちょうど中堅職員が少ない形なんですけれども、これについては何かどういう評価をされていますでしょうか。もし何か、できれば年齢構成というのはある程度平準化という形が望ましいと思うんですけれども、これについてご回答いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員おっしゃいますように、30歳代の職員の層が薄いというような現状にあります。30歳代後半から40歳代前半の職員が大変少ないという状況で、今後平成30年、来年の4月採用予定で、今秋口にまた職員採用試験を予定をしておるところなんですけれども、そこにおいて一般事務、保健師、保育士の職種で、30歳代の社会人経験者あたりを募集していくというところで、今その方向で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これが経験者中途採用ということだと思ってるんですけれども、これは本市においては初めての試みになるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 年齢層をちょっと上げた部分については、全く初めてではございませんけれども、社会人経験5年以上というような条件をつけて、今回募集をかけているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） どっちかというと技術的なスキルを持った職種ということだと思ったんですけれども、一般行政職の経験者もそれに入っていましたでしょうか。ちょっと聞き漏らしたかもしれません。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 一般事務職についてもということです。そこら辺の層が薄いものですから、社会人経験者を入れたいというところで考えてございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それによって大体、今一番谷になっています30歳代の職員が補えるということなんですけれども、社会人一般経験者ということなんですけれども、その方たちに求めるものって何でしょうか。ただ民間職を経験しているだけではないと思うんです。それをもって太宰府市の行政職として働いていただいて、何を太宰府市に持ち込んでいただけるのかとい

うところが、非常にその職員を採用するときの選別、選択のキーポイントになると思うんですけども、どういう方を求めているんでしょうか、太宰府市として。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 民間経験、民間の目から太宰府市、公のほうを見られるというような視点、そういった視点を大切にして、職員の選定といいますか、考えていきたいというふうなことで考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もう一つ、先ほど私の質問の仕方としては、若い職員の方からも、中堅が少ないから、非常にマイナスのような形で質問させていただきましたけれども、逆に20歳代の若い職員の方、この方たちをどのように教育するかというのが、私ちょっと逆に古い考えだったのかなとちょっと反省しました。

逆に若い職員の感性とか能力というのが、それこそ今までの太宰府市役所になかったものを持ち合わせていらっしゃるのかなと思います。そこら辺で、ただただ教育するというような考えだけでなく、20歳代で若い職員を、それを生かすという、そういう人材育成の考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在でもしなやか研修というような形で、それぞれの職員が自分で課題等を見つけて、またスキルアップを行うということで、自分が能力アップ、スキルアップするための研修を自分で見つけてやるというような研修も導入しております。

そういったところから、それぞれ見識を高めていっていただきたいのと、やはり中堅職、係長、主査クラスの中堅職が若手を育てていくという、OJTの中で育てていくというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今ご回答にありましたしなやかな職員ですね、これが太宰府市職員人材育成基本方針ということなんですけれども、ちょっと今しなやかという言葉が出ましたんで、改めてしなやかな職員についてわかりやすくご説明いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 信頼、納得、やる気、完遂、この4つのキーワードの頭文字をとって、しなやか研修というふうに名づけております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、改めて聞かせていただきました。信頼、納得、やる気ですね、やる気、完遂ですね、この頭文字をとってしなやかですね。これ非常にいいスローガンだと思うんですけれども、このしなやかな職員ですね、太宰府市の職員の浸透ぐあいですね。これ数字とかではあわせないでしょうけれども、どのくらいしなやかな職員ができ上がって

いるか。これ自体が平成17年度に改定されたものですから、もう大分時間たっています。どのくらいしなやかな職員が育っているかをご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなかしなやかな職員、なにをもってしなやかな職員が育っているかという指標というのを見出すのも、ちょっと難しいところでございますので、何%と言われても、ちょっと回答に窮するところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、数字は私求めないんですけども、私の感想です。何かちょっとしなやかな「や」ですよ、やる気、ここら辺がちょっと元気がないのかなという印象を非常に強く持っています。

最近になりますと、スーパー公務員というのがいろいろな市町村から出てきています。スーパー公務員、大きな市から出てきているわけじゃないですよ。小さな町村からも出てきています。願わくば太宰府市の中からも、しなやかな「や」ですよ、やる気を持った方が出てくればいいかなと思っています。

この人材育成基本方針なんですけれども、平成17年度から続いているわけなんですけれども、それこそ民間経験の中途採用の方も入ってきますと。そういうところで、この見直しなんですけれども、世の中も変わってきています。この指針の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） これができたのが平成17年ですから、もう10年以上たつというような形になりますから、そろそろ改定のことを考えなければいけないかなというような時期には来ていると思います。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。できれば第5次行政改革計画という話も出てきていますので、この機に合わせてしっかり内容を新たに見直して、リニューアルされることをお願いしたいと思います。

これで第4次行政改革計画の質問については最後なんですけれども、広域行政を推進しますというところがありました。これちょっとやっぱり第4次計画が平成17年度からですので、ちょっと時代を反映しているのかなとも思うんですけども、この広域連携の推進については、それこそ第五次総合計画の後期基本計画からは、これは柱だったんですね。それが外されましたね。それで、一般的な項目として織り込まれてしまったわけなんですけれども、この第4次行政改革計画の中では、広域連携しっかりうたわれとるんですけども、これについては成果というのはどういう成果があったのかお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 広域連携につきましては、この後期基本計画からは施策としては項目として外れて、削除されたというような形になっておりますけれども、その広域連携を行わないということではございませんで、この施策の33ですね、市民のための行政運営、この中の現状と課題の中でも触れておりますように、これまで同様に一部事務組合や流域連携等の広域連携は進めてまいる所存でございます。そこら辺の一部事務組合や流域連携についての広域連携は、今まさに広域のメリット、スケールメリットでもって運営されているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 大きな視座からはちょっと落とされましたけれども、施策としては織り込んであるということで理解するところなんですけれども、ますます太宰府市を取り巻く状況は厳しくなってきていますので、連携というのが改めて私必要になると思っています。

そこでちょっと伺いますんですけれども、近隣の3市ですよね、春日、大野城、筑紫野の3市なんですけれども、このうち本市と最も密接に課題を共有するところはどこだとお考えでしょうか、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 直接的にはいろいろな事務事業、一部組合、筑紫野市と深い関係にあるということとは言えるんじゃないかと思っております。また、それぞれの職員同士がそれぞれの部門での研修なり交流を図っておるというのは、とても素晴らしいことだと思っておりますし、そういう意味での近隣の都市との交流は図っていきたいというふうに考えておりますが、3市微妙にちょっと違うかなというふうに思っておりますが、ただはっきり言えますのは、4市1町集まることがございますが、筑紫は一つという言葉であらわされるように、いろいろなところで関係を深めていききたいというふうに思っておりますし、一番のやはりあれば、消防本部が筑紫野太宰府という形であるというのが、大きな一番強いところではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 筑紫野市という名前が出てきただけで満足です。この問題については、ちょっとこれから、今回の質問では深めていきませんが、引き続きまた問うていきたいと思っております。

第4次行政改革計画大綱については、全部なんですけれども、最後に全般的な話です。この第4次行政改革の進行管理の公表を、それこそ平成17年から平成23年まででしたので、平成24年に公表という形でしてあると思うんですけれども、ちょっと昔の話なんですけれども、私もそのときは全然関心が実はありませんでしたけれども、これどのように公表されたのかを、ちょっとわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 内部での総括ということで、公表はしていないというふうに聞いております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ああそうですか。でも、実はこの大綱の中には、積極的に公表する的なことが書いてあるんですけども、ちょっとそれは残念でした。これについては、第5次にしっかり引き継ぎたいと思っております。

続きまして、第4次行政改革以降の行政改革の進捗状況についてということで、そちらのほうに移っていきたいと思うんですけども、まずご回答の中で、職員行動理念というのを作りました、持っていますよということなんですけれども、そちらについてちょっとご説明いただければと思います。

実は、私これがあるのを全然知りませんでした。改めてですけども、ご紹介いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 職員全て、この名札の裏にこの職員行動理念というのを入れているんですけども、「みんなで太宰府」という名札——私たちは太宰府を何々しますというような、1つは太宰府を愛します、太宰府を伝えます、太宰府を創ります、太宰府を守ります、太宰府を育てますというような5つのキーワードがあるわけですが、私たち太宰府市職員は、思いやり、支え合い、コミュニケーションを大切に笑顔ある職場で育て合い、市民と協働し、理想の太宰府をつくるために宣言しますということで、その中で、私はどういったことに心がけて仕事をやっていきますよというのを、それぞれ職員それぞれが自分の言葉でしたためて、これを名札の中に入れて、日々業務に当たっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） すばらしいと思います。これは私が知らなかったのが非常に悪いんですけども、もっと外に対して、太宰府市職員はこういう形で日々の業務に当たっているんだよということを発信してもいいんじゃないかと思います。

それとまた、ご回答の中で、外部評価委員会というのがございましたね。先ほどもちょっと回答の中で触れたと思いますけれども、この外部評価委員会、平成28年度から始まっていますけれども、これについての公表というのが、今までのところホームページにも載っていないようなんですけども、この公表ですね、こちらのほうはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成29年度も外部評価委員会2回したんですけども、1回目のときに平成28年度の現状の部分の資料を、その外部評価委員会のときにも公表いたしておりますし、ホームページにも載っていると思います。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） ちょっと私、ホームページでちょっと見つけられなかったんですが、載っているわけですね。できればわかりやすい公表を心がけていただきたいと思いますと思うんですけども。それとあと、ご回答の中に、ふるさと太宰府応援寄附についてご報告がありました。こちらのほうが平成28年度は約2,000万円の寄附をいただいたということで、かなり初年度よりも増えていると私は思います。

思いますけれども、ちなみにこれは新聞の記事だけなんですけれども、春日市が平成28年度の見込みとして、6億7,000万円の寄附が集まるという記事が新聞に載っておりました。これを見て、どうして春日市はこれだけ集めたのかと疑問に思っ、ちょっと読み進んだところなんですけれども、職員の方が春日市内の事業者を訪問して、返礼品をピックアップしたと。それが結構当たるものがありまして、結果的に6億7,000万円の寄附が集まる見込みになったというようなことが新聞記事にあったんですけれども、これと比べたら非常に厳しいんですけれども、太宰府市については約2,000万円ということなんですけれども、春日と本市、市の状況はどう違うのかといったら、どちらも福岡都市圏でベッドタウンで状況は変わらないと、特産品はないというはずなんですけれども、かなり額に大きな開きがあると。

そういうところを考えると、もうちょっと市として頑張るところがあるのかなと思うんですけれども、これについてはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） よその自体、都城とか相当大きな額がふるさと納税で入ってきているというような形でございますけれども、春日市も太宰府市も特産品というものは特にはございませんけれども、商工会等を通じながら、そこら辺の返礼品の部分を、今後どのように魅力ある返礼品を打ち出せるかというところで、今頑張っているところでございます。

もうしばらくお待ちいただくということと、ちょっと総務省のほうからも、ふるさと納税に対する返礼品の額の高さのことも指摘を受けているような状況でございますので、そこら辺が3割以下が望ましいというようなこともございますので、そこら辺も相まって検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） ぜひ太宰府市職員の知恵と行動力で、額を上げていただければいいと思います。

こういう形で大綱という形はとってないんですけれども、計画という形はとってないんですけれども、第4次の続く行政改革をやっているというところで理解しました。

しかしながら、4次まで連続して大綱という形で、行政改革計画という形で取り組んできたんですけれども、何で第5次計画に平成24年度移らなかったのかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどもご説明をいたしましたように、第4次行政改革大綱以降は具体的な大綱を作成せずに、人材改革、仕事改革、財政改革を3本の柱として、既存制度を活用しながら行政改革に努めるよう、その当時決定した次第でございます。

これまでの間、機構改革、職員数の削減、職員の意識向上を図るための行動理念の策定、またスクラップアイデアの募集、財政健全化比率の数値の改善等、着実に行政改革の成果が出ているものとは考えております。

ちなみに多くの近隣自治体におきましても、この第5次行政改革大綱を策定することなく、行政改革に取り組まれておるところでございまして、本議会におきましては、行政改革推進委員会委員の報酬等を補正予算として計上させていただいておりますが、第4次行政改革大綱が平成23年度までとなっております、現時点で行政改革大綱がないことが問題であると、市長のほうでそういったお考えでございましたので、第5次行政改革大綱に向けての委員会の諮問を諮るための補正を計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そしたら、これ市長に聞いたほうがいいですね。今なぜ第5次行政改革大綱なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 去年から私は、市役所改革ということを言ってきました。やはりそれは、今いろいろな外部団体をつくると見ていってございましたところ、やっぱり外部評価委員会をつくる、行政改革推進委員会をつくるという、やはりいろいろなことで、市役所内部で行革は終わったということを時々聞くことがあるんです。やはり市役所あるいは行財政改革というのは、市役所の宿命として、やはり市民サービスとしてどれだけ去年に比べて今年が、今年に比べて来年がという充実というのが、一つ一つやはり検証されていかなきゃいけないでしょうし、いろいろな財政の問題を含めて、平成23年度で終わっているということではなくて、やはり今後も引き続きしていくという必要があるということで、本来的に4月から組み替えたんですが、遅れましたが、今回行政改革推進という形での取り組みをして、また新たな第5次の計画を大綱を立てていきたいという形で考えているということでございます。課題はいっぱいあると思いますが、そのあたりについても今後詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 行革大綱という形で第4次以降はなかったんですけども、行革をやっていた。しかしながら、行革に対する引き締めを行うというところですよ、考え直すと。私も行革大綱第5次つくるという考えは、タイミングとしては非常にいいと思うんですけども、ちょっとこれ聞きたいのが、今回の第5次行政改革、いろいろな分野があるということなんですけれども、やっぱり一番の改革のつぼというのが私はあると思っています。これについて

ては、それこそ組織の効率化とか経費の削減だけじゃないと思います、太宰府市の場合は。この行革のポイントですよ、1つだけ上げてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 大きく言いますと、やはりポイントは、今市の職員が大体330人から50人という形ですが、それ以外にも外郭団体、いろいろな人たちがいます。このあたりの人間の配置、人事、数、このあたりをどういうふうに外郭団体を見ていくのか、これが一番私は大きな問題ではないかというふうに考えています。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私の考えとしては、まず職員、人だと思っています。そこをしっかりと、いろいろな柱が出てくると思うんですけども、まずは職員の人づくりということだと思っています。

この第5次行革大綱なんですけれども、今回の補正予算で行政改革推進委員というのが費用として上がっていますが、こちらは何をするのかということですね。それこそ行政改革推進委員会規則というのを見ますと、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を審議しますよということが書いてあります。

第5次行革大綱をつくるに当たって、それこそつくる流れですよ、流れからすると、推進委員というのはもうちょっと急がなくてもいいのかなと。まずは市役所庁内でしっかり大綱案をつくり上げるということがまず第一歩だと思うんですけども、それこそ推進委員というよりも、推進委員会というよりも、行政改革推進本部を、こっちを機能させることだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 流れでございますけれども、今後行政改革推進委員会に諮問するための素案といいますか、そういったものを庁内で、市長をトップとする行政改革推進本部というのがあるんですけども、そういった行政改革推進本部を立ち上げまして、さらにその本部の下部組織であります幹事会、さらには必要に応じてその専門部会、ワーキンググループ等を立ち上げて、その中でその行政改革大綱の素案を作成して、その後行政改革推進委員会へ諮問するという、こういうような流れになろうかと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、私もそう思います。まずはたたき台ですね、素案をつくるというところにしっかり時間をかけていただきたいと思います。

ちょっと私感じるんですけども、ちょっと急ぎ過ぎなのかなと、今回の補正予算ですね。それこそ行政改革というのはじっくり急げと言われますよね、じっくり急げ。じっくりしていたらだめですよ。けれども、急ぐだけでもだめですよ。とりあえず急げという形になっているんじゃないかと思っています。しっかりじっくりの部分に時間をかけて、しっかりした第

5次大綱をつくっていただきたいと思います。

あと、第5次行政改革大綱を作成するに当たって、ここでも先ほど出てきました人材育成基本方針のスローガンですよね、しなやかが当てはまるのではないかと私は思ったところなんですけれども、しなやか、信頼、納得、やる気、完遂ですよね。特にしなやかな「や」ですよね。やる気の部分ですね。市長のリーダーシップとともに、市職員のやる気が最も重要だと思うんですけれども、最後に職員皆さんのやる気、意気込みのほどを市長にご回答いただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 一人一人は市民と接する中で、いろいろな気持ちや思いや悩みや苦労があるかと思います。そういうものを一つ一つ取り上げ、本人のやはり上司が指導をしながら、人材を育てていくということは、とても大事なことでございますし、またやはり外に出ていろいろなことを勉強してくるということも大切なことではないかというふうに思っておりますので、一人一人のやる気をどう導き出していったらいいのか、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） いいですか。

（3番木村彰人議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 以上で3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、さきに通告をいたしました3点について質問をさせていただきます。

第1点は、問責決議に対する市長の姿勢でございます。第2点は、体育館のとびうめアリーナの使用状況につきまして、第3点は、介護保険法平成29年4月施行の新しい制度への設備の準備状況ということについて質問させていただきます。

まず、第1点でございますが、太宰府市議会は平成29年6月19日、芦刈市長に対しまして問責決議をしたところでございます。決議理由は、市長の不誠実な議会対応、軽率なマスコミ発表、中学校給食の取り扱いなどによって、太宰府市政を混乱に陥れていると議会が判断したからであります。

市長も、同決議がなされた議場で、「太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を、議員

全員の皆様からお受けしました。私自身、不徳の至りでございます。市政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。また、市民の皆様への公約の実現について、達成がどれだけでできているかという点において、深く改めて反省する次第でございます。今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、明日の太宰府のために、この私たちのふるさと太宰府のために、全存在をかけて尽力していくことを決意いたしまして、受けとめたお答えとさせていただきます。どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。」と述べられております。

9月議会が始まる前でございますけれども、太宰府市議会には問責を受けられた市長の今後の具体的な見解というものを求めました。ところが、会期が始まる直前の8月25日に副市長解職の新聞発表、一部新聞紙によれば教育長の解職がおわされておりました。

また、今議会に、学校給食専門委員、行政改革推進委員の設置、監査委員に対する不適切な答弁書の存在とその対応についての引責として、減給10%1カ月を提案されたところでございます。

私どもは、市政の混乱の早期終結を願って問責決議を出したわけでございますけれども、ほぼこれに見合っていないお答えではないかと判断いたしまして、質問をいたします。

第1に、議会は市長の市政運営上の責任を問いました。この点について言及されたのは、監査委員への答弁書作成に不適切な部分があり、作成責任、監督責任、一連の発表対応の不適切に対し、襟を正し責任をとるとして、報酬の減給10%1カ月を上げられた部分のみでございます。

ご自身、公約実現がうまくいっていないことを議場でみずから認められ、反省すると述べられていますけれども、公約実現がどういう理由で実現できず、ご自身の責任負担割合がどの程度であったのかについて、何の言及もありません。この点について市長の見解を伺います。

第2に、太宰府市総合体育館の入札に関する市民団体の住民監査請求に関する平成29年5月25日の記事が新聞1面で報道され、記者会見の中で、市長は真相究明の第三者委員会設置を言明されました。しかし、指針改ざんはなかったとの監査委員の発表を受けて、6月1日には第三者委員会は設置しないと撤回発表をされています。

監査委員に提出された一般入札から指名競争入札に変更された経緯を説明する文書が、仮に法的に偽造、変造に当たらないとしましても、事実として作成名義人でない地方公務員が、国の指針の原文を削除、挿入することは、法的に許されることではありません。

この一連の事件では、作成責任、監督責任、新聞の発表責任が問題になります。作成者が懲戒されたとの情報がない中で、監督責任が問われることはないと考えます。しかし、入札経緯について真相究明につき第三者委員会を設置するとの市長の新聞発表は、県の内外に太宰府市で入札経緯に疑いがあるということを伝え、かつ監査委員の監査結果について疑いのあることを知らせたことになります。この発表による太宰府市民の市政への信頼は大きく揺らぎまし

た。

しかも、その後すぐ、第三者委員会は設置しないと発表されています。しかし、この発表は、入札経緯の疑い、監査結果の疑いを残したままになってしまいました。これは法的責任ではなく、政治的責任でございますが、この新聞発表において太宰府市政がこうむった負の遺産を考えると、報酬の10% 1カ月減給は、妥当な責任のとり方でしょうか。見解を伺います。

第3に、課題解決に向けての将来の方針を伺います。

市長は、新副市長を推薦される予定ですが、このほかに学校給食専門委員、行政改革推進委員を設置される予定と聞いています。現実に上程されております。私が心配しているのは、この陣容を立てることで、行政の安定的な運営、市長公約の実現が図られるかにあります。

市長ご自身が、問責決議を受けた議場で、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、尽力していく決意である旨述べられています。市長が公約を実現できなかったのは、元副市長が市長とコミュニケーションをとらなかったからと述べられていますけれども、市長にもコミュニケーションをとらなかった責任の一端があり、市の最高責任者としてその責任は重いと考えます。

学校給食専門委員、行政改革推進委員を設けるに当たって、関係部署の意見は聞かれたのでしょうか。

以上が1点でございます。

第2点、体育館とびうめアリーナの使用状況について伺います。

第1に、開館後10カ月を経過いたしました。利用状況の想定と結果はどうであったか、ご報告をお願いいたします。

第2に、総合施設としての機能を追加する必要性はないだろうかという点でございます。

第1点は、施設におきまして、利用者は、げたあるいは靴を脱いで上に上がらないと、部屋を利用できないという状況がございます。これは総合利用施設としては非常に使いにくい状況ではないかと思います。

第2点は、ジムの開設計画はあるかということでございます。これは前にも質問申し上げたんですけれども、現実に窓口に来られる高齢者の方が、窓口で、ここはジムはないんですかというふうにお聞きになっていらっしゃると思います。それほどやはりジムと総合体育館施設というのは、一般の市民の感覚では密接に結びついているのだと思います。そこからその点のご質問をさせていただきます。

また、第4番目には、とびうめアリーナを障がい者の方が利用されると思いますけれども、利用状況はどうか、それからバスの利用者がアリーナに向かうことを想定して、どのような設備を用意しているのか、この点についてお答えください。

第3に、介護保険法の平成29年4月の生活支援コーディネーター、協議会創設への動きについてお尋ねいたします。

この改正法は、2025年問題に対処するために、介護予防事業と一般介護予防事業を創設し、

この新事業を支える体制整備として、生活支援コーディネーターと協議会を新しくつくることといたしました。太宰府市の現在の進捗状況はどうでしょうか、また近隣市と比較してどういう進捗状況になっているのでしょうか。

最後に、このシステムを利用するためには、あるいは生かしていくためには、包括支援センターとの連携を切り離すというわけにはいかないと思いますが、その相互関係をどういうふう理解していらっしゃるのでしょうか。その点についてのお答えをお願いいたします。

再質問は議員発言席においてさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1 件目についてご回答いたします。

1 点目の公約実現ができてない理由と自身の責任負担割合について、私の公約の中で重点項目としていました中学校給食につきましては、去る 6 月議会でランチサービスの充実に向けて方針転換をすることを表明いたしました。その背景には、副市長が 4 月 17 日の経営会議直前に学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめたことがあります。しかし私は、中学校の完全給食は、実現されなければならない将来的な課題だと考えております。

また、中学校給食の実現と行財政改革は切り離して考えられません。行財政改革を行い、無駄を省き効率的な運営をする中で、給食実現のための財源をつくり出していきたいと考えております。そのためにも、行政改革推進委員と給食専門委員の提案をしておりますことをご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いしたいと考えております。

2 点目の減給 10% 1 カ月が妥当な責任のとり方かということにつきましてです。今回条例制定の提案理由としてご説明しましたとおり、住民監査請求に対する不適切な文書作成の責任及び監督責任並びに第三者委員会の設置に係る一連の経緯について、私自身責任をとるものであり、責任のとり方としては妥当と考えております。

なお、記者会見において私が申し上げた第三者委員会は、入札経緯の真相究明のために設置するというものではなく、またそのような表明もいたしておりません。

3 点目の学校給食専門委員、行政改革推進委員会設置に当たり関係部署の意見を聞いたのかということでございますが、今回の提案に当たり、事前に副市長に提案したところ、経営会議で意見を聞こうということになり、8 月 18 日の経営会議に諮る予定になっておりました。しかし、諸般の事情によりこの会議が流会となりましたため、総務部長、経営企画課長に対して打ち合わせの上、9 月補正予算に計上するように私から指示いたしました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、第 1 点目に確認でございますが、冒頭私が申し上げましたけれども、市長が問責決議をお受けになった議場ではっきり申し上げられたんですけれども、いわゆる「太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を議員全員の皆様からお受けしました。私自身、不徳の至りでご

ざいます。行政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。」というふうに述べられましたけれども、私は本会議とかいろいろなところで、これについて市長が何か撤回をされたような文言を見聞しておりますが、このことについて、この本会議場でなされた見解についてお変わりはないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6月19日可決されまして、私が発言しました内容については、気持ちは変わりませんし、そのとおり、書いてあるとおりでございます。そして、その後発表したことも、どのように今後していくかということでの、問責決議を受けての私の一つの決意表明としてあるということで考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） その問責決議ということについての理解につきお尋ねをいたします。

太宰府市議会は、市長の5月25日での新聞発表、あるいは中学校給食の撤回など、いろいろな事情を理由に、いわゆる太宰府市政を混乱に陥れた、猛省を望みたいと、そういう形で問責決議をするという形で意思表示をしておりますけれども、問責決議というのは、つまり市長の行政運営についての責任を問うていますよという問い方なんです、そういう理解を市長はなさっておりますかどうか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まさしく市政の最高責任者であると同時に、市長としてのいろいろなことを考え、受けとめておるということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そういたしますと、第1の質問に絡むんですけれども、市長が責任をとると表明されて出された文言、これは行政報告の中で出された文言ですけれども、いわゆる監査報告についての文書について不適正があった、あるいはもっともそれは法的に問題はないということで、執行部あるいは市長はそのことについては問題としておりませんけれども、一連の動きについて私自身反省としたいと、襟を正したいということで、減給10%1カ月ということでございますが、この責任は、単に新聞紙上で発表されたことについての責任、これと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議員が新聞紙上で発表された責任というより、私はこの問責決議について、まず第1に、監査委員の意見を聞かずに第三者委員会をつくる、そしてまたそれをつくらないというふうな一転した答えをしたということの責任ははっきりありますので、その点についての私自身に対する処分として問責決議を受けて、私自身がとりわけ一番の給食問題もあったわけですが、この文書問題についての第三者委員会をつくり、あるいはつくらないと言ったこと

についての責任をとって、今回私自身の処分案を出させてもらっているということで、まさしくそれ自身は問責決議を受けての私の身の処し方の一つだと思います。

また、給食問題についても、方針は変わってはおりますが、やはり学校における保護者説明会をいろいろな形で早急にすることでもって、やはり市民に対する説明責任は、やはり市民の前に立つということで、またいろいろなご意見賜るということで、その責任は果たしていきたいというふうに考えております。

ただ、私の回答の中で、公約実現がどういう理由で実現できず、自分の責任割合はどの程度あったのかということについて答え切れておりませんので、追加して答えさせていただくとすると、やはり私自身の努力不足ということがあったのではないかというふうに思っておりますし、市政の責任者ですから、三六とか四八とかということは言えませんが、100%私の責任であるということはもともと考えておりますので、そんなふうにお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 今市長は初めて、学校給食についての責任の領域のことについて少し触れられました。私は、行政報告があった冒頭の文章を見たときに、まず副市長のいわゆる身分剥奪についての理由は書いてあるけれども、副市長を解任するに至った自分の責任、あるいは学校給食を撤回するに至ったご自身の責任については、何も触れていないと、これがまず第1に目についたことです。

したがって、今から2つに分けて質問させていただきます。

まず、第1点の新聞紙上に、記者発表というところで第三者委員会を設けるという事実発表をなさいました。そして、それを監査委員の結果が出てから、それをすぐ撤回されました。ご自身は、私自身は、いわゆる入札とかそういう真相を明らかにするための意見は何も言っておりませんということでおっしゃっていますし、確かに文言上はそういうふうに受け取れます。

ただ、どの新聞を見ても、少なくとも体育館の入札に関するところに疑惑があったという点を指摘しておりますし、それから監査委員が、いわゆる市役所職員がおつくりになった文書によって監査結果を出したことについて、果たしてそれが本当にそうなのかどうか。

この議会の中でも、監査委員がいいと言っているから、監査のその監査については問題はないという話をなさっておりますし、お互い真相究明についても、監査結果が妥当だから何も問題はないというふうな、一種のもたれ合いのような形で決着をなさっていますけれども、実際のところ、その文書、庁内文書でつくられた文書がどういう文書であったのかというのが一つの問題。その問題が監査結果に影響を与えなかったのかという問題。

そして、実際のところ、それも含めて全部一つの机の上に並べてみたところ、入札が本当に妥当だったのかどうかということまで、当然のことながら問題は広がって射程距離に入ってくるわけですね。

そうしますと、新聞紙上で言われていることは、ある意味、先ほど私が議席で申し上げまし

たけれども、少なくとも入札に対する疑い、それから監査に対する疑いというものを、市長はいとも簡単に新聞紙上で述べられたことになります。

単に監査委員の意見を聞かないで言ったという話は、確かにそのとおりです。しかし、それが持っている政治的な意味合いといいますのは、いわゆる太宰府市の内外に対して、そういうものがこの太宰府市で行われているということを投げかけたというものがございます。

しかもそれを、今度は監査委員さんがそう言いましたから第三者委員会は設けません、これは恐らく間違いだと思います。監査委員さんがどう言われても、第三者委員会で監査の結果あるいはその経緯を検証しますとご自身が発表なさったんですから、それを撤回するというのは、ある議員さんがおっしゃいましたが、やっぱりもってのほかの話なんです。

この判断を普通に考えますと、とてもまずもって10%の減額で1カ月で済むというような影響力では私はないと思っております。この点について市長はどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 総務文教常任委員会でも申し上げましたし、今も申し上げましたが、私は第三者委員会をつくるということは何に関してかということでは、入札とかそのあたりの経緯についての第三者委員会をつくるということは申しておりません。不適切な文書をつくったその責任、当時はやはり文書の問題についての検討をする第三者委員会をつくるというふうに申し上げたわけで、監査委員に対する監査についての批判や入札の問題についての問題まで私は広げて、第三者委員会をつくるというふうには申し上げておりません。

なぜなら、監査委員が影響は受けなかった、問題はなかったということでもって、第三者委員会はですからつくる必要はないわけですから、つくらないと言ったわけですから、ちょっと議員がおっしゃるような形での入札の問題や監査結果についての問題を提起したつもりはございませんし、ですからそういう形で撤回したということで、ちょっとそれはかなり大きく、また新聞紙上は後でいろいろなことを書いてありましたが、私はそういうところまで含めての第三者委員会をつくるということを申し上げてはおりません。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私が先ほどから政治責任というふうに申しますのは、公的責任ではないという話なんです。つまり、市長はこの件を第三者委員会を設けて検証しますと言った途端に、新聞社自身がそうやって書いていますように、そういうふうに受け取られる記事を投げかけたということなんです。それが市長として軽はずみではなかったかという話なんです。

もちろん監査委員の意見を聞いてからでもよかったと思いますよ。だけれども、少なくともその第三者委員会を設けますという発表をしたら、どういうことを社会に投げかけることになるかということを一考していただきたかったわけですよ。その一考がなかったことによって、軽く第三者委員会を設けませんという発言も、恐らくそのあたりに根差してすぐ出てこられるんだろうと思いますけれども、ご自身の発言がどれだけの影響を持っているかということに思いをいたさなかったという点が、あなたご自身の責任ではないんですかというふうに先ほどか



ら問いかけているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ですから、私は自分の処分案を出している。ただ、あなたのおっしゃるような形の社会的に広がりやをどうのこうのということとは、ちょっとそれは拡大解釈のような気がいたします。私としては、あくまでもこの文書作成の問題と、そしてそれをめぐって第三者委員会をつくる、つくらないと言った私の責任をとるということで、私の今回の処分案を提案している次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） どうもご理解いただけないようです。恐らくほとんどの方は、私が言っていることはふんふんとうなずいてくださると思いますよ。市長がある発言をする、それが政治的にどう捉えられるか、そしてそのことについて市長がどう評価されるかと、これはご自身が例えば法の名のもとにそこを守ってやりましたと言ったって、政治責任というのはどうしてもついてまいります。そこが市長としての最高責任者のいわゆる地位の重さだろうと私自身は思っておりますけれども、市長がこの点について、恐らく10%の1 カ月という責任額は、もうそこに根差していると思えないような市長のお考えですから、もうこれ以上は追及をいたさないことにいたします。

では、もう一つの側面でございます。その副市長の解任理由について、行政報告の中でずっと述べられております。副市長が、ご自身の行政改革について障害であったということですね。それ自体は、もちろん解任も含めて市長の専権ですから、それ自体は問題はもしかするのではないかもしれません。

ただ問題は、副市長の責任だったのか、ご自身の責任100%だったのかという話ですね。先ほど市長ご自身がみずからお認めになったように、事がなっていかなかったのは、決して副市長が抵抗勢力で、先頭を切って市長を待ったをかけて、市長の改革を一切合財とめていたとは、私どもは到底理解できません。恐らく市長のコミュニケーションのとり方そのものに、恐らく問題があったのではないかというふうにいたします。

そのことは、先ほどちょっと議場で、ご自身が山積する課題の解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションをしていくことを決意いたしましたというふうにご自身で認められていらっしゃる。これにご自身が本当に気づいていらっしゃるかどうか、このことを確認するために、今の責任論を持ち出しているわけです。

したがって、本当を言いますと、問責決議の後の行政報告としては、私自身の責任はこの点についてもこれこれあるというご発言がいただきたかったというのが、私のこの点についての思いでございます。市長のご見解を伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私の考えも森田議員と同じところがありまして、やっぱりみずから日三省すということで考えれば、やはりうまくいってないということは、人の責任ではなくて、やはり

自分の責任であるということはしっかり踏まえなければいけないことですし、そしてまたコミュニケーションをだからこそとっていくということの責任はあるというふうに思っておりまして、私が正しくて、誰が悪いということでは決してないと思いますし、ましていわんや最高責任者ですから、私が悪いに間違いないといえますか、そういう意味での今回の処分案も出させてもらっているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。私は、結局問責決議案を出されたことで議会が市長に問いましたのは、市長のもちろんいわゆる監督責任、監督責任というよりは、最高責任者としての責任はありますけれども、個人責任も問うているわけですね。だから、さっきのマスコミ発表、ご自身はご理解いただけないようですけども、うかつに新聞発表してしまったというそういう問題とか、今回も副市長が全て悪いと言って、ご自身の責任については触れられなかった点、ここのところが問題だということでもございましたので、この点につきましてはここで質問を終わらせていただきます。

それで、この問責決議案につきましては、先ほど新聞紙上に市長が第三者委員会を設置することについての10% 1 カ月報酬の削減ということで追及といいますか、ご意見を聞いておりましたけれども、その点につきましては、さっきの質問の中で検討させていただきましたので、省略をさせていただきます。

最後に、この問責決議につきまして、課題解決に向けての将来の方針を伺いたいと思います。

恐らく市長は、新副市長を推薦されるご予定だと思いますし、今度学校給食専門委員や行政改革推進委員ですか、それを上程されていらっしゃる。また、減給については先ほど伺いました。

結局、市長ご自身は、どうも全ての行政改革をするためには、新しい機関を設置すると、あるいは新しい方で迎え入れればどうもうまくいくというふうな形で、全ての文章といいますか、行政改革にかかわるご所見を伺っていますと、そういう傾向が見てとれます。しかし、本当にそうなのでしょうか。

むしろ、先ほども副市長との連携がうまくいかなかった、連携がうまくいかなかったというのは、コミュニケーションがとれなかったというふうにご自身はおっしゃっていますけれども、コミュニケーションは自分からとりにいかなきゃいけません。これが一番実を言うと難しいところなんですね。自分の我を越えなければいけないという分野ですね。

ちょっと少し余談になりますけれども、つい過日、2 日前に、聴覚障がい者の女性監督がつくりましたドキュメンタリーで「スタートライン」というものがカルコアでございました。

その方は、まさに二十何歳の女性監督ですけども、ご自身聴覚障がい者ですね。その方が沖縄から北海道の宗谷岬まで自転車で行くということなんです。伴走者の方はお約束をするんですね、道を迷っても教えない、宿を間違っても教えない、いろいろなことで教えない。あな

たが全部聞いていきなさいという指導をするわけです。

彼女はもう泣いてわめいていくんですけれども、教えない。だけれども、彼女は少しずつ、自分が人を助けるなんていうことはあり得ないんじゃないかというふうに思うんですけれども、伴走者は何であのときに声をかけないとか、いろいろな形でやるんですが、決定的だったのは、オーストラリアの聴覚障がい者の方が途中で北海道で一緒になりました。

その方は、たまたま一緒に走っていらしたら、いわゆる四輪で困難に膠着しているご夫婦を要は見かけたんですね。そのときに彼が自転車をとめて、すすすつと行って、どうしました、お困りですかと聞いたんですね。

それについて、その女性監督は大ショックだった。自分は何にもできないと思っているから、声もかけることもできない。そこで彼女ははっきり、あ、これは自分を乗り越えてコミュニケーションをとりにいかなければ、自分は変わらないんだなというふうに理解されたんですね。

これは2時間半ぐらいにわたる長編のドキュメンタリーでしたけれども、ここで私も深く感じました。自分のコミュニケーションをとりにいくということがいかに難しいか。

だけれども、これは、私も含めて市長もそうだと思います。向こうがコミュニケーションをとりにいかないから改革が進まないなんていうことは、絶対言ってはいけません。コミュニケーションは自分からとりにいくべき。そうしないと、これからどんな制度をつくっても、恐らく改革は進みません。どんな新しい外部団体を設けてきても、恐らく進まないと思います。そのところを取り違えていただきたくないと思ひまして、こういうお話をさせていただきますが、市長のご見解はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。心したいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 問責決議につきましては、今市長が高らかに宣言をさせていただきましたんで、私どもはしっかりそのご発言を承っておりますので、頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問にお答えください。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2項目めの体育館とびうめアリーナの使用状況についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの利用状況についてでございますが、平成28年11月7日の一般開放から3月末までは、想定使用料収入375万円に対し、108%、406万円の収入があり、利用者は4万3,307人です。平成29年度は、想定使用料900万円に対し、7月末現在で40%、366万円の収入

があり、利用者は4万1,356人です。

次に、2項目めの総合施設としての機能を追加する必要性はないかの1点目、土足禁止利用の解消につきましては、利用者からの改善要望などもあり、利用者の利便性が向上するよう、一部緩和の方向で現在指定管理者と協議を行っているところです。

次に、2点目のジムの開設計画につきましては、総合体育館内でのスペース確保が困難であること、また市内には公の施設に、いきいき情報センター及び隣接する史跡水辺公園にトレーニング施設があること、また民間の施設が市境も含め数カ所あることなどの理由から、現在のところ開設計画はございません。

次に、3項目めの夏のプール利用者の横断問題状況についてでございますが、今年の屋外プールの開放期間につきましては、プレオープン期間が7月15日から17日の3日間及び本営業期間が7月20日から8月27日の39日間といたしました。

この期間は、毎年多くの来場者があることから、とびうめアリーナの駐車場をプール利用者の臨時駐車場として共同利用いたしております。駐車場から施設までの移動途中に市道を横断するため、横断歩道に警備員を配置し、交通誘導を行い安全確保に努めております。今年度の夏季営業期間については、スポーツ課及び指定管理者へ事件、事故の報告はあっておりません。

また、年内には信号機が設置され、歩行者だけではなく、車両の安全性も高まると考えています。

最後に、4項目めの障がい者への配慮、交通問題についてでございますが、今までに障がい者団体としての利用が4回、これは主に軽運動トレーニング室ですが、延べ55名の利用がありました。また、大会が2回、これは聴覚障がい者のバスケットボール大会で100名、ボッチャ大会で48名の参加者で利用がっております。卓球の個人使用も、月平均10名程度の利用がっております。

とびうめアリーナ前のバス停から施設への誘導及び歩道上に視覚障がい者用の誘導ブロックの設置については、アリーナ側の歩道についてはバス停よりアリーナ入り口まで、平成28年度の工事で完了しております。プール側の歩道については交差点から約160m設置し、平成30年2月末の完成予定となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

ジムのお話でございますけれども、確かにプールの脇にジムがあるということは承知しております。ただ、もう少し、太宰府市内の方の利用ということだけでなく、近隣も含めた形でのサービス利用。といいますのも、総合体育館としてあるいは総合施設としての利便性の確保という観点から眺めた場合、そういう切り口があるのではないかというふうに思っておるわけです。したがって、まずはそこを考慮できませんかということでの質問ですけれども、この点

についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 建設当時からジムの要望ということはいろいろ上がっておりましたけれども、最終的には設置できないという形で、現在ありますいきいき情報センターであったり、隣の水辺公園のほうの施設を使っていたくという形になっております。

先ほども少し申し上げましたけれども、市内でも民間の施設等もございますところから、それぞれのニーズに応じた形で活用していただくのも一つの方法かなとは、私の中では個人的には思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ジムの建設につきましても、また先々考えていただければと思います。

では、プールの件でございますけれども、今回計42日間のオープンというお話でございましたけれども、これは例年と比べて利用者の数、恐らく統計上のものがあるかと思っておりますけれども、例年と比べて多かったんでしょうか、少なかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 大体例年と同じぐらいということで統計は出ております。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 私もちっと横断歩道を渡る親子連れの方を見ておりましたけれども、これは私が見たところがたまたまウイークデーということもあったのかもしれません。通行車両が割と少なかったものですから、まあ大丈夫かなという気もいたしましたけれども、これはちょっと少し頻繁に通る時間帯なんかも勘案しなければいけないのかなと思っております。

次に、障がい者への配慮ということでございますけれども、実は障がい者の利用者がこれほどいらっしゃるとは、私自身ちよっと思っておりませんでした。だから、障がい者の方が利用しやすい施設であるという形になってくれば、総合施設のにも体育施設としても非常に利用度が上がってきて、運営上もうまくいくのかなという印象を持っておりますので、ひとつ今後も障がい者の利用につきましては利便性を図っていただきたいと思います。

次のお答えをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3 件目の回答をお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 次に、3 件目の生活支援コーディネーター及び協議体の創設、稼働状況についてご回答申し上げます。

平成27年度の介護保険法の改正で、地域支援事業の包括的支援事業の中に生活支援体制整備事業が設けられ、生活支援・介護予防サービスをつくり出すための仕組みとして、生活支援コーディネーターと協議体が上げられました。

生活支援コーディネーターにつきましては、地域ニーズや資源の把握、関係者間のネットワークづくり、担い手の養成やサービス開発の検討など、生活支援の体制整備に向けた調整役を担うこととなりますが、本市におきましては、本年7月末に生活支援コーディネート業務として太宰府市社会福祉協議会と委託契約を締結し、8月から事業を推進しているところでございます。

また、協議体につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、地域の関係者やサービスの提供主体などが参集し、情報共有及び連携、協働による資源開発を推進することによりまして、生活支援コーディネーターを組織的に補完するものになりますが、こちらにつきましては、平成30年度からの設置に向けまして、今後、生活支援コーディネーターを含め、関係機関等と協議をしていくこととしております。

なお、近隣市との比較でございますが、筑紫地区の状況を見ますと、生活支援コーディネーターにつきましては、大野城市が平成27年度から、春日市が平成28年度から配置され、筑紫野市、那珂川町につきましては平成29年度から配置されております。また、協議体につきましては、春日市が設置済みで、他の市町は今年度中あるいは平成30年度からの設置に向けて現在準備中と伺っております。

最後に、地域包括支援センターとの連携についてでございますが、厚生労働省の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の中で、生活支援コーディネーターの配置につきましては、地域包括支援センターとの連携を前提とした上で配置することとされておりますので、この趣旨に基づき事業を推進してまいります。

また、協議体を設置する際には、地域包括支援センターからもメンバーとして参画することが必要であると考えておりまして、高齢者の生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター及び協議体と地域包括支援センターとは、密接に連携することが不可欠となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

法の建前といたしましては、平成29年4月からでしたか、実施ということでしたが、それではよろしかったですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 平成30年度の4月からは必ず設置をするようにということでなっております。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

一番難しいのは、恐らくコーディネーターの業務としての調査業務だろうというふうに思います。それともう一つは、いわゆる協議体といいますか、お手伝いをする方々のネットワーク

をつくるということ、この2つがこの制度の核になっていますけれども、これはどちらもかなりの量的にも質的にも難解なものだろうと思っております。

したがって、私は前々から申し上げておりますけれども、早いうちに取りかからないと、2025年まであと8年ですよね。それまでに本当に稼働できるのかというのは、基本的な疑問でございます。

したがって、市のほうが今立てられている時間的な計画といいますか、さっきおっしゃった平成30年度からの設置に向けてというふうな話ですけれども、実際に稼働、つまり組織としても整備され、いわゆる包括支援センターとの連携も兼ね備えながら稼働できる体制に本格的に入るのは、いつごろだろうというふうに考えていらっしゃるか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 今言われましたように、ニーズの把握でありますとか地域の資源状況の整理、こういったところがまず最初に行っていかなければならない業務になっていこうかと思っております。その後、協議体の設置に向けた準備ということで、関係機関のネットワークの形成や、関係機関における情報収集、そういったものもこの地域支援コーディネート業務の中で一緒に行っていきたいというふうに考えております。

そういうことを整理した上で、まずは第1層といいますか、太宰府市全域を一つの地域と捉えた協議体の設置、これにつきましては平成30年4月には設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） いずれにしても2025年というのはあと8年後ということで、ここで特徴的なのは、春日市は既に協議体もコーディネーターももう設置済みで、もう進行がもう始まっているということですね。つまり、担当者の方はそれだけの認識を持っていらっしゃるということですね。

私ども当太宰府市では、なかなかそこまではいってない、まだそういう整備までに時間がかかるという現状がございますので、ぜひとも、急げば結論が出るかどうかという問題はありませんけれども、急いでいただきたいなと思っております。

そこで、最後になりますけれども、もともとから思っておりましたけれども、太宰府市には包括支援センターが1つしかございません。それで、その連携という形でこの協議体と、それからコーディネーターという結びつきを考える際に、どういうふうに考えればいいのかというふうに思っておりますが、その点は見込みはどうなっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 現実問題としては、包括支援センターが現在1カ所ということになります。この協議体の設置につきましても、先ほど言いましたように、まず最初は第1層、太宰府市全域を一つの地域と捉えた協議体。また、その先には第2層、この介護保険の圏域でございます中学校圏域を単位とした協議体の設置というものが必要になっていこ

うかと思っております。その際には、それぞれ地域ごとに担当者を割り振るというような形で、包括支援センターの担当者も割り振るという形で、協議体の設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

なかなか制度として、どこかにすぐ見本があるから、これに見習えばいいかという話ではありません。たまたま春日市が先行して整備されているということでございます。果たして春日市が成功例になるかどうかなのも含めて、そのあたりは検証しなきゃいけないんだろうとは思いますが、ただ2025年問題は間違いなくやってまいりますし、しかもすぐやってまいります。そのときにやっぱり慌てふためかないことを、私ども覚悟しなければいけないというふうに思っております。

これをもちまして私の一般質問とさせていただきます。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 4 番森田正嗣議員の質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 4 時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりますことについて質問いたします。

太宰府市地域包括支援センターの状況についてお伺いいたします。

この太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内の1階の高齢者支援課内に1カ所しか設置されていないため、これまで何年もの間、多くの市民の皆様から、最低でも西のほうに1カ所は設置する必要があると強い要望が出ていますが、いまだに市民の皆様には応えられておりません。

そこで、近隣市の例を挙げますと、まず春日市内地域包括支援センターは市内に2カ所設置されており、1カ所目においては春日市桜ヶ丘四丁目23の福岡徳洲会病院前で、担当地区は18地区、それから2カ所目においては春日市塚原台三丁目129、特別養護老人ホームかすがの郷内で、担当地区は17地区であります。

また、筑紫野市内地域包括支援センターは4カ所設置されており、1カ所目においては筑紫野市湯町二丁目9番地2、むさしで、担当行政区20区、2カ所目においては筑紫野市大字常松456番地2、アシスト桜台で、担当行政区24区、3カ所目においては筑紫野市大字原田462番の

ちくしの荘の担当行政区23区、4カ所目においては筑紫野市大字立明寺618番地1、天拝の園で、担当行政区16であります。

このような他市の状況の中では、当市はどのように考えておられるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 太宰府市地域包括支援センターについてご回答申し上げます。

地域包括支援センターの複数設置につきましては、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつ、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと述べておりまして、現在は地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところであります。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私のほうから回答をさせていただきます。

本市におきましては、平成28年度末で高齢化率が26.7%となり、今後も高齢者数の増加と高齢化率の上昇が避けられない中、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、市町村が中心となって地域包括ケアシステムを構築することが求められております。

また、地域包括支援センターは、その地域包括ケアシステムの構築、あるいは介護予防・日常生活支援総合事業の推進における中核的機関として位置づけられ、同時にその機能強化が求められています。

本市といたしましても、第五次太宰府市総合計画後期基本計画の施策の2、高齢者福祉の推進におきまして、高齢化率のさらなる上昇、対象者の増加に対応するためにも、将来的には地域包括支援センターの複数設置等、柔軟な対応をとる必要があるということを課題として掲げております。

また、このことを受けまして、平成28年度に策定した第三次太宰府市地域福祉計画におきましては、相談支援機能の充実という取り組みの柱の中で、福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置について、平成31年度に設置という成果目標を設定しているところです。

さらに、先ほど市長が答弁しましたように、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センターの複数設置等について、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつ、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと市長が述べております。

このように、地域包括支援センターの複数設置につきましては、各計画等における方針、記載内容等を踏まえて段階的に検討をしているところです。

なお、現在の状況としましては、8月25日に開催した今年度2回目の地域包括支援センター運営協議会においては、本市の現状等を踏まえ、新たに地域包括支援センターの支所を1カ所設置し、市域の西側となる学業院中学校区、太宰府西中学校区を担当圏域とし、運営形態については市の直営とするという意見に集約をされてきております。

今後につきましては、地域包括支援センター運営協議会の意見として取りまとめを行い、このことを参考にしつつ、現在策定中の高齢者支援計画の中で、市の方針として明確化していくこととしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。

さきの筑紫野市や春日市においては、地域包括支援センターは委託運営でされていますよね。当市の地域包括支援センターは直営でされていますが、なぜ委託してされないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） この地域包括支援センター、委託でやってあるところもある、直営でやってあるところもあるというところでございます。どちらにしても一長一短があるようでございまして、それぞれのメリット、デメリットというのがございます。

また、この地域包括支援センターの複数化につきましては、昨年度からこの運営協議会の中でも議論を続けておりまして、やはり委員の中からは、直営で実施が望ましいというような声も多数出されております。

それと、平成18年4月に太宰府市では地域包括支援センターの設置を最初にしたわけですが、このときは2カ所の委託という形で開始をしております。その後、平成21年4月には組織の一本化と経費面を考慮し、市の直営とするということで、市の直営に平成21年度から変わってきているところです。

また、現在意見として取りまとめている方針の中では、現在の地域包括支援センターの支所としての設置というような形で検討を進められておりますことから、市といたしましても直営が一番望ましいのではないかとこのように今考えているところでございます。

最終的には包括支援センター運営協議会の意見として取りまとめを行い、そのことを受けまして、高齢者支援計画の中で明確にしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今言われた、以前サンケア太宰府と医療法人悠水会ですかね、水城病院で設置されていたんだろうと思いますが、そういいながら、問題があるのは介護支援専門員さんが16名ぐらいおられますよね。そのほか、同じでしょうけれども、ケアマネージャーさんが1人50件ぐらい抱えておられまして、3カ月に一回は自宅訪問をされておられるなど、大変

なお仕事を抱えておられますが、嘱託職員さんは5年間ぐらいで任期満了というのが非常に多いと思います。それから、短期間のため、本人の都合にて途中でやめられることなどなど、担当者はハローワークやインターネット募集や口コミで、大変ご苦労されていると思います。

そこで、さきの筑紫野市や春日市のように、再度私が言いますように、地域包括支援センターを委託して運営することによりまして、職員が確保され、仕事がより効率化され、サービスの向上につながると考えますが、もう一度答えてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 先ほど申し上げましたように、双方にメリット、デメリットがあるということで、これはいろいろな関係するといえますか、この地域の担当者会議等でこれについては議論をいろいろされております。その中で、直営のデメリットとしては有資格者の確保が困難である、また委託のメリットとしては有資格者の確保がしやすいと、そういう意見も出されております。

当然今私どもも、専門職の方の確保というのには非常に苦慮をしておるところでございます。今度拡大していく中では、そういったところが一番の問題になってくるとは思っております。

また、この分につきましては、包括支援センターの運営協議会の中でもたくさんの指摘を受けておりまして、そのあたり正職化とかそういった意見もあわせて出されているようなところではあります。

ただ、職員の採用につきましては、市全体としての問題となっておりまいますので、この中で明確にお答えすることはできません。

ただ、先ほど言いましたように、いろいろな方面から考えたときに、現在の今の市の状況、それと今回が支所としての整備をまずやるというところから考えますと、やはり直営で行うべきだろうというふうには考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上野議員。

○10番（上 野議員） そのことについては、私がどっちにというわけには——わかりませんが、その辺はいろいろ考えていただいてやってもらえと思いますが、問題は包括、その分が2カ所できるようにしてもらいたいと思っているわけですが、ちょっと聞いて、この地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありまいますという市長の話がありますよね。これは運営協議会がしないとできないんですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 運営協議会への諮問事項とかそういうことではございませんで、運営協議会の意見を聞くということになっております。この中で今この複数化についていろいろ議論をしていただいているところございまして、最終的には市長に対しまして、運営協議会の意見書という形で取りまとめを行っていきたい、そういうふうに考えております。

そういうことで、今その運営協議会の意見の取りまとめ中でございますので、それを見守っていくという形でお答えをしたところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それならいいんですけれども、やっぱり市のほうがやっぱり先じゃないかと思うけれどもね。専門委員さん、運営協議会委員さんは何人おるんですか。7名ぐらいおられますよね。そういう中で協議をしていただいておりますんだと思いますが、このことについては、やっぱり市のほうで積極的に、市のほうでやってもらいたいと思っておりますので、この辺については、市長最初に言ってもらいましたけれども、その部分で地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありますと、こんなところではいかんでしょう。市が考えないかんでしょう。市長、その辺はどんなですかね。

○議長（橋本 健議員） 市長、回答をお願いします。

○市長（芦刈 茂） 課題としてありますので、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） じゃなくて、ここに書いとるでしょう、ここへ。この中に書いている部分がこうですよ。平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと述べておりまして、現在は地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありますと。詳細につきましては担当部長となっておりますけれども、その辺は市長がこの中で積極的に運営協議会と十分協議してもらって、市長のほうから積極的にもう一件出せるような形にしてもらえればと思うんですが、もう一回言ってください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今発言したのは、見守っていくというところからもう一歩突っ込んで考えて、進めていきたいということを申し上げた次第であります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そういうことで、あとはもう何もありませんけれども、最後に、この本年度の施政方針の中にもあるんですよね。地域包括ケアシステムの構築について、高齢化率のさらなる上昇、先ほどもあったわけけれども、対象者の増加に対応するため、地域包括支援センターの複数設置について、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつとここも書いてあるんですよね。

そうじゃなくて、市のほうでやっていただきたいと思うんですが、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めているようですのでということです。早急に地域包括支援センターの複数設置をされるようお願いいたしまして、これで私は終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年9月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 有 吉 重 幸
(5) | <p>1. 太宰府市における「地域での課題」解決方法。また、市民との情報の共有の仕組みについて</p> <p>太宰府市における様々な課題「例えば、道路が傷んでいる。公園の遊具が壊れている。」といった課題を I C Tを使って、市民がレポートすることにより、市民と市役所（行政）、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効率的に解決することで協働のまちづくりの一つとして担える。</p> <p>(1) 太宰府市における「地域での課題」の解決方法は、どのように行っているのか伺う。</p> <p>(2) 太宰府市における、市民と市民・市民と行政の情報の共有の仕組みは、どのようになっているのか伺う。</p> <p>2. 「歴史と文化の環境税」のありかたについて</p> <p>15年目を迎える「歴史と文化の環境税」のありかたについて</p> <p>(1) 歴文税を徴収して15年経つが、その成果</p> <p>(2) 現在の歴文税の活用状況</p> <p>(3) 今後の歴文税のありかた</p> |
| 2 | 藤 井 雅 之
(15) | <p>1. 国民健康保険税及び事業について</p> <p>(1) 来年4月に運営主体が県に移るが、保険税の見直しについて</p> <p>(2) 国保法44条に基づく病院窓口での支払い減免制度の状況について</p> <p>2. 美術品の利活用について</p> <p>平成28年度に文化学習課でまとめられた美術品一覧で、242点の美術品があることが判明したが、今後の利活用について伺う。</p> |
| 3 | 陶 山 良 尚
(13) | <p>1. 市長の市政運営について</p> <p>(1) 問責決議に対する市長の見解について</p> <p>(2) 副市長の解職について</p> <p>(3) 今後の市長の施政方針について</p> <p>2. スポーツ施設の充実について</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | (1) 小学校グラウンドへの照明設備の設置について |
| 4 | 神 武 綾
(11) | <p>1. 水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の引き下げについて
平成28年度決算は黒字報告されている。料金引き下げの検討をされているのか伺う。</p> <p>(2) 福岡地区水道企業団の負担金について
海水淡水化センターの施設更新となり、負担金が続くと考えられる。見解を伺う。</p> <p>2. 第7期介護保険事業計画について
平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定にむけて取り組まれていると思う。進捗について伺う。</p> |
| 5 | 徳 永 洋 介
(8) | <p>1. 防災計画の充実について</p> <p>(1) 地震災害対策の現状及び今後について</p> <p>① 国の支援と義援金について</p> <p>② 避難場所数とその責任者（職員数）</p> <p>③ り災証明書の対応計画</p> <p>④ ボランティアの受付計画</p> <p>⑤ 自衛隊派遣依頼の判断について</p> <p>⑥ 仮設住宅の建設予定地</p> <p>⑦ 支援物資の保管場所と運搬道路計画</p> <p>⑧ 自家発電・井戸水</p> <p>⑨ 情報収集と伝達方法</p> <p>⑩ 廃棄物対策</p> <p>⑪ 上下水道耐震計画</p> <p>2. 史跡水辺公園と総合体育館の使用について</p> <p>(1) 総合体育館の夏期使用に制限があるようだが、そのルールはどうなっているのか伺う。</p> <p>(2) 水辺公園のプール使用料見直しについて伺う。</p> |
| 6 | 小 畠 真由美
(12) | <p>1. 議会初日に行なわれた市長行政報告について
市長行政報告は、為政者の発言とは思えない内容であると考え
る。
副市長解職についての理由が、それに匹敵するものなのか説明を
求める。また、関係改善の努力は、どのようになされたのか伺う。</p> <p>2. 就学援助について
要保護児童生徒援助費補助金要綱の改正により、単価の倍額と支
給対象者に就学予定者が追加された。</p> <p>(1) 要保護児童生徒への対応について伺う。</p> <p>(2) 準要保護児童生徒への対応について伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| 7 | 笠 利 毅
(7) | 1. 市民提案による事業を支援する枠組みをつくれないか
多くの市町で「市民提案型」とされる事業がすすめられている。
太宰府市でも、協働のまちづくりの可能性をひろげる一つの方法として、自治基本条例の趣旨を具現化する一つの試みとして、上記に類する制度をつくれないか伺う。 |
|---|--------------|---|

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船 越 隆 之 議員 |
| 3番 木 村 彰 人 議員 | 4番 森 田 正 嗣 議員 |
| 5番 有 吉 重 幸 議員 | 6番 入 江 寿 議員 |
| 7番 笠 利 毅 議員 | 8番 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番 宮 原 伸 一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神 武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶 山 良 尚 議員 | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | |
|---------------------------|--|
| 市 長 芦 刈 茂 | 教 育 長 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長 石 田 宏 二 | 市民生活部長 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事 原 口 信 行 | 都市整備部長 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長 藤 田 彰 |
| 教 育 部 長 緒 方 扶 美 | 都 市 整 備 部
公営企業担当部長 今 村 巧 児 |
| 教育部理事 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併
選 管 書 記 長 田 中 緑 |
| 経営企画課長 高 原 清 | 文書情報課長 平 田 良 富 |
| 管 財 課 長 小 柳 憲 次 | 防災安全課長 齋 藤 実貴男 |
| 地域コミュニティ課長 藤 井 泰 人 | 文化学習課長兼
中央公民館担当課長兼
市民図書館担当課長 百 田 繁 俊 |
| スポーツ課長 安 恒 洋 一 | 環 境 課 長 川 谷 豊 |
| 市 民 課 長 行 武 佐 江 | 税 務 課 長 吉 開 恭 一 |
| 福 祉 課 長 友 添 浩 一 | 高齢者支援課長 川 崎 純 一 |
| 都市計画課長 木 村 昌 春 | 社会教育課長 中 山 和 彦 |
| 学校教育課長 森 木 清 二 | 上下水道課長 古 賀 良 平 |
| 上下水道施設課長 谷 崎 一 郎 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 木 村 幸代志 |
| 監査委員事務局長 渡 辺 美知子 | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 花田善祐 |
| 書記 | 斉藤正弘 | 書記 | 高原真理子 |
| 書記 | 力丸克弥 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

5番有吉重幸議員の一般質問を許可します。

〔5番 有吉重幸議員 登壇〕

○5番（有吉重幸議員） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2件質問させていただきます。

1件目は、本年7月に総務文教常任委員会の視察で千葉市に視察してまいりました。視察の目的は、地域課題解決ソリューションについてであります。千葉市は、千葉県の県庁所在地であり、人口も約100万人の政令指定都市であります。太宰府市とは規模も立地も異なる面が多いのですが、この「ちばレポ」は、千葉市の取り組みを参考に太宰府市でもできるのではないかと考えます。

太宰府市におけるさまざまな課題、例えば道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れているといった地域で困った課題を地域での課題といいます。ICT、情報通信技術を使って市民がレポートすることにより、市民と市役所（行政）、市民と市民の間でそれらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組みです。ここにレポートされる地域での課題は、市役所やそのほか専門的な機関でなければ解決することのできない課題もあれば、市民や地域の解決できる課題など、それぞれの課題に応じた効率的な解決方法が想定されます。

千葉市では、市民全体となってみずからのまちをより住みよく、ずっと住み続けたいくなるまちに変えていく、そのようなまちづくりを目指しております。そのためには、地域での課題を市民間で共有し、共有の課題として認識し、その上で最適な課題の解決へ向けた取り組みは太宰府でも必要だと考えます。さらには、課題の発見、課題の解決に参加するだけでなく、市民と市役所、市民と市民が力を合わせ、まちづくりをつくり上げていくための情報の共有の仕組みとして、新たに市民の皆様提供するものです。そして、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、よりよきものとなるよう改良を加えていくことができます。

市民全体で住みやすいまちを実現できる太宰府市、そのために協働のまちづくりを目指す太

宰府市にとっても、日々の暮らしの中でどうしても見落としがちな課題も着実に解決すること
ができるのではないかと思います。そのようなことが住みやすい太宰府の実現の第一歩だと考
えます。

そこで、2件質問いたします。

1番、太宰府市における地域での課題の解決方法はどのようになっているのでしょうか、お
示してください。

2番、太宰府市における市民と市民、市民と行政の情報の共有の仕組みはどのようになって
おるのでしょうか、お示してください。

2件目は、歴史と文化の環境税について質問いたします。

平成15年より歴文税が始まり、今年で15年目を迎えました。毎年太宰府にお越しただいて
いる来訪者の皆様から徴収している歴史と文化の環境税です。

この税の導入の趣旨は、市民にとって住みやすく、来訪者にとっても再び訪れたいとなるよう
なまちづくりをするためにできた法定外普通税であります。この税は、現在、普通車100円、
マイクロバス300円、大型バス500円であります。一般駐車の場合、普通車400円、マイクロバ
ス1,000円、大型バス1,500円が多いようです。このようなことを考えますと、税金としてはや
や割高だと考えます。しかしながら、この税を納めても太宰府に行きたいと思われる、足を運
んでくださる皆様です。その税を頂戴している来訪者にいかにお返しすることができるかがこ
の税の意義だと考えます。

そこで、市民にとって住みやすく、来訪者にとっても再び訪れたいとなるようなまちづくりの
観点からお示ください。

1番、歴文税を徴収して15年たちますが、その成果をお教えてください。

2番、現在の歴文税の活用現状をお示ください。

3番、今後の歴文税のあり方をお示ください。

ご回答は件名ごとでお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

1件目の太宰府市における地域での課題解決方法、また市民との情報の共有の仕組みについ
て、市長からということでございますが、私からご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市における地域での課題の解決方法はどのように行っているか何う
につきましては、市民や地域の代表の方から直接担当課に課題を寄せていただき、協議を行う
ほか、コミュニティとのかかわりとして、毎月6小学校区の代表自治会長との市自治協議会役
員会とあわせて、校区自治協議会ごとに会議を開催しております。そこで自治会長の皆さんと
情報交換を行い、日々変化する地域課題の共有と解決方法について協議を行うなど、協働のま

ちづくりに取り組んでおります。

また、昨年度は、全ての自治会で開催をいたしました市民と語る会では、市民の皆さんの声を直接お聞きすることができました。今年度も10月から各校区自治協議会単位で市長と語る会を予定しております。

このほか、7月に市役所など4施設に設置をいたしました市民の意見箱、またICTを活用したものとして、市ホームページに掲載をいたしております市政への提言や各担当課のメールアドレスにメールでご意見等をいただくなど、地域課題の収集に励み、課題解決に向けて取り組んでおるところでございます。

次に、2項目めの太宰府市における市民と市民、市民と行政の情報の共有の仕組みはどのようなになっているか何うにつきましては、市ホームページ、広報、回覧等で情報の周知を図るとともに、事案によっては地域での説明会を開催し、直接意見の交換や要望を伺うことで情報の共有化を図っております。

また、災害時においては、防災情報等メール配信システム、防災メール・まもるくんに加えて、市から市民の皆様へ電話、ファクス、メールにより情報を配信する災害情報等配信サービス（V-net）によりまして、避難準備情報や避難勧告などの緊急時の情報を配信いたしております。

このほか、ICTを活用したものとしたしましては、市の公式フェイスブック並びにツイッターを開設をいたしまして、情報発信に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。

日ごろ自治会長さんはいろいろお願い事をして、皆さんは例えばどこどこが壊れているとか、どこどこがごみがいっぱいあるとかという形で自治会長さんに、あと要望等で市役所のほうにもいろいろ要望書がたくさん行っているかと思うんですけれども、このような解決、大きな解決、プロでしかできないような解決というのものもあるかもしれませんが、もっと小さな課題、例えば公園のベンチが壊れているとか、こんなところに落書きされているとか、街路樹が茂って横断歩道の歩行者が見えにくいとか、このような細かいというたらあれですけれども、目に入らない、地域の方がどうしてもこのぐらいだったらもう待っていればいいかなあというような課題もあると思うんですけれども、そのような細かいといったらおかしいですけれども、そのような課題はどのような形で解決されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 案件案件によっては市民の方から直接担当課のほうにそういった苦情がありますとか、要望等が寄せられて、そこで一つ一つ丁寧に解決をしていくというような形になろうかと思います。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　ただし、これは例えばそういうベンチの椅子が壊れているといった形でもしそういう情報が入った場合は、例えば市役所の方が直接その公園に行かれて、破損状況を見に行かれているという形でしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　そのとおりでございます。

○議長（橋本　健議員）　5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　公園のみならず、たくさんの施設、あと道路の側溝やいろいろたくさん、いろいろ細かいこともたくさんあると思います。しかしながら、例えばそういう形で市役所の皆様方がそういう情報があったからといって、全部を見に行くというのはかなり厳しいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二）　全部を逆に見に行かなければいけない、把握をしておかなきゃいけないということでは考えております。

○議長（橋本　健議員）　5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員）　そこで、太宰府市でも協働のまちづくりとありますけれども、もちろん今は行政改革等で市役所の皆様方も大分人員が減っているかと思います。これからでも恐らく、いろいろなことで恐らく人員が増えるということはずないのではないかと、さらに減っていくのではないかとということでございますけれども、そういうふうに思っております。そういうことになると、どうしてもやはり細かいことには目が届かなくなるのではないかと懸念があります。こういうときに、市民の皆様方がそれぞれお役所に頼むのではなく、自分たちのまちは自分たちできれいにしよう、自分たちで直せることは直そうというのがこの「ちばレポ」の意義であると思うんですけれども、このような状況の中、こういう今は皆さん若い方はもう特にですけれども、スマホとかこういうものを持っていらっしゃると思うんですけれども、これを簡単に、例えば会社勤めの方が朝歩いていて、側溝が壊れているといっても、そこでどこに言ってもいいかもわからんし、まあ、いいかなということで、もうやめとこうかなあと、もう危ないけれどもいいかなあという形で見過ごされる場合もあると思うんですよね。こういうときに、例えば電車の中でそういうサポーターを登録していただいて、今どここのところで側溝が詰まっていますよとか、どこどこにたくさんごみが落ちていますよという形で、ICT技術使って市のホームページなり、そのところに投稿するわけです。その投稿をして、これを市の方も当然見ていただきますけれども、それを一般の方も見るができる。例えば、公園のベンチが壊れているということでありましたら、私はその公園のあれだったら少しぐらいできるよと。ちょっとやったから、日曜大工ぐらいでできるんなら私がしましよとかという形で修理ができるということになると、市役所の皆様方の手を煩わせずに、いろいろまちがきれいになるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員がおっしゃいますように、行政が何でも行政だけでやる時代というのは終わってきているのかなあというふうに思っています。市民の方がそういったサポーターとしてやっていただくことは大変ありがたいことだというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そこで、やはり今でしたらホームページとかで提言したり、自治会長さんをお願いしたりという一方通行のお願い事、市民から行政にお願いするというのがこれを見ますとほとんどだと思えますよね。ですので、こちらが提言しまして、こういう「ちばレポ」ではないですが、太宰府レポートか何かそういうサポーターを太宰府市でも募りまして、もう肩肘張らずに簡単にあそこがごみがいっぱいありますよとかという形でやっていただいて、それを町内の方、地域の方、市民の方が一緒に解決していくと、すごくいいまち、いわゆる太宰府市が目指します協働のまちづくりというのが一つできるんじゃないかというふうに考えます。

こういったそういう苦情というかそういうことだけではなくて、例えばこの「ちばレポート」にもあるんですけども、テーマレポートを毎回決めまして、例えば今月はカーブミラーを見ましょうと。カーブミラーの鉄柱の下が腐っていて折れそうとかというふうなそういうことがあるので、そういうテーマを持って皆さん見ていただきますというふうに情報を発信しまして、そういうサポーターの方がこのどこどこが危ないよとかというそういうテーマを見つけて、それをスマホなりホームページでアップするといった形をとれば、そういうところが速やかにスピードを持って解決ができるのではないかと、情報がとれるのではないかという気がします。

さらに、例えば太宰府市は観光都市でありますけれども、これに例えば天満宮とかいろいろありますけれども、皆さん知っている方、たくさん知っているんですけども、ここにパワースポットがありますよと。私だけのパワースポットがありますよとか言うんですね。私だけのパワースポット、私だけのこういう観光地がありますよというのをアップさせましたら、これは太宰府市の方だけが見るのではなくて、全国の方、世界の方が見ていただきます。そうなりますと、さらに新しい観光地開拓できますし、観光客の皆様方も呼び寄せられるんじゃないかという形で思います。

このような「ちばレポ」、ICTを使ってやるとメリットが多いと思うんですよね。もちろんたくさんのいろいろな情報が入って、混乱して、きついとか、ちょっと対処し切らんなどということもあると思うんです。これもホームページの市民同士のための情報共有の場でありますので、それを市民の方が見て解決すると。どうしてもできないことを市役所の方がするというようなシステムでございます。こういうふうなシステムを取り入れる場合は簡単ではなくてはいけないんですよね。もうホームページで見て、提言があつて、どう上げちゃろうかというぐらいの話だったら、恐らく皆さん見ないと思うんですよね。見ない方が多いと思うんです。

簡単にアプリか何かであって、それをクリックすると、もう簡単にこういうところでこういう壊れているとか、側溝が詰まっているというような情報をとれるような形のシステム、ＩＣＴ技術を使ってやっていけばどうかと思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 答えいたします。

いつも有吉議員の質問の中には、協働のまちづくり、いろいろな形での積極的なご提案いただきまして、ありがとうございます。今ありましたところのＩＣＴを使っての全世界の人への太宰府の一般的な観光地の説明だけではなくて、やはり個人個人のパワースポットというふうなご提案というのはとても関心深く聞かせていただきました。また、いつでしたか、ＦＭ放送があっていいんじゃないかというご提案もいただいております。一つ一つ貴重なご提案だと思っておりますので、いろいろな政策の中に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） ５番有吉重幸議員。

○５番（有吉重幸議員） ありがとうございます。ぜひともこれを、多少お金はかかることなのかもしれませんが、お金以上のプラスがいっぱいあるなというふうに判断します。これから日本も東京オリンピックが2020年あります。過去を振り返りますと、前回の東京オリンピックが昭和39年ですね。やはり日本もそのとき昭和39年東京オリンピック終わって、がらっと変わりました。恐らく今回も2020年の東京オリンピックが終わったら、日本がまたがらっと変わると思います。これはどう変わるかというと、まずＡＩですね。そういう情報技術をもっと皆様方は手軽にできると思います。

太宰府は、もともとは遠の朝廷があったところでございます。こういうところは情報発信するところでございます。まず、周りでやっているからやるのではなくて、まず先駆けとなってこういう技術を投入し、逆に視察に訪れるお手本になるようなまちづくりを進めていただきますようによろしく申し上げます。

１件目は以上です。

○議長（橋本 健議員） ２件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、２件目の歴史と文化の環境税のあり方についてのご質問にご回答申し上げます。

本市では、平成15年５月23日から、まちづくりのための財源といたしまして、法定外普通税、歴史と文化の環境税を導入いたしております。これまでの税収は、平成15年度から平成28年度までの14年間で約８億5,000万円に上りまして、今では年間8,000万円を超える市の貴重な財源となっております。今日までご理解とご協力をいただいております駐車場事業者の皆様、そのほか関係者の皆様方に対しましても、改めまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

歴史と文化の環境税につきましては、現在の条例が平成30年5月22日が適用期限となっておりまして、以降の取り扱いについて、先日、太宰府市税制審議会に諮問し、現在ご審議いただいているところでございます。今後、審議会の答申を参考にし、最終的に判断していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） おはようございます。

詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1項目めのこれまでの成果についてでございますが、本市が掲げます「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造、推進する上で、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業の3本の柱といたしまして、識見者や駐車場事業者などで組織しております歴史と文化の環境税運営協議会でご意見を賜りながら、本市の特性を生かしたさまざまな事業を展開することができております。

また、平成28年度実施をいたしました意識調査におきましても、来訪者及び市民の皆様から一定の評価をいただいているところでございます。

次に、2項目めの現在の歴文税の活用状況についてでございますが、導入からこれまでの間、歴史と文化の環境税運営協議会でさまざまなご意見を賜りながら、その時々々の社会情勢等に対応した本市に必要な事業を実施をいたしております。導入当初におきましては、平成17年度に九州国立博物館が開館予定でありまして、多くの観光客の来訪が見込まれましたことから、観光マップの作成など来訪者へ対する事業を主として実施をいたしました。また、その後は史跡地等のトイレ整備や観光案内整備などにも活用をいたしたところでございます。ここ数年は、博多港へ大型クルーズ船が多数寄港することによります、いわゆるインバウンド対策といたしまして、外国人観光客向けのマナー啓発DVDの作成や市内の観光スポットのフリーWi-Fi整備を実施をいたしております。さらに、本年度平成29年度から翌平成30年度にかけては、市内の交通渋滞の対策を検討するために、歴史と文化の環境税を使いまして、地域交通網形成計画を策定することといたしております。

次に、3項目めの今後の歴文税のあり方についてでございますが、先ほど市長も申しましたが、先月に識見者、関係団体代表、駐車場事業者、市民代表で組織をしております太宰府市税制審議会に諮問いたしまして、現在ご審議をいただいている途中でございます。審議会より答申をいただいた後、最終的に判断をいたしまして、12月議会に条例改正案を提案させていただく予定で現在事務を進めているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ありがとうございます。

この歴文税の事業でございますけれども、事業のいわゆる歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者のもてなし事業、環境負荷CO₂削減事業、3つの事業体を整備し、バランスも考慮しながら実施をしているということでございます。

その中で、環境負荷CO₂つてありますけれども、事業は今年15年目に入って、14年間でCO₂の削減は具体的にはどのような形で削減され、例えば数字でも結構ですし、どのような形で行われて、どのような成果があったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 済みません、数字というものではちょっと捉えてはおりません。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） では、どのような形で捉えてあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 満空情報とかの発信を行いまして、できるだけ車の流入を抑制するとか、そういう形で調整をするとか、車の入りを削減するような形でやっているような状況でございます。具体的には駐車待ち車両の抑制とか、満空情報の関連事業とか、そういう形で行っております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ということは、車が減るとかという形の事業、待機待ちでエンジンを切ってたとか、そういう形の事業を推進しているということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） そのような形でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 私が感ずるところによりますと、その成果はなかなか見当たらないのではないかという感想を持っておるんですけれども、このようなCO₂というふうに書いてありますけれども、もちろん環境の問題でございますけれども、このような形で何かの数字がないと、数字もしくはそういったデータ等というやつがないと、こういう皆様に頂戴している浄財でございますので、なかなか来訪者の方に納得していただくようなことも申し上げられませんし、今後こういう形でもし続けていかれまして、やはりそういうデータはぜひ要るのではないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 具体的に今からそこら辺はもう少しやっていきたいと思うんですけれども、環境負荷というところで柱立ててやっていっておりますので、今言われましたような来訪者の方にお返しできる事業というのを今後また考えていくような形になろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひよろしくお願いします。

あと、事業内容ありまして、例えば自転車の利用向上とかというのがございますよね。こういう自転車にはレンタルサイクルというのは一応は駅前とかにあるみたいですが、こういう環境税を使つてのレンタルサイクルというのはいかがでしょうか。そういう自転車を使つての、これもCO₂にかかわるんでしょうけれども。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） レンタサイクル事業につきましては、観光推進課のほうで担当させていただきますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

環境負荷事業の一つとして、歴文税を使ってレンタルサイクル事業を行っているところでございます。収入につきましては、この補助金を77万4,000円使って事業をいたしております。この事業につきましては、少し毎年伸びてきておりまして、今現在は電動自転車を使って、より多くの方々に自転車を使って市内を回遊していただくということで実施しているところでございます。

ちょっと数字につきましては、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） なかなか具体的なところで、本日、私もホームページ等を見させていただきまして、いろいろな事業をたくさん小分けに——小分けというたら言葉悪いですが、いろいろ出されて、全額もあれば、一部補助という形でこの環境税は使われていると思います。

昨年在8,000万円ほどの歴分税はあったんですが、今年から交通渋滞を初めさまざまな交通渋滞の調査を行うという話も聞いておりますけれども、やはりこれは皆様から頂戴しているので、こちらの財源を、例えばこの毎年のデータいただいておりますけれども、毎年ある程度使つてはあるんですが、残高も残っておるわけですね。これ平成27年ですが、これで1億1,600万円ほど一応残高であるということでございますけれども、これを無理やり——無理やりと言ったら語弊ありますが——もっとプールして、財源として温めておいて、10年後とか20年後かにその交通渋滞解決するとかといった形でまとめたお金でやると、非常に効率的になるのではないかと思います。その辺はいかがでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましては、先ほど言いました歴史と文化の環境税の運営協議会のほうで使い道については審議をさせていただきますので、その中で決めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そういう会議の方いらっしゃいますけれども、例えば過去にそういう提言があった経緯はあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員が言われたようなご提言はその協議会の中であっております。

けれども、先ほど申し上げましたように、税の適用期間というのは3年ということで見直しをしていくということもございますので、そういう形の中で現在のご提言という形で承っているだけということに今なっている状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そうですね、これ3年を切って、来年は改正されますけれども、もうちょっと市民のことに對していろいろな事業を使われて、もちろんよい事業もたくさんあります。しかしながら、これは来訪者、いわゆる観光客の皆様方からの頂戴している税金であります。これはやはり来ていただいている方に返すのが筋だと思います。ということは、もちろん毎年毎年いろいろ使うのも事業かもしれませんが、太宰府市の交通渋滞を大きく変えるには財源が必要です。そのためにも、まとまったお金をある程度持ってないと、ただ毎年毎年の繰り返しになるのではないかという気がします。この件はオーケーでございます。

続いて、今年3月ですか、アンケートを見させていただきまして、このアンケートは、駐車場の利用者が400名で、18歳以上の太宰府市民が1,500名のアンケートでございまして、来訪者、市民を合わせて「評価する」が8割ということで、えらい高くなっています。事業者のほうに移りましては、「評価しない」というのが6割弱ということでアンケート結果載っております。

税を継続すべき理由としては、「来訪者と市民では歴史的文化遺産の保護、保存、整備に生かせる」が最も高く、事業者では、「観光資源、施設の保全や整備によってサービスが充実する」が最も高くなっております。

税を廃止すべきという理由にした方には、来訪者、市民では「個々が見えづらい」とかが最も高く、事業者では「来訪者に課税することに反対」が高くなっております。

税の制度も見直し、継続するとしたら見直すべきだとした内容では、来訪者、市民が税の使い道が最も高く、事業者では課税基準の見直しが最も高くなっているということでございますけれども、この評価はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今年の3月に報告書をまとめさせていただきまして、現在ホームページ等にも公開をしているところでございますが、先ほど議員言われましたように、来訪者の方についてはある程度の一定の評価をいただいているということで、税の使い方についてもご理解をいただいているものということで市としては理解をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そのとおりですね。来訪者からはアンケートでは一定の理解が認められるということでございますけれども、しかし事業者からはまだまだ不満があるという、アンケートから見ましても、あるみたいです。

財源はもうたくさんあるにこしたことはないんですけども、しかしながらこれ14年間に持って、事業者の方から14年もたつのにまだまだ不満があるというのは、現状は見過ごしてはい

けないのではないかと考えます。その点に対して、事業者に対してのこの不満に対しての解決方法はございますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今先ほど言いましたように、税制審議会の中にも駐車場事業者の代表者の方にお越しいただきまして、ご意見をいただいております。現在審議の状況を見守っているところでございます。その中で、今議員さんが言われたような事業者の方のご意見等もいただいておりますので、その中で市のほうとしても対策ができるもの、今後見直していけるものについては答申をいただいた後に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） もちろん審議会がありますんで、それを重視するというのはよくわかりますけれども、14年間もう長く徴収する側が不満があるというのは、やはり問題ではないかと思います。その点に関して市長はいかが思っておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この歴史と文化の環境税というのは、先ほど申し上げましたように、例えばいろいろな勉強会行きましたら、地方独自の固有の税制のあり方として、一番最初に取り上げられる全国的にも特徴ある税制だというふうに考えておりますし、それが長年続けてこられたというのは、やはり駐車場業者の方のご協力あつてのことだと考えております。

いろいろな形での作業の問題等々あるかと思いますが、そのあたりについてご不満等々についても当然審議会の中で議論をさせていただいておりますので、そういうご意見の中で解決、解消に向かって進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） ぜひとも毎回毎回同じような流れと言ったら語弊はありますが、やはり結果的に同じような流れになっているのではないかなというふうなことを感じますので、ぜひとも今審議会やってありますけれども、もっと前向きな、いわゆる来訪者も市民も徴収する側も皆さんが喜ばれる、そういうふうな歴文税であってほしいなと思っております。税をいただくだけの歴文税ではあつてはいけないと思います。まだまだ課題が多いと思います。どうぞ現場である事業者の声をお聞きいただき、全ての皆様方が納得できるような環境税にさせていただく、これからの審議会にぜひとも恵みが多い、前進できる歴文税になっていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員の一般質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告をしております国民健康保険税と美術品の活用について質問させていただきます。

まず、国民健康保険税の問題について、2点質問させていただきます。

県レベルの運営になる広域化に向けて、国民健康保険税の見通し、今後のスケジュールについては、さきの6月議会において質問させていただきました。その後、8月27日の西日本新聞の1面において、国保料35%が上昇予想と衝撃的な見出しが載りました。記事の内容を見ると、共同通信社が6月から8月に全国1,741市町村を対象に調査を実施したとありました。

まず、壇上においてお伺いいたしますのは、6月から8月に行われたとされる共同通信社の調査に太宰府市はどのように回答されたのか、その理由もあわせてお伺いいたします。

次に、病院窓口での減免制度の適用状況についてお伺いいたします。

医療機関の窓口負担や支払いを延期する徴収猶予の制度は、国保法第44条において、市町村は特別な理由がある場合に実施できるとされています。この減免は、保険税の減免と同様の行政手続として行われ、市町村は条例や規則、要項に基づいて手続や基準を定めて実施することになり、太宰府市においても、国保法第44条に基づく同制度が整備されているのは承知しています。過去の議会におきましても、適用状況を確認する質問を行いましたが、適用された実績はその当時はありませんでした。2009年には、厚生労働省が行った調査でも、全国の市町村の6割が減免制度を設けていると回答ありますが、そのうちの9割が実際には利用されていないとして、その要因としては、2010年の厚生労働省通知において示された減免基準が、収入が生活保護基準以下、預金が生活保護基準の3カ月分以下、入院のみと限定されていることが制度が適用されにくくなっていると言われていています。減免制度を利用しやすい制度にするために、市独自の適用基準を定める考えがないのか、お伺いします。

次に、美術品の利活用についてお伺いいたします。

平成28年度に文化学習課においてまとめられた美術品一覧では、絵画・原画164点、軸装13点、書13点、彫刻・工芸・額44点、写真8点の242点があるとなっています。美術品一覧では、所管部署、作品名、作者名、制作年代、素材・寸法、寄贈者、場所まで記載されており、242点のそれらを調査するのは大変だったと想像いたします。

美術品一覧を見て気になったのは、保管という状態になっており、市民の目に触れていない作品も多くあります。詳細は、絵画・原画83点、軸装8点、書1点、彫刻・工芸・額9点、写真1点の計102点です。平成28年度は美術品一覧をまとめて、今後はこれらの美術品の利活用、多くの市民の目に触れる機会をつくる必要があると思いますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 1 件目の国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

最初に、1 項目めの来年 4 月に国保財政の運営主体が県に移るが、保険税の見通しについての質問にご回答申し上げます。

まず、藤井議員がご質問の中で言われました調査の件についてでございますが、本年 6 月初旬に共同通信社より「少子・高齢化対策に関する首長アンケート」として回答を求められたものではないかと思っております。

このアンケートの中には、高齢者人口のあらましでありますとか、介護事業への取り組み、住民参加の地域包括ケア、高齢者の住まい、移住対策等、もうどちらかといいますと高齢者福祉についての内容が多くございまして、その中の一つとして、国民健康保険制度改革についての項目があり、3 つの設問がございました。1 つ目が、来年 4 月からの制度移行のための準備が間に合うか、2 つ目が、来年度の保険税率の変化の予想、3 つ目は、共同化により期待することと懸念することを選択肢の中からそれぞれ 2 つ以内で選ぶというものでございました。回答につきましては、あくまでアンケートということでございましたので、その時点での国、県の考え方など、わかっている情報の範囲内でどう考えるかということで回答をいたしております。

その中で、今回藤井議員がお尋ねの 2 つ目の問い、保険税率の変化の予想につきましては、上がるのではないかとということで回答をしております。その理由といたしましては、まず市町村が税率を決定する際の参考値となります標準保険料率、これにつきましては県が各市町村に対して示すものになりますが、この算定において、太宰府市の分につきましては現在の税率よりも高く示される可能性があったこと、また本市の国民健康保険事業特別会計は毎年度繰上充用を行わざるを得ないなど単年度収支で赤字であることなどから、税率は上がるのではないかとということで回答をさせていただいているところでございます。

次に、2 項目めの国保第 44 条に基づく病院窓口での支払い減免制度の状況についてご回答申し上げます。

国民健康保険法第 44 条に基づく対応につきましては、災害や失業等の理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図っても医療費の支払いが困難な場合に、一部負担金の減額や支払いの免除、徴収猶予が受けられるように、太宰府市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱規則を平成 24 年 2 月 16 日に制定をし、平成 24 年 4 月 1 日から施行しております。

藤井議員ご指摘の厚生労働省通知でございますが、平成 22 年 9 月 13 日付で発せられております一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取り扱いについての一部改正についてのことと思います。この中では、減免等を受けられる方の基準につきましては、議員おっしゃられますように、生活保護基準以下で預貯金も生活保護基準の 3 カ月以下の世帯となっております。これに対しまして、太宰府市の減免基準につきましては、まず生活保護基準の 1.1 倍を基準生活費とし、その 1.3 倍、生活保護基準から見ますと 1.43 倍になりますが、その方を対象としており、これを超えた方であっても、医療機関に支払う一部負担金所要見込み

額を考えますと、実収入額がこの1.3倍以下の基準以下になる方についても徴収猶予の対象としておりまして、国の通知よりもやや緩やかなものとなっております。

このようなことから、現行の基準の見直しにつきましては、今のところは考えておりませんが、今後も近隣自治体の動向でありますとか、社会経済情勢等も見きわめながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ありがとうございます。

まず、冒頭ちょっとお伺いしますけれども、8月27日の西日本新聞の共同通信社の記事を受けた調査ということで、太宰府市の回答は示していただきました。保険税率の予想については、後に述べられた理由で上がるということの回答だったですけれども、この報道を受けられた後、近隣市、例えば筑紫地区のところにこの調査に対してどういう対応をされたのかとか、福岡県下、把握はされておれば一番ベストですけれども、筑紫地区あたりで回答の状況、こういうアンケートをどう対応したのかとか、多岐の項目にわたっているようですので、国保課だけであることなのかどうか、ちょっと悩みますけれども、国保の関係で1面に出ておりましたけれども、国保課として、近隣市ぐらいには確認等はされた実績はありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） この記事に関してということでの照会というのはいたしておりますが、通常、意見交換とかをやっている中での状況確認というのはやっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） これは広域化に向けてのスケジュールは6月議会でもいろいろお話ししましたけれども、改めてこれはもう要望いたしますけれども、まず近隣市の動向がどういう回答をされたのかというのは、ぜひ把握に努めていただきたいと思います。それは今後福岡県下での各市町村、自治体がどういう回答をしているかの把握にもよって、保険料の関係の部分が見えてくるのではないかというふうにも思いますので、この点は要望しておきます。

問題は、広域化における税の上がるというようなことでも回答ありましたけれども、実際に都道府県が示したその納付金を市町村は今度納めるというような形になると思うんですけれども、決算ベースで見ても、過去これも繰り返しになってきますけれども、100%国保税の徴収がいったことというのはないというふうに思います。太宰府市の徴収は90%以上ありますけれども、残りの数%を、今後県は100%を納付金として入れることを求めてくると思いますけれども、その点においてどういう形で対応になる見通しなのか。私の認識だと、県が用意する基金から借入れをして100%を納めるというような方法も一つ資料等で示されているというふうに認識しますけれども、そういう形になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 県のほうから納付金というのが示されまして、納付金を100といた

しまして、太宰府市としてお支払いできる部分が80といたしますと、残り20ということになります。今議員が言われた安定化基金につきましては、災害でありますとか、そういういろいろな事案によって収納がちょっとできないとか、著しく減るというそういう具体的なときにしか使えない制度だというふうに思っております。残りの20につきましては、各自治体で用意することになりますので、そうなりますとやはり今までやっておりますような法定外繰り入れでありますとか、繰上充用で資金を用意して、その100を太宰府市として用意して、県のほうに納めるという形になるということで理解をしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 安定化基金が恒常的かというと、何か特別な事情がないと使えないという今ご説明でありましたけれども、だとしたら法定外の繰り入れ等も引き続き維持をしないと、当然それはできないのかなと思うんですけれども、例えば福岡県下広域になりますけれども、よそのどこかの市町村でそういう特別な事情があつて、安定化基金の借り入れが行われました。そうすると、翌年度、その安定化基金から借り入れた自治体だけが責任を負うことになるのか、それとも県下全ての市町村にその分がひとしく、また県が示す納付金として算入される根拠になるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましては、安定化基金を借り入れた自治体のほうが翌年度にその分を極端に言うたら上増しといいますか、そういう形での返済という形になるのがベースになりますので、他団体の分を太宰府市のほうで負担をするということはないような制度になっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、今さらなことを聞くようであれですけれども、広域化の仕組み、県レベルになったときに、これ各種資料を見ても、保険税というところと保険料というような形で資料いろいろ混在しているんですけれども、保険料になるんですか、保険税として運営されるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今お出しの分につきましては、特段県のほうからこうしなさいとかという指示はございません。全体的に税として運営しておる自治体が多ございますし、本市につきましても税として運営をしておりますので、広域化になりましても税という形での運用で行ってまいります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） いや、今の答弁だと、もう税としてやるところ、料として運営するところと、県レベルの運営になっても福岡県下でそれぞれの自治体で徴収するというか、税として徴収するところ、料として徴収するところがあるというふうに、そういう見通しですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。



○市民生活部長（友田 浩） 今回の国保運営改革で賦課のほうについては市町村業務になりますので、その分については今議員言われたようにそれぞれの自治体で料というところと税というところがあるということで、統一するという考えは今のところございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ちょっとそこは私はひっかかるといいますか、疑問に持つところなんですけれども、例えば税と料を一つ違いをとっても、滞納処分の時効処理の関係の年数も違ってきますし、それは県レベルの運営になるんだったら、県として一定整理といいますか、基準を示したほうが私はいいんじゃないかなと思いますけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、県レベルのことが運営されるのに税と料でそれぞれの自治体において違うというのは、私はちょっと違和感あるんですけれども、市長は率直にどう思われますか。おかしいと思うか、思わないか、市長の感想で結構です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと私自身がそれについてどう考えるかということは、具体的な実務として検討しておりませんので、実務のところから回答させたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 突然今振りましたんで、市長、ただ税にしても、料にしても、これは徴収をされるのは市長の名前でされるわけですから、その部分については、今回いきなり振りましたけれども、ぜひ今のやりとりも踏まえた上で、どういう形がいいのか、きちんと担当課から聞き取りをして、市長の考えというのをどこかでまたお話を聞ければと思いますので、その点だけは今日は伝えるにとどめておきますけれども、ぜひ市長も検討をされるようにしてください。

それともう一点、広域化については動きがあっておりまして、厚生労働省が7月10日に国保の都道府県化に向けた第3回の試算の方針を都道府県に通知をしておりますけれども、これが8月31日が提出期限だったようにありますけれども、この試算は今後公表されていくという考えなのか、公表は市が責任を持つのか、それとも県のほうで対応されるのか、第3回試算の扱いについてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 第3回の試算の結果につきましては、福岡県のほうが国のほうに現在精査をお願いしているというところがございます、まだその回答が国のほうから来ていないということがございます。

議員お尋ねの公表につきましては、市町村ではなく県のほうにおきまして時期や内容等含めて現在検討しているというところがございますので、そういう状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 試算が公表された上で、やはり保険税の急激な引き上げが行われるとかそういったことのないように、試算が出た段階で市として何ができるかということはぜひ考

えていただきたいというふうに思います。

また、特に第2回に行われた試算の中では、法定外の繰り入れを含まない試算という形になって、埼玉県の方では自治体によっては7割増になるとかそういうような例があったということもあって、今回第3回の試算がされるというふうになったと聞いております。ぜひ今回の激変緩和措置ですとかそういったもんを残した上で、保険税が太宰府市は上がるというような回答をされたようですけれども、それはまだ第3回の試算の前であった回答であると思いますので、ぜひその上がると回答した状況から少しでも下げれる可能性があるということを探っていただく上で国保の運営は今後もしていただきたいというふうに思います。

その点述べて、広域化については終わらせていただきまして、次に第44条減免のところをお伺いさせていただきますけれども、これまで第44条減免制度が整備されて約5年半経過しておりますが、これまで利用された実績というのは担当の方で把握されていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 制度開始後から太宰府市として実施した件数というのはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 制度が実施されて、まだ適用された実績がないということですが、その要因について何か総括といいますか、検証等されたようなこと、これまでありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 特に検証という形では行ったことはございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 6月議会で無料低額診療の問題取り上げたときに、福祉的な部分でもありますけれども、そのとき取り上げました。ぜひこれも一度検証をしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。いろいろ国保税の高く払えないというような相談、私も受けたりして、いろいろ窓口に行ったりもします。そういったような状況を聞くと、本当は適用される方もあるんじゃないかなと思うんですけれども、個人の最後は預貯金の問題だったりとか、資産の問題が絡みますので、私がそこまで立ち入ることがなかなか難しいこともあったりするんですけれども、何か制度をつくって5年間適用がされていない。そういう状況が全くないというのは、にわかにはちょっと信じられないといいますか、国の基準よりは緩やかなものとなっているというような答弁ありますけれども、しかしそれでも適用がされていないというのは、何かしら適用されにくいような要因があるんじゃないかという視点で検証していただく必要があると思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 6月議会のときの無料低額診療のときにもお話をしたと思いますが、本年度からの生活支援課というところを機構を新たに設けましたところでございませ

て、そういう生活の苦しい部分の相談につきましては、横の連携をとりながらやっておりますので、そういうところで今藤井議員言われましたように第44条の適用ができる方がおられないかどうかという部分は、また庁内で確認をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） よろしくをお願いします。

当時、この制度の実施を求める質問をしたときに、当時の井上市長は当たり前のようにこれは取り組んでいかなければならないという議会で答弁をされて、その上で制度を整備されたというふうに私は認識しておりますし、この制度をつくれば、議会で藤井がうるさくなるかなと思ってつくられたんじゃないということは思いますので、きちんとその適用の状況、仏つくった、魂入れずというようなことのないように、つくった制度を生かして市民の皆さんの社会保障を増進していく、保障していくというような視点で運営をしていただきたいということを述べまして、国保の問題についての質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2項目めの美術品の利活用についてのご回答を申し上げます。

市の美術品につきましては、今まで各部署それぞれで寄附・寄贈された絵画等を管理しております、庁舎内外の各施設に点在しておりました。そのため、所在及び管理状況を総合的に把握することができなかったため、文化学習課に指示を出し、平成28年7月に美術品リストを作成したところでございます。

つけ加えて、代表的なものについて説明させていただきますと、大きなものでは筑紫美術協会さんがつくられました市役所のエントランスでの大きな壁画があります。また、中央公民館のどんちょうも筑紫美術協会さんのものでございます。中央公民館階段の入り口には、山田栄二さんの「田園のメロディ」がありますし、文化ふれあい館には富永朝堂さんの「永劫の炎」、また文化ふれあい館には、小野茂明さんの「竹の里屏風」があります。また、いろいろなコレクションを見ますと、島一行さんと足立襄さんの作品がかなりの量の保管があるということもご報告しておきたいと思います。

具体的なことについては、部長の方から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 詳細につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

市長の指示を受けまして、平成28年2月に市が所蔵する美術品の所在調査を開始いたしました。7月にリストを取りまとめましたところ、市役所庁舎を初め市内17施設に絵画や書など242点の美術品が所蔵されておりました。

現在、多数の寄附、寄贈等により242点の美術品を所持しているところですが、現実的に市

の施設には美術品を適正に保管できる専用の施設や場所が備わっておりません。一部各施設の壁に展示しているものもありますが、ほかの多くは空調も湿度管理もできない倉庫等で保管しておりますので、状態が悪く、傷み、劣化が激しい作品が多くみられる状況です。このような状況ですので、リスト作成とあわせて、今後の寄附、寄贈の受け入れに関して無条件に受け入れるのではなく、太宰府市美術品の寄附、寄贈に関する受け入れ方針を定め、運用しております。

今後の美術品の利活用につきましては、展覧会の開催や、ほか施設への貸し出し等が考えられますが、現状では厳しい状況があるのではないかと考えております。展示できる作品もありますが、多くの作品は補修が必要となっておりまいます。

今後の課題といたしまして、管理の行き届いた保管場所を確保していくのか、展覧会開催や貸し出しのために美術品の補修に予算を割いていくのかを検討しなければいけないかと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ご答弁の中で今ありました、何か受け入れ方針というようなことを今教育部長のご答弁からありましたけれども、それはどういったものでしょうか。もう少し具体的にご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今年の7月、作品のリストを作成するとともにつくりましたところに、まず美術品の受け入れの窓口は、申し出があった担当課のほうがまず受け付けをするという形ですね。その作品については、太宰府市にゆかりのある方の作品、それと国や県、市町村が主催、共催、後援する美術展等において受賞をした作品、どちらかに該当するという形のものとということをしております。

それと、受け入れがたい作品としましては、市の財政的な負担になるような維持管理を必要とするもの、それと公序良俗に反する作品、行政の中立性、公平性を損なう作品、維持の方法や展示及び保存が難しい作品、既に破損や汚れがあって状態が損なわれている作品については、今後の維持管理等に財政的な負担が伴うということで、一応受け入れがたいということにしております。

それと、美術品の処分につきまして、今後不要となり、もしくは破損や補修を加えることができない場合は、市の決裁を受けて、内部的な決裁ですけれども、それで破棄することができるという条件をつけるというふうな形になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今の美術品の受け入れの状況というのはわかりました。運用の状況ですね。

じゃあ、まとめられた美術品一覧持っておりますけれども、242点の美術品の中で、事前に質問の聞き取り等の中でお伺いしたのは、以前展示をされていたものを新しく寄贈というか、受け入れた関係で保管のほうになったというような経過もあるというようなこともお聞きしておりますけれども、美術品一覧をまとめられるに当たって、もし把握しておられたらで結構なんですけれども、この242点の美術品の価値といいますか、どれぐらいの資産としての価値があるのか、そういったものは把握されていますか。把握されていないならされていないで結構ですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 価値は物すごく大きなものがあると思います。そして、個人の作家のかなりの部分が寄贈いただいている分があるんです。これは本当に筑紫美術協会さんの大きな流れの中でいただいておりますし、寄贈された作家の方は有力な人たちでありました。そういう方たちの主要作というのが市の中にあるということは、お金にかえがたいものであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、今の市長の答弁を受けて、先ほどご答弁でありましたけれども、貸し出し、市民の方に目に触れる機会をつくるにしても、修繕、補修等が必要な状況もあるということでしたけれども、まずこれも確認されていたらで結構ですけれども、先ほどの答弁をお聞きしたところは、美術品の補修に予算を割いていくのがどうというような答弁あったと思うんですけれども、ちょっと聞き漏らしがあったかもしれませんが、美術品の作品に予算を割くというのが、言葉はあれですけれども、場当たり的といいますか、予算がどれぐらいというような、余裕があれば対応していくというような感じでちょっと私とってしまったんですけれども、一度今ある補修が必要な美術品等の補修にかかる費用がどれくらいかかるのかというのをきちんと積算をされて、その上で年度ごとの計画を立てていくとか、中・長期的な美術品の補修に向けた計画を立てていくというようなそういうお考えはございますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 特に計画はまだ何も立てていない状態ですけれども、一度寄贈を受けましたときに、足立裏さんの作品の寄贈を受けたときに、文化ふれあい館のほうで展示会をしております。2週間程度で受け入れた作品の半分程度、20点ほど展示をしたかと思いますが、そのときの修復と額装、そういうものを含めて100万円程度かけてお願いしたという経緯がございます。ですので、今後作品の真贋とか鑑定とかということろまで含めてしていくと、ちょっと費用がどれぐらいになるかということもまだ今の段階では出ておりません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今出ていないということですが、やはりそれは必要な数字を求めることでは必要なことかなというふうに思います。計画を立てていく上でも、せっかく寄贈

されて、市長もあれだけ熱弁をされるだけのものが保管という状態で市民の目に触れられていない作品も多くあるという部分では、やはりそういった計画を早急に策定していただくことが次のステップといたしますか、美術品一覧をまとめられた次、これをどういう形で生かす方向があるのか、それを生かすためにはどれくらいの費用的なものがかるのか、そして修復をしていくためにどれくらいの年数をかけるのかというようなことをきちんと計画的に中・長期の計画を整備をしていただいて、そして市民の方への展覧会の開催ですとか、例えば地域の人が集まる場所、病院あるいはそういったギャラリーを備えているようなカフェとかそういったところもありますけれども、地域への貸し出しというのも貸し出しできる作品が増えていくのではないかなというふうに思いますので、この点は今後も美術品の一覧をもとに計画を整備していただきたいということを重ねて要望いたしまして、今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました2件について質問をさせていただきます。

まず1件目でございますが、市長の市政運営についてでございます。

6月議会において、議会は、市長に対する問責決議を可決いたしました。特に全議員の氏名で提出して、全会一致で可決したことは、私は大変重たいものであったと認識をいたしております。市長は、この問責決議を受けて、少しは今までの市政運営や言動に対して反省をしてくださるものと少なからず期待をしておりましたが、見事に裏切られました。9月議会直前の富田副市長の解職、議会初日の行政報告の内容を聞いても、全く反省の色が見えず、これまで以上に市長の横暴ぶりはひどくなったのではないかと判断をせざるを得ません。

また、副市長の解職についても、市長就任後、副市長のなり手がない中で、富田副市長は、市政のことを考えたあげく、男気を出されて、困難覚悟で引き受けられたと思います。もちろん議会としても、富田副市長なら行政経験も豊富であり、しっかりと職責を果たしていただけの方であると判断し、全会一致で同意したわけであります。副市長就任後も、議会での答弁はもとより、さまざまな場面で市長をフォローし、一生懸命市長を支えていたと私には見受けられました。しかしながら、その富田副市長を改革が進まないなど勝手な理由で解職したことは、常識では考えられません。

また、これまでの市長の市政運営や問題ある言動等、自分のことは棚に上げ、人に責任を負わせる、やめさせること自体、行政のトップとして言語道断であり、許される行為ではありません。当然、副市長がかわっても、現在の市長の考え、市政運営に対する現在の姿勢では、改革が進むとは到底考えられません。このまま市政の混乱、停滞が続くようであれば、それはまさに芦刈市長の責任であり、しわ寄せが来るのは市民であります。市民皆さんのことを第一に考えた場合、市長ご自身の進退問題についても決断すべき時期に来ているのではないのでしょうか。政治生命をかけるのであれば、みずから潔く辞職し、改めて民意を問うべきではないか思います。

そこで、3点伺います。

まず1点目、問責決議についてどのように市長は受けとめてあるのか。

2点目、副市長の解職理由について、納得いく説明を求めます。

3点目、この混乱した市政の中で、9月議会、またその後の市政運営に対してどのような考え、また市長の政治姿勢があるのか、3点伺います。

2件目でございますけれども、スポーツ施設の充実についてでございます。

小学校グラウンドへの照明設備の設置について伺います。

現在、本市では、多くの子どもたちが社会体育での活動を行っており、さまざまな種目、また各チームに所属し、少年スポーツに取り組んでおります。そして、スポーツを通じて子どもたちが一生懸命頑張っている姿を見ると、非常にたくましく、将来が楽しみだと感じるところでございます。

しかしながら、本市のスポーツ施設の現状を見ると、まだまだ十分であるとは言えず、特に少年野球やサッカーなどグラウンドで行うスポーツについては、11月以降、冬場の時期には夕暮れが早く、放課後すぐに暗くなるため、平日はほとんど練習ができないという状況にあり、照明施設を設置してほしいとの要望も実際にいただいているところでございます。

いよいよ2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。スポーツに取り組む子どもたちにとっては、日本で開催されるということで、オリンピックが近づくにつれてスポーツに取り組む意欲もますます高まってくるのではないのでしょうか。本市においても、少年スポーツの普及、発展、そしてすぐれた選手の育成、また輩出するためにも、十分に練習ができる環境整備が必要であると考えます。

そのような点から、早急に小学校グラウンドへの照明設備の設置を求めるところでございますが、市の見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

1件目の市政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの問責決議に対する私の見解であります。去る6月議会最終日の問責決議

可決後に私が議場で申し述べさせていただいたとおり、市政の運営者として重く受けとめ、反省しております。

今回、問責理由の一つとなっております住民監査請求に対する不適切な文書作成の責任及び監督責任並びに第三者委員会の設置に係る一連の経緯について、私自身給与減額という形で責任をとるため、本議会に給与減額の特例条例を提案させていただいておる次第でございます。

次に、2項目めの副市長の解職につきまして、初日の行政報告で申し上げたとおりでございますが、改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として経験豊かで、市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらうことを考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまう事案があり、報告や相談が少なくなってきました。副市長は、4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実への方針転換することを表明することに至りましたが、私の公約を実現するものとは反対の方向でございました。行政改革につきましても、これまでどおりでよいと改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこちらの方では市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものでございます。

最後に、3項目めの今後の施政方針につきましては、私の公約の中でも重点項目としていました中学校給食につきましては、6月議会の行政報告において、学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいという結論に至り、ランチサービスの充実へ方針転換することを表明しておりました。私は、中学校の完全給食は実現されなければならない将来的な課題であると考えております。そのために、今後、教育長や教育委員の皆様と協議を重ねながら、これからの方向、方針を検討してまいります。

私が市政の課題と考えております中学校給食の取り組み、行政改革の取り組み、まちづくりの取り組みを行っていく中で、議員の皆様とコミュニケーションを図り、ご理解をいただき、今後の市政運営に強いリーダーシップを発揮していきたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） まず、1件目の問責決議についてちょっとお伺いしたいと思っております、見解を。

この問責決議を議会から受けるということは、全国的にもそうないと思っております。私は、議会から首長が問責を受けるということは、大変これ恥ずかしいことであると思っております。特にこの太宰府市においては、全国でも名の通ったまちでありますし、その市長がこういう形で問責を出されるということに、私は非常に恥ずかしいと——先ほども言った——思

っております。この週末、私もいろいろな市民の方から話を伺いました。やはり市民の方からも、太宰府に住んでいる住民としては非常に情けないということが多く聞こえてきました。

そういった中で、市長は、市長会とか行かれていた中、これから行かれるかもしれません。そういう形でどう汚点を残された、私は、汚点を残したと思っております、問責を受けたことが。これに対して市長はどう思われますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私として、今回問責決議の冒頭にありますし、一番大きなきっかけになりました不適切な文章をめぐる一連の経緯について、だからこそ私は責任をとり、反省し、今回私自身に対する処分案を出させていただいておることが大きな反省しているということ、そういう意味では大きな問題だったわけですから、そういう形で今回提案させていただいておることでもって問責決議を受けての反省の私の姿勢ということで出しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 私からしたら、給与削減については、一つのパフォーマンスにしか見えないと思っております。自分で出された月額の10%という根拠もいまいちわかりませんし、これが本当に責任の重大さの中でそれだけの思いがあるのかといたら、それはどうか考えるところがございます。

それで、問責を受けられて、その後9月議会まで、市長は、この問責を受けたことに対して、私は、どのように考えてこられたか、非常に疑問に思っております。なぜならば、問責を受けた後、9月議会の対応に対して、普通ならば例えば副市長をすぐに解職するとか、給食専門員とか、行財政改革推進員とか、そういう議会で否決されるような、現に委員会で否決されましたから、そういう提案をわざわざしてくるかなと思います。そういうところから見ても、全くこれは反省をされていないということが私は感じられるところでございますけれども、この点について市長はどうお思いでしょうか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 昨日からありましたように、行政改革推進員ということは、平成13年から平成23年まで第4次行政改革大綱というのがありましたが、それ以降ありませんでした。私も議員時代から行財政改革基本計画がないということはとても大きな問題ではないかと指摘しておりましたし、平成29年度当初予算にこのことを上げることを副市長に指示しておったわけですが、残念ながら上がるというような形になりませんでしたし、それをそれでも上げなさいということ指導ができなかった私の責任かとは思っておりますが、よく考えていただきたいのは、やはり行政改革というのは大きな問題だと思いますし、時期ということ言えば、3月当初予算に上げるべき課題だったわけですが、それがこの9月議会に提案しておりますが、結果的に総務文教委員会では修正否決ということになっておりますが、私は、まず第一に

行政改革というのは必要な課題だと思っております。総合計画の一番最後にあるというのも私はやはり問題だと思っておりますし、ほかのまちの市長様の施政方針を見ても、市役所がどれだけ市民サービスをしているかということについて、毎年毎年点検し、改善していくということを皆さん述べられておるわけございまして、その点についてやはり市長は、何度も言っておりますが、市民の人からお預かりしたお金をどのように活用し、市民サービスを充実していくのか、これは取り組んでいかなきゃいけない課題と考えたがゆえに、期半ばではありますが、やはり大事なことだと思いますし、かねてから申し上げておりますが、いろいろな外郭団体のあり方、いろいろな委託金や補助金のあり方、入札の問題等というのは、やはり内部のチームをつくって改善していく課題だというふうに考えますし、これを抜きにしては足元の改革というのは、私、できないと思いますので、あえて期半ばでございまして、やはり大きな課題であると考え、今回提案させていただいている次第でございまして。

また、給食専門員についても、いろいろな議論が、私は急ぐ必要があると思いますので、専門的な見地から議論していただき、今の議論をもっともっとスピードアップしていくという必要があると思いましたので、今回提案させていただいておる次第でございまして、否決する可能性があるものを何であえて提案するのかという発言でございましたが、私は政策上の必要があると考えております。一つは、行政改革を、繰り返しになりますが、進めていくというのは抜きにしては考えられない課題でございまして提案させていただくと、それと給食問題についてもしっかりと取り組む必要があるからこそ、今回あえてという言葉になるかもしれませんが、提案させていただくということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 市長の答弁が長過ぎてあれでしたけれども、私が言いたいのは、結局いろいろな今言われた政策に関しても、全然段取りがなされないまま思いつきでやられているということしか感じ得られません。

それはまた置いとしまして、結局私が言いたいのは、この問責に対して本当に真摯に市長はどう反省されているのかということを知りたいわけでありまして。結局行政報告の中にもありましたけれども、読み上げますけれども、問責決議に対する私の基本姿勢は、決議後の意見表明にあるとおりです。なお、広報8月号にも掲載いたしております。この程度の表明というのは、私、どうかなと思っているんですね。9月議会初日に、6月議会に問責を受けた後しっかりと反省をされていたのであるならば、もう少し自分の言葉で、その間こういうことがあって、こういうことを考えて、こういうことを反省しているよと含めてしっかりと行政報告の中で市長の言葉で話をしてほしかったと私は思っておりますし、この広報8月号にも掲載いたしておりますというて、これで済ませること自体が、これはちょっと市長の感覚、私はわかりません。その辺どう思われますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 広報の8月号に掲載しておりますし、6月19日の問責決議をいただいた後のことも表明しておりますわけございまして、あえて言わせていただきますと、これは誠に不徳の至りでありますし、市政運営の責任者として重く受けとめます。今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題の解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図りますというふうに言っております、それはこういう文章の中にもありますし、ことしげく私も表明しておりますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） なかなか理解はしようと思ってもできませんけれども、大体その広報の市長からのメッセージって、これおかしくないですか。これは本来なら問責を受けた後の謝罪文じゃないですか、これははっきり言って。何が市長のメッセージかなと私は疑うところでございますけれども、そういうところから全く私は反省されていないというふうな感じしかとれません。

次に行きます。

副市長の解職の件でありますけれども、副市長が社会的信用を落とすようなことをされてあるならば、これは解職は理解できるんですけれども、今まで、さっきも言いましたけれども、市長をしっかりと支えてこられたわけですよ。そういう副市長に対して行政報告の中でいろいろ理由がございました。しかし、私、この行政報告の内容見て、はっきり言ってびっくりしました。この解職理由は何かいなど。恐らく市長がこれ作成されたと思いますけれども、ちょっとやっぱりこれは耳を疑いました。この程度で副市長を解職するということは、全体のこと考えますと、これはあつてはならないことだと思っております。非常に行政としても損失が大きいと思っております。特に今市長自身がいろいろな形で暴走されるところあります。しっかりと副市長がそれを支えてあつて、市長の恥をかかせないようにしっかりと副市長は暴走をとめてあつたと思うんですよね。その辺、何で市長は理解できなかったのか。はっきり言ってこの解職理由、私は疑問を持っておりますけれども、これについてもう一回、市長、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げましたが、大きくは今までどおりでいいという考え方と、やはり問題点をいろいろ見つけ、改善していくということをそれなりのスピードを持ってやっていかなきゃいけないという私との考え方の大きな食い違いが、1年目はそうありませんでしたが、2年目、とりわけ去年の末からの予算の編成あるいは3月、4月段階でいろいろ出てきまして、私としては、やはりいろいろなことを総合的に考え、こういう形の結論になった次第でございまして、一心同体として進んでいくというふうになっていなかったという問題、それは私自身の責任もあるわけですが、そういうところで判断させていただいておりますし、今回最終日になりますが、提案させていただく人事については、もっともっと一心同体となって、い

ろいろなことがコミュニケーションを図り、進めていけるような形の提案をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今市長は、スピード感を持ってとおっしゃいました。そうしましたら、副市長がおられたとき、この2年半、副市長がおられても、結局市長は自分の掲げられた公約、また施政方針等でうたわれた内容と、私もちょっと施政方針平成27年度からの分見させていただきました。はっきり言って進んでいないものばかりというか、議会にも報告がなし、この政策はどうなったのかなということもたくさんありました。市長の任期は4年しかありません。その中で2年半もう終わったわけですよ。そういった中で、この2年半、逆に言うと市長は何をされちゃったのかなと思うんですけれども、大分最近では公約が進まないからそういう焦りもあったのかなと見受けられます。そういった意味で、副市長を解職したということも言われておりますけれども、どうもそれは納得いかないわけであります。副市長をかえたからといって、これは明らかにその政策が進むわけでもありませんし、その辺私のほうがおかしいのか、それとも市長の考えがおかしいのか。私は自分の考えは間違っていないと思っておりますけれども、その辺改めて市長にお聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろなことが結果的に進んでいないということについての現状について、全く私自身もそう思います。だからこそ私は、いろいろなことについて、ここはこうしよう、ここはこうしようということを提案してきたわけですが、残念ながらそういう形のことに進むということになっていないということについての私自身の反省と今後どうするかということで、こういう形でのことを考え、副市長の解職していただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 続けますけれども、それと行政報告でも市長が言ってありましたけれども、過去にも平成28年3月議会に市長給与削減案を提案しようとしていたところ、出しても通りませんよとか、通しませんよとか、そういうことを正副議長が言ったと言われておりました。これについては別の件でたしか市長のところに伺ったかもしれません。その中で、市長給与削減の話についても市長のほうから切り出されて、こういう話になったかもしれません。しかしながら、これは結局最初の提案のときに、その削減する根拠もなく、そういう形で議会は否決したわけですよ。それに基づいて私たちは、次もう一回出されるのであれば、ちゃんとした提案理由を持って提出してくださいと、そういうアドバイスをしたつもりだったと私は認識しているところでございます。それが、後からもありますけれども、この申し入れは市長の人事権、予算提出権、議案提出権への明確な侵害ではないでしょうかという話になっております。これはちょっとおかしい話であって、議会から私は圧力をかけられたみたいな言い方をさ

れてありますけれども、このことの真意は何か、市長、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 真意はそのとおりでございます。1年目、私の給与削減案を公約どおりに出したわけですが、残念ながら賛成少数ということでもって否決されました。2年目も出そうと用意をいたしておりました。そのときに、先ほど申し上げましたように、議長、副議長が来られ、いろいろな議論はあると思うんですが、公約に基づき1年目も出しました。2年目も出したと考えておりますと発言したところ、出しても通しませんよ、通しませんよという発言があったということは私は事実だと思いますし、そういう意味では私がいろいろなことありますが、議案書を出す前にそういうことのご発言というのはどうなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件については、私が言わないまでもにしても、結局全会一致で否決されたわけですよ。その辺を市長は重く受けとめてほしいと思っておりますし、決して侵害しているわけでも何もございません。市長は行政のトップでございますから、当然人事権、予算提出権、議案提出権あるわけでございます。そういった中で、正々堂々と議会に出されて、議会としても議論はするわけですから、何も首長の権限が議会から侵害されていると、そうは思わないと認識しております。そういうことを市長が言うこと自体、私は本当に恥ずかしいことかなと思っております。私には議会に対する恨み節にしか聞こえない、はっきり言って。そういうことはやめてほしいと思います。しっかりと市長と議会とは二元代表制のもとやっているわけです。今市長が暴走するから、私たち議会としては監視機能を強化しながら、全議員でそれをとめようとしているわけでありまして。そういったところをしっかりと市長は認識をしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度聞きますけれども、この侵害について私は非常に納得いかないと思っておりますけれども、それでも市長はこれは正しいと思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

2年目と3年目はかなり違っております。2年目、出そうとしておりまして、そういうふうな形の流れがあったということは間違いなくあるわけございまして、アドバイスというよりも、私としてはそれでも出さなきゃいけなかったと反省しておりますが、やはり出せなかったというか、2年目、やはりそういうふうなご発言があったというふうなこともあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件については納得はしておりませんので、ちょっとまた次の質問に行かせていただきたいと思います。

それで、結局市長、9月議会もいろいろな案件出されましたけれども、例えば先日総務委員会でことごとく否決されたとか、今までもさまざまな形で市長給与の削減とか、機構改革、そしてそういうもろもろが議会で否決されておるわけでございます。おまけに問責まで出されているということでございます。そうしますと、既に市長と議会の信頼関係というのは、これはもう失われていると私は思っております。

そういった中で、今後、9月議会まだ終わっておりませんけれども、9月議会なり次の議会まで、市長は議会との関係をどうされようと思うのか、その辺ちょっとお聞かせください。もう議会としては信頼関係を失えば、市長としての職務は非常に私は厳しいと思っておりますので、そういう点も含めてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 結果的にいろいろな提案したものが否決されるということは、誠に残念なことでありますが、私としては、いろいろな大所高所からこれは必要ではないかということは提案させていただきながら、こういうふうになりましたのもやはり議員の皆さんとのふだんのコミュニケーションが足らなかったなという大きな反省がありますので、そのあたりを生かしながら、やはりこの太宰府というまちの未来のために、私は私として考えて進めていきたいというふうに思っておりますので、議員お一人お一人とそういう話をまたさせていただきながら、今後の職務について当たりたいというふうに考えております。まず第一には、やはり問責決議を受けて、今回の私の処分案というのを提案しております。2番目、学校給食の問題についても、早急に学校での保護者説明会はしたいというふうに考えておりますし、3つ目には、行政改革という形で常に考えなければいけない課題を提案させていただいておりますし、またここ2年あるいは3年の市役所内部の職員のいろいろな努力の中で、大きな方向性がまちづくりについて出てきておると思います。都市計画マスタープラン、太宰府館の運営をどういうふうにするのか、佐野東の区画整理の計画等々いろいろ出てきておりますし、そのあたりのところを議会の方たちにも公表しながら、今後とも進めていきたいという決意で臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今職員のこと出ました。私は、一番は、職員のことちょっと心配しております。結局副市長を解職され、教育長も辞職を促された。そして、職員に対しても、以前監査委員の文章問題の件で担当職員を処分するというようなことも市長はおっしゃってあったということを耳にしております。処分、処分とかもうこういうことをされると、私は逆に職員が仕事ができないと。逆に、もうこの時点で副市長を切った時点で、職員との信頼関係はなくなっているという思いしかありません。今までも副市長が部課長としっかりとコミュニケーションとりながらその辺意見を吸い上げてきたわけですから、その副市長をそういう形で簡単に解職するということは、私は職員にとってもこれはもう士気が下がっているということし

か感じられません。

そういった中で、結局議会とも信頼がない。そして、職員とも信頼がない。そして、私は、さっきも言いましたように、市民とも最近はいろいろな話を聞いておりまして、やはり市長に対していろいろな批判的なご意見も伺っております。そうなってくると、結局市長がおっしゃるオール太宰府どころでないと思うんですよね。これは一回失った信頼というのは非常に取り戻すのは厳しい。それ以上の政策提案をしながら本当にまちづくりをして、これ以上のまちにしていって、そういう覚悟があればそれは別でございますけれども、今の状況では一向によくないと私は思っております。むしろこのまま市長が続けていだけ市民生活にも影響が及んできますし、後からこの4年間でどう判断されるのか、私は心配をいたしておるところでございます。

こういった形で、信頼をなくした市長にとっては、私はもうこれ以上職務を続けていってもらっても、先ほども言いましたけれども、ツケは市民に回ってくるわけですから、なるべく早い時期でみずから辞職していただくなり、その辺を求めたいと思っておりますけれども、その辺市長は今のところ辞職することは考えてあるのかどうか。非常に私は市長の責任は重たいと思っている、今までの取り組みについても、副市長の今度の解職についても。その辺、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長解職の結果、どんなふうになるか。私は、今回新たな人事案を提案させていただく予定でございますが、その結果として必ずよくなる方向に、あるいは今までスローモーだった改革が進んでいくことになるのではないかとというふうに私は考えておりますし、市民の皆様にもいろいろな形での発信をし、もっともっと強い市長のリーダーシップと市役所内部でのやる気出での取り組みということと、そしてそれを中心にして、先ほど言いました幾つかの課題について議員の方とお話する中で私は仕事をしていくつもりでございますし、また逆に新たなスタート地点に立てたのではないかとという考えでもおりますので、そういう形で今後の運営については考えていきたいというふうに思っております。

ここ1年ずっと考えてきたことでございます。このままではもういけないと、進まないという判断を私自身が今回させていただいておりますので、いろいろなご意見あるかと思いますが、私はそういう決意で臨んでおるということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 9月議会始まる前から、始まった後も、いろいろな形でこのような新聞報道がされております。それもほとんど各社です。そういうことは太宰府市であってはいけなないと、このまちではそういうことはあってはいけないことと私は認識をしております。これは決して正常なことではないと。もうむしろこれは異常ですよ。こんだけマスコミが新聞に書いて報道すると。これを早く私は正常化していただくためにも改めて市長に伺いますが、ぜひ

早急な市長の辞職を私は求めたいと思っておりますけれども、もう一回回答をお願いしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな報道がなされております。また、その報道もいろいろな方面からの報道がなされているわけですが、あえて言わせていただくと、私は、産みの苦しみではないかというふうに思っております。やはり今までの進め方ではいけないのじゃないかなと思いますし、今後ともいろいろな形での改善、改革は進めていきたいという私の決意のあらわれであるということをご理解いただきたいというか、私としては表明しておきたいというふうに考えております。

いろいろなことを、私も市民から選ばれて市長になったわけですから、こういうところで考えておけるということはやはり私も伝えていきたいと思っております。そのような中で、今後のまちの方向というのが市役所、議会、市民の皆さん、そしてまた関係団体とどのような形であるべきか、しっかり訴え、考えていきたいというふうに決意いたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この件に関しては、いずれ見識を持った市民の方がしっかりと判断を下していただけるものと私は期待をいたしまして、1件目を終わります。

2件目、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2件目のスポーツ施設の充実についてご回答申し上げます。

1項目めの小学校グラウンドへの照明施設の設置についてでございますが、現在、市内の照明施設を有する屋外体育施設及び学校施設につきましては、7カ所ございます。北谷運動公園野球場、同じく北谷運動公園のテニスコート、市内4中学校の校庭、学業院中学校テニスコートとなっております。

他市の事例を参考にした小学校グラウンドへの照明設備工事費の試算では、約3,000万円が必要となります。また、グラウンドの広さから利用できる競技種目に制限がなされるため、現在利用実績のある少年サッカーや少年ソフトボールの利用が考えられますが、ほかの体育施設のような多種目の利用ができないことから、照明設備設置の優先順位はほかの施設と比較して低いと考えています。

利用者から設置要望などもあり、これまでの照明設備を有しない施設への設置について内部で検討を行ってまいりましたが、費用対効果の観点から、年間の利用回数等を考慮しますと、期待する効果が少ないと判断をいたし、新たな設置計画は行っておりません。

さらに、冬場の屋外での夜間9時過ぎまでの利用を促進することは、子どもたちの体力や健康面、防犯上の観点から余り好ましくないものであると考えております。

体育施設の充実につきましては、小学校のグラウンドだけではなく、そのほかの体育施設の補修等もあります。予算の確保に努力をしておりますので、総合的な予算の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） ということは、今回答をお聞かせいただきましたけれども、照明設備設置の優先順位は低いということで、今のところはもう無理だということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 議員のおっしゃるとおりです。

中学校のほうの照明施設4カ所ございますけれども、場所によっては稼働率が50%に満たないところもございますので、そういうところの活用もしていただけたらいいかなというふうに私は考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それと、先ほど庁内でも検討されたということでございましたけれども、どういった内容を検討されて、どういうことがあったのか、ちょっとその辺お聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） スポーツ課の内部と体育協会等で、施設の修復箇所とか改善箇所という要望の場をいただいた上で内部的な検討を行ったということです。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） スポーツ施設については、この間環境厚生委員会のほうで視察にも行きましたけれども、非常に太宰府市のスポーツ施設というのは老朽化して、全然手が施されていないところがたくさんあったわけでございます。それだけでも太宰府市はスポーツに対しては関心が低いというか、何かそういうスポーツで本来なら今まちづくりをしていかないといけない時期かなとは思うんですけれども、なかなかその辺の対応が遅れているのかなと思ったところございました。

そういった中で、私も近隣市の状況を調べさせていただきました。そうしましたら、筑紫野市、大野城市については大体整備されているということでございました。そして、今春日市が12校小学校がある中で、4校は通常の照明設備が設置されていると。そして、ここ数年で2校に簡易の照明設備が設置されたということを聞きました。春日市としては、要望が上がっているということもあって、予算の目途がつけば今後は簡易照明を未整備の全小学校に設置する方向で今動いているということを私は聞いたんですけれども、その辺は何か聞いてありますか、担当課としても。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 他市の状況はこちらのほうでも調べておりますけれども、何せ優先順位

と申しますか、修復のほうに先に費用をかけたいというところもございますので、そちらのほうは順番的にどうかなというところがあります。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 無理につけてくれという話じゃないんですね。今回はあくまでも要望という形で提案させていただこうと思っております、せめて全部じゃなくても一校でも簡易照明をつけていただければということのお願いでございますし、実際春日市が簡易照明1校当たり300万円をつけてあるわけです。だから、通常から比べると10分の1で簡易照明ならつけられるということなんですよ。だから、そういうことも考えて、その辺それぞれ市のスポーツに対する力の入れ方が違うとは思いますが、その点をどっか頭の中へ入れていただきながら、予算に対して努力していただいて、いずれは1カ所でも結構なんで、つけていただきたいことをお願いしたいと思っております。

それともう一件、私、調べる中で、今回他市にはグラウンドの利用規則があったんですよ。太宰府市、ずっと調べたんですけども、なかなか利用規則出てこない。これは太宰府市ではあるのか、ないのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） いろいろご意見ありがとうございます。

小・中学校に関するものに関しては、開放に関する規則というのはあるんですけども、グラウンドについて特に規則等は設けてはございません。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 春日市でも大野城市でも明確に学校施設の使用規則というのがつくってあって、使用時間も明確に、例えば平日なら午前9時から午後9時までと、照明の関係でもありますけれども、規定があるんですよ。ということは、太宰府市においては、これは時間はもう関係ないということですか、利用時間というのは別に決まってない。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 先ほど申しました小・中学校の施設の開放に関する規則の中で、開放時間ということでの制定をしております。先ほど議員の質問の中にもありました冬季の間の平日の利用ができないというところは、今まで日没としていたところが、日没の時間が季節によって曖昧というところで、月によって5時までであったり、6時までであったり、夜間の7時までであったりという形での制定はしております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） これもスポーツ公園ですか、その辺の規定の件も含めてという形ですかね。それはこの間提案されてありますので、その件はたしか環境厚生常任委員会でもご審議がされたと思っておりますけれども、そういう形で小学校の各グラウンド規則に記載されてあれば、それはそれでいいと思いますけれども、他市の状況も参考にしながら、またそういう形で策定されてもいいのではないかなと思っているところでございます。

そういう形で、今回照明設備について、先ほども申し上げましたけれども、ぜひつけていただく、検討をやめたんじゃないくて、これからもぜひ検討をしていただきたいと思います。

それとあと、やはりこれから2019年にはラグビーのワールドカップもございますし、2020年には東京オリンピック・パラリンピックございます。その後も、例えば福岡で世界水泳とか、いろいろな国際大会も行われます。グラウンドを利用するスポーツだけじゃなくて、さまざまなスポーツに対して最近では子どもたちも関心を持って皆さん一生懸命スポーツに取り組んでいる状況が見受けられます。そういった形で、ぜひ太宰府市からもすばらしい子どもたちが将来大きく羽ばたいていただきたいと思います。そのためには、もう少しスポーツ施設の充実を、なかなか本市の場合、決まった予算しかないということで非常に厳しいところはございますけれども、スポーツ施設に対しても少し目を向けていただいて、しっかりその辺は環境整備をしていただきたいと思います。そうしておりますので、その点を要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目、水道事業について2項目伺います。

1つ目は、水道料金の引き下げについてです。

平成22年に料金引き下げが実施され、7年がたちました。水道事業会計を見ますと、決算において、平成27年度は2億400万円の黒字、平成28年度も2億4,800万円の黒字決算となっています。平成28年度に策定されたアセットマネジメント計画、中・長期の健全計画に沿った運営を進めていく中で、さらなる引き下げが検討できないかを伺います。

2つ目は、福岡地区水道企業団における負担金についてです。

太宰府市は、福岡市や近隣の12自治体、1事務組合、1企業団で構成される福岡地区水道企業団から給水量の約3分の2を受水しており、毎月の供給水量とは別に負担金として毎年600万円近くと出資金3,400万円の合計4,000万円近くを支出しています。

福岡地区水道企業団の抱える海水淡水化センターは、平成17年から稼働しており、更新の時期を迎えています。今年度の企業団の予算では、調査研究費が計上されています。この海水淡水化センターが更新となれば、構成団体でもある太宰府市もさらなる負担金の増額が懸念され

ますが、見解を伺います。

2件目は、第7期介護保険事業計画についてです。

現在、平成30年度からの第7期介護保険事業計画を含んだ高齢者支援計画を検討されていると思います。この計画は、介護保険制度の持続可能性の確保とともに、高齢者を取りまく環境の変化や高齢社会における課題等に対応するため策定されます。現在の進捗状況について伺います。

以上、2件3項目について回答をお願いいたします。

再質問につきましては、議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 1件目の水道事業についてご回答を申し上げます。

まず、1項目目の水道料金の引き下げについてですが、平成28年度決算におきましては、当年度純利益として2億4,800万円余りの黒字決算となっておりますが、新会計制度におきましては、長期前受金戻入といった現金を伴わない収益も計上することとなりますため、純利益のうち現金が伴うものは7,800万円余りでございます。

一方、水道事業は、昭和42年に給水を開始以来50年を経過しておりまして、今後、水道水の供給を担う水道施設、管路は順次更新時期を迎えることになってまいります。現在の更新事業といたしましては、大型団地開発の際に布設されました梅香苑地区の給水管の布設がえを実施しておりまして、あわせて梅香苑、高雄方面につきまして、緊急時における水道水の安定供給を可能とするため、基幹管路の整備を計画しておるところでございます。

これら水道施設、管路の主な更新財源につきましては、利用者の皆様からの水道料金となりますが、今後、人口の減少、節水型社会の進展などによる使用水量減少に伴う給水収益の伸び悩みも懸念されるところでございます。

このようなことから、昨年度検討いたしました水道アセットマネジメントによる資産把握をもとに、現在、浄水場を初めとする水道施設や管路の更新につきまして、老朽度合いや機能の重要度、また収支見通しをあわせた事業内容の検討を行っているところでございます。検討に当たりましては、水道水の安定供給と健全経営をあわせて考慮しながら、水道料金につきましても、利用者の皆様の負担増とならないよう配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2項目目の福岡地区水道企業団の負担金についてご回答を申し上げます。

海水淡水化施設は、福岡都市圏の発展に伴います水需要の伸びや頻発する渇水に対応するため、福岡地区水道企業団によって建設され、気象条件に左右されにくい新規水源として平成17年度から稼働をしております。

近年では、海水淡水化施設以外にも筑後川水系大山ダム、那珂川水系の五ヶ山ダムといいましたさまざまな水源開発を行ってきておりまして、これら多様な水源を一体的に運用するとともに、福岡都市圏への水道水の安定供給が行われているところでございます。

また、近年、少雨と多雨の二極化が進む中で安定供給を図るためには、筑後川だけではなく多様な水源を持つことが重要であり、天候に左右されない海水淡水化施設は今後ますます重要になってくると思われます。

施設の改善等につきましては、本年度、福岡地区水道企業団において劣化診断などの現状調査等で課題の整理を行われまして、その後、新しい技術の導入やコスト縮減等の検討を行った上で、設備更新についての方針を決定することとなっております。そのようなことでございますけれども、海水淡水化施設を将来更新することになりましても、一般会計からの繰出金の対象ではなく、福岡地区水道企業団の自己財源によって整備をされますことから、新たな負担金は予定をされておられません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 水道料金の引き下げについてですけれども、今の部長の回答で、負担増とならないように配慮していきたいというふうなご回答いただきました。

平成22年に引き下げをされたんですけれども、引き下げをしても、この太宰府市や福岡地区のこの広域団体15団体で見ますと、4番目に高いというところに位置しています。福岡市に比べても1.4倍という高さになっているわけですが、この現状についてはどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 福岡県内におきましては、料金体系から50団体からしますと21番目、中間点ぐらいに位置しておるところでございます。筑紫地区4市、春日那珂川企業団が両市で一つでございますけれども、その中では高い位置には位置していると。県内については中間点ぐらいに位置しておるところで、過去の取り組みの中で料金の値下げに取り組んできたというところがございます。

今回、この更新ということを考えますと、どうしても料金というものについては慎重に考えていくところが重要だというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この引き下げをするために、職員の皆さんでもいろいろ調査研究なりをされていると思うんですが、今部長の回答にもありました水道アセットマネジメントを策定いたしましたということで、この内容がどうなっているかということをちょっと探したんですけれども、いろいろ探した結果、公共施設等総合管理計画、これ平成29年3月に策定でき上がっていますけれども、この中に19ページのところに、公共施設等の現状と課題というところで、インフラ系公共施設の課題、太宰府市水道事業アセットマネジメントに基づき、老朽管の計画的な維持、改修、更新を行っていきますというふうにあります。これがこの管理計画の中にあります、9ページ、企業会計系の施設で上水道というところがあるんですけれど

も、これの見通しの金額は、今後29年間で整備額が232億円、年平均8億円かかるというふう  
に試算をされていますけれども、この水道事業アセットマネジメントがこの9ページの中に盛  
り込まれているのか、反映されているのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 公共施設総合管理計画と水道のアセットの関連のご  
質問であると思います。

公共施設総合管理計画におきましては、この事業費232億円の更新需要が見込まれると。こ  
れについては総務省の更新費用試算のソフトによって試算をしたというところでございませ  
けれども、これについては脚注がついておりませんで申しわけなかったなというふうに考えてお  
るところでございませけれども、管路についての算定額230億円程度というところで表示をし  
ておるものでございます。これにつきましては今後の公共施設総合管理計画の改定等において  
脚注を入れるなり、また整合性を持たせるなりというところで努めてまいりたいというふう  
に思います。

この水道アセットとの関係でございませけれども、公共施設総合管理計画におきましては、  
市の施設ということで、箱物、建物、それと上下水道、道路、橋梁、全ての分野について、前  
半の中ではこのような施設があつて、更新需要がこの程度あるんだというふうなところでござ  
います。

後段、この公共施設整備総合管理計画におきましては、大きな方針を示しておるものは、建  
物系の建築物についての例えば統合であるとか、新築であるとか、そういった大きな方針を後  
半のほうで述べておりまして、この関係性で申しますと、この水道に委ねられておりますアセ  
ットマネジメントというのは、公共施設等総合管理計画に示されました水道施設、管路など、  
いわゆる水道分野、これにつきまして水道アセットは中・長期的な施設整備の基本的な方針を  
示すというところで、分野別のところに委ねられたところで私どものほうで整備方針を考える  
という位置づけになってまいるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今の部長の説明で、管理計画の中に乗っているこの232億円というの  
は水道管のみで、導水管、送水管、配水管ってここに書いてあるんですけども、この部分に  
関してということで、浄水場などの施設に関してはこれに含まれておらず、ほかに資産がある  
ということでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 私どもで昨年度、同時期でございましたけれども、  
数字の確定時期も若干異なっておるわけですが、結論から申しますと、施設と管路あ  
わせて、この法定耐用年数というのが40年というふうな法定の基準がございませが、それをも  
とに平成28年度から40年間でどの程度法定耐用年数の需要があるかと申しますと、330億円と

いう数字をつかんでおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ということは、上水関係での29年間の整備額は330億円程度になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 先ほど申しましたとおり、40年間の中で耐用年数が切れていくものを積算すると、330億円というところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 40年間で330億円ということは、毎年8億円程度の負担になるという結果になるのかなというふうに思います。

この計画自体、市民の皆さん見られていると思うんですけども、実際には230億円って書いてあるのが100億円ほど違うというところについては、この報告自体が市民の方がちょっと惑わされると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 公共施設の総合管理計画のことでお尋ねですので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

ある一定全体として包括的な考え方として、例えば上水道の今後のあり方ということも考えた場合に、いろいろなやり方があると思うんですよ、今後の経営状況を考えた場合。例えば、管路だけというやり方もありますし、他都市とか、企業からの給水を少し制限して、自前で安全確保のためにやっていくという考え方、いろいろな考え方があると思うんですね。基本的にはここはあくまでも大枠を示したものであって、最終的にはやはり個別計画としての上水道のアセットマネジメントという形で確定していくと。いろいろな側面があると思いますので、それを考慮しながら確定させていただくと、そういうふうな側面でございます。ですから、どうしても個別の計画を立てると、それは少し調整が必要かなというふうなところもそれはもう出てくるかと思いますが、それについては今後の改定のときに整合させるというふうな形で取り扱いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） これからの公共施設の老朽管に対する整備費というのは、これから随分かかってくるということはもう市民の皆さんもよくわかってあることなので、個別計画もできるだけ公表をして、これだけやっぱにかかる、年間これだけのコストがかかるということをはっきり示されたほうがいいのではないかなというふうに今回この水道料金を調べていく中で気づいたところですけども、そのところは検討していただきたいと思います。

水道料金につきましては、今のこれから29年先、また40年先の水道管、それから施設の整備

などでまだまだちょっと見えない部分があつて、これだけそのアセットマネジメント計画の中で考えようとする、また難しいところもあるかと思いますが、やっぱり市民の皆さん、今とても苦しい生活を送られている方も厳しくなっているというふうな状況もありますので、そのところは部長の最初の回答にありましたけれども、負担増にならない、できれば引き下げにつながるような視点を持っていただきたいというふうに思います。

2 項目め、続いてお尋ねします。

福岡地区水道企業団の海水淡水化センターについてですけれども、福岡地区水道企業団は、陸水事業とこの海水淡水化センターの2つの事業があります。陸水事業のほうは黒字であるために、この海水センター事業が出している毎年17億円に上る赤字をカバーしているというふうに聞いています。この海水センター、施設で1日5万tの生産ができるというふうになっていますが、実際は2万tにとどまっている現状もあるようです。この企業団の議会におきましては、この赤字が出る施設は見直したほうがいいのかという意見が出ていますけれども、このことについてご存じかどうかをお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） この施設につきまして、企業団の議会においては、そのようなご意見、また質問等がなされていることは認識しております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 壇上で申し上げましたけれども、太宰府市は、全体給水量の3分の2の1万900m<sup>3</sup>を福岡地区水道企業団から受水をしています。そのうち、この海水センターが平成17年に操業始まったんですけれども、2,900m<sup>3</sup>を今センターのほうから受けているというふうな状況になっています。

太宰府市の水道事業の平成28年度の決算書を見ますと、1日の太宰府市の給水平均が1万5,300m<sup>3</sup>に対して、その海水センターの部分も含めて1万2,600m<sup>3</sup>を確保しているというふうになっていますが、この1万2,600m<sup>3</sup>確保してある内容については、福岡地区水道企業団、また山神水道企業団、そして市独自の松川、それから大佐野の浄水場から来ているということになっています。来年平成30年度からは五ヶ山ダムが完成して、給水が始まって、この福岡地区水道企業団からさらに900m<sup>3</sup>が給水できるようになるわけですが、市の1日の給水の平均に対して確保量が余裕があるというふうに思います。今その海水センターからもらっているこの2,900m<sup>3</sup>がなくても賄えるのではないかとこのように思いますけれども、この点についてのご見解をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） この水源開発につきましては、福岡都市圏全体での取り組みでございまして、もうこの海水淡水化施設の割り当ての供給量まで含めて福岡水道企業団から現在受水しているという状況でございます。これにつきましては海水淡水化施設だけの単体の経営ということではなく、全体として福岡企業団で運営をされておりまして、議員ご



指摘のとおり、能力は5万t毎日生産できるわけでございますけれども、その上水をつくり上げるための費用が非常にかかるというところでございます。そういったところから、現在2万t程度の稼働をされているというところでございます。

一方、現在非常に集中豪雨が多いという話題が多ございますけれども、異常に渇水が発生した場合とか、また福岡導水、私ども太宰府市については、筑後川からの水が7割程度水道の蛇口から出ているという算定になるわけでございますけれども、筑後川の取水制限等が起こった場合、この海水淡水化施設がその分の水源として稼働するという大きな枠組みの中で動いております。これは私ども太宰府市における松川浄水場も、現在は1日の給水量からしますと、福岡企業団の割り当て、そして山神からの割り当てを合わせましても、1日水道利用者の皆様にお配りするには足りないということで松川浄水場を稼働しているというところでございます。いざ今度は少雨傾向になった場合については、自己水源も必要だというふうなことになるので、そういった大きな枠組みの中で動いているというところの認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この海水センター自体がもう赤字を出している、5万tできるところが2万tしかつくっていないというところ、それが福岡市の東区を中心として給水されているということを前提に、今センター自体が事業見直しのための調査が始まっていると。そして、改修などが見込まれているということなんです。さらなる負担があるのではないかとということできさきお尋ねしたところ、今のところ水道企業団の自己財源で行われるので負担金はないというようなお話でしたけれども、このセンター自体が平成17年に操業されるまでの間、建設事業費だけで408億円かかっているという過去があります。今回負担はないというふうに企業団のほうは言っているというふうに部長が答えになられましたけれども、水道水自体が、水自体がつかられていないその施設自体を必要性があるのか、ないのかというところを構成団体の一つ、太宰府市として意見を上げていただきたいというふうに思います。

五ヶ山ダムも稼働が平成30年から始まりますので、このところも含めて考えていただいて、この海水センターのほうのアセットマネジメントにも参画するというような視点も含めて意見をしていただきたいということを要望いたします。部長の回答がもらえればお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 先ほどご回答いたしましたとおり、今回の更新については負担金は生じないというところでございますので、ただ私どもといたしましては、稼働で赤字という施設単体の赤字が出ているというところでの観点で申しますと、太宰府市が福岡水道企業団から受水をする費用にその影響が出てくるようなことについては非常に配慮してい

ただきたいというふうに思っておりますので、負担金は生じなくても、最終的に市民の皆様に供給する水道の受水費、それに影響が出るようなことがないようにという観点では、協議、要望していきたいと、そのようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） その点につきましては、ぜひお願いしたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 2件目の第7期介護保険事業計画の進捗状況についてご回答を申し上げます。

まず、平成28年度中に在宅介護実態調査及び日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしまして、平成29年度に入り、これらの調査の集計、分析を行いながら、重点課題などを抽出しているところでございます。

また、人口及び要介護認定者の推移につきましても、実績値をもとに推計を行っておりまして、今後できる限り直近の実績をもとに修正を行う予定としております。

現在は、第6期介護保険事業計画の体系を参考に、第7期介護保険事業計画の体系案を吟味し、計画書の枠組みを作成しているところでございまして、今後、これらの体系、骨子に調査などで得られた数値や重点課題、または過去の給付費の実績などを盛り込みまして、団塊の世代が75歳を迎える平成37年、いわゆる2025年を見据えての計画書を策定してまいります。

また、本計画書の中では、平成30年度から平成32年度の3年間の高齢者人口、介護給付費、地域支援事業費などを国が示しております見える化システムにより推計したデータをもとにいたしまして、介護保険料の算定も行っております。

なお、これまでの進捗状況につきましては、介護保険事業計画策定委員会を兼ねております太宰府市介護保険運営協議会に随時報告を行いながら、ご意見などをお伺いしているところでございます。この運営協議会につきましては、今年度になりまして6月と8月に2回開催をしております、今後さらに3回の開催を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。

運営協議会自体がもう2回開かれて、あと3回ということで進んでいると思いますけれども、私たち日本共産党太宰府市議団におきまして、6月に日本共産党太宰府市委員会として介護保険制度の充実を求める署名とともに、住みなれた地域で安心した生活を送るために、4つの項目についての請願書を芦刈市長と健康福祉部長に提出をいたしました。この内容を計画に生かしていただきたいと思いますと思ひまして、その請願項目について伺いたいと思ひます。

4つの内容ですけれども、1つは、包括支援センターを複数化にしてほしい、中学校区に置いてほしいということ、それから2つ目は、要支援1、2の方が利用する介護予防について、介護の質を維持してほしいということ、それから3つ目が、介護保険料の改定がこの7期で行われますけれども、これ以上の引き上げを行わないでほしいということ、そして4つ目が、市長会を通じて介護従事者の処遇改善、介護保険財政、介護報酬の引き上げに対する国の負担割合の引き上げを国に要望してくださいという内容で行っております。

まず1つ目の包括支援センターの複数化についてですけれども、昨日の上議員の中でも、方向性としたしましては、支所を1カ所増設する計画があるというふうにおっしゃいました。この支所というのは、センターとの違いは何かということと、中学校区ごとに置いてほしいというのが私たちの要望でしたので、あと2カ所設置することができないのか、この点についてお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、支所と包括支援センターの違いでございますけれども、包括支援センターというものには、まず3職種の配置というのが必要になってまいります。また、そちらでケアプランの作成、そういったものも行うことになります。現在、五条にありますいきいき情報センターの1階の包括支援センターでは、そういう業務を行っているところです。

今回考えております支所につきましては、3職種の配置は考えておりますけれども、ケアプランの作成につきましては、五条にあります地域包括支援センター、そちらでも一括して行うということで考えております。

また、日常生活圏域というのがこの高齢者支援計画の中では中学校単位で設定をしているところでございます。もちろんこの4地域に地域包括支援センターを設置するということが一番理想ではあるというふうには思っております。しかしながら、やはりセンターを設置するに当たっての費用の問題、またそれぞれ専門職の配置、そういったものが必要になってまいります。そういった専門職の確保、また将来的に考えますときに、地域のコミュニティとの関係、これはほかの高齢者のための地域包括センターだけではなくて、子育ての問題であるとかいろいろな問題がございます。そういったものを含めて、この地域コミュニティともあわせて検討していく必要があろうかと思っております。ただ、高齢者の増加、また相談件数の増加などに伴いまして、地域包括支援センターの複数化というのは必要であるというふうに考えておりますので、まずは2カ所、太宰府市の東側と西側という形で1カ所の増設を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

支所に3職種の方が常駐されるということで安心はいたしました。

地域コミュニティの話もありましたけれども、やはり中学校区ごと、歩いていける範囲での

設置をぜひ検討していただきたい。ほかの自治体では、複数あるところも報告がされていましたが、そういうところの調査研究ぜひして、前に進めていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目ですけれども、要支援1、2の方のホームヘルパー、それからデイサービスが介護保険給付から外れたことによって、介護の質が懸念されています。平成29年度、今年度からはシルバー人材センターが生活支援の事業を委託をして展開しているというふうに聞いていますけれども、太宰府市として、このところ、介護保険給付から外れたことによって、ボランティアだったりとかNPOとかに担われていく流れになると思うんですけれども、介護の質、どのように守っていくというふうにお考えなのか、今その運営協議会の中で議論されているのか、内容について伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 介護予防・日常生活支援総合事業の各サービス、これにつきましてはこれまで同様に地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行うことによって利用をしていくことになります。今後につきましても、専門的なサービスが必要な方につきましては、専門的なサービスを利用していただく。

また、利用単価を低く設定いたしました緩和した基準の中でのシルバー人材センターによる家事支援、こちらで対応できるような方につきましてはこちらで対応するというので、利用者の方で当然この介護ケアマネジメントというのをやっていくような形になります。利用者の方とも十分話をしながら、どのようなサービスを提供していくかというのをお互いに納得をした上で提供をしていきたいというふうに考えておりますので、介護の質の低下にはつながらないものというふうに私どもは考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この部分はやはり重要なところかなというふうに思うんですね。まだ介護度が低くて自力で家で生活できるというところをどのように支援していくかということによって、その方が重度化しないというようなことにもつながっていくと思います。

平成26年6月議会のときに、私、今使っています第6期の介護計画の策定のときに、一般質問で同じような内容を取り上げたんですけれども、そのときの福祉部長、担当部長が、この事業についてはNPOとかやっぱりボランティアが担うことになるだろうということで、その育成が大事だというふうに答えられていました。今ボランティアグループやNPOの育成状況、システムづくりがどうなっているのかということと、また何団体あるのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 将来的にはNPOでありますとか、民間企業、またボランティアなどの地域の多様な主体を活用しての高齢者の支援というのが必要になってくると思っております。こういったもの、こういった地域の資源がどの程度あるのか、そういったところも含めて

今回8月から業務を委託しております地域支援コーディネーター、この中で地域資源であるとか、地域のニーズ、そういったものの調査をこれから行うようにしております、今はっきりとしたそういった団体数とかというのは把握できていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

やはりこういう事業に私たちも参加したいといって市民の皆さんみずからNPO立ち上げたりとかという動きもあっているようですので、ぜひこれからはもう急いでやっぱりやらないといけないことだと思いますので、社協に委託をされた生活支援コーディネーターを中心としたシステムづくりを早急にさせていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目です。介護保険料の改定について伺います。

3年ごとにこの計画が策定されるごとに介護保険料の検討が見直しがされるわけですが、基準額になっています第5階層で見ますと、第5期のときに4,830円の負担でした。6期のときに5,070円に240円の負担増になりました。7期での方向性がどうなるかということなんですけれども、私たちが署名など took ときに聞かれた言葉が、この介護保険料の負担が大きいと。実際に保険料を払っているんだけど、介護サービスは受けていないというような払い損をしていると言われる方もいらっしゃいました。これは介護保険制度自体はもうみんな支えるというような制度になっていますので、そういうところは理解していただくことは前提といたしましても、できるだけ個人負担になるところを抑えていただきたいというような要望になっていますけれども、今後7期での方向性はどのように考えられていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この基準保険料の算定につきましては、給付費や地域支援事業費、また高齢者の人口、そういったものから算定をしていくことになります。高齢者の人口の伸びに伴いまして認定者の増加も予測されることです。

また、給付費につきましては、年々増加をしているような状況です。また、今当然介護が必要な方に適切な介護の支援をしていくということも必要でございまして、市内に特別養護老人ホームであるとか、今回地域密着型の特別養護老人ホーム、こういったものの建設も進めているところでございます。そういったところから今後も給付費の増というのが当然予想をされるところでございます。これに伴いまして保険料の引き上げ、これにつきましても全くないとは言えない、そういう状況でございます。

また、この給付費につきましては、国、県、市、また第1号被保険者の保険料、また第2号被保険者の保険料、こういったところで賄うようになっておりますので、給付費が伸びれば、当然この基準保険料、これも伸びていくような形になろうかというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この保険制度が導入されてから、公費の負担が少なくなってきたというところが一つ問題はあると思います。

4つ目に、市長会を通じて国に要望をといるところなんですけれども、こういう保険料についてもそうですし、また介護報酬、働く側の方の報酬の引き上げ、質を充実させていくというところでは、市町村からきちんと声を上げていくということが必要だというふうに思います。これまでどのような働きかけを行ってきたのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 答えいたします。

全国市長会を通じて、いろいろな形で各関係省庁への要望上げておりますが、その中にもこの件が入って、関係省庁への要望という形で上げております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今4つの点で要望内容でお話をさせていただいたんですけれども、このことをきちんとわかっていただいて、毎年ですか、その市長会での要望、太宰府市ではこうだということをはっきりと申し上げて、この制度改善につなげていきたいと思います。

介護保険のこの制度自体が改定になっています。この今回取り上げました要支援者へのサービスの見直しを含めて地域包括ケアシステムの構築については大きな課題になっているところなんですけれども、多くが市町村の裁量に委ねられているところです。市町村がやはりそれぞれの実態に合った内容にしていかなければなりませんので、自治体で自分の頭で考えて、また制定、制度の改正については取り組んでいくことが求められています。

第7期の策定については、平成30年から平成32年までの3年間の策定となります。ケアマネージャーさんや、それから保健師さん、社会福祉士さん、それから民生委員の皆さん、病院関係者など、地域包括支援センターにいらっしゃるその専門職の方、プラス、病院関係者、それから自治会などからの地域の実態、高齢者の皆さんの実態もきちんとつかんで、反映される計画になることを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目、防災計画の充実について、地震対策に対する対策です。

去年の熊本地震は、震源の深さが11kmから12kmと浅震度であり、都市直下で起きた地震であったため、大きな災害をもたらしました。人的被害は、死亡者98名、重軽傷2,322名、住宅被害は、全壊8,146棟、半壊2万8,972棟、一部壊12万9,227棟、最大時の避難者は18万3,882名に上りました。

太宰府市も警固断層があり、内陸型地震が起こる可能性は十分考えられます。そこで、太宰府市においても熊本地震と同じ被害が起きたときを想定した地震対策について、11点質問します。

1点目は、国の支援と義援金についてです。自宅が全壊、半壊になったときの支援金について伺います。

2点目は、避難場所とその責任者についてです。学校、公民館等の責任者と対応する職員について伺います。

3点目は、り災証明書の対応計画についてです。り災証明書の発行は、専門的知識が必要となると思います。太宰府市役所で何名の方が対応できるのか、伺います。

4点目は、ボランティアの受け付け計画です。日本では、災害のたびに全国からボランティアの方が参加されています。対応する場所や職員について伺います。

5点目は、自衛隊派遣依頼の判断についてです。自衛隊の派遣依頼はどの段階で誰がするのでしょうか。また、依頼の内容に段階があるのか、伺います。

6点目は、仮設住宅の建設予定地です。市での建設計画はあるのでしょうか。また、全壊した空き家を仮設住宅にできるのか、伺います。

7点目は、支援物資の保管場所と運搬計画です。地震が起きた場合、陸橋などの通行はできなくなると思います。地震を想定した保管場所と運搬計画ができているのか、伺います。

8点目は、自家発電と井戸水についてです。地震が起きた場合、停電と断水が発生することは間違いないと思います。避難所や病院などの自家発電設備は大丈夫でしょうか。また、生活用水の確保方法はあるのか、伺います。

9点目は、情報収集と伝達方法です。現段階での課題と今後の方向性を伺います。

10点目は、廃棄物対策です。廃棄物の種類分けは何種類になりますか。また、熊本地震と同じ被害が起きたとき、廃棄物の種類分けに変更する考えがあるのか、伺います。

11点目は、上下水道耐震計画です。上下水道の耐震計画と方向性について伺います。また、地震による断水が起きたときの対応について伺います。

2件目は、総合体育館とびうめアリーナの使用についてです。

7月、8月は、総合体育館の駐車場がプールの駐車場になり、体育館での大会要請を断っていると聞きました。何のために空調設備をつけたのか、疑問です。体育館の使用に関する考え方とプール料金について検討しているのか、伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1 件目の防災計画の充実につきましてご回答申し上げます。

まず、1 項目めの 1 点目、国の支援と義援金についてでございますが、国の支援につきましては、自宅が全壊、半壊になったときは、被災者生活再建支援法に基づきまして、全壊の方には100万円、半壊の方につきましては50万円が支給をされます。あわせて、住宅の再建方法に応じて、50万円から200万円の範囲で加算支援金として支給をされます。

義援金につきましては、本市において災害が発生した場合、太宰府市地域防災計画でお示しいたしておりますとおり、市災害対策本部救助班において受付窓口を設置し、寄せられた義援金について取りまとめを行います。その義援金の配分計画案を救助班が作成いたしまして、市対策本部による本部会議におきまして被災状況を勘案し、公平、平等を期し計画を決定し、被災者に配分することになっております。

次に、2 点目の避難場所とその責任者（職員数）についてでございますが、設置する避難所に職員 2 名を配置いたします。運営につきましては、施設の管理者、小・中学校でしたら教職員、公民館でございましたら自治会役員などと協力をいたしまして運営するようにいたしております。なお、長期間になる場合につきましては、避難者の方にも協力を求めるようになってこようかと思います。

次に、3 点目のり災証明の対応計画についてでございますが、り災証明を発行する場合、住宅等の被害認定業務が必要になり、家屋知識のある固定資産税評価に関する家屋調査業務の担当職員や建築士の資格を持った職員が当たることになろうかと思います。なお、担当職員間で判断基準の統一を行うなどの取り組みが必要となつてまいります。

次に、4 点目のボランティアの受け付け計画についてでございますが、これも朝倉市でもありましたように、太宰府市におきましても、太宰府市社会福祉協議会と協働しながら体制をとりたいというふうに考えております。

次に、5 点目の自衛隊派遣依頼の判断についてでございますが、災害対策基本法第68条の 2 に基づき、市長が県知事に対して派遣要請を行うこととなっております。なお、派遣の依頼内容につきましては、被災者の搜索救助や救急医療、救護など、災害発生状況により必要な依頼をお願いすることになります。

次に、6 点目の仮設住宅の建設予定地についてでございますが、一例を挙げますと、通古賀近隣公園などの公園を候補地としては考えておりますけれども、候補地の災害被害の状況でありますとか、ライフラインが確保できる場所などを考慮する必要があるため、綿密な絞り込み等については行っておりません。

次に、7 点目の支援物資の保管場所と運搬計画についてでございますが、現在、具体的な計画はできておりません。熊本地震において大量の支援物資の保管、選別する場所や運搬方法、経路など、被災された自治体で相当苦慮をされ、今後の課題にもなつておるところでございます。国におきましては、熊本地震の教訓から、人的、物的支援体制について地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを提示をいたしておりますので、今後検討が必要と

いうふうに考えております。

次に、8点目の自家発電と井戸水についてでございますが、市役所、とびうめアリーナに非常用発電機を備えておりますが、避難所となるその他の公共施設については、非常用電源設備の備えはございません。

次に、生活用水につきましては、飲料水は衛生面から備蓄飲料水の支給や給水活動により供給をすることになります。なお、とびうめアリーナには井戸を確保をいたしております。

次に、9点目の情報収集と伝達方法についてでございますが、市民の安否確認の情報をいかに迅速に収集できるかが課題であり、救助、救援のために自主防災組織や自治会での安否確認の重要性を周知していきたいと考えております。また、情報の伝達につきましては、コミュニティ無線やV-n e t、フェイスブック、ツイッターなど、使用可能な伝達手段を使って伝達することを考えております。

次に、10点目の廃棄物対策についてでございますが、災害により発生したごみの収集、運搬、処分に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠しつつ、太宰府市地域防災計画により円滑かつ適正に行うことといたしております。

ご質問いただきました災害廃棄物の分別につきましては、通常のごみ収集で行っております分別方法ではなく、燃えるごみ、燃えないごみ、瓦れき・木くず類、その他と、大まかに4種類に分別して対応することになるかと想定しているところでございます。

なお、11点目につきましては、公営企業担当部長のほうから回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 11点目の上下水道耐震計画についてご回答申し上げます。

平成28年度末現在の上水道の耐震状況につきましては、上水道管の総延長から見ますと、全延長約331kmのうち耐震管は約29kmでございまして、全体の耐震化率は8.8%となっております。

近年の具体的な取り組みといたしましては、昭和40年代に開発されました大型団地におきまして、老朽管の布設がえにあわせて耐震化対策を行っており、また梅香苑、高雄方面につきましては、緊急時における水道水の安定供給を可能とするため、基幹管路の整備を耐震管で計画をいたしております。

今後の更新、耐震化に向けては、水道施設、管路の老朽度、重要度も視野に入れて、現在事業内容の検討を進めておるところでございます。

下水道の耐震状況につきましては、市内下水道管の総延長約286kmのうち耐震管は約32kmで、耐震化率は11.2%となっております。

下水道管の耐震化については、平成26年度に下水道長寿命化計画を策定しておりますので、本計画に基づきましてカメラ調査及び耐震診断を行いまして、順次整備を進めておるところでございます。

地震などの災害時に断水が発生し、応急給水の必要が生じた場合の対応につきましては、市内小学校など10カ所を応急給水ポイントとして設定し、飲料水の供給を行うこととしております。市の浄水場が稼働できる場合は市内の水で供給をいたしますが、浄水場や管路が被災するなど被害状況が甚大な場合につきましては、熊本地震の際と同様に公益社団法人日本水道協会加盟各自治体に応急復旧や応急給水を依頼することとなります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

ちょっと項目が多過ぎたなあと反省はしているんですけども、まず義援金についてお伺いしたいんですが、まだ勉強不足で、義援金は、基本的に使用目的というか、使用方法是制限はないけれども、太宰府市の場合は被災者に対して公平公正に分配をしていくということではないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 公平公正に分配をしていく、義援金につきましては、ということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その公平公正と被災者という部分で、例えば僕がアパートに住んでいた場合とか、自宅であった場合、それが個人なのか、家族なのか、そういう僕が死んだ場合、けがをした場合、そういういろいろなことを加味されて公平公正に義援金を支給されると。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災状況を勘案してということでございますので、その他もろもろの事案までを加味したというようなことではなかろうかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） あくまで申請した人に対してそれを集約して、その状況でなくて、平等にということですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 義援金ということでございますので、救助班の班長でございます私からお答えしたいと思いますけれども、その内容というのは特に定めは、特にこういう場合はこうしなさいというような決まりがあるわけではございません。その状況に応じてやっていくことになるわけですが、これは先日多賀城市の例をちょっと見てみましたところ、いろいろな状況に応じて、こういう場合は幾らというような形で決められておりまして、それからこういう方は申請をしてくださいということで申請を受け付けるというような状況になっておったと思います。ですから、そのときの状況によりまして一番適切な方法を考えまして、それによって対応していくということになろうかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） あと、今度国の支援金、対象世帯、結局全壊、大規模半壊であったり、半壊であったり、り災証明を受けた方が国からの支援金であるとか、最高300万円ぐらいになるんじゃないかなと思いますけれども、そういう方のみが受けれるという理解でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 支援金の支給までの手続といたしましては、まず適用の公示というのが国、県で行われます。その後、り災証明書の交付を市区町村で行いまして、それを持って申請をしていただくというような形になってまいります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 例えば、空き家であるとか、別荘であるとか、アパートの場合は、国の支援金は受けられるんですか、受けられないんですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 基本的にはこの被災者支援制度ということでございまして、生活再建というのが一つの大きな目的になっておりますので、その観点から見たときに、誰も住んで家が倒壊したときに出るかというのは、若干ちょっと趣旨とずれる部分があるかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 基本的に太宰府市で生活してある方で、全壊か半壊によって変わってくるり災証明書をとにかく持つておかなければだめだということですね。

2点目に移りたいと思いますけれども、ホームページ見ると、1次避難場所が54カ所、2次避難場所が21カ所、緊急一時待機施設が17カ所、ホームページに載っていますけれども、使い分けというか、何となくわかるんですけれども、実際地震が起きたときの避難場所の基本的な考え方についてご説明していただけたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1次はその名が示すとおり、初期段階といいますか、もう臨時的な避難所、長期にわたる場合が2次以降というような形になってこようかと思いますけれども、地震の際の指定緊急避難場所は市内に55カ所ですね。地震の際の指定避難所、小・中学校が21カ所というような形になっておりまして、その他福祉避難所が4カ所、あと協定避難所、大学等の避難所が14カ所——地震の場合——というような形になってございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 自分で自助の場合になると思うんですけれども、やっぱり熊本の場合は、結局地震のとき一回避難されて、火災もなかったんで、少なかったと。でも、地震があって自宅に帰られた方、その後の余震によって亡くなられる方が多かったみたいで、やっぱり地震の場合、かなり恐怖心を覚えられて、災害直後は車での避難というのを、自助の場合になると思うんですけれども、そういったことも大事じゃないかなと思います。

職員が2名ということなんですけれども、学校の教員していたんで、もし災害の場合はもうそういう働かなければいけないという法的な部分、あと市役所の職員の方、それ以外にボランティア以外でそういう法的にというか、絶対働けねばいけない人というのはほかに考えられますかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど2名と言いましたけれども、救助班と教育施設班の避難担当職員が職員2名1組で派遣をするというような形になって、避難所生活が長期化する場合につきましては、そこら辺の施設の管理者でありますとか、あと自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難者自身による自主運営の形態を行うように努めて、避難者数によってまたその避難所の担当職員が増減はしていくかと思います。2名1組が基本ではございますけれども、そこら辺の増減はしていくものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 熊本の方、食事がパンとかいろいろあって、食事に対して飽きたみたいなこともあって、太宰府市の場合は小学校で自校式調理場あるんですけれども、民間委託しているから、そういう場合にその調理場を使って食料をとというようなことはもうお願いはできないわけですね。言っている意味わかりますかね。もう普通の民間の方が小学校の自校式やってみた場合に、公的な部分であれば、災害のときにその調理場利用というのは考えられると思うんですけど、民間の場合もそれはお願いできるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 災害時の明確な契約の中で、そういったものを取り決めはしていないと思いますけれども、もうそういった要請はできるのではないかというふうには考えています。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もしそういう要請ができるならば、それがいいと思うんですけれども。

避難所で熊本で結局最初配付されるときに並ばなければいけない、食料とか飲料水。それは平等だと思うんですけれども、結果的に高齢者の方とか、障がい者の方とか、長いこと待つということができずに諦められた部分もあったように聞いているんですけれども、そういう部分での配慮というか、高齢者の方とか、障がい者の方に対する——大変な状況のときはなかなか難しいと思うんですけれども、そのマニュアルというか、避難所に置いているマニュアルみたいなのはあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先日、障がい者の団体でのそういった防災の研修がございまして、その中で防災専門家のほうから報告があったんですけれども、今言われたような列に並べない方、こういった方への配慮が特に必要ですよということでご説明を受けたところでござい

す。私ども、当然運営していくに当たっては、そういった点の配慮というのは十分にしながら行っていく必要があるというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次、3点目についてお伺いしたいんですけれども、り災証明の発行、かなり専門的な部分になると思うんですけれども、今太宰府市役所職員の方でその対応ができる方というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1投目の答弁の中でお答えいたしましたけれども、家屋知識のある固定資産税評価に関する家屋調査業務の担当職員、または建築士の資格を持った職員が当たるということでご回答させていただきましたけれども、具体的に何人というような人数の把握まではちょっと行っておりません。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 手続の時間というのはすぐに進むんですかね、り災証明の手続を行う場合。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 熊本地震のときの事例からいいますと、大体1時間ぐらいかかるというようなことを聞いております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その熊本地震の記録によると、り災証明書の発行手続が長蛇の例で、高齢者は時間がかかるため、並ぶことを諦めた人もいた、またり災認定に納得がいかず、再調査を求める人が多く発生したというふうになっているんですけれども、全壊か半壊かによってかなりその後の保険の絡みも出てくると思うんですよね。そこを正しく。り災証明書をもらわないと、その後の被害を受けられた方の市民の方は動けない。そこを早急にしなくちゃいけないとなったときに、先ほどの人数がまだはっきりわからないとおっしゃっているんですが、その災害の規模によっては実際できるのかというところがあるんですけれども、できますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今回の朝倉市の例をとってみてもわかりますように、り災証明の職員、そういった担当する職員が少ないということで、県内の市のほうから応援をいただいて、り災証明の部分に当たったということを聞いておりますので、あれだけ大きな災害となると、何時間も待たせるような形になろうかと思っておりますので、そういうふうなところも含めて、昨日堺議員のほうからも質問があつておりました被災者支援システムというものが有効ではなかろうかというような今検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 一つの自治体では、かなり災害に対しての対応というのは非常に僕も難

しいんじゃないかなあとと思います。

質問ですけれども、マンションの場合の考え方はどうなるんですかね。一戸建てであれば、何か素人ながらも全壊、半壊とわかるんですけれども、マンションの場合はそのり災証明は関係ないんですかね。マンション独自になるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 調査班長ということで、私のほうから回答させていただきます。

いろいろな宅地とか建物、やっぱり被災いたしますと、まずはそこに入れるかどうかというような応急危険度判定というのを実施いたします。先ほど来職員の体制ということでご提言いただいているんですけれども、実際災害の状況によって職員の配置というのがかなり異なってくると思うんですね。そういうふうな応急危険度判定についてもできるような職員というのは10人を下らないぐらいにいるんですけれども、それに専念できるかというところでもない。もっと重要な、緊急な仕事についている職員もいるわけです、復旧とか。だから、全体的にそこら辺は災害支援を十分受けて、よその市町村等からも入っていただいてやっていくような状況になるかと思います。

その応急危険度判定というのは、当然ながら資格によって民間の方もいらっしゃいます。そういうふうなボランティアも受けて、マンションであろうと、RCの建物であろうと、普通の住居であろうとやっていくと。それが恐らく初動的な問題で、2週間以内ぐらいには何か動き出すような体制をとっていく必要があると、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） り災証明をまずいただくように市民も行うということと、自分もそうなんですけれども、車とかであれば保険に対してやけれども、地震に対しての自助というか、市民独自も災害に対して考えなければいけないのかなあと思いました。

4点目ですけれども、ボランティアの受け付け、かなり今災害が多くて、そのたびにかなり全国から多くのボランティアの方が来られる。太宰府市で対応されるとき、この場所等は検討されていないというような、候補地みたいなのは本当はある。ボランティアの方の対応する場所というか。いろいろな状況があって、何カ所か持っておかれたほうがいいのかないかなあと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 小・中学校等が想定をされるわけでございますけれども、その小・中学校も被災をする場合もございますので、先ほどの復旧住宅の考え方と同じでございますけれども、どこという絞り込みまでは行っておらない状況です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 政庁跡とか使えないんですよね。

ちょっと質問まずかったですかね。時と場合には考えられる。

○議長（橋本 健議員） 回答できますか。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 簡易的なテントを立てるぐらいのボランティアの受け付けだけだったら対応できるのかなあというふうに思いますけれども、車の乗り入れとかということを考えると、なかなか難しいところがあるのかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） では、続いて5点目の自衛隊派遣の依頼なんですけれども、単純に明日の朝熊本地震というような場合があったとき、例えば市長とか部長の連絡というのは大丈夫なんですかね。それ用に毎日緊急的に、何かあったときはこういう連絡をとるという方法はあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自衛隊の派遣の関係につきましては、災害対策本部が設置をされた場合につきましては、陸上自衛隊の春日市にあります第4後方支援連隊からも隊員2名が先遣隊として災害対策本部に来られます。そこでその先遣隊員は、市の災害状況の把握でありますとか、あと自衛隊派遣のオブザーバーとして積極的にかかわっていただき、さまざまな助言をいただくということになってございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 前に議員で自衛隊のほうに行かせていただいて、いろいろ説明受けて、ああ、自衛隊すごいなと。やっぱりいろいろな災害経験されてあるから、福岡市を全体的にすごいなあと思ったんですけれども、そのときに質問したときに、自治体によって自衛隊の方もすぐ動ける場合となかなか動きにくい場合、それは首長判断が大きいというふうにお答え受けたんですけれども、具体的にはどういったことなんですかね。そういうことがあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 最初にお話をいたしましたけれども、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長がそういった県知事に対して派遣要請、もう大変だというようなことであれば派遣要請を行うというような形なろうかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、詳しく聞く中で、僕としては、人命大切に、壊さないと助けられない部分があって、もうそれはとにかく人命第一だというふうな依頼であれば自衛隊も動きやすいということなのかなあと思ったんですけれども、太宰府市としては、もうそういう場合はどうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災者の捜索、救助とか、救急医療、救護が必要であるという場合、生命に危険があるというようなところが第一義だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） では次、6 点目の仮設住宅の件なんですけれども、災害にもよるんですが、この答弁によると公園を予定されているということなんですけれども、公園だけで大丈夫ですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災した家屋がどのくらいになるかというような被災状況にもよろうかと思えますけれども、市内にさまざまな公園ございます。歴史スポーツ公園、都府楼の広場、通古賀近隣公園、大佐野公園、前田公園とか、佐野近隣、高雄公園、少年スポーツ公園、これ全部この8カ所を合わせましたら、大体二百六十数戸の仮設住宅が建てられるというふうな計算は行っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 例えば、アパート住まいの方とか、高齢者の方とか、もうアパートが住めない状況になったとき、公営の市営住宅とかそういったことを仮設というか、そういうふうなことは可能ですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 太宰府市の公営住宅でも空き家というのはございませんので、県営住宅とかそういったところの空きがある分についてはそういった要請等はできるのではないかと思います。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 7 点目、支援物資の保管場所と運搬ですね。特に地震の場合、橋とかそういう高速においてもどうなるかわからない状況で、かなりもう渋滞するだろうと、どんな対策を持っても。そう考えたときに、その場所候補としては何カ所かあります。やっぱり今のところ想定できないということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 被災された場所が太宰府市の西にあるのか、東にあるのかというようなことによっても変わってまいとは思いますが、実際この平成28年の熊本地震で明らかになった課題を踏まえて、ガイドラインというものが本年の3月末より提示をされております。受援、人的、物的支援に対しての体制づくり、受け入れ担当場所などを明確にすることはもう急がれることは間違いございませんので、その支援物資の保管場所とか運搬道路ルートを含めて市の防災計画などに早急に織り込みたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） ちょっと時間もあれなんで、9 点目のほうに。

情報の収集と伝達方法について質問したいんですけれども、ご回答ではかなり大丈夫かなあとは思いますが、実際何年か前、寒波によって水道管が破裂して断水と。それを広報活動と

かされたけれども、なかなか市民の方からは十分理解していただけるようなことができなかった。これは大きな課題だとは思いますが、それ等含めて自衛隊であるとか、消防とか、避難場所であるとか、市役所の対策本部、その連携ですね。熊本の場合は、1週間ぐらいそういう連絡がなかなかとれずに、食料、水がない、小学校。道挟んで自衛隊のほうがあって、そこにあったらしいんです。その連絡ミスでできなくて、かなり困ったと。熊本の国府高校、これはもう電車通りで市内すぐなんですけれども、そのグラウンドにSOSと。話を聞いてみると、そこはもともと避難所じゃなかったらしいんです、国府高校は。小学校でいっぱいになって、国府高校にきた。食料、水がないって、そこは寮生活なんで、サッカー部の高校生がSOSというふうに書いたと。なかなか今の段階では想像できないようなかなりの状態にはなるとは思うんですけれども、ちょっと時間もないんで、とにかく何かできるんじゃないかな。もう一步、連絡網でやるとか、市民の方への伝え方とか、被害状況であるとか、素人考えだとドローンもあるし、今の携帯もかなりSNSも使って、今防災メールとかそういった部分ではあれやろうけれども、もう一步何か市民の方に伝達するような方法を具体的に考えていったらいいんじゃないかなあというふうに思っています。

10点目の廃棄物についてもですが、ご回答どおり、熊本で最初十数種類に種類を分けたんで、かなり復興が遅れて、その後やっぱり4種類。災害の場合、こういうふうに今打ち出されているように、燃えるごみ、燃えないごみというふうに早急にやったほうが復旧は早いと思うんですが、仮置き場とかは考えてありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 衛生班ということで私のほうでご回答させていただきますけれども、現在仮置き場については、具体的にここというのはまだ決めておりませんので、災害のエリアでどこにするかというのを早急に決めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） なかなか難しいとは思いますが、よろしくお願いします。

11点目の耐震計画、水道管の、水道代を上げるわけにもいかないんで、計画的に今何%やったかな。今8%。どの程度の年数をもって耐震の水道管計画を考えてあるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） これにつきましては先ほど答弁しましたが、40年の更新需要があるということでございますから、これは終わりのない取り組みではございますけれども、40年間の中でも丸々それを40年でやれるかということについて、非常に厳しい状況でございます。そういったところから、避難所でございますとかそういうところの重要な管路、例えば浄水場がやられますと供給ができないというような状況もありますから、そういう老朽度、重要度を見て今後事業計画考えるという、今はそういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 答弁の最後のほうに、熊本地震と同様な場合、公営社団法人日本水道協会加盟自治体に応急復旧というふうに協力してやっていくと思うんですけども、熊本地震レベルで水道管の復旧というのはどれくらいかかるものですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 熊本市水道局、これは大きな組織でございますけれども、そこにつきましては1カ月ぐらいでおおむねの復旧が終わった。その近隣の市町については、やはりどうしても技術の問題でございますとか、技術者の問題、そういったことから若干長くかかっておったんじゃないかなと思います。比較的熊本市については早かったのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） トータルの2点ほどもう一度お聞きしたいんですけども、先ほどかなり災証明であるとか、なおかつ高齢者の方であるとか、細かい指導するにはかなりの職員数がいると思うんです。その支援物資の保管についても、太宰府市でもし災害があったときは、大野城とか、筑紫野とか、春日、もう筑紫地区全体が災害に遭う確率は非常に薄いんじゃないかなと。そう考えると、今県とかいろいろそういうできているけれども、筑紫地区として、自治体で責任持ってやらないかないけれども、協力する部分、ボランティアの方がいっぱい来ていただいたときのとか、支援物資とか、専門的な職員の依頼とか、何かそういう筑紫地区独自で災害に対しての協力体制、規約みたいなものはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 筑紫地区でそういった災害に対する協力、連携の協定みたいなものがあるのかということでございますけれども、実際にその筑紫地区内の協力の協定というのはございませんが、災害時における福岡県内の市町村間の相互応援に関する基本協定というのはございます。これは県内の市町村全てと結んでおるわけでございまして、必要に応じて協力を求めていくということになるかと思います。今回の朝倉市の支援の例をとってみましてもおわかりかと思いますが、避難所の運営でありますとか、あと支援物資の受け付け、搬送、あと災害ごみの受け入れ等の支援について、県市長会を通じて要請して、支援を求める。私どもも当然こういった部分の支援については入っているというような形でございます。これまでも筑紫地区の結びつきからいっても、つながりも強いものがございますので、あえて協定まで結ばなくても、即時に対応していただけるものではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） おっしゃっていることも理解しますが、でも何かもう一歩踏み込んで、安心感というか、筑紫地区で災害を考えれば、いろいろなことが可能になってくるような気がするんで、できれば前向きに検討していただきたいと思います。

それともう一点、財政面ですけれども、財政調整基金、今太宰府市の場合、平成28年度が27億9,301万5,000円ありますけれども、その財政調整基金については十分なのか、目標の金額があるのか、あれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 財政調整資金でございますけれども、今徳永議員さんのほうから平成28年度末の資金残高約27億9,000万円ということでお示しになられましたけれども、実際、平成15年度の豪雨災害におきましては、平成17年度までの3年間で約27億円の支出で、そのうち財政調整資金の取り崩し額といたしましては約16億5,000万円ほど取り崩しております。災害の規模がどのような形かによってこの取り崩し額は大きく左右されると思いますけれども、少なくとも一つの災害で20億円程度の財政調整資金は用意しておかなければならないものというふうに認識はいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 災害はできるだけないほうがいいと思うんですけれども、ただ朝倉市のほうに聞いてみたら、財政調整基金は四十数億円あったそうです。それも切り崩して、専決でもう100億円で、国からの激甚災害指定で、国も2,000億円ぐらい使うと思うんですけれども、なかなか国の補助が全てというわけではないので、もうどうなるかわからないということを考えれば、何があるかわからない。難しい問題ですけれども、100億円ぐらい。平成19年度は3億2,700万円やったんです。もうかなり頑張られて増えてきている。ここで31億円がちょっと切れて27億円になっていきますけれども、これは自治体として持っていて悪いことはないと思うんで、できればそういうふうに頑張っていただきたいなあと思っております。

じゃあ、次の質問をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2件目の史跡水辺公園と総合体育館の使用についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの総合体育館の夏季使用に制限のルールについてでございますが、屋外プールの夏季営業期間は、史跡水辺公園と総合体育館の利用者が駐車場を供用利用することから、指定管理者との協議により運用基準を定めています。

今年度の夏季営業期間は、7月15日土曜日から7月17日月曜日及び7月20日木曜日から8月27日日曜日といたしました。今年の駐車場の混雑状況は、平日は30%から50%程度、土日は90%から100%の状況でした。屋外プールの開放期間は、毎年多くの利用者があり、昨年の年間プール利用者の約半数がこの2カ月に集中しています。

以上のことから、屋外プールの営業期間は、体育館利用者の駐車場の確保が困難となるため、次のように運用基準を定めています。

プレオープンを含む7月の土、日、祝日は一切の大会開催不可。8月の土、日、祝日は駐車場の確保を主催者自身で行うことを条件に大会開催可能、総合体育館駐車場は、大型駐車場のみ利用可、一般駐車場は大会での利用禁止。7月及び8月の平日は指定管理者と要調整。規模によっては検討する。平日の一般駐車場状況は、プール利用者を含め約200台、残り100台弱の駐車台数でおさまる小規模大会であれば可。利用状況によっては仕切り等を設置する工夫が必要。

以上のように実施して行いました。

次に、2項目めの水辺公園のプール使用料見直しにつきましては、現在経営企画課が中心となって行っている公共サービスの総合的な見直しとあわせて検討するよう考えております。

料金見直し検討材料として、今年度にプール利用者への聞き取り調査を実施し、利用者の居住地、交通手段、利用人数の確認をしたところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 1日のプールの一番多かった日というか、日曜日だったと思うんですけども、大体何名ぐらい来られていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 済みません、特別にその日カウントしたというようなデータはないんですけれども、3,000人程度だったということで聞いております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その3,000人程度の太宰府市民の方の割合というのはどれぐらいかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今年、先ほど聞き取り調査をしたということでお答えいたしましたけれども、土曜日行った部分と平日に行った部分ということで、総合的な集計で見ますと、市内の方が約4分の1、市外の方が4分の3を占めているという形になっております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 非常にいいことだと思うんですね。たくさん来て、家族サービスというか、非常にいい施設だと思うんです。ただ、市民の方が特権というか、太宰府市の総合体育館の場合は、市外の方、市内の方、はっきりしていると思うんですけれども、市民プールの場合の使用料金についてどうなのかなあと。安くいっぱい楽しんでもいいんですけども、結局太宰府市民の方の子どもたちのメリットというか、そういったものが今のままではないような気がするんですけども、何か検討されていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 一応近隣、筑紫地区の市民プールの料金についても調査させていただいたんですけども、春日市も大野城市も那珂川町もプールがある。筑紫野市にはプールはもう

ないんですけれども、市内、市外者の料金の設定は特に区別していないということになっておりました。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そうですね。でも、何かかなり多い。その分体育館が使えないという。非常に太宰府市の体育館、評判がいいんです。もう春日市の体育館よりも太宰府市の体育館でやりたいと。何のために空調をつけたのかなあと。プール優先やなくて、プールと体育館が共存するというか、基本的な考えはそうやないとおかしいんやないかなあと思うんですよね。オリンピック前で、太宰府市の体育館をかなり有名な選手なり何か使いたいということであれば、プール休みにしてもいいんじゃないかなと。プール優先という考え方がおかしいんやないかな。中学校でやるとか、中体連でやるとか、空調付きの体育館、非常に少ないです。どうしても使いたいということであれば、今までは体育館がなくっても水城西小の駐車場でプールは実際やっていたわけですし、太宰府西中、学中もありますし、駐車場の問題は何か解決できるんじゃないかと。せっかくいい施設を太宰府市持っているんで、共存するような、偏った考えやなくて、この2つの施設をよりよく利用できるように、ぜひ部長のほうが考えていただいて、今のままでは僕は何かと問題があるんじゃないかなと思うんです。だけん、課題をちょっと考えていただいてしていただければと思っています。

それと、関連してですけれども、市長のほうにできればお伺いしたいんですけれども、この行政報告の3ページ、⑤機構改革を副市長が主導し、文化、スポーツ部門を教育部に移したが、受け入れの体制がなく、宙に浮いている文化、スポーツの課題がある。この読んだときに、ちょっと僕、理解できないんで、もしよければご説明をいただけたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 3月までに文化振興審議会の人員構成なり決まっております、それを新年度移った先で進めるということがあったわけですが、そのあたりのところがまだ具体的になっていないところがあったり、幾つかの事例で宙に浮いとところが幾つかあるので、しっかり協議しながら進めていかなければいけないのではないかとこのことを言っておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今日はもう時間がないので。

あともう一つ、プールもかなり古くなってきていますけれども、メンテナンスの計画とかあるんですかね。まだ十分その必要はないんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） プールのメンテナンスに関しては年1回定期的に行っているんですけれども、あと塗装の部分がちょっと今進んでいないということですので、これも計画的に行うような形で図っていきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 大きなメンテナンスまではまだ必要ないということによろしいですか。
わかりました。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 8 番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番小畠真由美議員の一般質問を許可します。

〔12番 小畠真由美議員 登壇〕

○12 番（小畠真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしております  
した2件について質問をいたします。

1 件目、定例議会初日に行われた市長行政報告について質問をいたします。

定例議会初日、冒頭の行政報告において、芦刈市長は、副市長を解職した理由として、6 月  
議会の問責決議の後、大事な9月議会にどのように動くのか提案がなかった、報告、連絡、相  
談がなかった、P D C Aサイクルの実現も図らなかった、市役所改革に否定的だったなど6 項  
目を挙げ、解職理由の正当性を主張されました。果たしてこれらの事柄が副市長解職の理由と  
なり得るのか、全く理解できません。一人の人間が長きにわたり実直に歩んでこられた人生に  
大きな傷を残すことに匹敵する理由でしょうか。そして、そのご家族の心の痛みに値する内容  
でしょうか。残り1年半の任期満了までなぜ待てなかったのか。関係改善の努力をどのようにな  
されたのか、お伺いいたします。

また、来年度の予算編成に向かうこの大事な時期に市政運営に混乱を招く発令をされた責任  
をどのようにとられるのか。副市長人事案件初めその他の市長提案について、議会の総意とし  
て認められなければ、為政者としてみずから民意を問う決意をご自身がおっしゃった政治生命  
をかけた決意としてご披露いただきたいと存じます。

2 件目、就学援助について。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用  
品や給食、修学旅行の一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度です。しか  
し、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給はされるもの  
の、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保  
護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。

今般、文部科学省は、その要保護児童・生徒援助費補助金要綱を改正し、就学援助を要保護  
児童のランドセルの購入と新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校が2万

470円から4万600円に、中学校が2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象にこれまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされています。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童・生徒に限ったものであり、準要保護児童・生徒はその対象にはなっていません。また、要保護児童・生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本市においてこの文科省の制度改正に伴う要保護児童・生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き基本的には生じないと認識いたします。

そこで、準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応について伺います。

入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、速やかに準備を進めていくことが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の行政報告についてご回答いたします。

副市長の解職につきまして、改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として経験豊かで市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらおうと考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまう事案があり、報告や相談が少なくなっていました。副市長は、4月17日の経営会議直前に、中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明するに至りました。私の公約を実現するのとは反対の方向でした。行政改革についても、今までどおりでよいと改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこの方では市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 私は、原稿を総務文教常任委員会の前までにしっかりと出させていただいておりますが、どれもヒットするような回答を得ておりません。

いいです。再質問でしっかりと聞かせていただきますけれども、市長、実は私、この原稿を書くに当たって、市長が政治生命をかけるということを今回初日におっしゃいましたので、この政治生命をかけるというときは出処進退について明らかにするという事ではないのかということで、芦刈市長が為政者として筋を通して、誠実に次の布石を打てますようにと、雄弁であれとエールを送ってこの原稿を書かせていただいた次第ですので、最後のこの私の質問の中にございます議会の総意として市長が提案なさったことが全て通らなかった場合、みずから民

意を問う決意をご自身がおっしゃった政治生命をかけた決意としてご披露いただきたいということは最後にお聞きしたいと思っておりますので、まずもって今まで多くの議員がこの問題について多くの質問をしてられましたので、総括も含めましていろいろと細かく聞いていきたいと思っております。

まず、市長にお伺いしたいのが、このPDCAサイクルの実現も図らなかったということですから、行政におけるPDCAサイクルとは何でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） PDCA等々含めて基本的な施策あたりをどう進めるかということが問題なわけですし、これは副市長だけの問題ではなくて、去年の末まで市役所には月間のスケジュール表がありませんでした。各部が何をするのか、各審議会がいつどういう形で行われるのか、どういう形のイベントがあるのか、またいろいろな対外的な動き、こういう月間のスケジュール表がないということに去年の後半で気がつきました。これってよく考えると、とっても大きいことだというふうに認識いたしました。すなわち、行政が縦割りになっていて、お互いが何がどういうふうに進んでいるのか共有し、全体的にこの課題についてはここでこういうふうに議論し、私が必要なのは、月間スケジュール表だけではなくて、年間の予定表というのが必要だというふうに思います。今年の計画はこうだと。だから、それでこの計画についてこういうふうにプランを立て、D o し、チェックし、そしてまたアクションするというそういうものが大きな流れの中で、私、2年ほどたったところで月間予定表と年間の工程の予定表がないということに気がつきまして、これを何とかつくらせるという形で動いておりますが、そういう意味で各縦割りだけではなくて、どう連関して進めていくのか。これはとっても大きい問題ですし、基本的にそのチェックをする部門というのはやはり私の下のところでしていただいて、進めていくということが必要なわけですが、そのあたりのところができて、そういうスケジュール表がないということ、これはとっても大きい問題だと思っております。何とか3月ぐらいからはできるように月間スケジュールはなっておりますが、年間の工程はまだできていないということで、PDCAサイクルというのは、そういうようなことが市役所の中でどういうふうに行っているのか、それを副市長にも言いまして、そういうところをつくるなり、チェックするなり、全体的な工程管理は私がするわけにはいきませんので、それなりのところ、しかるべきところでしていくのが課題だというふうに思っておりますし、そういうものをちゃんとつくり上げていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 済みません、スケジュールの話だけでそんなに時間をとらないでいただきたいと思っておりますので、簡潔で結構でございます。

全く違います。行政のPDCAというのは、行政評価制度というのがあるでしょ、市長。行政評価制度の中にきっちり落とし込まれているじゃないですか。そして、人事評価制度という



のは、トップの市長がしっかりとP D C Aサイクルを見ていくというふうになっているわけでしょう。なぜスケジュールがないだけで首を切られるんですか。

行政評価制度について、ではご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） こういうものの象徴としてスケジュールなり、工程があるんだということと、それぞれの一つ一つの関連が必要だということで私は申し上げている次第です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 昨年の3月に市長と随分この行政評価制度について議論をさせていただいたのを覚えていらっしゃるでしょうか。この中に外部評価委員会を入れるとか、そういったことも含めて人事評価制度、そういったことも含めて1時間近く議論をさせていただいたわけですが、しっかりとこの中でP D C Aサイクルを回すようなシステムを構築されつつあるじゃないですか。なぜそれがスケジュールがないということで副市長についてそういった処分をされなければならないのか、全く理解に苦しみますし、また副市長は、機構改革についても、この3月議会の中でさまざまな提案をさせていただいたときに、例えば1階の福祉窓口をしっかりと充実をさせて、レイアウトも全て変えながら、そしてそれから先、小畠議員、子育て世代包括支援センターのほうも国の流れの中でやっていかなければならない制度の機構改革として頑張っていくというふうなことで、この前部長からご説明があったように、子育て世代包括支援システム、いわゆる太宰府版ネウボラというものも質問いたしました。これも子育て支援センターを核にしながら今できつつあるじゃないですか。国の制度の中での機構改革に沿って、よそと遜色がないように、副市長動いてあるじゃないですか。1階の福祉の窓口も随分とワンストップ化を私も訴えてまいりましたが、大分進んでいるじゃないですか。そして、副市長とお話をさせていただいた中で、本当に市長がおっしゃることをもう実現をしたいと思っているんだけれども、なかなか力不足でというふうなことをおっしゃっていましたが、東奔西走されながら一生懸命頑張っている姿については、私は評価すべき問題であって、またこの解職については、市長の中で評価として10、ゼロで解職をされるのか。要するに、どのくらいの評価の中で解職というところになるんですか。減俸でもなければ、解職というようなところに一気にいくその理由というのが、私は、一人の人生の中の履歴の中で、こういった解職という処分を受けるには、10、ゼロでないのだめだと思うんですね。であるならば、この6項目の中で、昨日既に村山議員が、今日新聞にも載ってございましたけれども、給食の1億8,000万円云々の話も12月に市長は聞いていたということでご納得もされました。恐らくそういうことだと思うんです。市長の口癖で、ここずっと聞いておりましたら2つありまして、これはほとんど10回言われるんですけど、一つが、いろいろなことを協議してということをよくおっしゃいます。それからもう一つが、大きな方向性としてやっていかななくてはならないということも何回もおっしゃいました。これはよくずっと議論をさせていただきながらわかったんですが、市長の中のほわっとした自分の考えをあちらこちらで軽々しく口

に出しておっしゃるものだから、市民への影響を考えて、市長の公約を何とか実現させていかねければと奔走されて、それでもやはり時期尚早だと、調整が必要だと、優先すべき事業について執行部から、もしくは副市長から説明をされたはずです。恐らくそのときは市長は瞬間的には納得され、わかったとおっしゃって、そのはずがまた数日たつと、ご自身の強いこだわりが先に立って、これまで副市長が説明や調整、会議や、またいろいろなことをやってきたことがゼロベースになるという、この繰り返しの中で今行政が動いているなあというふうに実感をいたしました。なぜなら、たった今このPDCAサイクルについても、3月にしっかりと議論をさせていただきました。何ら落ち度はございません。人格的にも副市長から報・連・相がないということをおっしゃっていますけれども、一つ、もしないとしたらこんなことがございました。

市長がよく公式の場で居眠りをするということを私も多くの方々からお電話いただいたり、またSNSなんかでもご指摘をされたり、ここにいらっしゃる議員も、もしかしたらそのことについて総意かも知れません。そのとき、私は、お電話いただいたり、そして実際にお話を伺ったのが、ごじょう保育所のお遊戯会で市長がもう寝ていて、もうお母さんたちみんな怒って帰りましたと。それを副市長のほうに何とか市長に公式の場ですからということでお伝え願えませんかということを申し上げましたが、もしかしたらそういったことは市長に言いづらくて伝えていなかったのかもわからないし、もしかしたら伝わったかも知れないし、そういった細々したことをいろいろ報・連・相ができないなんてことを言っていたら、誰も務まらないと思いますよ、市長。やはり市長の中で最高執権者として市長としての資質と、そして人間性がしっかりと発動されたときに、太宰府市の行政としてしっかりPDCAサイクルが回るんじゃないでしょうか、ご回答ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます、いろいろなご指摘いただきまして。

本当に24時間にわたって市長でございますので、いろいろなところでしっかりやっていかなくちゃいけないということは反省すべきことは多々あるのではないかというふうに思っておりますが、ただ大きな方向として、申し上げておりますように、いろいろなことを副市長に相談し、指示してきたわけですが、いろいろなことがそこでとまり、先に進まないということが繰り返り、去年の12月からいろいろあったわけですから、そういうことについてこれ以上もう副市長としてやっていただくよりも、私が政治生命かけてというところは、本当に長年のキャリアがある方ですし、いろいろなことに通じてありまして、私もそういう意味では期待を持っておったわけですが、現実的にいろいろなことが去年の末から今年にかけて進む中で、私としてはそういうふうなことの決定をしたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 副市長が、現実問題、一部事務組合であるとか、財団の責任者をさ

れていたりとか、さまざまところでしっかりと職務を果たしていらっしゃったわけですが、そこをぼんと8月25日にお切りになった後、一部事務組合の組合長さんであるとか、いろいろなところに市長みずから足を運んでご説明はされたんでしょうか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的に4市1町の市長、町長にはこういう形になりましてご迷惑をおかけしますということは、8月25日直後に電話でご連絡するなり、実際にお会いしたりして、ご迷惑をおかけしますということは申し上げております。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） であるならば、新しい人事案件、これを2日目の追加議案の中で出していくべきだと思うんですね。要するに、解職と同時に新しい人事案件はもうできているはずですから、それをなぜ最終日に引き延ばされていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形で私の説明を聞いていただいた上で、最終日に提案するという事で申し上げた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） よくわからないんですけども、2日でもいいじゃないですか。そこで一緒に市長減給のお話と一緒に追加案件で出されたらよかったじゃないですか。そのほうがすき間なく行政が回るわけでしょ。一日も早く解職をされて、新しいスタートを切りたかったから9月の議会の前に解職をされたということですよ。であるならば、一新して、2日、一日でも早く私どもにきちんとした形で承認を得るという、そういったことというのは普通なんじゃないでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、この9月議会、たくさんの議案あるいは審議していただくことがありまして、その中で今日もこの副市長解職問題が議論されておるわけですから、そういうものを通り過ぎたといいますか、いろいろな話をご理解いただいた上で出したいというふうに思っているわけで、今日こういう議論がされているわけですから、それ以前に提案するというか、行政報告と同時にするのではなくて、こういう形での私の考えを聞いていただいた上で提案をしたいというふうに考えて、そのようにさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） では、もう恐らくその6項目のうちほとんどが論破をされてきているわけですね。それでもまだ解職ということに値するという事でよろしいんでしょうか。そして、最終日に富田副市長以上に経験をしっかりと積んだ人物をきちんとご了承いただきたいということで提案をされるということでもよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 外から見てくださる分と私がずっと毎日いろいろな形で接して感じてきたことというのは、かなり私にとっては皆さんには理解していただけないところがたくさんあるなあとありますが、私は、あと一年半、このままの体制でいくということではなくて、体制がえをして、あと一年半、一心同体になれてなかったということがあるわけですが、それは大きく言えば私の責任であります、ただ私としてはいろいろな努力をしまいいりましたが、いろいろな積み重ねの上でそういう判断をしたということでございますのと、あと提案する方も立派な方を提案したいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） こういう言葉があります。策士策に溺れるという言葉がございますが、ちょうどベテラン市長のホームページとかを見ていましたら、ある市長がこんなことをおっしゃっていました。新人市長が無理な公約を掲げ当選をし、その公約に縛られて市政が空転することがたまにあると。まさしく本市だなと思いながら読んでおりました。

芦刈市長は、本市の場合は空転から大混乱へと今陥っているわけでございますが、今のこの状況を鑑みたときに、総務文教でも全員で否決をされた。最終日にいろいろなことを持ってこられて採決をしなければならないんですが、もし総意として否決をされた場合にはどうなさるおつもりですかということをご披露くださいということをお願いしましたが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 前半部分、策士策に溺れるということをおっしゃいましたが、私は、中学校給食の実現ということをおっしゃって、市長に当選したわけでございます。策に溺れるということではなくて、太宰府の市民の皆さんが何を望んでいるのかということをおっしゃって戦ったわけございまして、何とか実現しなければいけない課題としての給食問題を掲げたわけございまして、新人市長が無理難題を掲げて当選したわけじゃなくて、給食問題などを大きく掲げて当選したのと、あといろいろところで「変えよう太宰府」ということを言ったわけございまして、決して何かできないことではなくて、しなければいけないことを私は言って市長になったわけですが、それがなかなか実現できてこなかったという私自身の反省も含めて、今回このような政治生命をかけてということをお願いさせていただいて、新しい体制で、あと残り1年半、掲げているいろいろな問題についてお話ししながら実現していきたいということを表明している次第でございます。

いろいろなことが今後どうのこうのということをおっしゃいましたが、それはその時点で考えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） それでは、今現実にお話を伺っていきたくて思っているんですけども、議会としましては、もう震えるような怒りを乗り越えて、今粛々とこの

問題について前向きに活発な議論の中で話し合いをいたしております。議長が記者会見で述べられたように、問責以上のところで今一生懸命考えているところですが、それは市民に対してしっかりと説明ができるような形で今一生懸命考えているところですが、現実問題に問責の次というのは辞職勧告か、もしくは不信任というこの2つの提案になるわけですが、もう一つ、市長みずからが辞職をするということももちろんあるんですけども、例えば不信任決議、議決の通知書を受け取った市長が市民に信を問う方法は2つございます。これは市長もご存じだと思いますが、議会を解散させて、間接的に市民の信任を勝ち取る方法ですね。だから、議会の解散権を発動されて、そして私たちが選挙をして、勝ち上がって、もう一回再議決をして、再び不信任を出すという形で、市民が議会を通じて間接的に市長を失職をさせていくというやり方、もしくはそこに市長が辞職をするという直接的に市民の信任を勝ち取る方法、この2つがございます。その新しく解散された市議会では、過半数の不信任賛成があれば、もう市長は自動的に失職をするわけですが、その時点で市民からも不信任を突きつけられたことになります。法律に定めるところによってこの2段階の不信任の議決と再議決によって自動失職した市長は、ここまで引きずって身を引く形になるわけですね。そして、やっと新しい出発の選挙戦にと突入をしていくという流れになるわけです。ですから、私、最初に申し上げたように、ご自身でエンディングロールの幕をしっかりとおろし、次の布石を打たれることをどうぞここでご披露くださいということを申し上げました。なぜなら、市長は、これまでずっと行財政改革、一円たりとも市民から預かったお金をどう使うか非常に大事なことであって、このための行財政改革をしっかりとやっていくと。ここに副市長が余り呼応しなかったということなんでしょうけれども。

でしたらね、市長、この要らない選挙戦の中で、今せつかく地方統一選挙の中でダブル選挙で、1回の選挙に約3,000万円かかると言われていますが、市長がそのお席にしがみつかれて、失職まで持ちこたえようと思ってずっと引きずられたのであれば、これはもうダブル選挙になって、余計なお金を、これは市の負担ですから、市民の税金から全部出す形になって、行財政改革と唱えている、何十回連呼されても、この現実をどう踏まえていらっしゃるのでしょうか。辞職ならば出直し選挙で、1年半、直接問えばいいわけでしょう。ところが、失職になると、これは法律でどうしようもありませんので、市民の要らない税金、要らない部分での大切な税金を要らない部分で数千万円のお金が4年ごとにかかっていくような、選挙制度の改正までつながるわけですね。でも、それを承知で市長はここまでずっといろいろなことを提案をし、質問をすることに対して今議論をされているところがございます。

ですから、最終的には市長の権限の中で、最高執権者の権限の中で、今全く目が曇った状態で私は副市長を解職されていると思っています。もしかしたら、議会も総意としてそう思っているかもわかりません。であるならば、市長みずから最高執権者として、最後ぐらいご自身に明鏡止水の心境で、ご自身に対する最後の審判を下されたらどうでしょうか。もし議会に対して反発、いいや、違うと、これは市民の方にわかってもらわなければいけないと思えば、市民

に負担をかけずに辞職をされて、市民に直接問われればいいじゃないですか。どうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） それはあなたの論理でございます。議会は議会、あるいは議員の方それぞれの論理があると思いますし、私は私の考えがありますので、行財政改革、いや、一円たりともということは言葉としては言っておりませんが、どうやって考えるか、それは議会の判断でもあるでしょうし、いえ、私は私の判断があるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 市民のための選択です。最終的な選択の権者は市長にございます。

私たちは二元代表制の中で追求をしていく信託を受けてここに立っているわけです、市長。市長も議会人のときによく二元代表制という言葉をおっしゃったじゃないですか。そして、法律にのっとった形で審判を受けようとするれば、この2種類しかないわけです。でも、市民の税金を、3,000万円というこの金額をどうお考えなのか。これが行財政改革と唱える方がおっしゃることなのか、私は本当に不思議でたまりませんし、どうぞ市長がそういった形で市民に問われたらいいと思いますが、あくまでもこれは市長の権者としての、最高権力者としての選択肢を申し上げているところなんです。決して議会のことを言っているわけじゃありませんので、ご容赦いただきたいと思います。

では、市長、最後に私申し上げましたが、雄弁であれ、どうぞご披露くださいという質問に対してはもうお答えにならないということですのでよろしいですね。

（市長芦刈 茂「もう一遍何に対して」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 一般質問の原稿が全てお答えいただいていないわけなんです、例えば一人の人間が長きにわたってこんな大きな傷を残すことに匹敵する理由がこの6項目なのか。もちろんもう論破をされて、ほとんどがもう成立をしていないわけですが、それでも匹敵をするのでしょうかということ。るあるんですけれども、最後に、議会の総意として最終的には最終日には決まるわけですから、それが議会なわけでしょう。そのときに市長が今言った市民の税金を使ってしがみついて、失職まで頑張られるのか、それともみずからがエンドレス、幕をおろされるのか、そして新しい布石を打とうとして今日ご決意を発表されるのかとお聞きをしております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1つの最初のほうにお答えいたします。

あなたが書かれておる一人の人間が長きにわたり実直に歩いてきた人生と、全く私はこのことについて異議はありません。8月25日、彼に解職の手続をご通知申し上げましたとき、彼の姿勢は本当に立派でございました。彼の姿勢に私は感服いたしました。さらに言うなら、もっ

とこういうふうにならなくて、進みたかったなという思いをそこで強く感じました。ところが、実際に前に進めていかなきゃいけない仕事が私の仕事でございます。いろいろなことをいろいろな形で一緒になって取り組もうといったときに、取捨選択する私の提案に対していろいろなことを進めてきたような形で、私が納得いかないことが多くというよりも、そういう思いが募ってきましたので、私は、いかなる場合でも市長は副市長を解任できるという地方自治法第163条の規定でもって解職を彼にお願いし、通知したわけでございます。それが1つの答えです。

2つ目、議会の総意ということでございますが、何がどういうふうになるか私はまだ何も聞いておりませんし、わかりませんが、私は私として肅々として新しい体制のもとで進んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただき、ご支持いただきたいというふうに思っております。

いろいろなことをお話ししてきましたが、大きく今までどおりでいいのか、それとも改革を進めていくのか、その点に私はあるのではないかと考えております。それが私の考えです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 改革、大いに結構。もちろんそれは市がやらなければならない責務ですから。それと副市長の解職がどう結びつくかというのは、ここにいらっしゃるみんな不思議に思っているところです。市長だけがきっとご理解されているんだと思いますが、そうやって最高権者としての権力を振りかざすのであれば、議会としても考えなければならないのでということを理論的に全部論破をしながら説明を差し上げているじゃないですか。決してひとりよがりで申し上げているようなお話ではないと思っております。

そして、市長がやはりご自身の襟を正すということ、これは市長に限らず為政者であればまずそこからじゃないでしょうか。人間性をまずしっかりとつくって、それから市長としての資質をしっかりと磨いて、この2つが相まって、きちんとした形で市政が回るような権力をお持ちになるということじゃないんでしょうか。それが為政者だと私は思っています。

市長に今回この供託金についての証明を議会のほうにお出しいただきましたけれども、芦刈茂自由貯金積立貯金というような感じで、これは本当に4月の分が5月1日に納められ、6月28日に5月、6月分が納められ、そして7月、8月分がこの議会中の9月7日に納められている。こういったこともきちんとできずに減給の10%をお申し出になるということ、この姿勢自体がどうなんでしょうか、市長。こういったことを襟を正さないと、そしてお互いが人間同士ですから、短所もあれば欠点もあると思います。副市長の短所も含めてご自身が任命をされたんじゃないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 法務局に供託行くのに、1回丸一日かかると言っているでしょう。この間、いろいろな忙しい議会の中で、そのために丸一日行くというのはなかなか困難なところがあ

り、それは遅れたことはあるということは見ていただければそうでございます。ちゃんとそれはそれとして進めているということで、本当に手続的には大変な手続をしているということはご理解いただきたいというふうに思います。そういうことです。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） ご自身のことについては甘いですね。副市長についてはなぜこんなに厳しいんですか、市長。人間として、社会人として、この供託金の納め方は余りじゃないでしょうかと申し上げます。9月7日に7月分、8月分を慌てて入れましたよというようなことで、それを指摘すると、いや、大変なんだ、忙しいんだ。これをしようとおっしゃったのは市長です。なぜご自身の発言に責任を持たれないんでしょうか。

今回、この質問の中で、私たち議会、市長の姿勢と、そして市民に対するダブル選挙になって選挙制度まで変わるというこの大事な歴史的なときに、芦刈市長の選択をずっと見守っているところでございますが、今日お見えの傍聴の方、そしてこのインターネットをのぞく市民の方は、市長が約3,000万円の選挙がもう一回別々にあっても、行財政改革、行財政改革をやりますと唱えて出馬をされるというようなそういう可能性もあるという認識で市民はのぞかれています。

市長に最後にお伺いいたしますが、市長にとって副市長とは一体どういう存在であらねばならないんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私が3言え、5のことをわかっていただき、7のことをしていただく。実際にやはり馬車馬のようにいろいろなことを変えていく、変えていっていただく動きがある人を必要じゃないかと私思いますが、どちらかというと、ふうっと消えていくというふうな形でして、私は、経験豊かな方ですから、いろいろな形で実行していただけたらと思ってはいたのですが、結果的に実行していただけなかったということがあります。そういう意味では、私以上に改革の志を持ち、前に進めていくような副市長であってほしいというふうに私は思っておりますし、そういう形が実務的には必要なんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 先ほど何度も説明いたしました。地域包括ケアシステム、また子育て世代包括ケアシステム、市長、福祉に対してお弱いでしょ。副市長がしっかり入って、つくり込まれていましたよ。市長は文化、芸術、大好きです。いいです。どんどんおやりになって。大事なことです。分野分野がありますから。そして、副市長は建設にもお強い。土木にお強い。交渉力もある。どうしてお認めになる目がないんですか。そんなに目が曇ってしまわれたんですか。せめてご自身の進退問題だけはきれいな眼でご判断いただきたいと思い、1件目終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。



教育長。

○教育長（木村 基治） ご指名ですので、2件目の要保護児童・生徒援助費補助金要綱の改正に伴う就学援助の準要保護児童・生徒への対応についてお答えをいたします。

学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しましては、市町村は必要な援助を与えなければならない（法の第19条）となっております。教育の機会均等の精神に基づき、義務教育を円滑に実施するためにも、就学援助が果たす役割は非常に重要でございまして、できるだけ利用しやすい制度に変えていくことは当然のことと考えております。

これまでも要望等を受けて改めてきておりますので、その対応策やその他詳細につきましては、教育部の理事のほうから回答をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口 尋信） 準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の具体的な対応について、私のほうからご回答いたします。

準要保護児童・生徒への新入学のための学用品費についてですが、本年度から、7月下旬に支給していたものを入学式前の4月5日に支給するよう改めました。入学予定者の確定が4月に入ってからであること、加えて事務手続に一定の期間を要することなどから、これまで7月に支給しておりましたが、先行実施自治体から事務手続に関する情報をいただき、支給時期を大幅に前倒しすることといたしました。

7月支給を4月に変更したとはいえ、入学式直前の時期に支給させていただいても、学用品等の購入に一定の時間が必要となります。そこで、準備の時間が足りないとの課題が残ることになります。それに対して、来年度の新入学児童・生徒に対する支給時期につきましては、本年度よりもさらに早めるよう、現在事務的なスケジュール調整を行っているところであります。

また、議員ご指摘のシステムの変更、要綱の改正等は現在のところ必要ございませんが、国の新入学児童・生徒学用品費の基準が変わったことに伴い、本市も本年度より国の基準と同額で支給させていただいておりますので、予算の不足が見込まれます。その分に関しましては、12月の補正予算で対応させていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島 真由美議員） ありがとうございます。おおむね来年度からもうしっかりと手当てができるというご回答でございました。

福岡県では、もう大体準要保護児童・生徒と要保護児童・生徒の割合が、全国でもそうなんですが、1対10ぐらいの割合だとは聞いているんですが、福岡県で平成26年には要保護児童・生徒が9,487人、準要保護が8万5,450人というようなことを調べましたが、本市におけるこの人数を教えてくださいよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、要保護等はちょっと私のほうが今持ち合わせておりませんけれども、準要保護につきましては、これは年度末に、つまりずっと継続して申請ができますもので、本年度のはまだ継続して行われますが、平成28年度でいきますと、小学校が16.4%の児童、それから中学生につきましては17.1%というふうになっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） そしたら、市長にお伺いいたしますが、先般総務文教常任委員会の中で神武議員からの質問の中で、給食の就学援助について、中学校給食、ランチサービスのそういった質問の中で、人権的にちょっと難しい云々というようなお話があったかもしれませんが、それは神武議員ともお話をして、違うんじゃないのかなというふうな見解なんですね。今、数いただきましたけれども、中学校の準要保護もこれだけいらっしゃるんですね。要保護と準要保護としっかりと市の制度の中で就学援助を、まずは中学校の門戸を開いて、一人でも二人でも何人でも申し込める方は喜んで申し込まれると思うんですね。なぜ先にこの就学援助を、教育部のほうはしてもいいという回答でしたが、市長がストップをかけていらっしゃるのかわからないんですが、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 教育、6月議会の後、7月14日か15日に総合教育会議がありました。給食問題についての議論を1カ月どのような形で進んでいるのかということでしたところ、会議は一回もしておりませんということで、1カ月間何も会議がされていないということで、それはとてもまずいのではないかとということで、1週間の間にいろいろなことを決めて持ってくるようにということで指示してきました。

その中で出てきたのは、保護者説明会を地域ですということではなくて、アンケートをとるということと、2つ目には、今頼んどる人がアバウトですが200人いるとしたら、そういう支援の対象が300人いるということで、それで来年4月から新しいランチサービスをするというふうになっておりますが、この200人を500人に増やすというような努力をした上で300人なりを一緒にしてしなければいけないのではないかと私は考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 市長、すごく矛盾があるんですね。先ほどは行財政改革といったこと、さまざまな提案がなかったというような不満も述べられていましたが、やればいいじゃないですか。これは大変な子どもの貧困対策になる話であって、若い方たちの定住化、太宰府に住んでいただくということ、そしてこういった生活支援が市として独自でやっていくという方針、こういったことをきちんと提案されているじゃないですか。どうしてそれを市長がそういった形でストップをかけるのかということを今質問したわけですが、全く理由として成り立たないと思います。

早急にこれはできる問題ですので、大野城とか春日に行かれて、どういったことで進めていけばいいのかということをお聞きになったらいいかと思います。ぜひ中学校給食、ランチサービスの段階からできるところからしっかりと始めていただきながら、この子どもの貧困対策を進めていただきたいし、システムの改修につきましても、今は必要ないという回答でしたが、この前常任委員会として視察に行った荒川区におきましては、本当に全庁的に子どもの貧困対策についてシステム、またいろいろな情報交換をする意味での大事な機関ではないかと思いますので、そういったことで子どもの貧困対策、準要保護のこの児童・生徒をどう支援をしていくかというのが全庁的に大事になってくるんじゃないかと思いますので、ぜひこういったことも含めてよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで16時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長よりたっぷり時間を使ってよいというお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

市民提案による事業を支援する枠組みをつくれないかという題です。

常々思っていることですが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これが太宰府市の将来像であることに私は危機感を覚えています。「歴史とみどり」、これは本質的に過去の蓄積です。この2つを前に置かれたときにイメージされる文化、これから未来、将来、それを思い浮かべるのは、恐らく易しいことではありません。しかし同時に、今市民一人一人の自主性を基礎に置いて協働を進め、そのことで住みやすさ、暮らしやすさ、魅力的なまち、これをつくり、実現していこう、そういう太宰府市にとって広い意味での文化的な要因に着目し、これを再構成し、まちの活力を高めていく、そうした必要性も大きいと考えています。

さて、多くの自治体で市民提案型と呼ばれるような事業が進められています。内容は千差万

別のようなのですが、1つ、市民あるいはNPOなどの団体が考え、ぜひやってみたいという事業や催しに、2つ、一定の審査、これを加えて、3、公共性あるいは公益性が認められるとき、最後に4番目、市が補助を行うと、こういうパターンはほぼ共通しています。書いてしまうとどうということはないのですが、にもかかわらず千差万別なのは、各自治体の実態に即したさまざまな工夫を凝らしているからだと考えています。事業の主体は市民あるいは市民団体の側にあり、市役所はあくまでも補助に回るイメージですが、市民のほうは活動の公共性や客観性を意識し、配慮するようになるでしょう。市民性が高まることが期待できると思います。市役所のほうでは、今までにない新しい協働のアイデアに身近なところで出会うチャンスを得ることが期待できると思います。そして、周りの住民、市外の人たちにも太宰府には今を充実して過ごそうとしている人たちがたくさんいると伝えられることが大切だと考えています。

そこで、まずは現在の太宰府市における現状とその分析を簡単にお聞きします。

1つ、市が市民活動への直接の補助として行っていることのうち、政策として計画的に行っているものをどのように類型化しているのか。また、どの程度の予算を補助に充てているのか。補助の件数などはどれぐらいなのか。

2つ、新しい応募を積極的に募るようなものはあるのか。

3つ目、協働のまちづくりという観点からは、そのような政策をどう評価しているのか。

現在進行形での市民のやる気、あるいはまだ具体化するには何かが足りないアイデアを協働と結びつけつつ形にしていくことを応援しますと市の方向性として示すことはできないだろうかという提案です。

以下、再質問等は議員発言席で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ご質問の市民提案による事業を支援する枠組みをつくれないかについてご回答申し上げます。

市民提案型事業につきましては、形はさまざまではございますが、近隣の市、町でも同様の事業が実施されていることは承知をいたしております。

久留米市におかれましては、きらり輝く市民活動活性化補助金、小郡市では市民提案型協働事業、大野城市では協働提案事業交付金モデル事業として、その名称や事業の目的、実施内容もさまざまではございますが、市内のNPO等の団体からの事業提案という形をとっているところが共通をしているところでございます。

お尋ねの市民活動に対する助成であります。市民活動をどのように定義するかということではございますが、現在、本市における市民活動に対する助成といたしましては、地域の健康づくり事業や体育の日行事等、主に自治会等の活動に対する助成を中心といたしまして、年間70件ほどで、金額といたしましては約1,500万円程度でございます。

第五次太宰府市総合計画におきまして、目標とする7つの柱の一つとして、「市民と共に考え共に創るまちづくり」がでございます。また、太宰府市自治基本条例第17条第4項におきまし

て、市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとするとの規定がありますことから、議員が提案されております市民提案型事業について、他の市、町の実施状況等も調査研究の上、今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 幾つか確認させていただきますけれども、70件ほど、1,500万円ぐらいですか、1 件約20万円ちょっとぐらいですね。主に自治体等の活動に関するということでしたけれども、代表的な例でいいですけれども、どのような団体にどのような内容でということを少し教えていただければなど。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的に校区自治協議会が主催をいたします体育の日の行事でありますとか、健康づくり事業の健康フェスタに対する補助、また地域の元気教室でありますとか、地域の介護予防、高齢者のサロン事業、介護予防・生きがい活動支援補助金といたしますような補助が主なもので、金額といたしましては、その1,500万円のうちそこら辺で1,160万円を占めるというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ということは、体育の日や健康フェスタというような少し大き目の催しだと思いますけれども、年に一度であるとか、サロン活動というのはもう少し細かく定期的だと思いますけれども、幾つかのパターンがあると考えてよろしいですか。イエスかノーかで結構です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 大きなものとしてはもう自治会やる分ではありますが、例えばサロン活動でしたら、地元自治会の中でも福祉部門を担当されている市民の方々が集まって、任意の団体でされている部分とか、そういったところに対する活動支援の補助金というふうな形になってございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） それでは次に、実際に補助する際の最高額を決めているとか、最低額を決めているとか、あるいは幾らの補助を行うとか、何らかのルールや決まりを設けているとか、そうしたことはあるのでしょうか。どのように金額を具体的に決めていっているのでしょうかという質問です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 例えば、体育の日の行事でありますとか、大体1 校区自治協議会当たり平均で35万円とか、あと健康フェスタについては1 校区自治協議会当たり20万円の6 校区です

ので120万円とかというような縛りはございます。また、介護予防・生きがい活動支援補助金の年間1団体につき12万円というような縛りはございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ここまで伺ってきた限り、主に地縁に基づく団体、その点では広がり限定的な、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、市民活動が中心に現在のところ補助が行われているように思いますけれども、もしかしたら政策的というよりは慣習的に行われてきたものが続いているのかなあという印象も受けないわけではありません。

今日は、先ほど回答の中でも聞かれていましたけれども、自治基本条例にコミュニティというものが定められていて、今ちょっと述べた地縁に基づく団体というのも自治会を典型として入ってくるわけですが、同時にNPOとよく言うところでは、目的や志でつながっている団体ですね。それも同列で規定されているかと思います。そうした市民の集まりを念頭に置いて、以下質問していきたいと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

ここまでのご回答で少し判断しますけれども、冒頭述べましたように、新しい協働のまちというものをつくっていきこうというのに当たって、現状で市が直接市民活動を補助しているものが何らかの市民団体からのどこで何が生まれてくるかわからないような新しいものを想定して、政策的にパターンを考えて応援していると、そういう状況にあるとは必ずしも言えないと、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それぞれの支援する地元の公共の担い手となる団体がこういったことをやりたいというような形に基づく補助金ではないことは確かでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今日私が質問させていただくことですが、ここでその市民提案による事業ということで、石田部長のほうで最初幾つか名前を挙げていただいたような、それに類似したものに話を戻っていききたいと思いますけれども、多くのまちでこれに類する制度があるということで、3つほど名前を挙げていただきました。本当にまちによって名称も使って、名前を見ただけでは、私、意味のわからないものも、まちによってあったんですが、内容も名称も千差万別であり、しかも今太宰府市にはない、そういうものについて質問することですので、これから幾つか質問を行いますが、今ないものについて伺いますから、自由に気楽に答えていただければと思います。

というのは、自由なアイデアを大切にしたいという提案ですので、やっぱり自由にということはおかないといけない。

もしこれから幾つか質問しますけれども、私が答えたいという方がいれば、ぜひ手を上げて、いらっしゃらなければ石田部長か市長にお願いしたいと思います。

1つ目、初めに申し上げましたように、4つに分けましたけれども、3つに分けて質問しま

す。まず、その補助の対象をどのように考えるか。市民であるとか、市民グループとか、NPO、場合によっては一人一人の市民。誰が出すアイデアということですね。2つ目に、その後で聞きますけれども、審査をして公開制、公共性を求める。ほかの誰がどのように評価するかということですね。最後に、どのような補助をするか。市としてどのような市民グループとの協働を考えていくか。その3つで考えたいと思います。

私、質問するに当たって、類型化を試みたんですけども、本当に千差万別で、ちょっとうまくはできなかったのも、とりあえず聞いてみてください。

まず、誰にという、どんなグループにということですが、まちによっていろいろあります。これは愛知県の犬山市だったと思いますが、別に条例を定めておいて、市民活動団体というのをあらかじめ登録しておくパターン、あるいは自分のまちの市民が5人いればいい、構成員の3分の2以上が自分たちのまちにいればいいというようなところもあります。人数で決める場合。あるいは、学生を対象に別枠を設けているところ、そういうところもあります。まちによっては、自分には何もできないけれども、アイデアだけはいっぱい持っている。平賀源内は自分でつくっていたからちょっと違うかもしれませんが、とにかくアイデアだけは出したいという人、これも対象にして考えると。20代から40代ぐらいの働き盛りを特に別枠設けて応援しようというまちもあります。団体としての組織がしっかりしていて、明文化した規定をもっていると、そういったことを絶対条件にしているところもあれば、あるいは種まきであるとか、チャレンジという名前で、悪く言えばこれからどうなるともわからないところも積極的に耳を傾けていこうと、そういうまちもあります。

そこで、質問ですけども、今太宰府の市民活動というのをそれぞれの皆さん頭の中にあるかとは思いますが、市民活動、NPO、ああ、こんな人たちを刺激して、あと一押しできたらもっといいことができるだろうなあとも思い当たるようなものがあれば、確かにどなたに答えていただいてもいいんですけども、もちろん具体的な何々団体ということはおっしゃらなくて結構ですが、こういう人たちを支援することができれば、このまちにもっといいことができるんじゃないかと。答えられる方がいれば、ぜひ答えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなか枠としてちょっと答えづらいところではございますけれども、どういった提案を求めるか。市がこういった課題があるからテーマを設けてそういった提案を求める場合と、そういった支援団体等がこういったことをすれば太宰府市にとって有益であるというようなノーテーマで募集する方法と2通りあるのかなというふうな考えがありますので、そこら辺のところから考えていくということで、私どもがテーマいろいろ、高齢者支援の問題でありますとか、いろいろ子育て支援の問題とか、さまざまな課題があろうかと思っておりますので、そこら辺でテーマを定めるか、定めないかということによって違ってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 実は次の質問に近いことを部長が答えてくださったんですけども、自分で書いた原稿を先ほど読み忘れたんですけども、なぜこういう聞き方をしているかという、基本的にはこれからのものをつくろうというので、一緒に考えてみましょうということです。

今お話にありましたけれども、1つだけちょっと補足しますけれども、実はこの間環境厚生で視察に行ったときに、この質問を考える種のようなものを拾ってきたんです。駅前に太宰府市という市長への手紙というのが封筒の中に入れて置いてありました。ぱっと見て82円受取人払い、あっ、これなら書けるとまず思いました。裏を返したら、相模原市の市民憲章というのが書いてあります。封をするときに、一番上がたしか青い空、緑の何とかが書いてあったと思うんですけども、ああ、私たちはこういうまちをつくりたいと思っているんだというのが簡単ですけども伝わるようになっていきます。そうした目的を共有できるような仕組みというものをこうした中でもつくっていただければいいなとちょっと思っています。

次の質問に行きますけれども、今石田部長が少しおっしゃってくださいましたけれども、どんな部門でアイデアを募るか。言われたように、行政がテーマを設定して、これは確かに福祉であるとか、子育てであるとか、まちの活性化、これについてアイデアを求めていますというところが多いようです。それと、市民が本当に好き勝手に自由に提案するところ、また少しそれとは性質が異なりますけれども、今年始めたらずっと続けていくつもりだというものを重視するところもあれば、とりあえず1回だけというものをいいよと言っているところもあります。文化やスポーツにかかわるようなものを認めているところもあれば、それはちょっとやめましょうというところもあります。市内に住んでいる人を中心に考えているところもあるようですし、市の外の人との交流、それを大切な要因と考えているところもあるようです。先ほどもたしか犬山市言いましたけれども、犬山市では、応募してきた団体同士の中間交流会というのも設けて、団体同士の交流を図ると、そういうようなこともしているようです。

そこで、お尋ねするんですけども、ちょっとこれも先ほど答えたから重なりますね。今市役所から見て、あるいは市のために不足しているなあと、こんなところでもっといいアイデアが欲しいなあとと思うところが本当に部長さん方であればどなたに答えていただいてもいいとは思っているんですけども、もしよかったら何かおっしゃっていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） ちょっと答えづらいと思うんで、もう少し。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） これはもう想定してわざと質問していますので、その点ご容赦ください。

次、公共性であるとか、審査方法ですね。

書類審査を重視しているところもあります。プレゼンテーション行っているところもあります。ヒアリングをしているところもちろんあります。委員会を設けて、その中で審査してい

るところもあれば、太宰府で言えば、恐らくプラム・カルコアであるとか、いきいき情報センターのように公開の場で審査をしているところもあるようです。審査の基準としても、先駆性であるとか、効果があることを期待するところ、発展性、現実性、協力性、公開性、独創性、その他いろいろ、さまざまな基準をそれぞれのまちが設けています。

私自身は、審査方法であるとか、基準の設け方も市民活動、NPOでも、一人一人の市民でも、元気づけるよう、意欲を高めるようなものであるといいとは思いますが、これはじゃああらかじめ石田部長に聞きましょうか。もし市として応援したいと思うようなものを見つけるとき、ここは譲れないという基準と、あるいはできればこれを求めたいというような基準と、よければ1つずつでも。もし答えにくければ市長をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 書類審査だけ、ペーパーだけを出して、即採用というような形をしているところもあるかと思いますが、大野城市さんあたりの例を拾ってみますと、前年度に事業説明会から始まって、提案内容のヒアリング、第1次審査、あと公開でのプレゼンテーションして、事業を決定して、予算をつけて、次年度に実際にその提案団体と市とで実行委員会組織をつくって実施するというような方法、自治体によってはさまざまな方法で取り組んであると思いますので、今ちょっとすぐ今日提案されて、じゃあどの方向で行くのかというのは、やはりここら辺は一長一短あると思いますので、調査研究をさせていただいた上でのこととなろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 次に進みます。

どのように補助、支援をしていくかということにかかわるところですけれども、金額的なことを言えば、支援する内容にもよりますけれども、最高2万円ぐらいでとどめおいているところもあります。ここたしか件数は多かったですね。片や、数十万円から100万円規模を出しているところもあります。全体的にはある程度査定が行われるなどして、5万円とか10万円の範囲で行う。そういうところは結構たくさん支援していますけれども、さまざまところあります。今おっしゃられたように、報告書の提出を受けてから金額を最終的には確定するというようなところもありまして、財源としては、基金を設けているところ、あるまちは寄附から始まったようですし、あるまちは市から拠出したようです。自動販売機収入を積み立てているところ、それだけではないようですけれども、ふるさと納税の一部を充てているところ、さまざまあるようです。お金の話を今聞くわけにもいかないので、これは紹介するだけにとどめておきます。

ただ、協働のあり方として、お金を出すこと中心のところ、あとは完全に自分たちでやっってくださいというところもあれば、市と一緒にやりましょうというスタンスが強いところ、それもさまざまです。

せっかくですから市長にお聞きしましょうか。

今さまざまなことを言いましたけれども、本当にまちによって千差万別。石田部長も言われたように、もしこれを太宰府でも実際のものにしようと思ったら、いろいろ考えなければいけないと思うんですね。市長が先日来しきりにリーダーシップということもおっしゃられますし、市役所改革ということもおっしゃられますが、こうした政策をもし現実的に考えていこうとしたときに、市長としては何に一番心を配りたいと思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 非常に大事なご提案というか、考え方だと思っております。ちょっと考えまわっておりますが、劇団道化という劇団があります。太宰府です。10年近く前ですが、火事になり、その建物の再建に市民の方がいろいろな形でお金を出してくださり、建物が建ちました。ところが、彼らは定期公演は筑紫野市でしているんです。座長に言いました。なぜあたたちは劇団の事務所の再建に太宰府市民からのいろいろな形での支援を受けながら筑紫野市でしているのかということを知りましたら、筑紫野市さんはいろいろな財団からお金を持ってきてくれて、1 定期公演200万円出してくれるということで、太宰府市さんは20万円出してくれますかというふうなことがありました。

先日、元九州国立博物館館長の三輪嘉六先生の講演がありました。私も前のほうで聞いておりましたら、私に名指しで、市役所の仕事というのは市役所のお金を出さなくていい。いろいろなところの財団に目を配りながら、そこからいろいろなお金を引っ張ってくるということも大きな仕事ではないだろうかと、太宰府市さんはそういうことをされてありますかということも言われました。

一つの大きな流れとして、来年度何をするのか、いろいろ提案を市民あるいはいろいろな団体から出してくださいと、期間を区切って。それに対して専門分野は専門分野でいろいろなお金を出してくれる財団、組織、会社ありますので、そのあたりを目を配りながら、市のお金を使わなくても、よそのお金を持ってきて応援するというのも一つの大きな動きとして必要なことではないかなあというふうに思っております。

福岡市は、たしか提案型の事業を受け付けて、それに対する審査をして補助をするというふうな流れがあります。

具体的に言いますと、今度古都の光が23日、25日とありますが、これは太宰府ブランド協議会に市が年間予算200万円出している中で運営される。そして、10月には合唱組曲「筑後川」のこれありますが、これについては予算案で100万円の補助をするというふうになっている。11月には観世音寺戒壇院で太宰府フェスという企画がありますが、これもご提案いただいて、今年度予算50万円という形の支援をしているような形になっております。

また、主催事業はもちろんでございますし、共催事業もたくさんありますが、12月になると市民音楽祭、吹奏楽団のクリスマスコンサートという年間の行事がありますが、そういう年間行事にいろいろな形での市の予算もそれなりに出しているということがあると思いますが、議

員ご提案の市民提案による事業を支援する枠組みというのをどういうふうに、その都度その都度ではなくて、どっかで区切ってご提案いただいて、審査し、またお金の財源を確保しながらやっていくということも非常に大事なことでないかというふうに思っておりますし、そういう一般財源だけではなくて、いろいろなところからお金を持ってくるというのも一つの大きな仕事としてあるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 今の質問は、私、意地悪でしたわけでも何でもありませんね。最初に市長ご自身がおっしゃられたように、考えがまとまっていないということで話してくださったので、恐らく市長が市民との協働ということを考えるときに、今おっしゃられたようなことが今気がかりで持っていらっしゃるんだろうと思います。

先ほどから私幾つか質問をしましたけれども、議員の皆さんの顔は見えないんですけれども、何名かの方は笑いながら考えてくださったと思います。恐らく頭の中によぎったものがあると思いますけれども、どなたもまとまった考えは持っていないと思います。私も持たずにやっています。ただ、今の質問をあえて市長にしたのは、そうしたいろいろな考え方をリラックスして出てくるものをまとめるような形で今ないものをつくるように、そういうふうにしてほしいと。それが一つこの質問の趣旨です。

このテーマを取り上げた最大の目的は、今のは副次的な目的ですね。本当の目的は、最初地縁に結びつく団体に支援が今中心だというような形でしたけれども、もっと協働のまちというときに、NPOって動く団体ですから、やっぱり現役世代に近いんですね。学生とまでは言いませんけれども、今現役として働いている人たちが余暇であるとか、週末であるとか、そういうときに行っていること、もちろんNPOは事業的にやっているところもありますけれども、その人らでも完全に現役ですね。そういうところを刺激するような政策をつくって、協働のまちづくりというものに進んでいきたいなど、実はそう考えて質問をしています。

本当は目標5時で終わろうと思っていたんですけれども、まとめに入ります。

最後に、もう一言言っておきます。

これを取り上げたきっかけですけれども、先ほど申しましたように、一つは、相模原市で見た市長への手紙的なもの、もう一つは、昨年会派で行ったんですけれども、富山県の射水市というところで若者の発案したお祭りがだんだん定例化していったという話を聞いていました。そのことを思い出したことがあります。また、先ほど小畠議員も言われていましたけれども、荒川区に行ったときに、荒川区で中学校の校長先生に学力向上を目的に、目標という制限はありますけれども、100万円ぽんと渡して自由にやりなさいと。その自由にいうところは結構いいと思うんですね、これからを考えていくときに。そうしたことを踏まえて、ああ、そういうことができるまちだといいなと思っていたところに、最初に紹介されました、私、たまたま小郡に行ったんですけれども、こうした事業に採択されたグループの集まりに参加しました。女

性団体だったんですけれども、本当に生き生きとやる気満々なんですね、自分たちがこれからやろうとしていることに。太宰府でもそういう人たちが表に出てこれるような、そういう仕組みがつかれることを望んでいます。

少し今日は謎かけのような質問ばかりしましたけれども、議長も少し困られたかとは思いますが、それは意図的にしたことで、ぜひご容赦いただければと思います。

それでは、最後に一言、改革についてちょっとだけ思うところを言います。

最初に、もしこうしたことが実現できれば、周りに伝えることが大事だと思うと述べたと思います。周りに伝えるためには形が必要なんですね。言葉でもいいですけど、形になんないといけません。質問をその仕組みや枠組みをつくれないかということもそれにかかわります。しっかり設計しないとイケないと思います。テレビで「ビフォーアフター」という番組を多分見られた方たくさんいらっしゃると思います。リフォームの番組でした。リフォーム、辞書を引けば改革するって書いてあります。改革というのが今回の議会の大きなテーマだったとは思いますが、気持ちだけではできないんですね。やっぱり仕組みをつくらないといけませんし、それが人に伝わらないことにはどうにもならない、そのように思います。

最後に、これは質問求めませんので、もし荒川区の校長先生のように皆さん一人一人市から100万円もらったら、どんなことしたいかなと考えて帰っていただければと思います。

これで私の一般質問終わります。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月26日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後5時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成29年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成29年9月26日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第57号 | 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第50号 | 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第51号 | 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第52号 | 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第53号 | 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託） |
| 日程第6 | 議案第54号 | 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第55号 | 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第56号 | 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第9 | 認定第1号 | 平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第10 | 認定第2号 | 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第11 | 認定第3号 | 平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第12 | 認定第4号 | 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第13 | 認定第5号 | 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第14 | 認定第6号 | 平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第15 | 認定第7号 | 平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会） |

- 日程第16 認定第8号 平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会)
- 日程第17 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願 (総務文教常任委員会)
- 日程第18 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (総務文教常任委員会)
- 日程第19 I C T推進特別委員会中間報告について
- 日程第20 太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について
- 日程第21 議案第58号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 決議第2号 芦刈市長に対する辞職勧告決議
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである (18名)

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船 越 隆 之 議員 |
| 3番 木 村 彰 人 議員 | 4番 森 田 正 嗣 議員 |
| 5番 有 吉 重 幸 議員 | 6番 入 江 寿 議員 |
| 7番 笠 利 毅 議員 | 8番 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番 宮 原 伸 一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神 武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶 山 良 尚 議員 | 14番 長谷川 公 成 議員 |
| 15番 藤 井 雅 之 議員 | 16番 門 田 直 樹 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

| | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂 | 教 育 長 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長 石 田 宏 二 | 市民生活部長 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事 原 口 信 行 | 都市整備部長 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長 藤 田 彰 |
| 教 育 部 長 緒 方 扶 美 | 都 市 整 備 部
公営企業担当部長 今 村 巧 児 |
| 教 育 部 理 事 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併
選 管 書 記 長 田 中 縁 |
| 経営企画課長 高 原 清 | 管 財 課 長 小 柳 憲 次 |
| 市 民 課 長 行 武 佐 江 | 福 祉 課 長 友 添 浩 一 |
| 都市計画課長 木 村 昌 春 | 社会教育課長 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長 古 賀 良 平 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 木 村 幸代志 |

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 斉 藤 正 弘 | 書 記 | 高 原 真理子 |
| 書 記 | 力 丸 克 弥 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第57号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の委員会においては、市長から出席要求がありましたので、これを許可し審査を行いました。

この条例制定につきましては、太宰府市体育複合施設新築工事の入札に関して、平成28年6月に行われた住民監査請求に対する不適切な文書の作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について、責任を明確にするため報酬の減額を行うものとして、市長の給与を平成29年10月の給与月額を現行の91万9,000円から10%減額し、82万7,000円とする特例を設けるものの説明を受けました。

その後、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

入札に関しての監査委員への不適切な文書作成、その監督責任、その後の一連の発表などあるが、どの部分の責任として本案を提出されたのか。金額の高い安いは別として、結局この一連に関して非があったと、悪いことがあったと太宰府市として受けとめられる懸念はないのかななどの質疑があり、市長からは、ご指摘の3点全体についての責任ということで提案している。今回の一連の問題について、文書をつくった責任はあるにしても、市役所に問題があったということではなく、市長自身の一転して方向が変わったことについての責任を明らかにして、その責任をとるという形での提案でしているなどの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、一連の記事を拝見すると、市民に与えた影響とその後の市政に対するマイナスということを考えると、とてもこういう金額ではあり得ないと思うた

め反対とする。なぜ、この大事な議案が追加議案で上がってきたのか、きちっとした議案で入れてこそ審議すべきものだと思うので、賛成しかねるため反対とする。6月議会の間責決議後に反省の弁が述べられており、不適切文書についても職員に対し指導もされているので、給与の減額は必要ないと判断する、よって反対とする。市長一個人での給与10%ということについて整合性が理解できない、問責決議は市長としてのリーダーシップに期待するかということを出したのであって、具体的な取り組みが見えてこない、責任をとっても何も解決にならないと思うので反対とする。今回は非がないという結論に至っているのにもかかわらず、非がありましたかのような本議案は、いたずらに太宰府市の名誉を損なうのではないかとということで反対とするとの反対討論が5件ありました。

賛成討論はなく、採決の結果、議案第57号は、賛成なし、委員全一致で原案を否決すべきものと決定しました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 給与特例条例については、反対の立場で討論いたします。

不適正な文書作成、第三者委員会設置に関する対応について、給与削減を行うことで責任を明確にするということですが、責任は行政の責任者としてそもそも明確です。

本議会で市長は、文書作成に関してのみ第三者委員会の設置に言及したと繰り返されています。そのとおりであるなら、文書作成そのものという行政の内部過程を市長として問題視したのであるから、監査委員が影響を受けなかったということは、行政内部の第三者によるチェックの必要性をなしとする理由には当たりません。行政改革という市長の志に逆行する判断であると思います。

さらに、より市民にとって重大なことは、加筆修正された答弁書が監査に何を説明していたものなのか。直接には手続の流れを説明していますが、それによって5億円何がしかの税金が流れていったと考えるべきです。お金の流れを説明したにもかかわらず、それがきれいに説明されていなかった、そう受けとめるべきだと思います。監査結果そのものよりも、税金の流れが適切に説明されていないということのほうが、市民にとっては重大な関心事かと思います。

財政改革の糸口がここにあったにもかかわらず、そこに目を向けなかったという意味を持つ

と言われても仕方がないかと思います。責任のとり方が間違っていると考えます。

今回の提案は、行政改革、財政改革そのものに逆行するものであると考えています。事の本質を隠蔽する効果を持ちかねないと考えており、反対いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 委員長として討論を委員会では行っておりませんので、この場でいたします。

議案第57号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、反対の立場で討論します。

委員会では、総合体育館新築工事の入札に関して行われた住民監査請求に対する不適切な文書の作成及びその後の第三者委員会設置に関する対応について責任をとるためとの説明を受けました。その上で、委員会では、芦刈市長に関連して次々に起こる問題との関連を聞かれたとき、市長は、今回の処分というのはそういう幅広いものではなく、そんなに幅広い形での提案はしていませんと答えておられます。これは、他の問題を都合よく切り捨てるということであり、納得できません。

また、文書問題や第三者委員会をめぐる混乱に対する責任だけだとしても、たった1カ月、10%減額などという金額ではないと思うとともに、議会がこの条例を通せば、見せかけの反省で市民を欺くことに加担する結果となると考え、反対であります。

また、重要な点として、市長公約との整合性があります。委員会での質疑に対し、市長はそれは関係ないとお答えでしたが、市長給与に関することですから、関係ないはずはありません。

芦刈市長は公約で、市長給与を91万9,000円から70万円に減額するとされていますが、いまだに実行されていません。就任から現在まで、公約に反して受け取られた金額は、一時金を合わせて約845万円に上ります。公約を守ろうというお考えなら、この既得点を相殺した毎月の受取額は、たった1カ月、10%の82万7,000円ではなく、平成29年10月から平成31年4月まで毎月約47万4,000円になります。率でいいますと、来月から任期満了までの19カ月において、10%ではなく、48%の減額が必要です。

以上のことを申し添えて、本案に反対します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

○議長（橋本 健議員） 起立なしです。

よって、議案第57号は否決されました。

〈否決 賛成0名、反対17名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号及び議案第51号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は、個人情報の保護に関する法律に基づき設置された個人情報保護委員会により事例の追加があった事業であり、本市においても条例に追加するものとの説明を受けました。

委員からは、どのように事務が変わるのか。今後、個人番号の利用で、福祉課担当の事業ではまだ増える見通しなのか、現状の認識はとの質疑がなされ、執行部から、減免等を決定する際、転入等により太宰府市が住民税の課税状況を把握できない場合は、これまでご本人に有料で資料を取り寄せていただいていた。しかし、個人番号制度を利用することにより、ご本人の時間的、経済的な不便性を解消し、利便性が図れることになる。また、個人番号の利用については、条例で制定をし、活用を図っていくという判断をしている。今後、個人情報保護委員会の事例の追加の通知があり次第、再度検討していくことになるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、これまでも、マイナンバーの関連する利用拡大と判断する条例については、制度に反対する立場から反対をしてきた。現在の太宰府市におけるマイナンバーカードの取得状況に限っても、決して普及しているとは言えない状況も聞き及んでいると、反対の立場での討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、議案第50号は、委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本議案は、平成29年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険条例の改正である。介護保険法第214条第3項の規定の過料対象者が、65歳以上の第1号被保険者に限定されていたものが、40歳から64歳までの第2号被保険者も含む改正となっており、介護保険条例第17条の「第1号被保険者」の文言を「被保険者」に改正するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第51号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第50号及び議案第51号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 反対の立場で討論に参加いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地域生活支援事業、心身障害者扶養共済制度掛金助成規定、さらには生活保護関係情報に関するものについて、個人番号及び特定個人情報、いわゆるマイナンバーの利用を拡大すると説明がありました。

マイナンバーカードの交付率は、全国で8.4%、太宰府市では全国を下回る7.2%となっています。個人情報の流出、漏えいの不安が払拭されていません。マイナンバーの利用について、先ほど述べました法律第5条では、地方自治体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとされていることから、個人情報保護委員会からの追加があつても、太宰府市独自の判断を行い、利用の拡大については慎重に行うことをあわせて要望して、反対討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時15分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上 疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

これは、平成16年に景観法が制定されたことにより、建築基準法第85条の2の規定が設けら

れており、内容は、景観法に基づき、良好な景観の形成を図る地域内で、外観のすぐれた建造物を景観重要建造物として指定することで、建築制限を緩和できるというもので、これを適用して、付け底がある太宰府ならではの参道景観を保全するために条例を制定するものと説明を受けました。

委員から、付け底は、耐震、防災面では問題はないのかとの質疑があり、執行部から、建築基準法に基づく耐火構造物にするように指導する形になりますとの回答がありました。

また、委員から、新たに付け底をつけるところはあるのかとの質疑があり、執行部から、現在残っている写真をもとに、景観重要建造物に指定させていただき、その段階で建築制限の緩和を適用するという形にしていますとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目行政改革推進費38万5,000円の増額補正。これは、第5次行政改革大綱策定に向けた行政改革推進委員の報酬と費用弁償を計上するもので、報酬は1人当たり5,500円の10人分、費用弁償は2,200円の10人分を5回分計上しているとの説明を受けました。

委員から、5回分とのことだが、市長から諮問を受けて、半年間で5回開催する予定は立つのか。行政改革大綱の素案ができ上がる状態だから、この時期に行政改革推進委員が必要だという認識でいいのかななどの質疑がなされ、執行部より、3月に間に合う可能性は、いろいろな議論を含めて難しいという認識でいる。まだ素案はできていないが、これから素案をつくって、推進委員会に諮るという形になってくるかと思うなどとの回答がありました。

次に、10款1項2目学校教育運営費120万円の増額補正。学校給食の問題について、現状では学校給食法に基づく全員喫食の給食というのは費用的に困難であるということで、今のデリバリーサービスを充実して、希望される生徒には全員提供したいと考えている。その中で、いろいろな費用の問題等をもう一回再検討し、その具体化を図るために外部の専門的な知識を持っている人を入れて、今までの過程を検証すると同時に、外部の人の目を、あるいは観点を入れて、いろいろなものを見直し、学校説明会を早急にしたいということで、今回1人、月20万円、6カ月分を提案するものとの説明を受けました。

委員から、中学校給食に関しては一つの結論が出されてあると、それとは違って完全給食を模索するように聞こえたが、ダブルスタンダードでいくのか。学校給食専門委員には、どういった免許、経歴等の方を考えておられるのか。月20万円の根拠についてなどの質疑がなされ、執行部より、ダブルスタンダードではなく、今の中でいろいろ専門的な見地から見直しをしていただくということ。料理、給食についての専門的な知識を持っている人ということで、栄養、調理師免許等の免許がある思うが、そういうことで大きく指導ができる方を考えている。週3日出勤して、いろいろな業務をしていただくなどの回答がありました。

次に、歳入の主なものとしましては、10款1項1目普通交付税9,445万9,000円。地方交付税のうち普通交付税の額が32億6,145万9,000円との決定通知があったため、当初予算との差額9,445万9,000円を増額補正するものと説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正については、3件計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終えた後、長谷川副委員長より、行政改革推進費38万5,000円、学校教育運営費120万円を全額削除する修正案の提出がなされたので、これを受理し、修正案の審査を行いました。

提案の理由としましては、行政改革、学校給食の検討自体、反対するものではないが、行政改革推進委員の設置時期が不適切であり、学校給食専門委員についても配置目的、報酬の根拠が不明瞭で、予算を計上するに当たり十分な検討がなされていないため、賛成できないとの説明を受けました。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、修正案については、委員全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定。修正案の除く原案部分についても討論はなく、採決の結果、修正案の除く原案部分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よって、議案第53号の当委員会所管分については、修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、修正案とあわせて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第53号の環境厚生常任委員会所管分について報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、2款3項2目賦課徴収費の賦課事務費206万8,000円の増額補正。これは、固定資産税の評価がえに係る不動産鑑定を実施するための委託料。鑑定対象は、松川から内山にかけての約50万㎡。面積が広大で高低差があることから、専門業者に鑑定を委託するものであるとの説明を受けました。

委員から、3年に一度の評価がえは何年に当たるのかとの質疑があり、執行部から、平成30年度が評価がえの年との回答がなされました。



次に、3款1項1目社会福祉総務費の地域福祉関係費1億円の増額補正。これは、平成28年度一般会計の決算において剰余金が確定したため、地域福祉基金へ1億円積み立てるものとの説明を受けました。

次に、3款1項2目老人福祉費の介護保険事業特別会計関係費839万6,000円の減額補正。これは、一般会計から支出していた職員給与等の繰出金のうち、2名の給与関係費用を介護保険事業特別会計の対象経費としたことによる844万8,000円の減額補正及び介護保険運営協議会の開催回数を1回増やしたことによる事務費繰出金5万2,000円の増額補正の差し引き額との説明がなされました。

委員から、介護保険運営協議会が1回増えた理由はとの質疑があり、執行部から、今年度にずれ込んだ実態調査に伴い1回分を支出したが、より充実した運営協議会にするために、その分の増額補正するものとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第53号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、6款1項5目農業用施設整備費、15節工事請負費1,600万円の増額補正。これは、旧山の井池の斜樋管の改修工事1,195万円及び川原堰の取水補助施設の設置工事405万円、2件合計で1,600万円の臨時工事であると説明がありました。

旧山の井池の改修工事に関連する歳入として、県支出金の農村環境整備事業補助金、補助率2分の1、597万5,000円の増額補正についても説明がありました。

委員から、危険性があるため池改修の今後の方針について質疑があり、執行部から、今後も予算を確保して耐震調査をしていきたいと考えておりますとの回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画事務費、13節委託料273万3,000円の増額補正。これは、平成28年度に実施した空き家等実態調査の詳細な分析や、昨年度の調査では対象としていなかった分譲マンションや賃貸共同住宅の空き室の所有者に対し、意向調査等を実施するために増額補正するものと説明がありました。

関連する歳入としまして、県補助金の持続可能なまちづくり戦略構築支援事業補助金、補助率2分の1で200万円の増額補正等についても説明がありました。

関連する項目としまして、債務負担行為補正の空家等対策計画策定業務委託料、限度額267万9,000円。これは、平成29年度までに実施する空き家等実態調査や分譲マンション等の空き室所有者の意向調査等の分析をもとに、設置予定の庁内会議及び空家等対策協議会において、空家等対策計画を策定するものと説明があわせてありました。

委員から、空き家対策の今後の方向性について質疑があり、執行部から、今年度は分析と調査、来年度は空家等対策協議会と庁内会議を立ち上げまして計画策定、その後に空き家を流通させる仕組みを考えていきたいと思っていますとの回答がありました。

その他審査では、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

本案に対しては、総務文教常任委員会から、お手元に配付しております修正案が出されております。

まず、本案に対する修正案について討論、採決を行います。

討論はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、行政改革推進委員の費用についての減額についてです。

今回の行政改革大綱の策定については、決して反対しているわけではなく、むしろ行政改革を積極的に推し進めるべきと考えています。それは、各議員が行ってきた一般質問の内容でも明らかです。

問題視したのは、行革大綱策定の進め方についてです。

行革大綱を作成するには、まず市役所組織の幹事会を経て、行政推進本部で大綱素案をしつかりつくり上げることが最優先。大綱素案が全くない中、諮問機関である行政改革推進委員会の設置は時期尚早であると判断したわけです。

続きまして、給食専門委員の費用に対する減額についてです。

議会の中学校給食に対する考えは、太宰府市内の公立中学校で、学校給食法に基づく全員喫食で実施することが最善ですが、当面はランチサービスの充実を図るものと考えます。

6月議会では、市長が突然表明された中学校完全給食の断念により、ランチサービスの充実へと大きく方向転換したはずでした。それがまたもや市長の方針に大きなぶれが生じ、ランチサービスの充実を図るものか、はたまた完全給食を再検討するものか、市長は方針が決められずに、業務が停滞しています。そんな中、採用基準が曖昧な給食専門委員の採用には問題があると考えます。

以上をもちまして修正案に対する賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） これも先ほどと同じで、委員長として討論を委員会で行っておりませんので、この場でさせていただきます。

議案第53号「平成29年度一般会計補正予算（第2号）」の修正案について、賛成の立場で討論します。

まず、行政改革推進委員について、先ほどの委員長報告でも述べましたが、市長から諮問を受けて、半年間で5回の委員会が開催できるのかという質疑に対し、執行部は、3月に間に合う可能性はいろいろな議論を含めて難しいという認識でいる、また、行政改革大綱の素案について、まだ素案はでき上がっていないが、これからつくるとも回答されています。要するに、まだ何も諮問の準備ができていないのに、受け入れ先だけをつくろうということであり、必要性が感じられません。

また、委員会において、市長は提案の理由として、市民サービスや入札のあり方、外郭団体や補助金の問題を上げておられましたが、これらについては全て市長の職権のもとにあり、市長はまず職員を指揮し、問題の分析、解決に当たらせるとともに、関係機関と協力して改善していくべきと考えます。こういった努力もせず、また庁内の合意や合理的段階を踏まずに、恣意に設置することは、財政的な無駄であるばかりでなく、新しい行政改革大綱策定の支障になりかねません。

また、学校給食専門委員についてですが、これも報告にあるとおり、配置目的、報酬の根拠が不明瞭であり、予算計上の根拠があるとは思えません。

これらはいずれも行政組織を駆使して問題解決に努めるという本来のあり方ではなく、市長個人の私的機関設置による課題検討や判断の外部委託、丸投げであり、もし認めれば、担当部

とのそごだけでなく、行政の統一性に悪影響が考えられます。

以上のことから原案に反対ですので、本修正案に賛成します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

行論の関係で、給食専門委員関連予算に関することから始めます。

いわゆる中学校給食断念の問題は、その理由は財政上の負担ということのみとされています。したがって、この解決法は、まずもって財政上の問題として考えるべきです。恒常的な負担はできないということですから、これまで市が常としてきた財政支出のあり方そのものにメスを入れて、経費を捻出するということが第一に考えられねばならないのは明らかなです。

総務文教常任委員会での説明によると、この給食専門委員は、食に関する専門家です。今なされるべきことに資する提案にはなっていないと考えられます。当面のランチサービスの向上を図るのであれば、現有の職員の能力を存分に発揮してもらえるようにすることを考えればよいと思います。

次に、いえ、財政の問題は行政改革推進委員さんをお願いするのですということなのかもしれませんが、しかし、総務文教常任委員会での報告によれば、先ほどもありましたが、まだ素案づくりにも取りかかっていないような状態です。この状態で、半年で5回の審議は確かに不可能でしょう。

それに加えて、急いでつくった計画では、結局は一般的なものしかつくれないと考えます。

先ほども述べましたように、改革されるべきは、目的とされるべきは、太宰府市の行政の持つ恒常的なあり方です。これをじっくりあぶり出し、同時に財政の改善にもつなげていかなければならないでしょう。このじっくりというところをしっかりと、できればきちんとした方法論をもってやって、問題を見つけたら、計画化する前にも対処していく。そして、問題点とその解決法が蓄積してきたら、それを分析、再構成して計画化していく。そのような道筋をとらないことには、本当に市のためになる、あるいは私たち太宰府市でできる、そういう計画、改革はできないのではないのでしょうか。

ゆっくりやってよいとは言いませんが、計画で縛ることよりも、行政が今なすべき責任に直面し、そこから始めないことには、改革にはつながっていかないと考え、本修正案に賛成いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで修正案についての討論を終わります。

採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（橋本 健議員） 修正案が可決されましたので、修正部分以外の原案について討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分以外の原案に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

したがって、修正部分以外の原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成17名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（橋本 健議員） よって、議案第53号は修正可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第8、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第54号から議案第56号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、本議案は、歳入歳出にそれぞれ11万5,000円を増額補正するものであり、内容としては、平成30年度から開始される県との共同化に向けて立ち上げる国保情報集約システムと、本市の国保システムを連携させるためのシステム改修費用である。財源としては、県国民健康保

除共同運営準備事業費補助金10分の10であるとの説明を受けました。

委員からは、今後、システムの更新などについては、県から分担金のような形で振られてくるのか等の質疑があり、執行部から、恐らくそういう形にはなってくると思うとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、本議案は、歳入歳出にそれぞれ8,872万7,000円を増額補正するものです。歳出の主な内容としては、平成28年度介護給付費負担金と地域支援事業の交付金精算返還金となっており、財源は前年度繰越金8,867万5,000円に対応し、余剰金5,097万円は基金積立金としているとの説明を受けました。

委員からは、介護保険給付の積立基金の状況はとの質疑があり、執行部から、今回の積立金の補正を含め、約1億3,200万円との回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」、本議案は、平成28年度決算において1,615万1,000円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額を計上しているものであり、基金積立金の現在高は、5月末で5,007万5,643円であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第54号から議案第56号までについての報告を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時45分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時46分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 から日程第 16 まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第 9、認定第 1 号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第16、認定第 8 号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第 1 号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第 2 号から認定第 8 号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、8 月31日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9 月19日及び20日の 2 日間にわたり、市長ほか教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員からの資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに、慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対し、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成28年度は、前年度より市税は増加したものの、一般財源全体は減少した。予算執行に当たっては、あらゆる補助メニューを積極的に活用しつつ、限られた財源の重点配分と各種施策、事業の効果的、効率的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって



行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の一般会計決算額は、歳入総額258億9,585万7,000円、歳出総額249億8,467万8,000円で、歳入歳出の形式収支額は9億1,117万9,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,110万3,000円を差し引きますと、実質収支額として6億3,007万6,000円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、平成28年度末では244億9,109万円であり、前年度より6億3,474万円増加しています。また、経常収支比率は90.4%で、前年度に比較して2.9ポイント上昇しています。

執行部にあっては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額88億3,203万2,000円、歳出総額90億5,386万6,000円で、歳入歳出差し引き2億2,183万4,000円の赤字決算となっています。この歳入不足については、翌年度繰上充用金で補填されています。

また、実質単年度収支は2,293万6,000円の赤字と、前年度に比べ赤字幅が減少しています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見えますと、現年課税分の収入率は92.84%で、前年度に比較しますと1.97ポイント低下し、保険税収入総額は15億129万4,000円で、前年度に比べ0.02%、31万8,000円の増となっています。また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億306万4,000円となっており、前年度に比べ1.1%の減となっています。

歳入において、前年度に比べ、国庫支出金が2.9%、4,975万8,000円の減、療養給付費交付金が29.9%、7,802万3,000円の減となっており、県支出金が10.1%、4,581万9,000円増となったものの、歳入全体としては0.4%、3,530万9,000円の減となっています。歳出においては、歳出総額の55.7%を占める保険給付費は減少しており、介護納付金、後期高齢者支援金等も減少しています。

平成28年度も国保会計は歳出の増加に歳入額が及ばず、11年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。

平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることから、医療費の節減と適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑はなく、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額11億5,395万8,000円、歳出総額11億76万6,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,319万2,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は286万7,000円の赤字となっています。

執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額47億56万2,000円、歳出総額46億1,007万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源181万2,000円を差し引いた実質収支額は8,867万5,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額は3,325万6,000円の黒字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,303万4,000円、歳出総額3,449万8,000円で、実質収支額は1,853万6,000円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の94.2%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。

執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成28年度の決算額は、歳入総額2,823万7,000円、歳出総額1,208万6,000円で、実質収支額は1,615万1,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成28年度末で収入未済額は9,126万6,000円となっており、その回収率は1.9%となっています。

執行部におかれましては、滞納解消に向けて、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

介護認定審査会事業について、平成11年度から筑紫地区4市1町で共同設置し、運営を行っています。平成27年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度清算となっています。

今回の平成28年度決算額は、歳入歳出ともに総額6,055万4,000円となっており、実質収支額は単年度清算であることから0円となっています。

執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成28年度の年間総給水量は559万9,850<sup>m</sup>で、前年度に比べ0.3%の増となっており、有収率については92.8%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.3ポイント増の83.4%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益は13億6,133万円、総費用は11億1,250万円となっており、損益収支は2億4,883万円の純利益となっています。

また、企業債については、平成28年度末現在で11億7,000万円余りとなっており、このまま平成29年度の借り入れがなければ、平成40年度には完済となる見込みとの説明を受けました。

平成28年度は、4月に発生した熊本地震において、熊本市に対し応急給水を行ったものの、年間を通じて安定的に水の供給を行うとともに、関係者の努力により黒字決算となっています。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化などについて計画的に取り組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成28年度の有収水量は、水洗化人口の増加により、前年度に比べ0.3%増の631万3,049<sup>m</sup>となっています。なお、行政区域内人口に対する水洗化人口は207人、0.3%増の6万9,368人、水洗化人口普及率は0.2%増の96.8%、水洗化率は前年度と同率の97.4%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益が17億6,771万5,000円、総費用が13億8,546万2,000円となっており、損益収支は3億8,225万3,000円の純利益となっています。

また、企業債については、前年度から約6億1,300万円減少し、年度末残高は82億200万円余

りとなっております、今後とも減少していく見通しとの説明を受けました。

平成28年度の建設工事の概況として、五条雨水管きよ、向佐野雨水管きよの築造工事など雨水管整備のほか、北谷、内山、大佐野地区の污水管整備などが実施されております。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成28年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成28年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 平成28年度の太宰府市一般会計決算認定につきまして、反対の立場で討論させていただきますが、まず、議会選出の監査委員といたしまして、平成28年度の予算の執行に関しては、計数の部分においては適正に執行されているとして、皆様のお手元に配付されております決算書と一緒に監査意見書に配付をされております。

しかし、議員の立場で見たときに、計数の正確だけで審査をするのではなく、次年度の予算編成に資するために、広範な角度で見たとき、またその適正な施策そのものがどうなのかは、議員の立場で見たときに、今回提案されております決算認定については、反対の立場から討論をさせていただきます。

安倍内閣が進めるアベノミクスという経済政策は、大企業と富裕層には巨額の富をもたらした一方で、労働者の実質賃金の減少、家計消費も連続で対前年比マイナスとなるなど、今格差と貧困が一層拡大され、社会と経済の危機を深刻にしています。

世帯所得が100万円未満の世帯が1割を超え、世帯所得300万円未満の世帯は4割にも達しています。社会保障の削減路線によって、医療、介護、年金、生活保護など、暮らしを守るあらゆる制度が後退し続け、市民にとっても将来が見通せず、明日の暮らしが見えないという深刻な影響をもたらしています。

平成28年度一般会計決算は、芦刈市長が就任されて初めて組まれた当初予算への決算認定でもあります。さきに述べた視点で見たときに、この後、認定の可否が決まります平成28年度国

民健康保険事業特別会計の決算認定にも関連いたしますが、平成28年度は国民健康保険税の引き上げが行われました。

社会保障の命綱である国民健康保険税の引き上げについて、さきの6月議会で一般質問もいたしました。引き上げの影響が国保加入者へどのように及ぼしているのか、明確な調査等の答弁はありませんでした。地方自治法にあります住民の福祉の増進という視点が欠如していると言わざるを得ません。

また、関連する法律が失効しているもとで、法的根拠のない同和対策事業が継続されていることも、今回容認できない内容であります。

以上の立場から、市民の暮らしと実態、施策を鑑みたとき、一般会計の決算認定は不認定とすべきと考え、同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時06分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の決算認定について、反対の立場で討論いたします。

平成28年度の国民健康保険事業は、会計面で見れば、長年にわたって求めてきた一般会計からの法定外繰り入れの実施、8期の納期から、緩和措置として9期に拡大されました。しかし、それらの実施と同時に、国民健康保険税が引き上げられました。

本市の国保加入者の状況を見ても、国保加入世帯で保険税の滞納等により資格証明書の発行を受けている世帯、すなわち保険証を持っていない世帯の所得状況は、200万円未満が圧倒的に多いというのは、これまで予算、決算のたびに要求してきた資料からも明らかであります。所得の低い方に重たい保険税が課税されているということは明らかな中で、保険税の引き上げ

を行ったことは、今何とか保険税を払っておられる方が払えなくなり、保険証を取り上げられる、資格証明書の交付を受ける、憲法で保障された社会保障の枠から排除される懸念が拭えません。

平成28年度国民健康保険事業特別会計の当初予算において、保険税引き上げを理由に反対しており、その決算認定でありますので、同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。  
（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。  
よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成28年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。  
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。  
よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第4号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成28年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成28年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第7号原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時11分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第8号「平成28年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時12分〉

○議長（橋本 健議員） ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 請願第1号 中学校完全給食の実施を求める請願

○議長（橋本 健議員） 日程第17、請願第1号「中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第1号「中学校完全給食の実施を求める請願」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出者である委員から、中学校給食調査研究特別委員会から提出した要望書と内容に相違が



ないというところで、賛同をお願いしたいとの補足説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、請願第1号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 意見書第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第18、意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第3号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

提出者である委員から、根本的な国の予算が変わらないと、日本の教育が本当に非常に危ない状態になっているのではないかと思う。子どもたちを守るということで、議会として学校をサポートする、そういう取り組みをやっていききたい。国に対しての意見書と今後の太宰府市としての定数改善について自分も頑張っていこうと思っているので、ご賛同いただきたいとの補

足説明を受けました。

委員から、去年も申し上げたが、毎年同じことをやっても、なかなか変わっていない現実がある。切り口を変えないと無理じゃないかと思うがなどの質疑があり、提出者より、国の予算を変えるためには、地方議会として意見書を出していく。地方から声を出して、何もしないと何も始まらないので、できれば今年度も意見書を出していただければと思っているとの回答がありました。

その他の意見として、内容はそのとおりだと思うが、議会の意思は何回も示しているので、あとは国、県及びその議会等に頑張っていただきたいとの意見がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、意見書３号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第３号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を現案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第３号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対７名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第１９ ＩＣＴ推進特別委員会中間報告について

○議長（橋本 健議員） 日程第19、「ＩＣＴ推進特別委員会中間報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

ＩＣＴ推進特別委員会委員長 宮原伸一議員。

〔９番 宮原伸一議員 登壇〕

○9番（宮原伸一議員） ICT推進特別委員会中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成29年6月定例会において、議会におけるICT推進について調査研究を行うため、全議員による構成で設置をしました。第2回の委員会において、8名による作業部会をつくり、まずはICT推進、タブレット導入検討について案を作成し、委員会に報告、確認という方法をとることになりました。

現在まで、委員会を3回、作業部会を2回開催し、議会のICT化の目的及び導入性の必要性について、改めて導入することによる効果や、その必要性について協議をしましたので、内容を報告いたします。

まずは、ICT化を進める3つのメリットとして、1つ目として、資料等の収受、資料の携行・保管・検索、情報収集、スケジュール管理・共有、ペーパーレス化などの議会活動の効率化が図られること。

2つ目に、資料等の作成における経費、労務の削減、資料の修正など副次的な労務の削減など、事務局、執行部側においてもメリットが期待されること。

3つ目に、将来的に市民への情報発信、情報の共有などの効果も期待できるのではないかとということでまとまりました。

今回、ICT化への検討の必要性を確認いたしましたので、次回からは具体的な中身として、タブレットの選定、導入の台数、通信環境、契約などの事項について検討を行っていくことになりました。

その他、インターネットの環境整備として、議場及び議会控室のWi-Fi設置、執行部との共有ではない議会独自のインターネット環境整備について、今後要望していくことと協議を行いました。

また、今、議会では、試行的に個人でのタブレットの持ち込みを行っていますが、データ化した議案書等の受け渡しなどについて、執行部のデータがドキュワークスをベースにつくられていることが多く、PDFへの変換が必要なところや、データの容量が多い場合、制限等により逆に事務の手間が増えたりすると、いろいろと課題もあり、これらについても検討が必要であると考えております。

よって、ICT化をよりよく進めていくためには、議会だけではなく、執行部側の協力も不可欠でありますので、ぜひとも執行部におかれましても、この取り組みにご理解、ご協力をお願いするものであります。

今後は、ICT化に向けた具体的な中身について調査研究を行っていく予定です。

以上をもって本特別委員会からの中間報告といたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について

○議長（橋本 健議員） 日程第20、「太宰府市地域交通問題特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市地域交通問題特別委員会委員長 長谷川公成議員。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） 太宰府市地域交通問題特別委員会は、平成27年6月定例会において、市域における地域交通について調査研究を行い、まちづくりの促進を図ることを目的として9名で設置しました。

特別委員会では、1、まほろば号について、2、渋滞対策について、3、各地域の交通問題、道路改修や標識等の見直しについての3つのテーマを設け、行政視察のほか特別委員会を15回にわたり開催し、調査研究を重ねてまいりました。

このたび、審査結果について、市の地域交通網形成計画策定に際しての要望を総括し、「太宰府市の地域交通に係る要望書」として、平成29年9月13日に芦刈市長へ提出しました。

これより要望書を抜粋して読み上げることで、太宰府市地域交通問題特別委員会の最終報告といたします。

1 まほろば号について

(1)現在、太宰府小学校へ通学している児童を対象に実施している通学割引を、中学生までの拡大を願いたい。

(2)まほろば号の西鉄二日市駅及び西鉄下大利駅への乗り入れを早急に検討願いたい。

ほか4項目。

2 渋滞対策について

(1)路線バス、観光バスが市内を迅速に移動できるように、政庁前の県道を1車線追加して、バス専用車線とすることについての調査研究及び五条交差点の改良について検討願いたい。

(2)年間を通じて常態化している交通渋滞の早期解決に向け、今後とも定期的に交通量調査を市内数カ所で開催し、現状把握に努めていただきたい。

ほか3項目。

3 各地域の交通問題、道路改修や標識等の見直しについて

(1)道路舗装改良工事や補修工事を計画的に行い、道路拡張や安全な自転車走行に配慮した道路整備を検討願うとともに、大型観光バスの交通量増加に伴う振動の影響について、バス停や交差点付近等にある民家を対象に調査、対応を検討願いたい。

(2)自治会や各学校からの要望事項について、引き続き積極的に対応するとともに、駅、天満宮周辺など人が多く集まる場所においては、時間帯制限や一方通行、速度制限など、本市の特性に応じた交通計画、交通ビジョンを策定し、増加する観光客や、昼夜を問わず往来する大型バス等の影響について、市民に配慮した対応を検討願いたい。

ほか3項目。

今後の民生費の伸びや学校施設を含めた公共施設の改修、自治会からの整備要望などを考慮すると、市の財政はさらに厳しい状況になることが予想されるが、歩行者や児童・生徒が安全・安心な日常生活を送ることができるための措置については、可能なものから積極的に実施するよう要望する。

以上、抜粋にて報告いたします。

なお、要望書の全文につきましては、ホームページに掲載しておりますことを申し添え、太宰府市地域交通問題特別委員会の最終報告といたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 議案第58号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第21、議案第58号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件1件のご審議をお願いするものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき、平成29年9月26日付で田村幸光氏を副市長に選任したので、議会の同意を求めるものであります。

田村氏は、昭和53年に太宰府町に入庁され、これまで36年の長きにわたり、市職員として市の施策に直接関係する部署においてご活躍されてこられました。平成25年には市民図書館長、平成26年には市民課長などの要職を歴任され、平成27年3月に本市を定年退職後、同年4月から文化学習課に再任用職員として1年間勤務され、現在は公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団で市民図書館長として勤務されております。

人格、識見にすぐれ、行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適任であると考えております。経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

市長として、行政の空白期間が長くなることは避けるべきと考えておりますので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ただいま市長から、副市長の選任についてということでご説明がありました。提案された方は、今市民図書館の館長を務められている方で、1年半、恐らく勤務されていると思います。図書館のほうも年間企画を計画を立てて進めているところですけども、この年度途中で館長から副市長への選任へと、市長が推薦をしたということになりますと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいまのご質問の件について回答いたします。

市民図書館につきましては、太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者として管理運営を行っており、財団職員である田村氏が館長として配置されております。市としましては、文化学習課長が市民図書館担当課長でもありますので、特に支障はないと考えております。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 図書館長が課長兼務ということは、田村館長が就任される前、そういうような期間がありました。市民図書館の業務も進めていくために、充実したものにするためにということで、財団のほうから館長を配置したというふうな流れであつたというふうに思います。このことについて、市民の皆さん、ボランティアなどをされている方々からは、大変喜ばれたようなことがありました。

その方を、その方をというか、館長を年度途中でかえる、副市長に選任するということについて、乱暴ではないかなというふうに私は感じているんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 田村氏が図書館長であられましたときに、いろいろな形で市民と一緒にな

って図書館業務を進められました。結果的に、文部大臣あるいはいろいろな形での表彰を受けるというような立派な実績を残された方でございます。そういう方でございますので、市役所の業務についても、副市長として私はふさわしいものではないかというふうに考えておりますので、今回彼にお願いするということでのご提案をさせていただきとる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 田村館長が図書館で活躍されてきたことというのは、私たちも認識しているところであります。提案された経歴書の中に、図書館業務に市役所時代に長く従事されていたということもあったかと思います。そういう方が副市長に就任をして、市全体のことが市長と一緒に行政改革、まちづくりにつながっていくのかというところが、私としては疑問に思うところですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。今おっしゃいました方向性について、私と共通の認識を持っておりますので、一緒になって進めていくことができると考えまして、今回提案させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ただいま市長の提案説明書を聞いたわけですが、最後の辺で、市長として行政の空白期間が長くなることは避けるべきと考えておりますなどというのは、副市長を解職させたのは市長ですからね。それがわかるなら、最初から解職させなければよかったことであって、ちょっと理解に苦しむところです。

今議会の一般質問の中で、小島議員のほうから質問があったと思うんですが、市長にとって、もう一度私のほうからお伺いいたしますが、市長にとって副市長の存在とはどういった方なのかをお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私と二人三脚でいろいろなことを進めてくださる方です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 小島議員の質疑のときには、そういうふうなことはおっしゃられてありませんでした。答弁聞くと、自分が3言ったことを5理解し、7動けるような的なことをおっしゃられたと思うんですね。そういった方が果たしてこの世の中にいるのか、ちょっと私はそこで非常に不思議に疑問に思ったんですが、そのような理解で間違いないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私と一緒にいろいろな仕事を、同じ方向性を持ってやっていくということ

と、実務について、やはり副市長ですから、私が考える大きな方向性に対して、それに対して具体的にどうしていくのかということを出していただくということを、そういう表現で私がしたというふうに理解しておりますので、一緒にやっていただけるのにふさわしい人だというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） じゃあ、市長のおっしゃることを、3言ったことを4しか理解できなくて、6しか動けなかったら、また解職されるんですか。矛盾しているじゃないですか、市長。そのようにしか受け取れないわけです。そうやって議会答弁ではっきりおっしゃっているわけですよ、そういう的なことを。ですから、きちっと納得させる説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も言いましたが、一緒になってやっていただけるということで提案させていただいてるわけですし、例えば悪かったのかしれませんが、3とか4とかというそういう数字の問題よりも、一緒の方向性を持って進んでいくということが大事なことであるという例えとしてそういうことを申し上げたのと、実務的に進めていただくという例えとしてそういうことを申し上げた次第でございます。

やはり副市長のポジションというのはとても大事なところであると考えますので、今回こういう提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今回選任されている田村氏については、副市長として共通認識、二人三脚で同じ方向に向かって進んでいただけるということだったんですが、もう少し承認する判断として、行政改革ということにちょっと特化してご説明いただきたいんですけども、選任される田村さんは、行政改革についてどういうふうなお考えを持っている方なのかをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的な方向性としての市役所改革についての大きな方向性については、共通の認識を持っております。個別のことについて、またいろいろなことは打ち合わせして出していかうとは思っておりますが、大きい方向性としては共通の認識を持っているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） またちょっと漠然とした回答で、共通の認識を持っているだけじゃあ、



まだ承認するというふうには私は納得できないんですけども、じゃあもうちょっと具体的に、この経歴だけじゃあ、行政改革をぐいぐい推進するというふうには私はまだ伝わってこないんですけども、その共通認識をどのように実現される方なのか、どういう能力をお持ちなのか、もうちょっと具体的に、今までの経歴、もっと具体的な経歴をもって、何を、こういう成果を上げたから、それを評価して今回推しているんだよというような説明をいただけないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 長年市役所に勤められ、いろいろな分野を勤務しっかりやられまして、その成果として、定年退職後も図書館長としての仕事を立派にやられております。

私は、個別的に彼の業績がどうのこうのというよりも、やはり人格がすぐれてあり、その点を評価し、副市長に推薦しているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 最後ですので、前副市長の富田氏の経歴も、私しっかり見たところなんですけれども、富田氏もしっかり行政を勤められて退職されて、副市長に乞われてなられた。この2つの経歴書を比べた場合、どこが大きな違いがあるのか、私ちょっとわからないんですけども、それをはっきり、今回田村さんが副市長に適任だという理由をもう一回お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げますが、私と二人三脚でやっていただける人だというふう考えたということです。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12 番（小島真由美議員） この田村氏への内諾の時期といたしましては、8月初旬というふうには伺っておりますが、このときにもう田村氏との内諾があり、何で9月の初日が8月31日というときでありながら、この市長の先ほどの空白期間が長くなるというようなことは矛盾すると思いますが、なぜ初日もしくは追加議案としても2日目に出さなかったのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的にはそこまでの準備ができてなかったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

12番小島真由美議員。

○12 番（小島真由美議員） できないはずないでしょう。8月の初旬に内諾をして、富田氏への解職の通告のほうが遅いわけでしょう。なぜこういったことで最終日に持ってくるのか。

私は、一般質問の中でこのことも問いました。そしたら、市長はこういうふうに言われまし

た。いろいろな議論をしたいからということで、最後に最終日に持ってきたというようなことを回答されましたけれども、一切今までご回答はあっていません。関係の改善のため、どのように努力をされたのかという答えもいただいていませんし、決算から予算編成の大事なこのときに、なぜ解任をし、また新しい人事をするのか、この件も答えていただけません。

それから、わずかあと一年半まで、なぜ任期満了まで待てなかったのか、こういったことも一切答えないまま、ここまで来ている状況でございます。幾らこちらから質問を提起いたしましても、なかなか具体的な回答が返ってこない。

であるならば、なぜ2日の日に、もしくは初日に出されて、しっかりとした議論をなされなかったのでしょうか。もう一回ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今議会が副市長解職についての課題になるということははっきりしておりますし、そういう議論の中で提案するというよりも、先ほど申し上げましたし、そのあたりのことについては、私は誠意を尽くして回答しているつもりであります。そんな中で、提案の時期をここにしたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 古い体質を背負っていたという前副市長の富田氏、そして今回は新しい人心を一新してということでございますけれども、ご自身の言うことを聞くということが副市長という新しい改革なんではないでしょうか。

この経歴を見させていただいて、本市の課長ですよ。この議事場で答弁をされたことがない方ですね。こういう方が副市長ということで、いきなり副市長の人選で上がってまいりまして、驚いておりますし、またこの田村氏自身、今まだ継続的に館長をされているということで、二足のわらじを履きながらということになるのでしょうか、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長に就任していただければ、当然二足のわらじというのはあり得ません。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この副市長人事につきましては、前回の富田副市長がされているときも、一般質問でいろいろコミュニケーションをとりながら行政改革やってくださいというお願いを、何回もいろいろな議員からもされていると思います。その中でも全然されてないまま、議会は進み、行政改革は進み、何もできないということで市長がおっしゃいました。それは、市長の部下に対するコミュニケーション自体ができてなかったんじゃないですか。

ただ、そのまた、今度田村さんを就任させたときに、例えばですよ、また自分の思うごとにならんかったら、また首にするんですか。可能性は十分ありますよ。

副市長と市長のともに歩んでいくんじゃなくて、行政マンと一緒に歩いていかないかんじゃないですか、太宰府市というのは。2人だけでやっていることじゃないですよ。それができなかったから、今までできなかったんでしょう。違いますか。

何か私も言いましたよね。行政マンとちゃんとコミュニケーションとってやってくださいと。それをやっていれば、こういう解任するようなことはできなかったでしょうということ、私も言いました。やっていきますと言いましたよ、市長は。いまだにやれましたか、それが。答えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私もいろいろな形での昨年末から、この平成29年度のいろいろな形でのあれをどうしよう、こうしようということを提案し、いろいろ進めてきたわけですが、何度も申し上げましたが、それなりの判断で副市長は解職したということでございます。コミュニケーションをしていないということではなくて、いろいろなことの指示をしながら、その中で話をしてきたといういきさつはあります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

2 番舩越隆之議員。

○2 番（舩越隆之議員） コミュニケーションをやってきたと言われますけれども、給食問題にしてもそうじゃないですか。もう最初から金額が難しい金額が出とるのに、それを何とか考え直しをしていただけませんかという副市長からの提案があったはずで、何回も。市長はただその2億円という金を、1億8,000万円という金を、太宰府の予算が250億円あるから、その中の2億円だろうと、どうにかなるだろうという判断ですか。

そうじゃないでしょう。そういう単純な発想で、できるんじゃないかという話を進めていけという話はおかしいじゃないですか。そこのところが、行政マンとちゃんとコミュニケーションがとれてないということですよ。そんな250億円の中の2億円だからどうでもなるだろうと、そんな発想だったら誰でもできますよ。それができないから、みんな頭悩んでいるんです。

学校給食は誰もしたくないわけじゃないんですよ、議員も。みんなしてあげたいんですよ。それをできるようにするのが、2年間半で今までできなかったことが、すぐできるはずないじゃないです。それを何年後に、中・長期的な計画を立てながらやっていくのが、コミュニケーションをとって話し合いしていく中で、何年後にはこういうことができるじゃないかという話を持っていくのが、市長として行政マンとしてのみんなの話し合いの中で進めていく言葉じゃないんですか。

自分が公約したからできないから、はい、やれ、それをできないから首だって、そんなばかな話ないでしょう。そこのところもう少し考えてちょっと答えてください、今の私の質問に対して答えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まさしく舩越議員の言われるとおりだと思います。問題は、お金の問題なんですから、やはりそのためには行財政改革をし、いろいろなところで使われているお金を再点検し、財源をつくり出していかなきゃいけない。

その上で、今残念ながら6月議会では中学校を学校給食法に基づく全員喫食の給食については、断念するとは言っておりません、見直しなんです。見直しし、希望される生徒の皆さんには、ランチサービスとして充実して提供するという事を考えているわけでございまして、おっしゃったような乱暴な議論で進めておるわけでは全くございません。

どうやって今の給食についての市役所としての方針をどう実現していくか、そしてさらに、やはり私は中学校の完全給食というのは、実現されなきゃいけない課題だと考えておりますので、今すぐというのは無理にしても、行財政改革をしながら、財源をつくり、市民の皆さん、保護者の皆さん、希望される生徒の皆さんの希望に応えていきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

2番舩越隆之議員。

○2番（舩越隆之議員） 財政のこといろいろ考えてやっていくと言われますけれども、例えば給食問題の1億8,000万円を捻出するためには、それは市長としては何と何をカットすれば給食問題ができるような話になると……。ちょっと違いますかね。話が飛びようですね。済みません。

この副市長に関しても、今後、私もどういう方か知りません。顔も見たことはありません。どう判断していいかもちょっと困っております。だから、今後やっぱり市長は、ちゃんと行政マンとやっていかれることをお願いして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、市長に単刀直入にお伺いしますけれども、今回提案された田村氏については、古い体質は背負ってないというふうに考えておられるのか、まずイエスかノーでお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市役所の職員で長い間にお勤めいただいた人だと思っておりますが、個人的に古い体質どうのこうのというのはなかなかあれでございしますが、私と一緒に歩んでいってくださる人だというふうに考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 明確なその部分の答弁なかったですけども、私がちょっと1点気に

なりますのは、田村氏の経歴書が添付されております、市役所の職員としてのですね。私がこの世界に入らせていただいて10年になりますけれども、当時まだ現役の職員だった時代の経歴もわかるんですけれども、それと同時に、今回提案されている田村氏は、太宰府市の職員組合の委員長だった、職員組合の活動をされておられました。

その際に、市長が今回行政報告の中で述べられた前富田副市長の解職の理由ですね、具体的に6点述べられておりますけれども、その中では6点目にあります東小の給食の調理陰惨の体制の問題ですね、そういった部分も一つの理由として上げられておりますが、提案されております田村氏は、職員組合時代にはこの給食の調理員の問題についてはどういう立場で発言といたしますか、いろいろ事に当たっておられたのか。市長はその辺はご存じですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当時、組合の委員長として、組合の立場での活動をされてあった方だと理解しております。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） では、じゃあ今回提案されている部分が、例えば今回、前副市長の解職の理由として1個具体的な事案が上がっておりますけれども、その過去の部分については、クリアといいますか、どのようにするというのを、提案されるに当たって、田村氏ときちんと関係をその点は整理をされているのか。そうしないと、仮にこの後、議決がされた後、また同じ問題が発生しかねないということを懸念するんですけれども、市長はその辺まできちんと手当てをとられた上で提案されているのか、最後お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そのあたりの話も確認しておるということをご報告します。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

今質疑させていただきましたけれども、図書館業務、市の業務の中の一つ、図書館業務の部分が滞ってしまうと、館長が抜けたことによって滞ってしまうのではないかという懸念があります。

その点が1つと、芦刈市長がこれまで富田副市長を解任される際に、古い体質を背負っている方だということをおっしゃっていました。古い体質をつくっているのは、持っているのは副市長富田さんだけではなくて、市役所全体がそういうふうな中にあると思います。その市役所

で働いてある職員の皆さん、部長を初めとして職員の皆さんとそこを変えていくということにすれば、副市長を間に置くのではなく、もう直接部長と話していく、また経営会議で話していく、そしてとことん議論をして前に進めていくということが先決だというふうに考えています。

ですので、今回の副市長の選任については反対の立場で、同会派の藤井雅之議員と反対の立場をとりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論します。

富田前副市長の解職を受けて始まった9月議会であり、これは最重要懸案件の一つだと考えています。本来なら9月議会冒頭で提案されるべきだったと私も考えますが、副市長の職の重さを考え直すための時間を与えられたとも言えるかと思います。

前副市長の解職に対して、私も一定の見解はあります。が、形の上では市長の権限の行使にすぎない。それと今回のこととは、一応分けて考えておこうと思います。

田村氏が適任と判断し得るかということが、通常の判断基準になろうかと思いますが、議案と説明だけで十分な判断が難しいという点は、先ほども軽く指摘があったかと思いますが、そういう構造的な問題もあるので、その点を今回は判断の基準としてはとらないこととします。

初めに時間が与えられたと述べましたが、既に私自身、今回の執行部提出議案の一部の修正、否決等については、そちらを選んでいきます。副市長解職という事態と並行してつくられたであろう議案であると推察される以上、いかに議案を練り上げる上でもう一つの視点——具体的には副市長ということになりますが——が大切かということが浮き彫りになったと考えています。

副市長が誰でもよいと考えているわけではないのですが、少なくとも当面の市政運営の安定性を増すためには、副市長を存在させることのメリットと、不在のままにしておくデメリットとどちらが大きいかと考えると、私はもう一つの目を置いておくことのほうが大切なのではないかと、現状から見ると考えざるを得ません。

よって、この人事案には賛成として、討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を同意することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、議案第58号は否決されました。

〈否決 賛成 1 名、反対16名 午後 0 時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 決議第 2 号 芦刈市長に対する辞職勧告決議

○議長（橋本 健議員） 日程第22、決議第 2 号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 決議第 2 号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」についてでございます。

提案者は、私村山弘行、賛成者は、太宰府市議会全ての会派の各代表者、門田直樹議員、長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員であります。

提案理由の説明については、案文を朗読して提案にかえさせていただきたいと存じます。

6 月定例会最終日、問責決議が全会一致で可決され、その後議会は、9 月定例会において反省された市長の姿勢を注目し、新たな方針が出されることを期待した。

しかし、9 月定例会直前の 8 月25日に、不条理にも突然、副市長を解職する行動に出られ、さらに教育長をもやめさせようとした。

市長は、8 月31日の議会初日、問責決議及び副市長解職等に対する行政報告を行ったが、自己中心的で、余りにも稚拙な報告内容にあきれた次第である。

今議会において提案されている市長給与減額案は否決され、学校給食専門委員や行政改革推進委員の予算案も削減され、原案否決された。

これまで否決された意図不明な機構改革案などの議案の数々について、市長は原因究明されたことがあるのか問いたい。なぜなら、市長原案は、市長みずからの安易な思いつきであり、庁舎内部で十分に協議されたものではなく、熟慮に欠けた、ひとりよがりの提案ばかりであるからである。

議会では市長に対し、辞職勧告決議か不信任案決議か、会派代表者会の中で連日協議を重ねてきた。太宰府市制始まって以来の出来事を、市民はマスコミ報道の情報しかないこと、これまでの原因が市長の資質に欠けている点が大きく、わかりにくいということ、不信任案決議後、議会解散の流れになった場合、選挙費用を初め将来的にも大きな影響を与えてしまうことなどを憂慮している。それでも、我々議員は、一連の経過を正しく伝えていく努力を行い、全議員一致団結して行動していく決意である。

市長は 6 月議会の問責決議後、本会議場で反省の弁を述べていたにもかかわらず、その後、「副市長や部長や部下のせいにするのは言語道断であり、これらのことは紛れもなく市長の責

任である。」という文言は絶対に認められないと発言されたことに、愕然とし、怒りを禁じ得ない。口先だけの反省で、職員に謙虚に歩み寄ろうとする姿勢もなく、副市長を解任したことは許しがたく、この結果、市政の混乱を招いている市長の責任は極めて重い。

よって、太宰府市議会は芦刈茂市長に対し辞職を勧告し決議するものである。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 今回の辞職勧告決議について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

問責決議に続いて、今回辞職勧告を提出している意義を重く受けとめていただきたい。

今回の市長行政報告の中で、人事権、予算提出権、議案提出権への侵害と言われますが、市政運営の執行権限を有する市長が就任されて2年余り、今までも提案理由の中に、市民の皆様への行政サービスにおける計画や財源など具体的な指標を示されないから、現場はいつも混乱している状態でありました。

また、今回の教育長への解職に値する要件のない中、通告をしたものの、市長の権限ではできないことがわかり、取り下げる始末。

私は、前回の6月議会で、市長の公約である中学校完全給食問題が二転三転し世間を騒がせたことに対し、市民の皆様へ謝罪を求めましたが、市長から一度も謝罪の言葉を聞いていません。副市長解職を初め一連の事の本質は、市長の真摯なる姿勢が問われていることであると思います。

そして、勧告の内容のことを踏まえて、議会に不信任決議案を出させないでいただきたい。なぜなら、解散選挙となると、数千万円からの経費など市民の皆様へ負担を与え、大きな影響となるからです。

最後に、市長として議会から信頼も受けることができない市政運営はありません。太宰府市制始まって以来の混乱の終結を願い、芦刈市長が英断され、辞職されることを強く申し上げ

て、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 辞職勧告決議には反対の立場で討論します。

議案への賛否を考えるに当たって、結論によって考えるか、理由によって考えるか、考え方はいろいろあります。私自身、現市政に深刻な危機感を持っていることは、本日の討論の中でも示してきたつもりです。しかし、この決議は、民意の反映としての市長の法的地位にかかわるものですから、理由の検討に重きを置きたい。

あらかじめ2点。決議案には、全員一致団結してという表現がありますが、私自身は議会の団結は表決の全一致であるとの考えは持っていません。民主主義的な議会とは、そもそもそのようなものではない。

もう一点、ここで討論を行うのは今日が最後かもしれない、その覚悟で臨んでおりますので、みずからがよしと信ずるところを述べて、言い残しのないよう、悔いの残らないようにしておきたい。笑わないでいただきたい。

（芦刈市長「笑ってないです。共感を持っています」と呼ぶ）

○7 番（笠利 毅議員） そのためには反対表明すべきであると結論をしました。

本来は、副市長否決の時点で不信任が出るべきだと私は考えています。ただし、今回の決断は必ずやそのほうがよい効果を持つものと信じて、述べさせていただきます。

論点は、議員として思うところ、議会の一員として思うところ、一人の個人として思うところいろいろありますが、若干割愛しつつ語ります。特に3番目は省略します。

先日の議員協議会で私は、私には議案は書けない、そもそも決議案のみで市民を納得させられるようなものがつくられなければならないと述べたことは、議員諸氏は覚えておられるかと思います。私には、この決議案の理由が受け入れがたいものだからです。

そもそも6月の問責決議の討論で示唆したとおり、責任は市長一人にあるものではなく、また責任のとり方は市長一人で考えるべきことでもないとは私は考えてきました。何の責任かということについて言えば、問責決議で具体的に言及している給食にかかわること、いわゆる文書問題ということ、これに対する責任です。

私には、市長その人の組織体としての行政の責任を考えるべきだと思える。そこで、6月には、一人で考えるとともに、全員で考えるべき事柄であると述べました。市長は、しょせんは名宛て人にすぎない。また、名宛て人を指名した議会も応分の責任を担うべきであると、8月、9月と繰り返してきたつもりです。9月議会でもそれを基調に言葉を選んできたつもりです。

問責決議中の市長の言動にかかわる部分について、入れるべきではないと主張したことも、議員諸氏は覚えておられるかと思います。言った、言わないの議論になりがちだからと、その

理由も述べたことも記憶されていると思います。

多くの市民がそう感じているものではないかと思いますが、9月議会での市長への批判の多くは、市民生活に直結する給食あるいは文書問題に象徴される行財政の問題をめぐってなされたものとは言えません。非公開の場での出来事、解釈が分かれる余地のある事柄をめぐります。

この点については、市長にも重大な責任があると考えていますが、私には全体として不毛なものであったとしか思えません。あえて自説を丸めてまで問責決議には名を連ねましたが、期待した方向には一步も事が進まなかったと、正直な感想です。もちろんみずからの非力を思わざるを得ないのですが、事柄の本質に迫る力が欠けていたのは市長のみではないと考えています。

一般質問では、これはついでに言えばですが、職員にもそのつもりで仕事に励んでほしいという気持ちを込めたつもりです。恐らく伝わった方はいらっしゃると思います。

ここまででも反対理由としては十分であろうと思いますが、もう一点述べておきます。

総選挙が入ることもあり、日程上、政治による、国政もしくは市政による市民生活の混乱は長引きそうです。政治的な空白が生まれることは明らかだと考えており、それが先ほどの副市長人事の賛成への理由にもしたんですが、この空白を埋める手だてが、この決議案そのものから出てきません。市政の混乱を招いた責任は市長にあると、その指摘は私も一定の理があると思っていますが、今行政のチェック機関として、行政の空白、これをあえて今選ぶということが、私にはどれだけの合理性があるのか、どうしても承服できません。市長にはまだ選択肢は残っていると思いますが、それは私がここで言うべきことではありません。

以上、辞職勧告には明確かつ客観的かつ公の理由が十分に示されているとは思えない。市民生活が向上する展望、これが残念ながら示すことができない。そう考えざるを得ないと判断しました。そのことをもって反対討論としますが、議会の中にはさまざまな考え方があるということをその一部でも表に出すことが、結局は議会そのもののためにも町のためにもなるだろうと、なることを信じて、討論を閉じたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 芦刈市長に対する辞職勧告決議に対し、賛成の立場で討論に参加します。

中学校給食調査研究専門委員会の視察で思ったことは、どの自治体も市長の選挙公約により中学校給食が実現されていることです。宗像市では、センター給食を自校式の給食に変更されています。田川市では、デリバリーの完全給食が今年度より実施されています。どちらも子どもたちのことを一番に考えて、市長の強いリーダーシップにより実現されています。太宰府市では、なぜ実現できないのでしょうか。

市長は、中学校給食における食育の必要性は考えているのでしょうか。アレルギー対策、食

中毒の対策、給食費未納の対策など、中学校給食の課題に対する考えはあるのでしょうか。

センター方式、親子方式、自校方式では、任期中に実現できない。実現できる方式と考え、市長の出した答えがデリバリー方式。学校現場のことを考えれば、4月から導入を決断するはずなのに、ロードマップで示された実施時期は9月導入。まさしく任期中の実現を一番に考えていたからの判断です。太宰府市民の求める中学校完全給食と、市長の掲げる中学校完全給食には大きな目標の違いがあります。

市長は、中学校給食導入を、副市長、教育長が拒んだとし、辞職を強要し、副市長を解職されました。確かに副市長が拒んだのかもしれませんが。中学校給食調査研究特別委員会の委員長、副委員長には、前もって副市長より、デリバリー方式からランチサービスの充実に変更する説明を受けました。そのとき副市長は、辞職覚悟の決断ですと言われました。

今年度5月からロードマップどおり学校説明会が行われ、市長の中学校完全給食が進んでいたらどうなったでしょう。

神奈川県大磯町が昨年、町立中学校で導入したデリバリー方式による給食事業をめぐり、御飯やおかずの半分以上が食べ残されている異常事態が続いていることが報道されています。

財政面も含め、今回の副市長の判断は、太宰府市を救ったことになったと思っています。

また、今回の補正予算では、行政改革推進委員と学校給食専門委員が市長より提案されました。この意味のない無計画な提案には、またかと驚くばかりです。この補正予算が提案される、副市長のいない執行部に危機感を感じています。

以上のことから、市長に対し、みずから辞職することを強く要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

9 番宮原伸一議員。

○9 番（宮原伸一議員） 賛成の立場から討論いたします。

市長は、虚偽文書問題が新聞報道されたとき、監査委員に確認もしないで、いきなり記者会見で10名ほどで第三者委員会を立ち上げるとマスコミに報告されました。しかし、数日後には、第三者委員会は取りやめると、プライベートの約束を変更するような感覚で報じられていました。市の長がそのような軽率なことでよいのでしょうか。

また、虚偽文書の責任をとり、報酬1割、そして1カ月と、とても納得のいく金額や期間ではありません。パフォーマンスとしか思えません。

しかし、虚偽文書問題は何ら問題ないと市から報告がっております。何の責任をとられるのかわかりません。

またほかに、議会報告前に一部の市民が情報を知っていること、中学校給食、不適切な発言、副市長解職、口頭で教育長解職の通知等、市長の責任は重大であると思います。どうでしょう、ご自身で身を引かれてはどうでしょうか。もし不信任案となった場合、市長は議会を道連れに解散しますか。そうなれば、余分な経費と財政難が膨らみます。それだけはどうしても

避けなければいけません。どうか辞任をお考えください。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 決議第2号「芦刈市長に対する辞職勧告決議」について、賛成の立場で討論します。

まず、芦刈市長に関する問題事案ですが、先ほど笠利議員は言われましたけれども、やはり具体的に言葉のことも含めて指摘しなければならないと考えます。

決議文には、問責決議を認めず、6月ですね、自己中心的でかたくなな市政運営を行っておられることや、議会として否決せざるを得ない熟慮に欠けた意図不明な議案の提出などについて記されています。

ここで1つ申し上げねばならないのは、これらは問題事案のごく一部であり、市長はさまざまな場所で多くの問題がある言動を繰り返してこられました。総合体育館の市民説明会では、議会が説明会を否決したなどと全く事実と異なる発言をされ、一部事務組合では、目的を理解していない不謹慎な発言、一般質問に対する答弁では、質問の趣旨と関係のない話を繰り返され、「儲けよう太宰府」は下の者が言った、あるいは中学校給食問題では、議会がデリバリー方式を求めたなど、とんでもない回答をされています。特別委員会からの要望書をどう読めばそうなるのか、理解できません。

特に忘れられないのが、福祉施設に関する質問への回答で、近隣市の施設を実名を挙げて、土地が安かったんだろうとやゆされたことです。これはもう失言を通り越した暴言であり、自治体の長から出た言葉とはとても思えません。

新聞報道では、議会と市長が対立しているという論調の記事が見受けられます。確かにどちらも人間ですから、感情もありますが、断じて言えるのは、この辞職勧告決議は、対立や感情的な動機で出すのではなく、市政の混乱を正常化するために、議会の職責として提案するものです。

以上、賛成討論とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 芦刈市長に対する辞職勧告決議について、賛成の立場で討論いたします。

6月議会の問責決議、また9月の議会において、さまざまな場面で芦刈市長に質疑をさせていただきました。細かいことについては述べませんが、芦刈市長は、議会は私の言うことには何でも反対だと、潰してやるという態度をとっているなどと思っていらっしゃるようです。

私たち日本共産党太宰府市議団といたしまして、芦刈市長が2年前に市長に就任して以来、初めて出されました市長報酬の条例の制定については、私たちは賛成をしております。芦刈市

長が公約に上げられて、私たちも期待をして賛成をしたところですけども、これが否決をされ、改めて２年後にこれを修正をして提案をされています。当初、私たちが賛成した意思が尊重されていないという点で、市長の信念、何をもって公約を掲げて市政を進めていこうとしているのか、その信念がわからなくなりました。失望しています。

また、中学校の完全給食については、今までも幾度となくこのことについて取り上げ、市長の姿勢も問うてきたところです。

芦刈市長が、今どこを向いて市政を動かそうとしているのか。私たち議員も市民の声を聞いて、市民の声をもってこの議会に臨んでいます。そのことも含めて、芦刈市長みずからもう一度問責決議、そしてこの辞職勧告を考えていただいて、重く受けとめていただきたいと思います。

これをもって賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第２号を現案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（橋本 健議員） 大多数起立です。

よって、決議第２号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対１名 午後０時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第２３ 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２４ 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、各字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年11月20日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 小 畠 真由美

会議録署名議員 陶 山 良 尚